ASEAN 6 カ国における中小企業施策

平成 20 年 3 月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

近年、中小企業の国民経済に寄与する役割が高く評価され、中小企業振興の重要性に関する国際的な理解が深まりつつある中、多くの国々は中小企業を創出・育成するための中小企業施策に取り組み、あるいは取り組もうとしている。

多くの我が国中小企業が進出している ASEAN 諸国においても、中小企業の育成発展に取り組んでいるが、各国の施策を網羅的に整理したものはこれまでない。財団法人海外貿易開発協会(JODC)が事務局を務める日本・アセアン経済産業協力委員会(AIMECC)の場においては、ASEAN 諸国における中小企業白書の作成等が検討されており、各国の施策を比較調査し、明らかにすることが期待されている。

そのため、AMEICC事務局を務めるJODC、財団法人国際貿易投資研究所の協力を得て、 昨年度は、ASEAN 加盟 10 カ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、 タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)の中小企業施策に関する 基礎資料を収集し、中小企業の定義、根拠法、白書の有無等を整理した。

今年度は、特に我が国中小企業が海外展開を図っている ASEAN 加盟 6 カ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)に焦点を当て、各国の中小企業振興施策について、詳細な現地調査を行った。この報告書はその調査結果を取りまとめたものである。現地調査にあたっては、AMEICC 中小企業作業部会の各国代表委員並びに日本貿易振興機構(ジェトロ)の関係海外事務所の協力を得て、中小企業振興を所轄する各国の中央官庁及び政府関係機関並びに民間機関等の責任者及び担当者に直接取材するとともに、関係資料を収集した。

本報告書が、我が国の中小企業施策関係者等において、ASEAN 諸国の中小企業施策の現 状や課題の把握のための一助となり、これら各国との一層の関係緊密化に資するものとな れば幸いである。

また、この報告書は英訳され、AIMECC の場を通じて報告される予定である。ASEAN 諸国の間においても、近隣各国における中小企業振興のノウハウが共有され、各国自身の 施策の構築・改善並びに中小企業白書の作成等に活用されることを期待している。

なお、本文中の各国の中小企業施策の課題等の記述については、それぞれの調査・執筆 担当者の個人的な見解に基づくものであり、必ずしも当機構としての見解を示したもので ないことに留意願いたい。

> 平成 20 年 3 月 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 国際統括室

総 目 次

インドネシアの中小企業施策	1
マレーシアの中小企業施策	33
フィリピンの中小企業施策	67
シンガポールの中小企業施策	93
タイの中小企業施策	125
ベトナムの中小企業施策	159



目 次

インドネシアの中小企業施策

第1章	中小企業施策—総論	
1 —	(1) 中小企業の定義とその根拠	3
1 —	(2) 中小企業を取り巻く環境と中小企業の実態	4
1 —	(3) 中小企業関連法	6
1 —	(4) 中小企業政策の立案と実施	10
1 —	(5) 中小企業政策における財政支出	13
1 -	(6) 中央と地方の役割分担	14
第2章	中小企業施策—具体的施策	
2 —	(1) 金融	15
2 —	(2) 税制	21
2 —	(3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他	22
2 —	(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援	23
2 —	(5) 創業・ベンチャー支援	24
2 —	(6) 中小企業にかかわる公正な取引の推進、市場の整備	25
2 —	(7) 地域中小企業政策	25
2 —	(8) 中小企業の国際化支援	25
2 —	(9) 中小企業に関する雇用・労働政策	26
2 -	(10) 中小企業組織およびネットワーク	26
2 -	(11) 小規模企業対策	26
2 —	(12) セイフティーネット	26
第3章	インドネシアの中小企業施策の課題	28
参考資料	와	28

・現地訪問調査および報告書作成:尾村敬二 嘉悦大学経営経済学部教授(元アジア経済研究所)

・訪問先リスト

訪問機関	面談者
工業省	Achmad Sanusi 中小企業協力部長
財務省	Komara Djaja 経済担当調整大臣官房長
協同組合中小企業省	・Meliadi Sembirin 計画・資料部長 ・Zainudin Abdurrahman 事業協力課長
会計検査院	Anwar Nsution 院長
インドネシア商工会議所	・Tulus Tambunan Haron 理事長 ・Berwani Thaib 産業/中小企業担当部長
サラナ公社	・Nahid Hudaya 社長 ・Bakti Prasetyo 事業開発部長
インドネシア債務保証会社	・Krisnagara Syarfuan CEO ・Basalamah Muhammad 社長
インドネシア大学社会経済研究所	 Chatib Basri 所長 Yewenti 事務員 Nining I Susilo 中小企業センター長 Lepi Tarmidi 教授
インドネシア戦略分析研究所	Faisal Basri 所長
BTBN銀行	Dorodjatun K. Jakti 監査委員会議長(元経済調整 大臣)
Askrindo社	・Hartono 社長 ・Retno Liestyowatiko 国際部長 ほか5名

・現地通貨 (ルピア) 対ドルレート (出所: IMF・IFS)

2006 年平均 9.159 ルピア/米ドル

2007年平均 9.143 ルピア/米ドル

インドネシアの中小企業施策

第1章 中小企業施策—総論

1-(1) 中小企業の定義とその根拠

インドネシアにおける中小企業の法的定義と一般に言われる「中小企業(UKM—Usaha Kecil dan Menengah)」とは異なる。当該国での中小企業の定義は、1995年小企業に関する法令第9号(UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 9 TAHUN 1995 TENTANG USAHA KECILL)に定められ、「小企業」の定義に通常言われる中企業が含まれるが、インドネシアでの法定義による「中企業」は日本における中堅企業に相当する。法令第9号における小企業の定義は以下のとおりである。

- a. 純資産2億ルピア以下を所持する企業である。ただし資産には土地および建物を含まない。
- b. 年商額 (ネット) 10 億ルピア以下とする。
- c. インドネシア国民が所有すること。
- d. 自立経営体であり、大・中・企業の子会社、支店・支社、あるいは、直接・間接に大・中企業(経営者が大・中企業から派遣されるなどの)に支配されていないこと。
- e. 経営組織は個人経営、非法人経営、協同組合を含む法人経営であること なお、 a および b の定義は経済状況の変化により変更される。なお、業種別の区別はされていない。

本法とは別に、各関連省庁では別の定義をしている。

インドネシア銀行は本法に準じた定義に加え、「2005 年ミクロ企業、小企業、中企業振興における技術指導に関するインドネシア銀行規定 7/39/PBI」(PERATURAN BANK INDONESIA NOMOR: 7/39/2005 TENTANG PEMBERIAN BANTUAN TEKNIS DALAM RANGKA PENGEMBANGAN USAHA MIKRO, KECIL DAN MENENGAH)において以下のように定めている。ミクロ(零細)企業は年商を最大1億ルピアとする。小企業は純資産額(土地および事業所を含まない) 2億ルピアで、年商最大額 10 億ルピアとする。中企業は1999 年大統領令第 10 号に基づき、純資産額(土地および事業施設を含まない) 2億ルピアから 100 億ルピアとする。

工業省の定義は、1997年工業大臣決定 No.257/MPP/Kep/7/1997により、中・小規模工

業を土地・工場への投資を含め50億ルピア以下と定めている。

中央統計庁は中・商工業を3種類に分類し、家内工業を従業員3人以内(不払い労働者を含む)、小企業を従業員5~9人とし、および、中企業の従業員を20から99人としている。

1995 年小企業に関する法令第9号は 2008 年中に「零細企業、小企業及び中企業法 (UNDANG UNDANGR EPUBLIK INDONESIA NOMOR....TAHUN....TENTANG USAHA MIKRO,KECIL,DAN MENENGAH)」に改正される予定である。2008年2月段 階での改正案による定義は以下のとおりとなっている。

- ① 零細企業は個人経営に基づき伝統的な産業であり、純資産額が 5,000 万ルピア(ただし 土地および建物を含まない)以下であること、および年売上額 3 億ルピアであること
- ② 小企業は個人あるいは法人が経営し中・大企業の子会社や支社でなく自立するものである。純資産額は純資産額最低 5,000 万ルピア、最大 5 億ルピア(ただし土地および建物を含まない)、および年売上額が最低 3 億ルピアかつ最大 25 億ルピアであること
- ③ 中企業は、純資産額が最低 5 億ルピア、最大で 100 億ルピア(ただし土地および建物を含まない)、年売上額が最低 25 億ルピア、最大 500 億ルピアであることなお、この定義に基づく純資産額及び年売上額の基準は状況に応じて大統領令によって変更される。

1-(2) 中小企業を取り巻く環境と中小企業の実態

インドネシアにおいて中小企業振興は経済発展において重要な地位を占める。2006年の 状況では、4,890万件の中小企業数であり、雇用者数は8,540万人(雇用数全他の96.2%) 及びその付加価値額はGDPの53.3%に達している。小企業の業種別分布は、2000年の段 階では次のようになっている。

業種部門	企業数	就業者数(総雇用者数に対する割合%)
農業	23,516,865	60.24
鉱業	155,504	0.40
製造業	2,627,122	6.73
電力・ガス・水道	4,423	0.01
建設業	136,423	0.35
貿易・ホテル・飲食業	9,139,645	23.41

運輸・通信業	1,872,892	4.80
金融・不動産業	19,440	0.05
サービス業	1,512,938	3.86
合計	38,985,072	99.85

出所: Development of Small & medium enterprises in Indonesia from the Asia-Pacific Perspective, Tulus T.H. Tambunan, Published by LPFE-USAKTI

中小企業の存在はインドネシア経済及び社会の根幹をなしており、その振興は喫緊の課題である。しかし、上の表を見てもわかるとおり中小企業の業種別構造は、企業数でも就業者数でも農業部門が圧倒的であり、製造業部門は企業数が 6.7%、就業者数 6.7%を占めるにすぎない。インドネシアの工業化が必要とするならば、製造業部門の比率を引き上げることが肝要である。

また、中小企業が抱える問題点としてあげられることは以下の4点である。

- ① 生産的資源へのアクセスが限られていることである。安定的資金の確保、質の高い原 材料や設備の確保、近代的技術の取得などに制約がある。
- ② 生産性が低いことも特徴的である。2004-2009 国家開発中期計画によると、零細・小企業の1企業当たり年生産額は、2000-2003年の年平均で430万ルピアにすぎない。中企業は12億ルピア、及び、大企業は826億ルピアである。労働者1人当たりの生産額では、零細・小企業が260万ルピア、中企業が870万ルピア、及び、大企業が4,230万ルピアである。
- ③ 有能な人材の不足である。高レベルの教育を受けた経営者や従業員の数が少なく、近 代技術に適応能力が不足していること、近代的な経営ノウハウが普及しにくいこと、 企業家精神の実際的な習得が困難なことなどである。
- ④ 健全な経営環境を提供する経済制度や組織が未整備なことである。中小企業育成のための法制度、会計制度などは徐々に整備され始めているが、実際にこれらを実施したり監督したりする行政機関、司法機関などの能力が不足しており、また、中小企業経営者の法治意識なども決して高くはない。適切な会計システムを活用する経営者は多くなく、脱税行為が横行し、また、納税意識も低いことなど、例を挙げればきりがない。
- ⑤ 市場経済制度の未発達や運輸コストなどが高いことがあげられる。州や県の一定地域

の産品が境界を超えて取引されることは輸出入品を除くと多くはない。これは流通網に制約があること、インフラの未整備、商品に関する情報ネットワークの不足などによるものである。また、行政地域間の流通においてトラックの越境に際して不法な通行税などの徴収がコスト負担を高めている。

以上の問題はグローバル化に巻き込まれたインドネシアにおいて中小企業が生き抜く上で大きな障害となっている。すなわち政府が叱咤する競争力強化が実際にはなかなか進まないのが現状である。たとえば国内マーケットにおける繊維製品や日用品の市場は廉価な中国製品に席巻されており、また、プロダクトライフサイクルの短期化に中小企業が対応しきれない状況にある。

1-(3) 中小企業関連法

・基本法 現行の中小企業に関する基本法は「1995 年小企業に関する法令第9号」(Undan UndanRepublic Indonesia Nomor 9 Tahun 1995 tentang Usaha Kecil)である。本法の制定目的は中小企業の活力を生かして経済全体の発展に資することおよび中小企業振興に法的根拠を与えることである。本法は第9章、38条からなる。本法の総則に記されている内容は小企業振興に必要な法制度の制定政策策定に関する政府の役割、それに基づく小企業に対する支援、銀行などの融資、信用保証、大・中企業と小企業の協力などである。本法の総則(第1章第1条)において、本法にて小企業の定義、大・中企業との区別、強固で自立する小企業振興目標、法制度整備や政策策定と実施における政府の役割、小企業に対する政府および社会の支援強化、資金供給、信用保証などの保障、および小企業と大・中企業との協力が定められていることが記されている。本法制定と同時に発表された条文説明では、1945 年憲法に基づく公正かつ繁栄する社会を構築すること、政府が社会発展のために国家の方向付け、指導、保証する義務があること、高率の経済成長を達成するために大・中・小企業の振興が不可欠であること、などが強調されている。また、小企業は国家経済発展にとって戦略的に重要分野であり、雇用機会を拡大するとともに、経済成長、所得の平準化、および、国家の安定をもたらすとされている。

小企業新興に必要な環境整備は第4章において定められ、資金確保、競争力強化、インフラストラクチャー整備、情報の提供、大・中企業との協力・提携、許認可制度の改善および信用保証制度が掲げられている。

資金確保については第7条において、①資金源の拡大、②小企業の資金源に対するアク

セスの向上、および、③資金獲得の容易化があげられている。条文説明で、①は資金源の 種類の増大および資金配分の拡大があげられている。②は資金獲得のための制度改革、③ は資金獲得条件の譲許とされている。

小企業の競争力強化については第8条に定められる。①は小企業の協同組合化、業界団体化、協会化を図り、交渉能力を高める。②は小企業の利益を阻害する独占や寡占によって生じる非公正を排し、健全な競争市場を形成する。③は特定の個人やグループによる小企業に障害を与える市場や取引所の形成を阻止することである。条文説明において注目することは、②について、規制緩和の実施、商取引制度の整備、価格政策、懲罰制度の整備などによって非公正を正すとされている。ただし、国家による国民生活に不可欠な独占事業は例外とされる。

インフラストラクチャー(運輸、通信、電力、上水、事業立地場所、市場など)整備については第9条で規定され、小企業に必要なインフラ整備をし、利用料金を軽減するとされている。

情報の提供は第 10 条に規定され、銀行データおよびビジネス情報網を整備し、市場、技術、デザイン、品質などに関する情報を広く提供する。

大・中企業との協力・提携については第11条に規定され、事業環境を健全化するために①協力提携の目的を明らかにし、②大・中企業による小企業への圧迫を阻止する。条文説明によると、①は、強制を伴わない技術の移転、経営の提携、および公正な事業機会の提供、および、②支払いの遅延委託契約におけるリスクの不公正な押し付け、強制的取立ての排除があげられている。

許認可制度の改善は第 12 条に規定され、①手続き制度などの簡素化と許可種類の削減をし、ワンストップ処理をすること、および、②許可取得の条件(費用の軽減など)を緩和することである。

事業環境整備に関しては第 13 条に規定され、①市場、ショッピングセンター、工業団地、農地、鉱山などの事業場所を提供し、屋台などには公的場所を設置する。②伝統文化に基づく特別な事業分野を保障する。③小企業の産品利用を優先する。④公共事業での小企業製品、サービスの利用および契約を行う。④法律などに関するコンサルを行う。

第5章では小企業振興の重点として、製造・加工、市場開拓、人材養成および技術向上が あげられている。

第 15 条では製造・加工について規定し、①経営能力向上をはかり製造・加工を促進す

る。②起業能力および計画能力の向上を計る。③インフラストラクチャーを整備する。

第 16 条では市場開拓について規定し、①市場調査の実施、②市場開拓能力の向上、③ 市場開拓に必要な試供品展示場所などの提供、④市場開拓や流通のための試験場建設および⑤小企業製品の販売強化が挙げられている。

第 17 条では人材養成について規定し、①企業家精神の涵養、②技術および経営能力の向上、③教育、研修および斡旋機関の設立および④小企業に対する指導者やコンサルタントの養成があげられている。

第 18 条では技術向上について規定し、①技術力の向上、②デザインおよび新技術開発力の引き上げ、③新技術開発および環境保全に関するインセンティブの賦与、④技術移転、および⑤デザインおよび技術研究所などの設立があげられている。

その他の条項には小企業が中企業に成長した場合には最長3年間の経過的優遇措置が与 えられることなどが規定されている。

第6章では資金供給や信用保証について、銀行融資、ノンバンク融資、ベンチャー資本、 国有企業の融資、寄付金およびその他の資金について規定されている。

第 22 条では小企業の資金アクセスの向上について、①自己資金力の強化、②自己評価能力の向上、③会計能力の強化、④信用保証機関の発展および設立が規定されている。

第23条、24条、25条では信用保障機関は国および地方自治体が法に基づき設立される ことなどが規定されている。

第7章では大・中企業と小企業の協力・提携について規定されている。協力・提携は法的に対等であることが規定されている。小企業と大・中企業の関係は、核(大・中企業)と周辺(小企業、下請け、通常取引、特許利用などの提携、代理店などの形とされる。

第8章では小企業振興に必要な行政の統合が定められ、大統領は閣僚を長とする調整機関を設立し、政策の立案、政策の実行、評価などを実施する。

第9章では、名義詐称などによる不正な融資の獲得、脱税、事業所の取得など不正行為によって本法に違反するものに対し最長5年間の懲役あるいは最高20億ルピアの罰金が 規定されている。

第10章では、小企業との協力・提携規定に違反する大・中企業に対する行政処分として、 事業免許の取り消しおよび50億ルピアの罰金が定められている。また、第9章の規定に 基づき罰せられた事業者に対しては関係機関によって一時的事業停止あるは事業免許の取 り消しが定められている。

1998年小企業振興に関する政令 32号

1995 年小企業に関する法令第9号に関連し、1998 年小企業振興に関する政令 32 号 (ERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA TENTANG PEMBINAAN DAN PENGEMBANGAN USAHA KECIL PRESIDEN INDONESIA) が施行されている。 同政令は国家経済発展に重要な強力で自立的な小企業振興政策を規定するものである。

本政令は第6章 23 条からなる。第1章では、政令の目的が定められ、小企業振興新興を政府が指導し、所管の大臣が責任者となりその他の関連大臣との調整を図ることが規定されている。政府の条文説明によると、従来の小企業振興政策実施に当たっての省庁間の強力および調整が欠けていたこと、および、税制、許認可制度および資金供給制度などが明確でなかったことが本政令発布の理由とされている。

第2章では、小企業振興政策が統一的かつ持続的に実施されること、小企業の発展状況に応じて政策を実施すること、小企業の分類を純資産および年商によって所管大臣が関係大臣と協議の上行うことなどが定められている。第4条以降で、小企業の生産・加工、市場開拓、人材養成および技術開発について規定があり、第10条以降では所管大臣および関係大臣の所管事項、責務、産業界および社会の役割、課税軽減措置などについて記されている。政府の条文説明では、1994年収益税法第10号によって、損金その他費用の税控除が認められている。

第3章では、小企業振興に対する支援機関として、出資機関、融資機関などの規定がある。出資機関については譲許的出資、担保負担の軽減、優遇利子制度などが定められている。融資機関については既存の機関のほかに信用保証機関の新規設立などが定められている。

第4章では、小企業振興政策の策定、実施などにおいて所管大臣が政府、民間などとの 調整を行い、関連大臣はその責務に応じてその評価を行う。関連大臣は政策策定、実施、 監査および評価に関する調整フォーラムを形成する。

2008年の改正法案

1 - (1) の定義において紹介した 2008 年中に改正される予定の「零細企業、小企業及び中企業法案 (RANCANGAN UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR....TAHUN....TENTANG USAHA MIKRO, KECIL DAN MENENGAH)」の主要な改正点をあげておく。

改正の主旨は、経済状況が急変しかつグローバル化が進む中で現行法の「小企業」の定

義だけでは公正かつ確実な政策対応ができなくなっており、実状に合わせて零細企業、小 企業及び中企業別に区別の必要が生じたことにある。

改正案で注目しておく点は以下の点である。

- ① 中小企業に対する融資の拡大と、そのために必要な信用保証制度の強化である。その ために国有企業は利益の一定割合を零細および小企業に対して融資、信用保証などに 拠出すること、中央政府、地方政府および産業界は寄付、外国援助の活用などをおこ なうこと、及び中央政府及び地方政府は零細および小企業に対する資金提供にインセ ンティブを与えることなどが盛られている。
- ② 零細および小企業は融資を得るにあたりそのための手続きと条件を満たさなければならないこと、融資は厳正な審査に基づくこと、及び融資返済および利子の支払義務を果たすことなどが盛られている。
- ③ 中企業振興に対して、中央政府および地方政府は運転資金及び投資資金確保のために 資本市場の拡充と市場へのアクセスを促進し、金融機関を育成すると共に輸出金融機 能を向上させるとともに、中企業の不良債務のリストラクチャーを容易にする。
- ④ 大企業の下請けに関し、大企業は公正な価格で適切な量の原材料を供給すること、生産・経営技術の指導及び技術開発協力、公正な資金提供や支払制度の拡充、及び、一方的な決定をしないことなどが謳われている。
- ⑤ 零細企業、小企業及び中企業の外資企業との合弁については別途法令で定める。
- ⑥ 大企業及び中企業は零細企業及び小企業との協力関係での支配などを行った場合に、 それぞれ、100億ルピア及び50億ルピアの罰金が科される。
- ⑦ 零細企業、小企業、中企業の名をかたり、優遇融資を得るなどして不当な利益を得る 者に対しては5年以下の懲役及び・または100億ルピアの罰金が科される。

1-(4) 中小企業政策の立案と実施

中小企業政策の立案は大統領が任命する大臣の調整会議によって決定される。実際の調整責任は経済担当調整大臣となる。調整会議に出席する大臣は、財務大臣、農業大臣、海洋・漁業大臣、工業大臣、森林大臣、協同組合・中小企業大臣などである。政策実施機関は各省庁で、それが管轄する分野での中小企業政策を実施するが、具体的な施策は地方政府に委ねられる。

中小企業振興のための基本政策は「2004-2009 年国家開発中期計画」(Peraturan

Presiden No.Tahun 2005 tentang Rencana Pembangunan Jangka Menengah Tahun 2004-2009)に定められている。

中期計画の中小企業振興の目標は以下の5点である。

- ① 国家全体の生産性向上とともに中小企業の生産性を引き上げる。
- ② フォーマルセクターにおける小企業の割合を増大させる。
- ③ 中小企業の輸出を増大させ、付加価値を増加し、成長を促す。
- ④ 科学技術の発展に基づく新規事業育成のためのシステム開発をする。
- ⑤ 協同組合の質的向上を図る

以上の目標達成のための政策指針は以下の5点である。

第1に、中小企業が国家経済の成長、雇用の増大及び競争力強化によって一層の貢献をするようにする。零細企業の振興は低所得階層の所得向上に貢献する。

第2に、行政のグッドガバナンスを強化することで行政機関を強化し、以下の施策を行う。

- ・中小企業の資本へのアクセス、特に銀行に対するアクセスを促進する。
- ・中小企業の事業環境を改善し、許認可手続きを簡素化する。
- ・経営サービス、技術、経営、市場化、情報などを提供する機関の拡充を図る。

第3に、中小企業を振興し、雇用吸収を図るための施策は以下のとおりである。

- ・技術に適応できる熟練労働者を育成する。
- ・アグリビジネスや農産加工業分野での産業集積を図り、集合的な効率化を図る。
- ・中小企業の工業部門での成長を図り、技術の向上と人材開発を促進する。
- ・中小企業振興と地域開発を連携し、地域における優位で特色のある企業を育成する。

第4に、輸入製品に対する競争力のある製品、日用品の供給をする中小企業を育成する。 第5に、協同組合の育成をする。

上の政策指針を実行するための具体的政策プログラムは以下のとおりである。

第1に、中小企業の事業環境を整備する。高い効率性、健全性、競争性、非差別性、良好な業績を重視することである。そのためには行政による非効率の軽減、コスト負担の削減、許認可手続きの質的向上、利害関係者の協力促進などが挙げられている。挙げられている政策プログラムは以下のとおりである。

① 中小企業法、企業登録法、などの諸法規の制定によって法治主義の徹底と官僚主義な

どによる不都合性を是正する。

- ② 事業体の正規化を促進する。
- ③ 製品や原材料の地域間の輸送を容易にすることなどによって物流を改善する。
- ④ 計画作成、規制審査、などを実行する機関の能力向上を図る。
- ⑤ 簡単で迅速な許認可サービスをワンストップで行う。
- ⑥ 国や地方政府の規制による中小企業への影響を調査すると共に規制の見直しをする。
- ⑦ 政策立案及び実施に関する調整能力を高める。
- ⑧ 情報網の整備を図り、中小企業への情報提供を拡充する。

第2に、中小企業に対する支援システムの拡充が挙げられている。この政策は中小企業が 市場や資源に容易にアクセスし、資金、人材、技術、情報などを得やすくすることを目的 にしている。具体的には以下の諸点が挙げられている。

- ① 天然資源を含む生産資源に対する中小企業のアクセスに便宜を図る。
- ② 技術提供、経営指導、市場開拓、情報提供、コンサルタントなどにおいて産業界及び 一般社会の支援を向上させる。
- ③ マイクロ及び協同組合金融機関などの能力と質の改善を図り、法人としての確固たる ステータスを与え、これらの機関と銀行との間のネットワークを形成する。
- ④ 協同組合及び中小企業に対する資金供与源の拡充を図る。特に投資金融スキームを形成し、ノンバンクのベンチャー企業融資会社や中小企業に対する信用保証会社を育成する。
- ⑤ 中央政府、地方政府および国有企業などから供給される資金の有効活用を図る。
- ⑥ 中小企業融資の不備を改善する。
- ⑦ インセンティブ、格付け、保証制度を設立し、研修施設などの充実とそのネットワーク化を図る。
- ⑧ 政府機関の技術及び情報開発機関を強化する。
- ⑨ 製品輸出を含む生産物の市場ネットワークを強化する。

第3に、中小企業経営者の企業家意識の高揚と比較優位を高めることが挙げられている。 具体策は以下のとおりである。

- ① 企業家意識高揚の普及運動を行うと共に起業に対するインセンティブ制度を確立する。
- ② 輸出志向、下請け、アグリ・アグロビジネス、地域資源活用型の起業にインセンティブを与える。

- ③ 環境保護に努める中小企業にインセンティブを与える。
- ④ 企業家意識涵養のための機関ネットワークの設立に便宜を図る。
- ⑤ インキュベーター型の技術や創業を支援する。
- ⑥ 中小企業間の投資協力や外国企業との合弁投資を支援する。
- ⑦ 中小企業間のグループ化などによる生産及び流通ネットワーク形成を支援する。
- ⑧ 情勢の経営企業を含む中小企業が協調的で確固とした企業者意識を持って質的向上を 図ることに支援する。

第4に、零細企業の振興が挙げられる。この目的はインフォーマルセクターの貧困層の所得向上である。具体的政策は9項目が挙げられているがここでは省略する。

第5に、協同組合の育成が挙げられる。

1-(5) 中小企業政策における財政支出

中小企業政策の管轄は協同組合・中小企業省だけに限られず、財務相、工業省、商業省などもかかわっており、それぞれの省庁が独自に中小企業対策を実施しているため、財政支出の全容は捉えられない。あえて財政支出を説明できる資料は省庁別の予算配分である。2008年度(会計年度は1月—12月)予算での協同組合・中小企業省への配分は1兆1,116億ルピアとなっている。省庁への配分予算総額は285兆4,829億ルピアで、これに債務利子支払い、補助金、その他を加えた総予算額は564兆6,231億ルピアであり、協同組合・中小企業省の予算は省庁への配分予算総額の3.9%、予算額全体の0.2%弱にすぎない。このほかに中央政府からの地方政府への中小企業関係の財源交付がある、協同組合・中小企業省の聞き取り調査では、2008年度の予算額は1,185億ルピア程度である。下表は、財務省資料からの2005-2008年の協同組合省の予算を示す。

協同組合・中小企業省の予算額(2005-2008)

単位:億ルピア

	2005 年実績	2006 年実績	2007 年推計	2008 年予算
協同組合•中小企業省	9,167	9,302	13,345	11,116
各省庁配分総額	1,208,230	1,893,612	2,38,390	2,854,829
予算総額	3,611,552	4,400,321	4,938,807	5,646,231

出所: NOTA KUUNANGAN 2008 財務省

1-(6) 中央と地方の役割分担

1998年のスハルト政権崩壊後、インドネシアでは地方分権化が急速に進んだ。地方政府 に関する 2004 年法令第 32 号(UNDANG UNDANG REPUBLIKINDONESIA NOMOR 32 TENTANG PEMERINTAHAN DSAERAH) によって地方自治権が保証された。地方 政府は州、その下に県及び市が設置され、それぞれに自治権が付与されている。同法及び 資本投資に関する 2007 年法令 25 号(UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN 2007 TENTANG PENANAMAN MODAL)に関連し、中央政府、州 政府および県・市政府の役割分担に関する 2007 年政令第 38 号(PERATURAN PERATURAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 38 TAHUN 2007 TENTANG PEMBAGIAN URUSAN PEMERINTAH, PEMERINTAHAN DAERAHPROVINSI,DAN PEMERINTAHAN DAERAH KABUPATEN/KOTA)が発布 されている。同政令での自治権とは法に基づき当該地域社会の必要に応じて自主的に地方 政府が実行する権利及び義務とされている。中央政府はノルマ、基準、手続きなどの指針 を決定し、それに基づき地方政府が独自の施策を行う。

県及び市段階で協同組合・中小企業政策を効果的に実施するための指標や基準は協同組合・中小企業大臣によって、2000 年省令第 20 号(KEPUTUSAN MENTERI NEGARA URUSAN KOPERASI DAN USAHA KECIL DANMENENGAH NOMOR: 20/KEPMENEG,XI/2000 TENTANG PEDOMAN PENETAPAN STANDAR PELAYANAN MINIMAL BIDANG KOPORASI DAN USAHA KECIL DAN MENENGAH YANG WAJIB DILAKUKAN KABUPATEN/KOTA)によって定められることになっている。県・市レベルでの実際の施政は協同組合・中小企業局(Dinas)に委ねられ、Dinas の局長は県知事・市長に対して責任を負う。Dinas の責務は行政実務と企画、許認可業務、行政実務の規格及び実行、証明書発行、実行予算の策定、予算の修正、協同組合の解散などを取り扱う。

実際の中央、地方政府間の役割分担は明確でない。その理由は中央の監督及び指導能力 の不足や地方政府の過大な自治権の要求などがあるためである。

第2章 中小企業施策—具体的施策

2-(1) 金融

インドネシアにおける中小企業に対する金融システムは依然として未整備であり、政府 は法令の整備をはじめシステムの発展に力を入れている。また、中小企業自体も、その6 割強が銀行等の融資を得ておらず。自己金融が中心である。この理由は、第1に、中小企 業の大半が零細企業であり、その多くがインフォーマルセクターに属し、近代的経営がで きていないことである。かかる企業は健全かつ合理的な経営を行っておらず、会計処理も あいまいであり、当然のこととして、銀行から資金を借り入れるための審査対象にならな い。第2に、たとえ、銀行からの融資を得たいとしても、銀行に対するアクセスが困難な ことである。銀行口座の開設には信頼できる紹介者が必要であるが、紹介者に支払うコミ ッションは負担になる。第3に、貸付金利は現段階で年に18%程度とされており、コスト 負担も高い。銀行借り入れよりも同族や友人からの借り入れのほうが安易な資金調達とな る。第5に、借り入れに際して必要な担保の確保が難しい。特に、現行の小企業法では、 土地および建物は純資産に組み込まれていないので、担保の提供は困難で、中小企業の信 用度を確保しにくい。土地および建物が純資産に組み込まれない理由は、インドネシアが その人口の 87%がモスレムのイスラム社会であり、 華人系やキリスト教徒、 ヒンズー教徒 を除くと遺産相続制度が均等相続であり、土地所有権が明確でないことなどが挙げられて いる。

インドネシア政府は中小企業振興にとって金融システムを拡充し、資金供給を拡大する 必要を認め、法律を整備し、それに基づきシステムの拡充を図っている。

第1に、21世紀に入ってからの中小企業金融制度の拡充に不可欠なことは、インドネシア全体の金融システム再建の一環として、中小企業の不良債権処理を成功させることであった。中小企業全体では銀行融資を受けていた企業の割合が低く、1997年に発生したアジア通貨危機の影響は大きくなかったといわれるが、実際に融資を得ていた企業では不良債権問題は深刻であった。政府は救済のために、2002年6月29日付の中小企業信用リストラクチャーに関する大統領令第56号(RESTRUTURISASI KREDIT USAHA KECIL DAN MENENGAHKEPUTSUSAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NO.56 TAHUN 2002 TGL.29 JULI 2002)を発布している。その内容の概略は、①融資銀行及び銀行再建庁(BPPN)は中小企業が債権者にその義務をはたさせること、②ここでいう銀行とは国がその株式のすべてあるいは過半数を所有するもの、③中小企業とは1995年中小

企業に関する法令第9号に定められているもの、④リストラクチャー対象の債権は 1997年 12月31日現在の融資額50億ルピアを上限とすること、⑤ここでいう債権とは 1997年 12月31日以前に生産的目的で借り入れた融資あるいは企業が購入した中級住宅(RS)及び低級住宅(RSS)ローンで、1998年1月1日から2000年12月31日の間に返済不能が明らかにされたものである、⑥債務者はリストラクチャー処理に協力的であること、今後の営業活動に展望が開けているがこの時点で元利返済が困難なこと、債務が諸法規に基づき適正に処理が進んでいること、及び、債務者が大企業の子会社でないこと、⑦リストラクチャーを実施する銀行が本大統領令発効後6カ月以内に返済金を政府に納入した場合には政府に対する負債の一部及び利子・科料が免ぜられる。

上の大統領令に基づく不良債権の処理は比較的良好な経営の中小企業を対象にしたものであり、その成果は良いものであったといわれるが、対象外の中小企業については成果が不明である。

中小企業融資については 2007 年に改正された投資法と一体となる金融政策が必要となっている。新投資法は、2007 年資本投資に関する法令第 25 号(UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN 2007 TENTANG PENANAMAN MODAL)である。本法は 1967 年外国資本投資法及び 1968 年国内投資法を一体化したもので、法の順守、説明責任、明確性、出身国に対する非差別性の強化、公正、持続性、などに基づき国家開発に必要な資本投資を促進することを目的にしている。中小企業に関しては、中小企業に認められるセクターを定め、同セクターには大企業には中小企業と協力する条件で参入が認められるとしている。また政府は協同組合及び中小企業間の協力促進を通じて競争力の強化、技術開発、市場拡大、情報の提供などを行うとしている。

政府の中小企業に対する出資に関しては 1999 年協同組合中小企業中期振興計画における株式会社設立への資本参加に関する政令第 38 号 (PERATURAN PERATURAN REPUBLIK INDONESIANOMOR 38 TAHUN 1999 TENTANG PENYERTAAN MODAL NEGARA REPUBLIK INDONESIA UNTUK PENDIRIAN PERUSAHAAN PERSEROAN (PERSERO) DALAM RANGKA PENBENGANBAN KOPERASI, USAHA KECIL DAN MENENGAH PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA) に定めている。本政令の主旨は、協同組合及び中小企業が公正で、豊かでかつ公平な国民経済を発展させるために株式会社化とその発展が必要であり、国家の資本及び経営参加が必要とするものである。そのために政府は資本参加実施主体としてマダ

ニ国家投資会社 (PT Permodalan Nasional Madani)を設立する。マダニ社は国家予算外の国家資産として設立され、国家の出資額は 3,000 憶ルピアとする。

上の政令に沿って、若手企業家のインキュベーター事業の起業を支援する政策が実施され、2006年には200人、2007年には300人の学生に研修が行われた。また、2001年—2005年に6州のインキュベーター団地(107の中小企業が入居)に総額50億ルピア、1団地当たり5億ルピアが出資された。10団地は以下のとおりである。

- ① 3月11日大学(Universitas Sebelas Maret) ビジネスインキュベーター (スラカルタ)
- ② ボゴール農業大学アグリビジネス・アグロビシネスインキュベーターセンター (ボゴール)
- ③ バンドン工科大学新生産システム企業家実験施設(バンドン)
- ④ スラバヤ工科大学スラバヤビズネスインキュベーターセンター (スラバヤ)
- ⑤ アンダラス大学ビジネスインキュベーターセンター (パダン)
- ⑥ スディルマン将軍大学新企業家インキュベーター (プルオケルト)
- ⑦ ジェンブル大学アグロビジネス・アグリビジネスインキュベーター (ジェンブル)
- ⑧ ヌグリマカッサル大学新企業家インキュベーター (マカッサル)
- ⑨ ガジャマダ大学アグロビジネス・アグロビジネスインキュベーター (ジョグジャカルタ)
- ⑩ IKOPIN ビジネスインキュベーターセンター (バンドン)

信用保証制度

中小企業が銀行などの金融機関から融資を得にくい理由はその信用度の低さ、すなわち 担保能力の不足にあり、貸し手である銀行などの融資意欲を制約している。政府は中小企 業への融資を容易にするために信用保証制度確立に努力し、小企業法でもその旨を明記し ている。小企業法に基づき、2007 年 11 月に発布された国民事業に対する融資に関する 2007 年大領令第5号に基づき信用保証制度が明確にされた。その主旨は以下の諸点である。

- ① 保証対象の融資額は最高5億ルピアである。
- ② 貸付利子率は最高で年16%とする。
- ③ 信用保証は、保証リスクの 70%を信用保証会社が負担し、30%を融資金融機関の負担とする。

- ④ 保証手数料は融資額の 1.5%とし、本費用は国家財政から支出される。(財務相はこの ために、2007 年に 240 億ルピア、2008 年に 1,920 億ルピアを予算に計上し、2009 年 には 2070 億ルピアを計上予定しており、4年間で総額 4,230 億ルピアとなる
- ⑤ 借入企業の経営審査は融資機関の責務とする。

本大統領令発布に先立ち、2007年10月に政府(財務大臣、農業大臣、森林大臣、工業大臣、海洋・漁業大臣、協同組合・中小企業大臣)、信用保証会社、(Perum Sarana Pengembangan Usaha 及びPt.Asuransi Kredit Indonesia) 及び銀行(Bank Mandiri、Bank Rakyat Indonesia、Bank Negara Indonesia、Bank Tabungan Negara、Bank Bukopin、Bank Syariah Mandiri) による零細・小・中企業に対する信用保証及び費用についての覚え書きが発表されている。

覚え書きの目的は貧困及び失業の回収に向けて、零細・小・中企業及び協同組合に対する信用制度を拡充することである。そのための目標として、第1に、政府は融資を支援・ 実行するための政府機関を設立する。信用保証会社は、融資機関による融資や出資に対する保証を強化する。信用保証を供与される金融機関は零細・小・中企業及び協同組合に対するいかなる融資も保証される。

本覚え書きを実行するために経済調整大臣の下に政策委員会が設置される。政策委員会は国レベルでの信用保証実施政策を策定し、保証する優先分野を決定し、融資の実施や保証ガが適切かどうかを監督する。また政策委員会は関連機関との調整を行う。

覚え書きに基づく2008年1月25日現在の融資額は下表のとおりである。

銀行	融資総額 (10 億ルピア)	融資件数	融資最低額 (100 万ルピア)	融資最高額 (100 万ルピア)	平均融資額 (100 万ルピア)
BNI	218,190	3,233	50.0	500	67,488
BRI	351,192	2,666	3.0	500	131,729
MANDIRI	542,420	11,290	12.5	500	48,044
BTN	7,035	40	5.0	500	175,875
BUKOPIN	77,551	173	70.0	500	448,271
BSM	29,137	407	15.0	500	71,589
合計	1,225,525	17,809			68,814

出所:協同組合・中小企業省 Kredit Usaha Rakyat

3大信用保証会社による保証額残高(注)

		SPU	ASKRIND	PKPI
1	設立年	1,970	1971	1996
2	資本金(10 憶ルピア)	270	400	5.4
3	信用保証基金残高(10 憶ドル)	21,950	93,400	163.5
4	手続き費用	1-1.5%	1-1.5%	1-1.5%
5	リスクカバー率	75%	70%	75%

出所:協同組合·中小企業省

(注)省内資料であり、いつの時点での資料か不明であるが、入手したのが 2008 年 2 月 11 日で、聴取によると資料策定は 2008 年 1 月とされた

SPU: PENGUMBANGAN USAHA (国営公社)

ASKRINDO: PT.ASURANSI KREDIT INDONESIA(政府出資の株式会社)

PKPI: PT.PENJAMIN KREDIT PENGUSAHA INDONESIA (商工会議所を中心に

出資する民間会社)

産業別信用保証について示す統計はないが、最大の保証会社である Askrindo 社の資料によると、同社創設以来 36 年間の実績は下表のとおりである。

	部門	信用保証企業数 (100 万件)	信用保証総額 (兆ルピア)	ノンパフォーミンク゛率 (%)
1	農業	3.60	53.75	2.05
2	製造業	0.72	10.75	1.86
3	商業	2.16	32.25	1.55
4	サービス	0.72	10.75	1.86
	合計	7.20	107.50	1.86

出所: PT.Askrindo 2008年2月 内部資料

上の表が示すところでは、銀行融資及びそれに対する信用保証の割合が農業と商業に偏在しており製造業においては約 10%にすぎない。これはインドネシアの中小企業における製造業の比率が低く、他方農業関連及び商業部門が支配的であることを示す。また、ノンパフォーミングの比率が低いが、これは信用保証が適用される融資の審査が慎重に行われ、経営状態が比較的良い企業を対象としてきたことを示す。

信用保証会社に関する法的規定は 2008 年信用保証会社に関する大統領令第2号 (PERATURAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 2 TAHUN 2008 TENTANG LEMBAGA PENJAMINAN) に示される。本大統領令の目的は、慎重、透明性、及び法令順守に基づく信用保証会社の原則が、従来は不明確であったことを正し、今後は保証会社の効率性、持続性かつ社会的有意義性を高めることを目的とする。

信用保証会社は通常の保証会社と再保証会社に区分される。両社の形態は公社、株式会社、公営企業、有限及び協同組合とされる。株式会社の株主はインドネシア人、インドネシア法人、中央政府および地方政府とする。再保険会社の株式は少なくとも2社以上、中央政府および地方政府が所有する。協同組合による再保証会社は法人としての協同組合保証会社の連合体に所有される。保証会社の許認可権及び廃止権は財務大臣に属する。保証会社はインドネシア国内に設立され、支店あるいは子会社をそれぞれの営業拠点に設置できる。保証会社の組織は少なくともリスク審査、経理分析、融資会社等へのサービスなどの情報分析などを行う部署を必要とする。保証会社が禁止されることは融資、借り入れ及び直接投資である。

商業銀行による中小企業融資の現状

中小企業に対する銀行融資の割合は 2006 年 12 月の商業銀行のルピア建て(外貨建てを除く) 融資残高でみるとさほど多くはない。2002 年以降、商業銀行のルピア建て融資額の総融資額に占める割合は 2002 年 12 月の 22.3%から 2007 年 12 月の 14.2%に漸減している。インドネシアの銀行融資は外貨建てでもなされており、中小企業に対する外貨建て融資は小さいのでこの割合はさらに低いとみてよい。

商業銀行のルピア建て総融資額及び中小企業融資残高 単位:10 憶ルピア

	2002.12	2003.12	2004.12	2005.12	2006.12	2007.12
1.融資額	271,851	342,026	438,880	566,444	639,152	793,186
2.中小企業	60,672.1	72,647	85,191	96,580	102,028	112,527
2/1x100(%)	22.3	21.2	19.6	17.1	16.0	14.2

出所: Bank Indonesia Data Statistic (http//www.bi.id/)

次に商業銀行の使用目的別融資と部門別融資を見てみる。中小企業融資の銀行融資総額

での特徴は、使用目的では運転資金融資額が投資資金融資額の4倍規模であり、また商業融資総額の約20%を占めている。投資資金融資は15%である。銀行の運転資金融資総額も投資資金融資額の3倍以上であり、インドネシア銀行融資が運転資金を主にしていることである。経済部門別では、中小企業融資が商業部門に重心があり、商業部門融資全体の29%を占めている。製造業部門では3.7%にすぎない。これは中小企業における製造業の比率が低いためといえよう。

2007年12月の商業銀行のルピア建て使用目的別

及び部門別融資残高 単位:10 憶ルピア 割合は (%) 総融資額 中小企業融資額 運転資金融資 388,601 77,438 19.9 投資資金融資 123,329 18,773 15.2消費資金融資 281,256 16,118 5,7 製造業部門 115,172 4,245 3.7商業部門 186,882 54,262 29.0 サービス部門 165,965 15,583 9.4

出所: Bank Indonesia Data Statistic (http://www.bi.id/)

2-(2) 税制

インドネシアにおける中小企業の所得に対する特別の税制はなく、個人、法人を問わず収益税(Pajak Penguhashiran—PPh)が課される。同制度には個人所得と法人所得に区別がなく、所得に応じた税率が採用されている。課税対象は①インドネシアに居住する個人、②12 カ月のうち 183 日以上インドネシアに居住する個人、③課税年度内にインドネシアに居住し住居を所有する個人、④まだ相続されていない遺産及び、インドネシアに所在する団体(法人、非法人)である。税目は給与等の勤労所得、賞金、事業利益、資産売却益、経費として控除された戻し税収入、利子収入、配当収入、ロイヤリティー収入、家賃などの資産収入、定期的な収入、譲渡金収入、外貨差益収入、保険配当収入、賛助金収入、未課税収入に基づく資産の増加などである。

税率は以下のとおりである。

個人所得税

所得年額	25,000,000 ルピア未満	5 %
所得年額	25,000,000 ルピア――50,000,000 ルピア	10%
所得年額	50,000,000 ルピア――100,000,000 ルピア	15%
所得年額	100,000,000 ルピア――200,000,000 ルピア	25%
所得年額	200,000,000 ルピア以上	35%

団体、法人(国内および非居住者が所有する国内で活動する団体)所得税

所得年額	50,000,000 ルピア未満	10%
所得年額	50,000,000 ルピア――100,000,000 ルピア	15%
所得年額	100,000,000 ルピア以上	30%

中小企業に対する課税は、その経営規模からして最低税率が適用されているが、現実には納税している企業がどの程度あるのか明確でない。ほとんどの企業が二重、三重帳簿を有し、課税逃れを図っていることが2月のインタビュー調査で聴取された。また、零細企業などは会計帳簿など付けていないものも多いようだ。課税逃れができない企業は信用保証を得て銀行から借金をする優良企業ということだが、それでも適切な納税申告をしているところは少ないようだ。

財務省は 2008 年中に収益税を改正することを明らかにしている。その趣旨は税制度の簡素化、徴税対象の拡大による財政収入増大などであり、課税逃れを防止することも目的としている。改正案の内容は 2008 年 2 月段階では明らかでないが、団体・法人に対する税率を 28%(新聞報道によるもので、確定ではない)に一本化するようである。

改正案には現行法の中ではほとんど規定されていない中小企業に対する優遇策が盛られるとされるが、その内容は明らかにされていない。経済成長を促進するために中小企業の育成を重視する政府の政策からすると、投資優遇、技術開発支援、人材育成などの面において税制面からも中小企業支援が行われるであろう。しかし、税率の高い水準での一本化は中小企業にとって不利であるとの各界からの批判も強い。

2-(3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他

情報提供など標記の政策は小企業法にも規定されており、徐々にこれらに関する政府お

よび民間の活動が行われている。しかしその実態は依然として不十分なものであり、中小 企業の躍進に結びつくものとなっていない。

情報提供は中央政府、地方政府、商工会議所などの民間団体などによって随時行われているが、近年ではITCシステムを通じて情報提供が増えている。しかしインターネット情報の氾濫する状況において中小企業経営者がどの程度適切な情報を得て、経営に役立っているかについては明らかでない。特に零細企業にとって情報収集はパソコンなどの購入費用もないので問題は深刻である。また、同業種組合、協会などの組織化が情報提供に有用であるが、特定の先進地域を除くと、全国的にも係る組織の活動は未成熟である。

人材育成はインドネシア経済発展にとって重要課題である。そのために必要な第1の課題は正規教育の拡充と高学歴化である。現行憲法では国家予算の20%を教育費に振り向けることが義務付けられているが、現実にこれを実現できていない。教員の質的向上、教育内容の改善などやるべきことは課題である。職業訓練などの非正規教育も実施されているが、これも正規教育同様に満足できる状況ではない。中小企業育成のために企業者意識を持ち、近代技術開発に適合する人材を養成する政策は掲げられているが、実際の実行は不十分であり、中小企業特に製造業部門発展にとって人材不足は深刻である。

中小企業の投資環境や経営環境の改善は急務である。商業やサービス事業は一定の場所、たとえば伝統的パサールやショッピングモールなどでの属地的であるが、製造業振興などは原材料の調達や販売市場の開拓が不可欠である。インドネシアでは、特に大都市周辺以外の地域では、依然として地域市場が閉鎖的であり、地域を超えた生産活動はコスト高である。これは地域の競争力強化の妨げとなっており、中種企業の発展の障害である。

2-(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援

中小企業に対する支援事業は、研究開発支援、IT 対応への支援、産学官連携支援、販路開拓支援、ISO 認定取得支援、中小規模商業の振興策、下請け企業振興策などである。

政府はこれらの支援を法制化し制度作りをしているが、具体的な政策実施は地方政府が 主体である。中小企業は政府が笛を吹いても踊りにくい状況にあり、実際の支援は大企業 や外国企業とのつながりにおいて実施される。法律では大企業と中小企業の対等の立場で 協力を行い、大企業による不当な支配が禁じられている。しかし、中小企業が大企業との 取引を望むならばその傘下に入り下請け業務などをしなければならず、法律通りに実際は 動いていない。また、大企業が必要とするサポーティングインダストリーとして育ってい る中小企業は少ない。大企業としてもサポーティングインダストリーとしての中小企業は 資本提携に基づく子会社化などを求めおり、この場合の子会社は小企業法の適用外となる。 ISO 認定取得などはまだ大企業に限られており、中小企業には今後の課題というよりほか にない。産学官連携などは大学生の起業支援制度はあるが、既存の中小企業に対する制度 は整備されていない。それゆえ、中小企業は自力での技術開発能力は低いままで、新分野 進出を果たしにくい。

2-(5) 創業・ベンチャー支援

創業支援政策はプロットタイプ型で始まっているがまだ普及する段階にない。具体例としては大学卒業生などの高学歴者の失業対策として、2006年にジョグジャカルタ州、西カリマンタン州、マルク州、西ヌサテンガラ州、東ジャワ州、ゴロンタロ州の6州で開始された Prospek Mandiri(大卒者の就業機会創造プログラム)が挙げられる。2007年末までに900人の大卒者がリクルートされ、全国14州および31県・市で41件の協同組合が設立された。2007年には中ジャワ州、西ジャワ州、ランプン州、ベンクルー州、ジャンビ州、中カリマンタン州、東カリマンタン州、東スラウェシ州が追加された。この活動は主に該当地域の資源加工や販売に携わっている。

意欲ある中小企業や企業家にとって必要な資本需要にサポートが必要との観点からベンチャー企業育成策が実施されている。その目的は付加価値率の高い企業の育成、金融機関などのステークホルダーの資本参加、長期資本の供給である。

ベンチャー企業に関する法律はベンチャー企業由来の中小企業及びベンチャー資本出資への課税に関する 1995 年財務大臣決定第 250 号(KEPUTUSAN MENTERI KEUANGAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR: 250/KMK.04/1995 TENTANG PERUSAHAAN KECIL DAN MENENGAH PASANGAN USAHA DARI PERUSAHAAN MODAL VENTURA DAN PERLAKUAN PERPAJAKAN ATAS PENYERTAANMODAL PERUSAHAAN MODAL VENTURA)である。同法の主旨は、①ベンチャー企業は年商純売上額が 50 億ルピア未満の中小企業とする。②ベンチャー企業の株式からの利益は収益税を免除する。

ベンチャー企業の実態については資料収集できなかったが、各所でのヒアリングによると IT 関連企業が多いとのことであった。

2-(6) 中小企業にかかわる公正な取引の推進、市場の整備

中小企業に対する下請け支払遅延等防止法、小売商調整対策、官公需、裁判外紛争処理などについて法規制は大企業や国有企業との対等性、中小企業に対する不公正な取引の禁止及びそれに対する罰金、官公需へのアクセスや受注の平等などを保証している。しかし現実問題として大企業や国有企業の中小企業に対する圧力は強く下請代金や納入消費などへの支払い遅延などは常習化している。このようなトラブル解消に司法制度は無力であり、また、示談制度などもケースバイケースといったところである。問題は、政府の施策にもかかわらず、インドネシアの企業風土に法令順守の企業マインドが定着していないことである。

紛争処理については、2007 年資本投資法第 15 章第 32 条に規定されている。本条では 政府と企業の間の紛争に関する規定しか定められておらず、紛争は原則話し合いでの解決 を優先し、次に仲裁、最後に司法に委ねるとなっている。

2-(7) 地域中小企業政策

中小企業政策の具体的実施は地方政府が主体であり、行政と民間との効果的協力関係構築が望まれている。良い指導者に恵まれ、経済的に反映している地域では官民の協力で地域興しが行われている。日本の一村一品運動をすでに始めているところも多いが、道の駅はまだ知られていない。しかし、豪華な知事公舎建設をはじめ行政権限優先や KKN(腐敗、癒着、身内びいき)の横行の下での政策を行う地方も多く、全国的に地域興しを同レベルで行う困難が伴う。地域の産業集積は既存の大都市では始まっているが、その他では集積化はされにくい。その理由は道路、港湾などのインフラの未整備、製造業部門における先覚的中小企業の不足、地域振興に関する官民のヴィジョン形成の遅れなどである。

2-(8) 中小企業の国際化支援

インドネシアにおける中小企業の国際化の焦点は、観光振興や地場産品の輸出拡大である。バリ島などの観光都市ではすでに国際化が進み、地場の伝統工芸品やチョコレートなどの農産加工品などの国際市場への参入が進んでいる。政府も観光開発や輸出市場への中小企業のアクセスを強調しているが、実際には中小企業の自助努力頼りである。

2-(9) 中小企業に関する雇用・労働政策

中小企業での就業者は労働人口の9割以上を占めており、雇用増加対策にとって重要な部門とされている。中小企業は経済不況の際には失業者の受け皿となりえる。それは、家族の絆を大事にする伝統社会に根差す。しかし、1997年のアジア通貨危機による大不況の際には中小企業の受け入れ能力にも限界が見えたし、倒産などによる雇用受入れ機会は縮小した。インドネシアの失業対策制度はいまだ未成熟であり、中小企業の雇用促進制度などは未完成である。大企業の一部では労働組合が結成されており、時には行き過ぎた労働争議をするが、中小企業労働者に対する保護制度はほとんどない。インドネシアでは一般国民に対する健康保険、雇用者保険、生命保険、年金制度などのソーシャル・セーフティ・ネットは一部の富裕層を対象とする民間企業や国家公務員向けの制度を除くと、ほとんど形成されていない。困窮者は家族の絆が頼りであるが、その絆関係も社会の近代化とともに崩れ始めている。

2-(10) 中小企業組織およびネットワーク

商工会議所は中央および地方レベルで組織されており、地域差はあるが、中小企業への支援活動を行っている。商工会議所は、本来地域の企業経営者の組織であり、その活動は会員の能力と活力に負うものである。商工会議所の内外に各種の業界団体があるが活動は低調といわれる。特に、中小企業の組織は未発展である。ただし華人系経営者の組織は表には出てこないが活発な地域が多いが、その実態はインドネシアの社会状況もあってほとんど明らかにされていない。

協同組合は中小企業と同等に扱われる事業主体として法律に規定されており、そのネットワーク化も重視されている。

2-(11) 小規模企業対策

小規模企業についてはこれまで零細企業と表現してきた。零細企業の大半は屋台や行商、などで、インフォーマル経済セクターに属し、企業という表現にはなじまない。政府はこれらの営業者をフォーマル経済部門に取り入れる政策を行っているがその実効性は低い。

2-(12) セイフティーネット

中小企業の倒産防止、会社更生、災害対策などについての制度は未整備である。信用保

証制度などは中小企業セイフティーネットの一環として整備され始めているが、全体的なネットワークは機能していない。アジア通貨危機後に会社法や倒産法が成立しているが、中小企業経営者にとってはそれに関する知識普及も満足できるものではない。災害時には政府の救援活動はあるが、災害による事業所の閉鎖などに対する保障は得られない。このような場合の低利の特別融資制度などがあってもよいが、たとえあったとしても、中小企業の約7割はこのような制度にアクセスしにくいのがインドネシアの現状である。

第3章 インドネシアの中小企業施策の課題

インドネシアの中小企業政策に関し、我が国の役割を現地にて聴取したところ、必ず話題に出てきたことは、浦田秀次郎早稲田大学教授が経済産業省の委託を受けてインドネシアに提出した報告書「Policy Recomendation For SME Promotion in The Republic of Indonesia (July 26,200)」である。同報告書は、インドネシアの中小企業政策関係者には広く読まれているとのことで、政府の基本政策策定の際に大いに参考にされたとのことである。関係者に聞いたところ同レポートは日本の中小企業政策の経験に沿った提言であり、従来は中小企業政策を明確に打ち出せなかったインドネシアに資するものと評価されている。しかし、それがインドネシアの中小企業の実情に合った提言とするのには問題があり、インドネシア自身が実情に合った独自の政策策定が必要とのことであった。しかし、実情とはどのようなものかについては、実態調査が断片的になされているだけで、全国的に包括的な調査の結果を待つ必要がある。そのためには政府機関だけではなく商工会議所をはじめ業界団体の草の根的協力が望まれるが、草の根的業界団体が育っていない。この点で、日本は何をするべきであるかとの質問をしたところ、具体的な答えは返ってこなかった。あまりにも性急な問いであったためと思われる。

アジアファンデーションや UNDP は断片的な中小企業調査をやっており、いずれはその成果がインドネシアの中小企業政策に反映するものと思われる。わが国もインドネシアの経済発展に貢献するという観点から、中小企業の実態調査を実施する必要がある。その場合、中小企業に関する普遍的な理論的根拠とインドネシアの現地事情を客観的かつ正確に理解する知識を組み合わせることが肝要である。そのためにはインドネシアの政府、大学、調査機関、民間経済団体などとの密接な協力体制を作る必要がある。もちろん、資金援助も必要であり、日本貿易振興機構や国際協力機構を通じて協力する道を検討する必要がある。さらには、ASEAN 地域全体の中小企業の連携可能性を視野に入れた調査と政策形成のための支援も必要であろう。

参考資料

- 1. Update on Improvement of Investment Climate 2007 Coordinating Ministry for Economic affairs
- 2. KADIN Indonesia Directory
- 3. KAMAR DAGAN DAN INDUSTRI INDONESIA, DAFTAR ASOSIASI 2007
- 4. Press Release The result of the Monitoring of the Implementation of

- Presidential Instruction Number 6 Year 2007, Concerning Policy on the Accelaration of the development in the Real Sector and the Empowerment of Micro, small and medium-scale entrepreneurs u to August 2007
- 5. Repot on the Implementation of the Instruction of President of the Republic of Indonesia Number 6 year 2007 up to August 2007, monitoring Team of the Implementation of Presidential Instruction Number 6 year 2007
- 6. Policies to Acclarate Development of the Real Sector and Empower Micro, Small and medium Enterprises,
- 7. Instruction of the President of the republic of Indonesia Number 6 of 2006
- 8. Keuangan Mikro Kunci Keburdayaan Ekonomi Rakyat oleh bambang Ismawan (未公開論文のドラフト)
- 9. Laporan tahunan 2006 Askrind
- 1 0. Laporan Keuangan 2006, Sarana KUKM Menuju Sukses, Perum SARANA PENGUNBANGAN USAHA
- 1 1. PERKEMBANGAN INDEKS PRODUKSI INDUSTRI BESAR DAN SEDANG 2000-2005, BADAN PUSAT STATISTIK
- 1 2. KEADAANPEKERJA/BURUH/KARYAWAN DI INDONESIA, BADAN PUSAT STATISTIK, NOPEMBER 2005
- 1 3. STATISTIK UPAH 2006, BADAN PUSAT STATISTIK
- 1 4. INDIKATOR EKONOMI OKTOBER 2007, BADAN PUSAT STATISTIK
- 15. WELLCOME TO PT.ASURANNSI KREDIT INDONESIA (ASKRIND),
- KESEPAHAMAN ANTARA DEPARTME KEUANGAN 16. DEPARTMEN DEPARTMEN KEHUTANAN, DEPARTMEN PERTANIAN, **KELAUTAN** DAN PERIKANAN, **DEPARTMEN** PERINDUSTRIAN KEMENTRIAN NEGARA KOPERASHI DAN UKM DAN PT.BANK RAKYAT INDONESIA, PT BANK MANDIRI, PT.BANKNEGARA INDONESIA PT. BANK TABUNGANNEGARA, PT.BANK BUKOPIN, PT.BANK SHARIAH MANDIRI UNTUKPENJAMINAN KREDIT/PEMBIAYAAN KEPADA USAHA MIKRO, KECIL, MENENGAH, DAN KOPERASI
- 17. POKO-POKOK PENGATURAN KEMITRAAN POLA SUBKONTRAK DI INDONESIA
- 18. RESPONSE TO QUESTIONNAIRE ON SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES IN ASEAN COUNTRIES, COUNTRY:INDONESIA
- 1 9. UNDAN UNDAN REPUBIIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN 2007 TENTANG PENANAMAN MODAL
- $2\ 0$. UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 32 TAHUN 2004 TENTANG PEMERINTAHAN DAERAH
- 2 1. KREDIT USAHA RAKYAT, KEMENTRIAN NEGARA KOPERASI DAN UKM
- 2 2 . RANCANGA UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR.....TAHUN......TENTANG USAHA MIKRO, KECIL, DAN MENENGAH (TGL 11-08-20069
- 2 3. RENCANA TINDAK JANGKA MENENGAH PEMBANGUNAN USAHA KECIL DAN MENENGAH , KEMENTRIAN KOPERASI DAN USAHA KECIL MENENGAH
- 2 4. PERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA NOMOR 38 TAHUN 2007 TENTANG PEMBAGIAN URUSAN PEMERINTAHAN ANTARA PEMERINTA, PEMERINTAHAN DAERAH PROVINSI, DAN PEMERINTAHAN DAERA KABUPATEN-KOTA
- 2 5. PERATURAN PEMERINTAH TEPUBLIK INDONESIA NOMOR 32 TAHUN 1998 TENTANG PEMBINAAN DAN PENGEMBANGAN USAHA KECIL

PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA

- 2 6. PT.PENJAMIN KREDIT PENGUSAHA INDONESIA, JAKARTA, FEBTUARY 14,2008
- 2 7 . PERATURAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 2 TAHUN 2008 TENTANG LEMBAGA PEMJAMINAN
- 2 8. UNDANG UNDANG NO 9 TAHUN 1995 TENTANG :USAHA KECIL
- 2 9. Development OF SMALL & MEDIUM ENTERPRISES IN INDONESIA FROM THE ASIA-PACIFIC PERSPECTIVE, Tulus T.H.Tambunan, LPFE-Usakti, 2006
- 3 0. MENTERI KOPERASI DAN PEMBINAAN PENGUSAHA KECIL REPUBLIK INDONESIA NOMOR 269 /IX/1994 PETSUJUK PELAKSANAAN PEMERINTAH
- 3 1. UNDNG UNDANGREPUBLIL INDONESIA NOMOR 9 TAHUN 1995 TENTANG USAHAKECIL 26 DESENBER 1995
- 3 2 . KEPUTSUSA MENTERI KEUANGA REPUBLIK INDONESIA NOMOR :250/KMK.04/1995 TENTANG PERUSAHAAN KECIL DANMENENGAH PASANGAN USAHA DARI PERUSAHAAN MODAL VENTURA DAN PERLAKUAN PERPAJAKAN ATAS PENYERTAAN MODAL VENTURA
- 3 3. PERATURAN PEMERITAH REPUBLIK INDONESIA NOMOR 32 TAHUN 1998 TENTANG PEMBINAAN DAN PENGUMBANGAN USAHA KECIL PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA
- 3 4. ONSTUKSI PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR:18 TAHUN 1998 TENTANG PENINGKATAN PEMBINAAN DAN PENGEMGANGAN PEREKONOMIAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA
- 3 5. UNDANG UNDANG NOMOR 25 TAHUN 1992 TENTANG PERKOPERASIAN PERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA 1999 TENTANG PENYERTAAN MODAL NEGARA REPUBLIK INDNESIA UNTUK PENDIRIAN PERUSAHAAN PERSROAN(PERSERO) DALAM RANGKA PENGENBANGA KOPERASI, USAHA KECIL DAN MENENGAH PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA
- 3 6. KEPUTUSAN MENTERI NEGARA URUSAN KOPERASI DAN USAHA KECIL DAN MENENGAH NOMOR:20/MENEG/X/2000 TENTANG PEDOMAN PENETAPAN STANDAR PELAYANAN MINIMAL BIDAN KOPERASI DAN USAHA KECIL DAN MENENGAH YANG WAJIB DILAKUKAN KABUPATEN/KOTAKEPUTSUSAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 150 TAHUN 2000 TENTANG KAWASAN PENGUMBANGAN EKONOMI TERPADU PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA
- 3 7. KEPUSUSAN PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 127 TAHU 2001 TENTANG BIDANG/JENIS USAHA YANG DICADANKAN UNTUK USAHA KECIL DAN BIDAN/JENIS USAHAYANG TERBUKA UNTUK USAHA MENENGAH ATAU BESAR DENGAN SHARAT KEMITRAAN
- 3 8. RESTRUKTURIASI KEREDIT USAHA KECIL DANMENENGA (KEPUTSUSAN PRESIDE REPUBLIK INDONESIA NOMOR.56 TAHUN 2002 TGL. 29 JULI 2002)
- 3 9. PERUBAHAN ATAS KEPUTSUSAN MENTERI KEUANGAN NOMOR 155/KMK.03/2001 TENTANG PELAKSANAAN PAJAK ERTAMBAHAN NILAI YANG DIBEBASKAN ATAS IMPOR DAN ATAU PENYERAHAN BARANG KENA PAJAK TERTENTU YANG BERSIFAT STRATEGIS
- 4 O. UNDANG UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 32 TAHUN 2004

TENTANG PEMERINTAHAN DAERAH

- 4 1. PERATURAN BANK INDONESIA NOMOR :7/39/PBI/2005 TENTANG PENBRIAN BANTUAN TEKNIS DALAM RANGKA PENGUMBANGAN USAHA MIKRO, KECIL DAN MENENGAH
- 4 2. PERATURAN PRESIDEN NO.39 TAHUN 2005 TENTANG RENCANA KERJA PEMERINTAH(RKP) TAHUN 2006
- 4 3 . UNDANG UNDANG REUBLIK INDONESIA NOMOR 25 TAHUN2007 TENTANG PENANAMAN MODAL
- 4 4. KEDUDUKA, TUGAS, FUNGSI, KEWENANGA, SUSUNAN DAN BAGIAN ORGANISASI DINASU KOPERASI, USAHA KECIL DAN MENENGAH KOTA SEMARANG 2007/12/23
- 4 5. PERATURAN PEMERINTAH REPUBLIK INDONESIA NOMOR 38 TAHUN 2007 TENTANG PEMBAGIAN URUSAN PEMERINTAHAN ANTARA PEMERINTAH, PEMERINTAHAN DAERAH PROPINSI, DAN PEMERINTAHAN DAERAH KABUPATEN/KOTA TUNGAKAN KUT SENILAI RP5.7 TRLN DIANGAP SELESAI ANTARA NEWS 21/08/07
- 4 6. INSENTIF PAJAK UMKM DISIAPKAN OLEH MOH.FATKHUL MASKUR BISNIS INDONESIA KAMIS, 14/06/2007
- 4 7. RUU PERPAJAKAN RUGIKAN UKM DITULIS OLEH BISNIS INDONESIA 14 JULAY 2004PEMERINTAH KAJI TARIF KHUSUS PAJAK UKM BISNIS & INVESTASI 08 OKTOBER 2003
- 48. BANTUAN USAHA KECIL DAN MENENGAH DINILAI TAK JELAS TEMPO INTERAKTIF 24 JULI 2007DEKOPI-DPD KERJASAMA KOMUNIKASIKAN PROGRAM AKSI ANTARA NEWS 24/07/07
- 4 9. ATURAN PERBANKAN TIDAK COCOK UNTUK USAHA KECIL ANTARA NEWS 29/08/07KINERJA PENBANGUNAN KOPERASI DAN USAHA KECIL DAN MENENGAH INFOKO NOMOR 25 TAHUN XX. 2004SAMBUTAN PADA PENYERAHAN BANTUAN KEPALA KOPERASI DAN UKM TRANSKRIPSI SAMBUTAN PRESIDEN INDONESIA PADA ACARA PENYERAHAN BANTUAN KEPADA KOPERASI DAN USAHA KECIL MENENGAH SURABAYA ,23 DESEMBER 2004
- 5 0. MENYOROT KINERJA INDUSTRI KECIL DAN MENENGAH
- 5 1. REGULASI DALAM REVITALISASI USAHA KECIL DAN MENENGAH DI INDOENSIA OLEH DR. SRI ADNINGSIHUPAYA PENGEMBANGAN USAHA KECIL DANMENENGA OLEH DR. IR. MOHAMMAD JAFAR HAFSAH INFOKOP 25 XX.2004
- 5 2. PEMBIAYAAN BANK SYARIA MANDIRI DITARGETKAN NAIK CBCINDONESIA.COM 11 DESEMBER 2007
- 5 3. STUDI DAMPAK KRISIS EKONOMI TERHADAP USAHA KECIL DAN MENENGAH DI SUB SEKTOR INDUSTRI PRODU KEHUTANAN OLEH ARTI DYAH WOROUTAMI
- 5 4. STRATEGI PENGEMBANGAN USAHA KECIL DAN MENENGAH (UKM) DALAM PRESPEKTIF PENGALOKASI ANGGARAN APBD DI SIDOARJO OLEH IR. AGOS BOEDI TJAHJONO.MT
- 5 5 . BANK SHOULD PAY MORE ATTENTION ON SMEs JAKARTA POST FEB 26,2008
 - INDONESIA SIAP MENJADI HUB DANA SYARIAH INTERNASIONAL IKASTARA 14 APRIL 2005



目 次

マレーシアの中小企業施策

第1章	中小企業施策—総論	
1 —	(1) 中小企業の定義とその根拠	35
1 —	(2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態	35
1 —	(3) 中小企業関連法	36
1 —	(4) 中小企業政策の立案と実施	36
1 —	(5) 中小企業政策における財政支出	38
1 —	(6) 中央政府と地方政府の役割分担	39
1 —	(7) その他(特記事項)	39
第2章	中小企業施策—具体的施策	
2 —	(1) 金融	41
2 —	(2) 税制	47
2 —	(3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他	49
2 —	(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援	52
2 —	(5) 創業・ベンチャー支援	54
2 —	(6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備	55
2 —	(7) 地域中小企業政策	55
2 —	(8) 中小企業の国際化支援	56
2 —	(9) 中小企業に関する雇用・労働政策	57
2 —	(10) 中小企業組織およびネットワークへの支援	58
2 —	(11) 小規模企業対策	58
2 —	(12) セイフティーネット	58
2 —	(13) その他	58
第3章	マレーシアの中小企業施策の課題と提言・日本政府への要望	
3 —	(1) 主要経済団体による中小企業支援策と政府への要望	60
3 —	(2) 中小企業振興のボトルネック、障壁とその対応策	63
3 —	(3) 日本政府への要望など	64

・現地訪問調査および報告書作成:早瀬紘一 JM Link Consultants 代表 (元ジェトロ、在マレーシア)

・訪問先リスト

	1
訪問機関	面談者
中小企業開発公社 (SMIDEC: Small and Medium Industries Development Corporation)	Strategy and Planning Div.
工業開発庁 (MIDA: Malaysian Industrial Development Authority)	Dato' Afifdin A. Kadir (Investment Div. Senior Director)
マレーシア貿易開発公社 (MATRADE: Malaysia External Trade Development Corporation)	 Mohd Mustafa Abdul Aziz (East Asia/ASEAN Section, Director、前MATRADE東京事務所所長) Asnor Vidya Nor Azmi (Assistant Manager)
国家生産性公社 (NPC:National Productivity Corporation)	Mohd Yazid B. Jenin (Manager, SMI Unit)
マレーシア製造業者連盟 (FMM:Federation of Malaysian Manufacturers)	 Tan Teng Ek (Membership & SMI Division, Senior Manager) Joanne Oo (Membership & SMI Division, Executive)
全マレーシア中国人商工会議所 (ACCCI: The Associated Chinese Chamber of Commerce and Industry of Malaysia)	 Tan Sri Dato' Soong Siew Hoong 事務局長 Poh Wan Khing (Secretary)

・現地通貨 (リンギ) 対ドルレート (出所: IMF・IFS)

2006 年平均3.668 リンギ/米ドル2007 年平均3.438 リンギ/米ドル

マレーシアの中小企業施策

第1章 中小企業施策—総論

1-(1) 中小企業の定義とその根拠

SMIDEC(中小企業開発公社)による定義は以下の通り。年間売上高と常雇用従業員数の規模で分類されている。これらは多くの省庁で共通の定義となっている。

- ・ 製造業および製造業関連サービス業、農業関連産業
 - ▶ マイクロ企業 年間売上が25万リンギ未満、あるいは従業員が5人未満の企業。
 - ▶ 小規模企業 年間売上が25万リンギ以上から1,000万リンギ未満、あるいは従業員が5 人以上50人以下の企業。
 - ▶ 中規模企業 年間売上が 1,000 万リンギ以上、2,500 万リンギまで、あるいは従業員が 51 人以上 150 人以下の企業。
- ・ サービス業 (卸・小売を含む)、ICT (情報関連) 産業、農業
 - ▶ マイクロ企業 年間売上20万リンギ未満、あるいは従業員が5人未満。
 - ▶ 小規模企業 年間売上 20 万リンギ以上で 100 万リンギ未満、あるいは従業員が 5 人以上 19 人以下。
 - ▶ 中規模企業 年間売上が 100 万リンギ以上で 500 万リンギ以下、あるいは従業員が 20 人以上で 50 人以下。

1-(2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

- ・ マレーシア経済に果たす中小企業の役割
 - ➤ Department of Statistics Malaysia, Census on Establishments and Enterprises 2005, によるとマレーシアの総企業数は 55 万 2,929 社。この うちの中小企業数は 54 万 8,387 で全体の 99.2%にあたる。業種的には小売業を含むサービスセクターの中小企業が 47 万 4,706 社で全体の 86.6% を占める。
 - ▶ 中小企業の産業別内訳は、製造業セクターには3万9,436 社で全体の7.2%。 農業セクターには3万4,245 社で全体の6.2%。サービスセクターの主体は

小売業であり 46.4% を占める。それに続きレストラン 14.2%、卸売り 9.1%、輸送・通信 6.5%、金融仲介行 4.1%の順となっている。

- ▶ 製造業の中では繊維・アパレル業が 23.4%と最大のセクター。それに続くのは食品・飲料とタバコが 15%、金属加工・金属製品が 13%、紙製品および記録メディア製品が 7.2%である。
- ▶ 中小企業全体の GDP への貢献は 2005 年に 32%である。2003 年の 31.9% から微増。
- ▶ 雇用に占める割合は 2005 年に 56.4% と過半を占める。2003 年の 55.8%から微増。日本の 70%に比べるとまだ少ない。
- ▶ 輸出に対する貢献は少なく 2005 年に 19%に過ぎない。 2003 年の 18.9%から微増。
- ▶ 業種別にはサービスセクターの中小企業のシェアは大きなものがあり雇用の33.9%、GDPの19.7%、輸出の7.9%を占める。
- ▶ 製造業に従事する中小企業の貢献は GDP の 8.4%、雇用の 14.5%、輸出の 11%となっている。
- ▶ 第一次産業としての農業は GDP の 3.9%、雇用の 3.1%を占める。輸出への貢献は 0.1%と微々たるものである。

1-(3) 中小企業関連法

- 日本におけるような中小企業に関連した基本法はない。
- ・ 関連する法律としては SMIDEC 設立の根拠となった「中小企業開発公社 法」"Small and Medium Industries Development Corporation Act 1995"がある。その法律は以下のウエブサイトで閲覧が可能。

http://www.parlimen.gov.my/actindexbi/pdf/ACT-539.pdf

1-(4) 中小企業政策の立案と実施

- ・ 2006 年から 2020 年までの 15 年計画である第 3 次工業化計画(2020 年は「2020 年構想」の最終年) や第 9 次 5 カ年計画(2006 年-2010 年) などマレーシアの中長期計画の中に必ず中小企業振興の一項が設けられ、中小企業振興の政府の意気込みが示される。例えば第 9 次 5 カ年計画(2006 年-2010 年)における中小企業振興策は以下の育成策をうたっている。
 - ▶ R&D のアウトソース先として育成
 - ▶ 中小企業と政府関連企業および多国籍企業とのリンケージ構築
 - 企業家精神の育成
 - 知識集約型の中小企業振興
- · 国家中小企業開発委員会(The National SME Development Council : NSDC)

が 2004 年の 8 月 13 日に設立されている。首相が自ら議長を務めており、マレーシア政府の中小企業振興に対する意気込みが示されているといえる。 その目的は各省庁間の中小企業振興プログラムをコーディネートすることおよび中小企業を戦略的に発展させる政策を立案することである。NSDC には現在 18 の中小企業振興に携わる省庁・政府機関のトップが名を連ねている。

・ NSDC の活動

- ▶ 全てのセクターにおける中小企業の発展を目指す政策と戦略の立案。
- ▶ 中小企業振興に携わる省庁・政府機関の役割の見直し。
- ▶ 各省庁・政府機関の間の協力関係を強化し、中小企業振興策を効果的に実施するためのコーディネーション。
- ▶ 中小企業の発展に協力するようプライベートセクターを指導すること。
- · 中小企業振興青写真計画(SME Development Blue Print)

NSDC は 2005 年から毎年の計画を発表している。毎年実施されるプログラムの詳細と予算額が示されている。2006 年は 248 のプログラムが実施され、そのための予算総額は 39 億リンギであった。中小企業の競争力を増すためのキャパシティービルディング、人材開発、製品のマーケティング能力の強化に力点が置かれた。2007 年の計画では 2006 年のプログラム実施の評価が述べられている。また以下のようなマクロな数値目標が「ロードマップ」として掲げられた。

- ▶ GDPへの貢献: 2005年の35%から2010年には37%へ。とりわけサービスセクターの貢献を増やす。2010年には中小企業サービスセクターのGDPへの貢献を23%までに増加させる。
- ▶ 雇用への貢献を 2005 年の 56%から 2010 年には 57%へと増加させる。
- ▶ 輸出への貢献を 2005 年の 19%から 2010 年には 22%へと増加させる。とりわけ製造業セクターが輸出総額の 12%を占めるまでに伸びる。
- NSDC の事務局は現時点マレーシア中央銀行(バンクネガラマレーシア:BNM)に置かれている。一方、次項に述べるように SMIDEC をよりコーディネーション能力を持った中小企業総合調整庁(エージェンシー)へと格上げされることが予定されており、その際には事務局がこのエージェンシーに移る見込み。事務局の役割は次の通り。
 - ▶ 各省庁・政府機関の中小企業振興事業の監督と調整。
 - ▶ より効果的な中小企業振興策と戦略の策定。
 - ▶ 中小企業関連統計の収集、分析と出版。
 - ▶ 中小企業支援のためすべての産業セクターがアクセスし易い金融政策立案 と調整。
- 中小企業総合調整庁 (SME Central Coordinating Agency 以下「エージェンシー」)の設置。

最新の動きで最も大きなものはこのエージェンシーの設置であろう。SMIDECを格上げしよりパワフルな組織に格上げする計画である。このエージェンシーの設置はマレーシア政府の企業家育成および中小企業振興を後押しする強いコミットメントを示すものとされている。このことにより関連する省庁と政府機関の間の調整が図られより効果的な政策が立案・実施されることが期待される。エージェンシーは中小企業に対してワンストップの情報提供と助言提供を行うこととなっている。このことによりマレーシアの中小企業は総合的で最新の中小企業振興プログラムの情報を一箇所で入手しその利用のアドバイスを受けることが可能になり、政府の関連政策の実行率が大幅に改善されることが期待される。またこのエージェンシーは中小企業の活動状況を常に把握し政策立案に反映させる役割を負う。このエージェンシーは NSDC が設定した目標、すなわち中小企業セクターの GDP に占める割合が 2005 年に 32%だったものを 2010 年には37%とする目標達成の中心的役割を担うことが期待されている。

1-(5) 中小企業政策における財政支出

- ・ 中央政府による中小企業対策予算額と実行状況 2006 年度に中央政府は 213 (計画は 248) の中小企業振興プログラムを実施した。そのために用意された予算総額は 78 億リンギであった。この金額はマレーシア GDP の 1.6%に相当した。
- ・ 2006年度におけるその他の主な実績
 - ▶ 12 万 8,000 人の中小企業、女性および新大卒者に対し企業家精神の育成と 技術トレーニングを実施。
 - ▶ 3万4,000社の中小企業が関係省庁・政府機関から助言を受けた。
 - ▶ 5,100 社の中小企業がオフィスおよび工場の提供を受けた。
 - ▶ 780 社の中小企業が産業連携プログラム (Industrial Linkage Programme:ILP) および SMIDEX2006 によるビジネスマッチングのサービスを受けた。
 - ➤ 272 社が技術レベルの向上、認証の取得、製品開発・改良のための補助金 を受けた。
- ・ 2007 年度には 189 の中小企業振興プログラムが計画され 37 億リンギの予算が 支出される予定になっていた。このうちの 135 のプログラムは人材育成、マー ケティング能力向上を含むキャパシティービルディングを目的であった。また 2007 年は特に製造業およびその関連セクターに力点が置かれていた。その他イ ンフラの整備のために 27 のプログラムが、補助金やソフトローンについては 27 のプログラムが策定された。GDP の中でシェアを占めるサービスセクターに 対しても各種プログラムが実施されている。

地方政府の財政支出による中小企業育成 今回の調査を通じて地方政府独自の中小企業育成事業の情報は得られなかった。 以下に述べるペナンの例を除いて地方独自の中小企業育成策はほとんどないと 思われる。

1-(6) 中央政府と地方政府の役割分担

中央政府と地方政府の共同事業

州政府が推薦する州内の中小企業に対し SMIDEC および他の政府機関と協力し総合的な支援を行う共同事業が始まった。現在トレンガヌ他いくつかの州が取り組んでいるプログラムである。支援の内容は資金援助、製品開発、品質向上、認証の取得、デザイン・包装指導、市場開拓など広範囲に及ぶ。中央政府の持ついろいろな機能を組み合わせ選ばれた中小企業の高度化を図る。

・ 地方におけるセミナーの開催

SMIDECはMIDAと共催により地方で製造業およびサービス産業の国際競争力強化を目的として「国内投資セミナー」を開催している。このセミナーは他にMITI、MATRADE、NPC、MIDF、FMM、ラブアンオフショアセンター(LOFSA)、開発銀行、輸出入銀行(Exim Bank)RHB銀行、テレコムマレーシアの後援を受けている。中央政府や政府機関の中小企業振興策を説明する。2007年度はKL、ジョホールバル、ケダ州の3カ所で開催され3,193名の参加者を得た。

・ 地方のインフラ整備 ローカルオーソリティーに対し中央政府の住宅・地方行政省を通じ予算を配賦し、 ビジネスインフラの開発・改善を行っている。例えば公共市場、屋台、集合屋台 ショッピングセンター、ショップハウスなどの近代化を図っている。

1-(7) その他(特記事項)

・ 国家中小企業革新フォーカルポイント (The National SME Innovation Focal Point)

2006年の12月に設立。企業、研究機関、金融業界、そして関連する政府の部局が集まって先端技術の商業化と革新的な技術を商業化する中小企業の育成を図る。すなわち大学や研究機関がよりビジネスフレンドリーに中小企業に協力し、技術やプロセスを指導し、それらを商業化する。そしてMNCやテレコムマレーシアなどマレーシアの政府系企業(GLC)のベンダーへと育成することがその骨子となっている。これには英国のBritish Telecom(BT)も参画し、BTから提供される技術をマレーシアの中小企業が商業化する試み。これらをSMIDECがコーディネートしている。これまで5社のマレーシア中小企業が選ばれて潜在的サプライヤーとしてBTと結び付けられた。またマレーシアのイ

ンキュベーションセンターのレベルアップを図るべく、SIRIM(マレーシア産業標準および工業研究所)が台湾、オーストラリア、中国のベンチマークとなるインキュベーションセンターを紹介し改善を指導している。大学や研究機関のR&Dを商業化を計る活動の一環として2007年のSMIDEX2007(6月6日から8日、KLコンベンションセンターにて開催)の中で22の商業化に向けた商品が展示された。また各大学・研究機関の商業化可能な技術をデータベース化し、現時点で276の技術が紹介されている。

第2章 中小企業施策—具体的施策

2-(1) 金融

- ・ 中小企業向けの融資
 - 一般商業銀行の中小企業向け融資実績

SMIDEC によれば、マレーシアの中小企業への主な資金提供者は民間金融 機関(Banking Institution)である。外国系を含む商業銀行とファイナン スカンパニーのほとんど全てが中小企業向け融資を扱っている。2006年の 中小企業向け融資額は396億リンギに上った。融資を受けた中小企業数は 8万 4,000 社。そして銀行の貸付残高に占める中小企業向け融資のシェア は 1999 年末の 30.1%に比べ 2006 年末には 44.5%に上昇している。各銀行 が中小企業向けの融資を増やしていることが読み取れる。2007年1月から 5月までを見ると民間金融機関は4万2,000社の中小企業に対し、193億 リンギの融資を承認した。うち55.9億リンギがすでに融資済みとなってい る。また2007年5月末の中小企業向け貸付残高は、1,084億リンギとなっ ている。一方 2006 年末の時点で政府系の6つの開発銀行すなわち SME Bank, EXIM Bank, Bank Simpanan Nasional, Bank Kerjasama Rakyat Malaysia Berhad, Bank Pembangunan Malaysia Berhad and Bank Pertanian Malaysia (農業銀行) は中小企業 1 万 8,000 社に対 し69億リンギの融資を承認している。これは民間金融機関の中小企業向け 融資を補完するものである。さらに2007年の初めの5カ月間に政府系開発 銀行は9,000 社の中小企業に対し42億リンギの融資を認可している。2007 年中の民間金融機関および政府系開発銀行はあわせて 510 億リンギの融資 を11万社の中小機関に提供することを認可するものと予測されている。

▶ 政府による中小企業向け資金的支援 以下に政府の中小企業向け資金的支援実績を示す。

金額単位:10億リンギ

種類	スキームの数	予算枠	承認件数	既支出額	ペンディング額
ローン	60	12.38	1,130,792	70.67	4.5
補助金	19	2.31	28,099	0.68	N.A.
出資	2	0.08	142	0.56	0.56
ベンチャーキャ ピタル	7	1.57	148	0.48	0.35
ローンと出資の 組合せ	3	0.56	1690	0.54	0.41
合計	91	16.9	1,160,871	72.92	5.83

出所: バンクネガラマレーシア (マレーシア中央銀行: BNM) 2007年6月までの実績

http://www.smeinfo.com.my/pdf/massa1207.pdf

- ・ 中小企業向けの融資とインセンティブ
 - ▶ 以下の省庁および政府機関が融資制度とインセンティブ供与に携わっている。
 - ♦ バンクネガラ
 - ◆ SME バンク
 - ♦ 農業銀行
 - ♦ MIDF
 - ◆ サバ州開発銀行
 - ◆ ERF バンク
 - ◆ Malaysia Debt Venture 会社
 - このうちの代表的な融資制度を紹介する。
 - ▶ バンクネガラ関連の中小企業向け融資制度

各省庁・政府機関が多くの融資制度を持っている。以下にバンクネガラ関連の中小企業向けソフトローンを説明する。ここで紹介するソフトローンの金利は3.75%から6%と市中金利に比べて負担が少ない。いずれも運転資金と事業拡張資金の提供を目的としている。

- ◆ Fund for Small & Medium Industries 2 基金の総額 675 億リンギ。申請先はバンクネガラ
- ♦ New Entrepreneurs Fund 2 ブミプトラ向け。基金の総額 28 億 5,000 万リンギ。申請先はバンクネガラ。
- ♦ Fund for Food

農林、牧畜、水産の分野で増産を図るためのローン。 基金の総額 13 億リンギ。申請先は Bank Pertanian Malaysia (農業銀行)。

- ♦ Rehabilitation Fund for Small Business
 - 小規模債務リストラスキームに基づき、債務の返済が困難な中小企業 の債務をリストラし、新たなローンを提供するもの。運転資金と事業 拡張資金が対象。基金の総額は2億リンギ。申請先はバンクネガラ。
- ♦ Bumiptra Entrepreneur Project Fund 政府や政府機関のプロジェクトを受注したブミプトラ中小企業に対す る融資制度。資金総額3億リンギ。返済期間5年。金利5%。申請先は ERF Sdn. Bhd. www.erf.com.my
- ➤ IT 化のためのソフトローン: SMIDEC とマレーシア産業開発銀行 (Malaysian Industrial Development Finance Berhad: MIDF) が協調し、中小企業のIT 化支援のための低利ローンを提供している。

- ▶ このほか以下の各機関がそれぞれソフトローンの制度を有している。
 - ◆ SMIDEC: 工場の自動化、不法占拠している工場の工業団地への転居 を促すソフトローン。
 - ♦ MARA(マレー人殖産公社): ブミプトラの起業を促すための融資制度。 限度額: 小規模ビジネスの1万リンギからフランチャイズの100万リンギ、返済期間10年、金利6−7%。
- ・ 補助金およびインセンティブ制度以下の政府機関・省庁が補助金制度とインセンティブの供与制度を有している。
 - > SMIDEC
 - > MATRADE
 - > NPC
 - ▶ MIDA (税制上のインセンティブのみ)
 - ➤ MECD (企業家・協同組合開発省)
 - MOA (農業省)
 - ▶ MOSTI (科学技術革新省)
 - ▶ MRD (地域開発省)
 - > MTDC
 - ➤ MAVCAP (マレーシアベンチャーキャピタルマネージメント公社) 代表的な補助金制度である SMIDEC のスキームを以下に紹介する。これらの対象となるのは以下の条件をクリアする中小企業。
 - ▶ 製造業、および製造業関連サービス産業に従事する中小企業。
 - ♦ 製造業関連サービス産業とは以下のような事業を指す。
 - ◆ 製品開発サービス
 - ♦ ロジスティックス
 - ◆ 製品のデザイン
 - ◆ マーケティング
 - ◆ 環境マネージメント
 - ◆ この他ガス殺菌、計測機器整備など
 - ◆ 製造業の場合は年間売上が 2,500 万リンギ以下あるいは従業員数 が 150 人以下の中小企業が対象。
 - ◆ サービス産業の場合は年間売上が 500 万リンギ以下あるいは従業 員 50 人以下が対象。
 - ◆ いずれもマレーシア資本が60%以上が条件。
 - ◆ 個人事業者も対象。
 - ▶ 製品改善・製造方法改善のためのマッチンググラント(Matching Grant for Product and Process Improvement)

通常の製造業、製造業関連サービス産業を対象にコストの 50%を補助する。補助限度額は 50 万リンギと大きい。なおマッチンググラントとは企業が支出した経費の半額を政府が補助する制度である。SMIDEC の補助金はほとんどがマッチンググラントである。

対象となる支出は以下の通り。

- ◆ 技術の導入経費。
- ◆ 製品のデザイン・試作。
- ◆ 製品のテスト。
- ◆ マーケティング経費。
- ◆ 機械機器の購入経費。
- ◆ 省エネ技術・産業廃棄物の最小化技術。
- ➤ 認証取得・国際標準取得のためのマッチンググラント(Matching Grant for Certification and Quality Management System)

製造業、製造業関連サービス産業およびサービス産業を対象にコストの 50%を補助する。補助限度額は25万リンギ。

対象となる支出は以下の通り。

- ◆ ISO13485, ISO14,000, ISO22000 取得
- ◆ HACCP 取得
- ◆ MS1500-2004 などのハラール認証取得
- ♦ TS16949
- ♦ 5S, Six Sigma,
- ♦ RoHS
- ♦ GMP
- ◆ 他の認証取得経費およびコンサル料などの付帯経費
- ➤ 女性企業家のためのマッチンググラント (Special Assistance Scheme For Women Entrepreneurs)

女性の企業家を育成する目的を持ったスキームであり、SMIDEC をはじめ MATRADE、MTDC や他の省庁・政府機関の持つ補助金をパッケージで提供するもの。女性が一定の比率以上の株式を保有し、経営の先端に立つ中小企業が対象となる。女性の企業家育成を目指すもの。

➤ スキル向上のためのマッチンググラント (Grant for Skill Upgrading) 中小企業の管理職の従業員のスキルを向上させるプログラム。分野としては電気電子、情報技術、工業デザイン、エンジニアリングなどの重要分野をカバーする。現時点 SMIDEC は 23 の訓練センターと 12 の専門訓練提供機関を公認している。これらの機関で従業員の訓練を行った場合は50%が SMIDEC から補助される。残りの50%を人材開発基金(Human

Resource Development Fund : HRDF)に基金の利用を申請することも可能。

➤ ブミプトラ起業マッチンググラント (Matching Grant for Business Start-Ups)

通常の製造業、製造業関連サービス産業およびサービス産業の場合はコストの 50%を補助する。

以下のような支出が対象になる。

- ◆ 事業計画作り。
- ◆ フィージビリティースタディーの実施。
- ◆ 工場や事務所の借料 24 カ月分。
- ◆ 機器のレンタル料。
- ◆ 試作に関わる経費など。

ブミプトラ個人事業者の製造業での起業を促すため個人事業者に対してはコストの80%が補助される(ただし2009年の5月31日までの措置)。いずれの場合も補助限度額は4万リンギ。

- · SMIDEC 以外の補助金
 - ➤ 海外販路開拓のための補助金(Market Development Grant : MDG) MATRADE が管轄する補助金制度。中小企業が海外販路開拓のために支出した出張費、広告費、見本市参加費などの経費を半額補助する制度。 対象企業は SMIDEC のマッチンググラントと同一。MaTRADE が参加する海外見本市に出展したりアテンドした場合はその対象となる。
 - ➤ ブランド促進のための補助金 (Brand Promotion Grant: BPG) やはり MATRADE が管轄する補助金制度。マレーシアのイメージアップにつながるブランドの促進を目的としている。製品やパッケージのデザインや販売促進活動が対象となる。適格プロジェクトに対しては中小企業の場合 100%の補助金が 100 万リンギを上限として支給される魅力的な制度。大企業の場合は 50%が補助されるマッチンググラントで補助金の上限は200 万リンギ。
 - ➤ 先端技術取得のための基金(Technology Acquisition Fund: TAF)マレーシア技術開発公社 MTDC(Malaysia Technology Development Fund)の持つファンドでバイオ、ICT、新素材、代替エネルギー、農業分野など先端技術を対象とした補助金の制度。51%以上マレーシア資本の企業が対象であり大企業、中小企業を問わない。50%補助)のマッチンググラントであり、補助金上限は200万リンギと大きい。
 - ➤ マルチメディアスーパーコリドーR&D 補助金 (Multimedia Super Corridor Research and Development Grant Scheme: MGS) マルチメデ

ィアスーパーコリドーの発展を図る Multimedia Development Corporation (MDeC)が持つファンド。マルチメディア分野でのプロジェクトに対し最大プロジェクトコストの70%を補助する。限度額は明示されていない。「少なくとも30%までのマレーシア資本を有するMSCステータスを取得した企業」が条件となっており、外国企業との合弁企業も利用することが可能。(MSCステータスとはマルチメディアスーパーコリドー計画に参画する企業に与えられるもので最大限の税制上の優遇措置や外国資本に対しては100%外資、外国人専門家の無制限のワークパーミット所得などが認められる)。

➤ R&D 商業化のための補助金(Commercialization of Research and Development: CRDF)

MTDC の補助金制度。大学、研究機関、企業における研究成果を商業化することを目的としたマッチンググラント方式の補助金制度。フェーズ1から4までの段階があり、マーケットリサーチ段階からデザイン・試作、試験費用、特許の取得費用、テストマーケティングまでの各段階で50%から70%までの補助金が支給される。これもMTDCの持つファンドで国家的な重要性を持つ先端技術を対象とした補助金の制度である。業種的にはバイオ、ICT、新素材、代替エネルギー、農業分野などが対象。やはり51%以上マレーシア資本の企業が対象であり大企業、中小企業を問わない。

• 信用保証制度

信用保証公社 (Credit Guarantee Corporation: CGC) 担保物件のない中小企業 に対しても、融資を受ける際の保証を提供し、融資を斡旋している。そのうちの 代表的なスキームを紹介する。

- Direct Access Guarantee Schemes: DAGS CGC に申請することにより、 最高 100%までの必要資金を市中銀行から借り入れる際の保証を CGC がつ ける。
 - ◆ 対象企業は資本金が5万リンギから1,000万リンギまでのマレーシア 人がコントロールする企業
 - ◆ 期間は5-8年
 - ◆ 融資額は5万リンギから100万リンギ
 - ◆ 過去に融資返済で問題を起こしていないこと
 - ◆ 保証料は 0.75 から 1.5%
 - ◆ CGC の出資母体になっている市中銀行から融資が行われる
- ・ ベンチャーキャピタル
 - ▶ Malaysian Venture Capital Management Berhad: MAVCAP 最低 5 万リ

ンギから最高 4,000 万リンギまでを出資。 5 年をめどに上場や株式の転売を図る。役員のポストを要求する。投資対象分野としては通信ネットワーク、医療健康サービス、バイオテクノロジー・ライフサイエンス、インターネットビジネス、エレクトロニクス、半導体が上げられている。

2-(2) 税制

- ・ 中小企業に対する法人税の扱い
 - ➤ マレーシアにおける法人税はここ数年下げ続けており、2008 年課税年度においては26%となっている。さらに2009 年度には25%にすることがすでに発表されている。SME に対しては法人税の優遇措置が導入されており、現在では50万リンギまでの課税対象所得に対してSMEは20%の優遇税率を従来適用されている。50万リンギを越える部分のみに通常の法人税率が適用される。なお、この場合の中小企業とは払込資本金250万リンギ以下の企業を指す。
 - ▶ さらに 2008 年予算では中小企業の税金の支払いに対し弾力的な取り扱いをする新施策が発表された。従来は予想される収益に基づき毎月分割予納を義務付けられていたがこれを2年間免除することが打ち出された。操業を始めたばかりの中小企業にとって事業の収支を見通して想定される法人税額を予納していくことは簡単なことではない。しかも法人税の予納額が実際の課税書く定額よりも低すぎた場合はペナルティーが科せられる。今回の措置により、新規に設立された中小企業は当初2年間、税金のわずらわしさから解放されることになる。
- ・ 一般的な税制上の優遇措置:

マレーシアにおける一般的な税の優遇措置は以下の通りかなり充実している。これらは大企業・中小企業を問わず奨励業種に対して適用されるものである。

▶ パイオニアステータス (Pioneer Status)

法人税の 70%から 100%が 5 年間から 10 年間免除される制度。奨励業種が対象。この優遇措置を受けると課税対象となる法定所得(経費、基礎控除を差し引いた所得)の 70%が免税となる。すなわち残り 30%の所得に対してのみ課税されることになるので、現行の法人税 26%ではなく実質 7.8%の減免法人税率が課税されることになる。ハイテク業種や国家戦略的に重要なプロジェクトについては 10 年間全額免税のパイオニアステータスが与えられる。されには個別プロジェクトごとに審査し、パッケージでインセンティブを提供する制度があり、この場合は 15 年の全額免税パイオニアステータスが与えられた例もある。

▶ 投資税額控除(Investment Tax Allowance: ITA)

パイオニアステータスに代わって ITA を申請することが出来る。一般的なものは5年間の投資的支出の累計額の60%を投資控除枠として持つことが出来、利益の出た年度から課税対象となる法定所得の70%と相殺し残りの30%部分だけの法人税を払えばよい仕組み。投資控除枠は無期限で繰り越し可能。機会設備などへの投資が大きく利益を生むまでに時間がかかるプロジェクトに有効。ハイテク企業や国家戦略的に重要なプロジェクトに対しては投資累積期間5年間、投資控除枠100%、法定所得100%との相殺が認められる。

- ・ 中小企業が主に対象となる税制上の優遇措置:特に中小企業に関連しては二つ の税制上の優遇措置がある。パイオニアステータスか ITA が認められる。
 - ▶ ILP に参画する企業に対して税制上の優遇措置。

例えば金型、鋳造・鍛造、表面処理、熱処理、プラスチック成型その他部 品製造など MNC のサプライヤーとなる業種が対象となっている。

5年間所得が全額免税となるパイオニアステータスまたは5年間の投資的 支出の60%が投資税額控除枠として認められ、利益が出た年度の法定所得 (課税所得)の100%と相殺することができるITAを受けることが出来る。

ILP 参画企業の中でとりわけ価格、品質、生産能力などの面で世界水準に達する能力を有する企業に対しては10年間の法人税全額免除あるいは5年間の投資的支出の100%が投資控除枠として認められるITAの対象になる。SMIDECのウエブサイトでは現在マレーシアで操業する日立グループメーカー3社が調達を希望する部品を公開している。

▶ 小規模企業向けのみの税制上の優遇措置

資本金50万リンギ以下で60%以上がマレーシア資本の企業が対象。

一次産品に付加価値をつける業種が中心となっている。すなわち野菜、ハーブ、ココア、牧畜製品、水産養殖、花卉、ゴム製品、パームオイル製品、木材製品、バティック、手織りの布、陶磁器、ガラス製品などが対象。5年間所得が全額免税となるパイオニアステータスまたは5年間の投資的支出の60%が投資税額控除枠として認められ、利益が出た年度の法定所得(課税所得)の100%と相殺することができるITAを受けることが出来る。

• 設備投資

▶ 設備投資に対しては中小企業・大企業を問わず再投資控除が認められる。 後の年度の法定所得の60%と相殺が可能。繰越無制限。

事業承継

➤ マレーシアにおいて相続税はすでに撤廃されている。したがって事業継承 に伴う税負担はない。

• 技術開発

▶ R&D への支出に対しては後に述べるように各省庁・政府機関からの補助金 やソフトローンが提供されている。

2-(3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他

- 情報提供
 - ➤ SMIDEC による中小企業向け情報提供および助言サービス

SMIDEC の本部および主要都市であるペナン、ジョホール、クアンタン、クチン、コタキナバルにある地方事務所には中小企業情報サービスセンターが設けられ月曜日から金曜日まで昼食時間を除いて情報提供サービスを行っている。

SMIDECのウエブサイト<u>www.smidec.gov.my</u>には金融サービス、補助金などの中小企業支援策とニュースやイベントが掲載されている。2007 年は 20 万 1,792 件のウエブサイトへの訪問があったという。(2006 年は 28 万 2,567 件)。一方助言サービスについては毎日面談形式で行われている。この面談助言サービスは2007 年に 4,332 社に対して行われた。(2006 年は 2,922 社)。その他電話相談(1-300-88-1801)が行われており、2007 年には 497 件の相談を受けている。また相談チームは改善トレーニングプログラムの講師を務め中小企業のビジネスマネージメント能力、問題解決能力の向上を指導している。

▶ バンクネガラ (BNM) の中小企業向け金融アドバイス

「中小企業金融相談ユニット」が金融に関わる助言と苦情についてのアドバイスを行う。また中小企業の不良債権について「小規模債権解決スキーム(Small Debt Resolution Scheme : SDRS)によるリストラに関する助言を提供する。中小企業ビジネスアドバイザリーネットワーク(SME Business Adviser Network : SME-NET)はウエブ上で公開されている中小企業アドバイザーのダイレクトリーである。これらのアドバイザーは様々な省庁・政府機関、商業銀行、政府系開発銀行に所属し、それぞれの分野での専門知識に基づく的確なアドバイスをすばやく提供する。分野はマーケティング、技術、ビジネス開発など多岐にわたるということである。

- ▶ 中小企業銀行情報・助言サービスセンター (SME Bank's SME Information and Advisory Centre)
 - SME バンクの中に設けられたインフォメーションセンター。2006 年の 12 月に発足。マーケット情報から商品の売り込み方法、パートナーやメーカーの紹介まで多岐にわたる。また一般商業銀行にも「中小企業ユニット」が設けられ相談に応じている。
- ➤ 中小企業専門家相談員登録制度(SME Expert Advisory Panel : SEAP) SMIDEC の中に設けられた相談業務に携わる各産業の専門家を集めたアドバイザー制度である。中小企業が利用する費用は定額で SMIDEC が全額または半額

を補助する。指名されたコンサルタントは3段階でサービスを提供する。第1フェーズは面談による初期コンサルサービス。第2フェーズは中小企業に赴き経営診断。第3フェーズは SMIDEC の補助金を利用するためのプロジェクトペーパーを作成する。現在のところ50歳以上で当該分野において20年以上の経験を持ち一旦リタイアしたローカルのコンサルタントのみが登録対象。現時点での登録人数は50人強。

その他の助言サービス

- ➤ MOSTI (科学技術情報省) の Technopreneur Management Support Scheme は国際的な産業規格とその認証に関する助言サービスを中小企業に提供している。また Technopreneur Development Ecosystem と呼ばれるスキームにより知識集約型・技術をベースにしている企業家に対し助言サービスを行っている。
- ▶ 地方開発省(The Ministry of Rural and Regional Development: MRRD) は地方のマイクロ企業家に対し生活水準向上のためのスキルを身につける助言を行っている。
- ▶ プランテーション・第一次産品省(The Ministry of Plantation Industries and Commodities: MPIC)は製材、パームオイル、ゴム、ココア、胡椒、タバコ栽培に関する技術的な助言とベストプラクティス情報を提供している。
- ▶ 農業省は生産性向上・競争力強化のための技術相談サービスを提供。分野としては園芸、家畜、水産養殖と漁業など。
- ▶ 企業家・協同組合育成省(Ministry of Entrepreneurs and Co-operative Development: MECD)はブミプトラの企業家に対し金融から技術の分野までを含む企業診断・指導、従業員トレーニングコースの提供やセミナーを開催している。
- ・ SMIDEX 見本市およびビジネスマッチング

以前は"SMI Show Case"と呼ばれていた後に SMIDEX 見本市と改称。この見本市は毎年開催され、大企業や MNC とのビジネスマッチングが行われている。 2007 年は"SME Networking: Local Links, Global Reach"をテーマに6月5日から8日までの会期で KL 市内中心部の KL コンベンションセンターにおいて実施された。これにはバンクネガラ (BNM)、タイの中小企業振興オフィス (OSMEP)、マレーシア郵便公社 (POS Malaysia) が後援。さらにビジネスタイムズ紙が公式報道紙となり、テレコムマレーシアが主要スポンサーとなった。 2007 年は合計 329 社、422 小間が出展している。会期中の4日間のビジネス目的の訪問者は6,582 人であった。あわせて中小企業関連イベントが開催され大企業のスピーカーからネットワーキングやパートナーシップおよび国際投資家の

講演があった。この2日間のイベントには 728 名ビジネス目的来訪者が国内外から参加した。イスラム諸国 (OIC 諸国) とアフリカ、タイ、シンガポールからは 83 名の外国人参加者があり、マーケットアクセスやアウトソーシングについての紹介があった。また併催のセミナーでは外国企業とのリンケージを設立する方法や対外投資についての情報が提供された。

・ 「インドネシア・マレーシア・タイの成長の三角地帯構想 (IMT-GT) に伴う 2007 年中小企業コンファレンスおよび展示会」

MITI と SMIDEC はペナン州政府およびペナン開発公社 IMT-GT マレーシア 合同ビジネス委員会との協力の下、このイベントを主催した。このイベントの目 的はマレーシア、タイ、インドネシアの中小企業の製品およびサービスを一箇所 に集めて紹介することであった。

このイベントは"Strategic Partnership: SME Growth for the Future"と銘打って2007年の12月5日から9日までペナンの国際スポーツアリーナ(PISA)で開催された。3カ国トータルで96社、124小間がハラール製品、消費者向け製品、ハンディクラフトなどを展示した。会期中の訪問者は2,762名であった。コンファレンスにはインドネシアとタイからの参加者20名を含む270名の参加があった。5日間のイベントは中でも3カ国の中小企業と大企業・多国籍企業とのビジネスマッチングは熱気を帯びていた。商談成立は121件、成約額は2,760万リンギであった。

• 人材育成

▶ 人材開発委員会(Human Resource Development Council:HRDC)

1992年の Human Resource Development Act により発足。その後 2001年の法律改正により PSMB という呼称に変更された。人材開発基金(Human Resource Development Fund: HRDF)を一元的に管轄することが主業務。適格トレーニングプログラムを受けた SME を含む基金拠出企業に対し1リンギの拠出・積立に対し2リンギを支給してくれる仕組み。すなわち加盟企業は基金に1万リンギを拠出・積み立てておけば従業員に2万リンギの適格トレーニングを受けさせることが出来る。当初は特に製造業および製造業関連サービス業において、労働者の訓練、再訓練および技能向上を促進することを目的としていた。1995年2月1日からは、HRDFの対象範囲がさらに拡大され、特定のサービス業界(ホテル、航空輸送、旅行業者・代理店、通信、コンピュータ・サービス、海運、運送、郵便サービスおよび広告代理業)に属する従業員10人以上の企業にも適用されることになった。

大企業は月額給与総額の1%を拠出することが義務付けられている。中小企業(資本金50万リンギ以下あるいは従業員10人以上50人未満)は任意

により月額給与総額の **0.5**%を拠出する。ベネフィットは大企業の場合と同じである。

- ➤ 国家生産性公社 (National Productivity Corporation: NPC) 国際貿易産業 省傘下の公社であり、以下の分野で生産性向上を目指した事業を行ってい る。
 - ◆ 生産性および品質向上のための研究活動
 - ◆ 従業員訓練システム・経営システムの研究・普及
 - ♦ ベストプラクティスの紹介
 - ◆ 生産性向上・品質向上促進:生産性や品質向上のためのセミナー、ワークショップ実施。機関紙の発行。以下の表彰制度。
 - Prime Ministers Quality Award
 - Quality Management Excellence Award
 - Productivity Award
 - National 5S Award
 - ◆ セミナーは以下のテーマを中心に各地で開催される。主体は2日コースでは参加費500 リンギから600 リンギ、中小企業には80%の補助があり参加費は100 リンギから120 リンギ。
 - ◆ リーダーシップ研修
 - ◆ 経営管理
 - ◆ 品質管理
 - ◆ JICA の第三国研修とのタイアップ: CLMV 諸国の中小企業振興に携わる公務員か民間企業の従業員で5年以上の業務経験を有するものが対象。英語で授業を受けられる語学力が必要。2008年は期間は45日間。参加者はマレーシアの中小企業振興策や関連企業の活動、中小企業企業の経営、人材育成、品質向上、マーケティング、財務管理、ICT利用などを座学と政府機関・企業訪問を通じて学ぶことが出来る。首相府経済企画局(EPU)とJICAが共催。
 - ◆ OIC 諸国 (Organization of Islamic Countries) 向けの研修プログラム: OIC 諸国の組織の生産性向上やサービス・製品の品質向上などの人材育成に携わる政府機関・民間の従業員が対象。2008 年は期間 48日間で開催。TQM,組織診断、生産性・品質のベストプラクティス、採算性向上のツール、企業現場研修などが内容。EPU が共催。マレーシアは現在 OIC の議長国。イスラムを国教とし、イスラム国の中では経済的発展が目覚しいマレーシアらしい取組といえる。

2-(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援

研究開発技術支援、IT 対応への支援、産学官連携支援、販路開拓支援、 新分野進出支援、ISO 認定取得支援、中小規模商業の振興策については別項で記述 した。ここでは特に下請け企業振興策を述べる。

· 下請企業振興策

- ➤ 産業連携プログラム (Industrial Linkage Programme: ILP): SMIDEC のプログラムの一つ。多国籍企業や大企業と中小企業を結びつけることに 狙いがある。可能性があると思われる中小企業には国際規格の取得や生産 性向上のため SMIDEC が持つ補助金やソフトローンのスキームで支援する。またこのプログラムに参加する大手企業に対しては税制上の優遇措置 がある。
- ▶ 世界的サプライヤー育成計画(GSP: Global Suppliers Programme) このプログラムはペナンから始まった。ペナンはシリコンアイランドと自 称するほど、半導体、コンピュータ関連機器などの集積が厚い地域である。 10年ほど前から外国投資がペナン地域からより賃金の安い他の国へのシフ トする動きが出てきたことを食い止める対策としてペナン政府は、州内の サポーティングインダストリーの高度化に取り組むこととした。高度なサ ポーティングインダストリーをペナンに集積させることによって MNC を つなぎとめようとする戦略である。 具体的にはペナン政府と同地域の MNC が共同で運営する職業訓練機関のペナン技能開発センター(PSDC:Penang Skill Development Centre)の場を利用し、ペナンで操業する MNC の力 を借り、地元のサポーティングインダストリーの高度化を図ろうとするも のである。すなわち州内の米系電気電子メーカーを中心とし、主要な MNC が育成の役割を引き受け(アンカー企業と呼ばれる)、州内 SMI に技術指 導を行い、出来た製品を買い上げるという構想。プログラムに参加してい る米系 MNC はインテル、モトローラ、ヒューレット・パッカード、テキサ スインスツルメント、ジーメンス、ナショナル・セミコンダクターなど。み んなそうそうたる国際企業である。これらアンカー企業はこのプログラム に大変熱心で、教材の作成、講師の派遣など協力を惜しまないで取り組ん できている。その結果、いくつかの州内 SMI のレベルアップが図られ、ア ンカー企業も部品のサプライヤーを近隣に確保することができた。また MNC の自社の従業員訓練にもこのプログラムは利用されている。 MNC は ローカル社員に積極的に起業を促し、自社のサプライヤーにするという基 本方針を持つところが多くそのための技術移転にもこのGSPは利用されて いるようだ。その後このプログラムは SMIDEC の事業となり、電気電子お よび自動車産業をメインに国際的サプライヤーを育てることが目的となっ ている。そのため全国23の技能訓練機関と7つの専門職養成機関が指定さ

れている。これらの機関で訓練を受けた場合当該中小企業に対して、SMIDEC の管理する補助金制度 から訓練費用の 50%が補助される。さらに当該中小企業が人材開発基金(HRDC: Human Resource Development Fund)に加入している場合は訓練費用を請求することができるため SMIの負担はごくわずかとなる。

- ➤ アウトソーシング促進委員会: 2005 年の5月に SMIDEC の中に設けられた委員会。MITI, MIDA, MATRADE, Ministry of Finance, Multimedia Development Corporation (MDeC), FMM などが委員となっている。またマレーシア米国電子産業協会 Malaysian American Electronics Industry (MAEI).も委員として加盟している。製造業、製造業関連サービス産業、その他サービス産業が対象である。中でも電気電子、機械機器、自動車関連、情報産業、を主な対象業種としている。設立以来17社の多国籍企業・大企業から26件のアウトソーシングの依頼を受けているという。
- ▶ 企業家・協同組合育成省 (MECD) のベンダーディベロップメントプログラム (VDP): 1992 年から MITI が中心となり多くの日系電気電子メーカーも参画していた同プログラムが 1995 年にブミプトラ企業家育成を目指す同省の設立とともに移管され今日まで継続されている。大企業と中小企業を結びつけ大企業が技術指導を行い、さらに製品を買い入れる仕組み。また金融機関が対象となった中小企業に対し必要な資金を低利融資する。現在では日系企業でこのプログラムに参加しているケースは少ないようである。

2-(5) 創業・ベンチャー支援

- ・ 創業支援
 - ▶ ゆりかご投資プログラム (Cradle Investment Programme: CIP) マレーシアの財務省 (Ministry of Finance) が主管しマレーシアベンチャーキャピタルマネージメント公社 (Malaysia Venture Capital Management Berhad: MAVCAP)が推進するスキーム。開発のアイデア段階である揺籃期から資金を提供し、商業化に結びつけひいては世界に通用する企業を育成することを目的としている。重点分野は情報産業 (Information and Communication Technology: ICT) などの高成長が期待される以下のような産業。マイクロソフト社がこのプログラムをパートナーとなっており、同社のソフトウエアをプラットファームとして使うことが条件となっている。最初に認定された10社には100%の補助金が支給される。
 - ♦ Software and information services
 - ♦ Internet: e-services, e-commerce and e-content

- ♦ Communication and networking mobile data
- ♦ High tech consumer and business products
- ♦ Electronic and semi-conductors
- ♦ Medical devices and advance materials
- ♦ Biotechnology and life sciences
- ▶ インキュベーション設備

SIRIM、マルチメディア開発庁、テクノロジーパーク・マレーシア・各大 学などに設置されている。

マレーシアデットベンチャー公社 (Malaysia Debt Ventures Berhad : MDV)

例えば ICT 分野で対象企業が国内・国外を問わず、プロジェクトを受注した場合、そのプロジェクトコストの 85%までのレボルビングプロジェクトローンが提供される。ローン金額は 200 万リンギから 1 億 2,000 万リンギまで。返済期間は 1 年から 5 年。プロジェクトの見通しを考慮しさらなる返済期間の延長が可能となっているローン。場合により MDV が支払を保証することにより、MDV の融資を補完するための資金が普通銀行から提供される。

SMIDEC のビジネス開始時の 50%補助金の利用
 SMIDEC の 「Business Start-Ups のマッチンググラントの利用が可能。
 対象企業が 100 を支出した場合、そのうち 50 が補助される。

2-(6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備

- ・ 下請代金支払遅延等防止法、小売商調整対策・分野調整:このような制度はマレーシアにはないと思われる。SMIDECとのインタビューでこのことを話題にしても相手はイメージがわかない様子であった。マレーシアでは民間企業は自分のリスクでビジネスをすることが基本となっており、成功するも失敗するも自分の責任。政府はビジネスの中身にはタッチしない。
- 官公需

1995 年 5 月 1 日の財務省からの公示により政府調達に際してはブミプトラ企業が優先されることになっている。

・ 裁判外紛争処理:労働問題などで人材育成省の労働事務所が調停などをすること がある程度で、通常は民事裁判の場で争われる。当然その過程で裁判外で交渉に より紛争が解決するケースも多い。

2-(7) 地域中小企業政策

・ 伝統・地場産業に対する振興

> 一地域·一品運動

One District, One Industry (マレー語で Satu Daerah Satu Industri - SDSI)と 呼ばれている運動。地域密着型の産業である観光、農業関連産業、牧畜、水産 養殖、陶器など天然原料の加工産業、その他ハンディクラフトなど地域の特産 品などの産業を振興することにより雇用機会を増やそうというもの。技術トレーニング、作業場所と機器類の提供、R&D とマーケティングのサポートが含まれる。

• 中小企業工業団地

SMIDEC はマレーシア工業団地公社(Malaysian Industrial Estate Berhad: MIEL)、セランゴール開発公社(PKNS)など州政府と協力し全国に中小企業向けの工業団地を造成している。土地を不法占拠・操業している中小企業の工場などの移転を促すことが大きな目的の一つ。妥当な使用料で設備の整った工業団地に入居することが可能としている。

- ・ 産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援 パームオイル産業に関わる大規模クラスター開発構想 (Palm Oil Industrial Cluster:POIC) がいくつかある。その一つである東マレーシアのサバ州南部の Lahad Datu 地区の開発は 15 年間にわたって 5,000 エーカーを開発するもの。港 湾設備や電力・水道・道路整備などが進められている。対象業種は以下の通り。 中小企業の育成も対象になっている。
 - ▶ 植物料理油、マーガリン、チョコレートペースト
 - ▶ パームのバイオマスを利用したパルプや紙製造、ファイバー、木材への加工、MDF製造。
 - ▶ ビタミン E、ビタミン A の製造
 - ▶ オレオケミカル(石鹸、シャンプー、ろーそく、化粧品、潤滑油など)
 - バイオディーゼル、バイオガス、パーム空房のバイオ燃料
 - ▶ パームオイル関連機器
- ・街づくり・地域おこしに対する支援・NPO 支援:特にこれらについての情報は得られなかった。

2-(8) 中小企業の国際化支援

- ・ MATRADE による海外販路開拓
 - ➤ Market Development Grant (MDG)という補助金の制度を持ち、中小企業が海外販路開拓のために支出した出張費、広告費、見本市参加費などの経費を半額補助する制度。MATRADE は年間世界各地で 70 カ所近くの見本市にマレーシア製品を出展しており、これらの見本市に参加するマレーシアの中小企業には参加経費の 50%が補助される。ただし同一の

海外見本市の参加の場合は3回までが補助対象となる。また MATRADE はマレーシア国内で開催される一部の見本市に、日本やイスラム諸国やアフリカからバイヤーを招待し一定期間のホテル代の補助を行っている。

- ▶ 海外への業種別販路開拓ミッションの派遣を実施。さらには国際貿易産業大臣が率いる投資誘致・輸出販路開拓ミッションを年間数回主要市場向け、エマージングマーケット向けに組織しマレーシア企業の輸出促進を図っている。2008年度は9回実施予定。日本ではアセアンセンターの協力により通常7月と2-3月の年2回派遣されている。
- ▶ 輸出企業ダイレクトリーを発刊し、ウエブサイトでも公開している。1 万3,000 社が収録されている。
- ➤ MATRADE の自社ビルの中に常設展示場を持ち、約 400 社が自社製品を 展示している。

· MIDA の海外投資支援

第9次5カ年計画でマレーシア企業による海外投資を促進する方針が発表され、MIDA がそれをサポートする政府機関と指定された。マレーシア企業の対外投資は大市場へのアクセス、当該国におけるマーケットシェアの維持、原材料の確保、の面でメリットをもたらすと認識されている。MIDA はこの海外投資を促進することを目的に Ho Chi Minh, Bangalore, Guangzhou, Bangkok, Jakarta, Dalian and Johannesburg に事務所を設置する予定。なお、海外投資収益のマレーシア本国への送金には税金をかけないなどの優遇措置も制度化されている

マレーシア産業開発銀行 (Malaysia Industrial Development Finance Berhad: MIDF)

繊維や縫製産業など労働集約型の産業が労働コストの安いアセアンの発展途上国への投資することをサポートするための海外投資基金(Fund for Cross-Border Investment in Manufacturing: (FCBI)を2004年の6月に設立した。当初の資金規模は5,000万リンギ。

・ 情報提供:上記の各機関やマレーシア政府の在外公館が情報提供する。

2-(9) 中小企業に関する雇用・労働政策

- ・ 中小企業向けのための特別な労働政策はない。一般的な労働関連法規である 1955 年雇用法 (Employment Act 1955) が適用される。労働に関わる紛争が発生した 場合は労働者は労使関係局、労働裁判所を通じ人材育成省に調停を依頼すること ができる。
- ・ 雇用上の特例:特に中小企業に対する特例はない。強いて言えば前述した人材開発基金(HRDF)の任意加入。負担額の減免程度。

2-(10) 中小企業組織およびネットワークへの支援

・ 商工会議所・協同組合・ネットワーク支援: ・FMM および全国中国人商工会議 所とのインタビューを参照。

2-(11) 小規模企業対策

小規模企業対策: SMIDEC や SME バンク、バンクネガラ、MARA の起業支援、MIDA の税制上の優遇措置、法人税の 50 万リンギまでの法定所得に対する 20% への減税措置がある。

2-(12) セイフティーネット

- ・ 倒産防止このような制度はマレーシアにはない。
- 会社更生

1997 年のアジア経済危機の際には不良債権買取機構が設立された。またバンクネガラは債務リストラのためのソフトローンを導入した。これらは企業の再生に役割を果たした

• 災害対策

水害被害救済基金(Fund For Flood Affected Businesses): 2006 年の 12 月と 2007 年の 1 月にジョホール州を中心として激しい雨による水害被害が発生し、 多くのビジネスが被害を受けたことから、バンクネガラが特別救済基金を設立し、 普通銀行、イスラム銀行、中小企業(SME)銀行、バンクラキャット、農業銀行を通じて融資を行った。申し込み受付期間は 2007 年 1 月から 4 月までであった。この融資に対しマレーシア信用保証公社(CGC)が融資額の 80%を保証した。金利は年利 2.5%、一企業グループあたり 50 万リンギまで。返済期間は 5 年。結果的に 2007 年 4 月末の時点で 5,000 社の申請があり、そのうち 3,500 社の申請が認可された。融資総額は 2,441 万リンギと多くの関心を集めた。 併せて一般の銀行にも水害被害を受けた企業に対し返済期間の繰り延べなどの

併せて一般の銀行にも水害被害を受けた企業に対し返済期間の繰り延べなどの 救済策が要請された。また保険会社には保険金の支払いを急ぐよう指導がなされ た。

2-(13) その他

- ・ 当該国において、特筆すべき対策
 - ▶ 翌年の予算策定時に各業界団体とダイアログ(対話集会)を開き、民間の 声を良く聞く。この民意を良く聞くという点がマレーシアにおける官と民 との距離を縮める効果を持っている。マレーシアには2020年先進国入り構

想(1991年-2020年)、第3次工業化マスタープラン(2006年-2020年)、第9次5カ年計画(2006年-2010年)など長・中期計画があるがそれらの計画立案時も民間とのダイアログを通じ意見を聞くことを丁寧にやっている。このため計画に対する民間の理解度も上がる。計画発表後もその実行に協力する姿勢が民間に芽生えているという環境が醸成されている。

第3章 マレーシアの中小企業施策の課題と提言・日本政府への要望

3-(1)主要経済団体による中小企業支援策と政府への要望

マレーシア製造業者連盟 (FMM: Federation of Malaysian Manufacturers)
 面談相手: Membership & SMI Division

Mr. Tan Teng Ek (Senior Manager)

Ms. Joanne Ooi (Executive)

インタビュー内容;

- ▶ FMM の会員数は現在 2,400 社。内 60%弱にあたる約 1,400 社が中小企業 製造業である。(数年前まで 1,200 社と公表されていたので中小企業会員は 増えている)。
- ➤ FMM 内に中小企業委員会 (SMI Committee) が設置され2カ月に一度会合を開いている。FMM の中では最も活動的な委員会である。
- ▶ 中小企業会員向けの事業は以下のようなものである。
 - ◆ セミナー、ワークショップの開催
 - ◆ ビジネスネットワーキング
 これは海外企業とのビジネスネットワークを築くためのものである。通常、海外からのミッションが来訪した際に開催する。
 2007年は米国からのミッション、2008年3月にはEUのミッションとのネットワーキングが開催される。また、現在パキスタンに本部が置かれている国際イスラム商工会議所との共催でMATRADEが5月に主催するハラール見本市:MIHASの会期に合わせ、ビジネスネットワーキングを目的としたコンファレンスを共同で開催することになっている。
 - ◆ 政府機関への訪問・視察: 2008 年 2 月末に SIRIM への訪問が予定されている。マレーシア工業標準・研究公社(SIRIM)のサービスを理解し SMI メンバーが利用しやすくすることがねらい。
 - ◆ 年間5-6回の海外への独自のトレードミッションの派遣。
 - ◆ 年間 400-500 件寄せられる海外からの貿易インクワイリーを 会員に流す。
- ➤ FMM は地方の主要都市に事務所を構えており、最近ではケダ州アロールスターに事務所が設置された。これにより地方事務所の数は合計 10 カ所となる。

➤ 政府に対する FMM の要望 (FMM の政府への要望書から) MITI とのダイアログが毎年、次年度の予算編成時に開催され FMM は会員 のビジネス活動がスムーズになるよう提言活動を行っている。例えば以下

のような提言が毎年のように出されている

- ◆ 中小企業向けの金融:中小企業は担保がない。二重帳簿により 財務体質を必要以上に弱く見せる傾向があることなどから銀行 からの融資が受けにくい。中小企業は正しい会計報告を作成す る必要があるが、政府の側でもビジネスそのものの将来性を重 視中小企業への融資を検討して欲しい。あるいは CGC の保証条 件を緩和するなどの措置が期待される。
- ◆ 不法占拠した土地における中小企業の操業。これは土地を買う 資金がない中小企業が政府の土地などに不法に工場を建設し操 業している問題である。これに対して州政府の一部からは現実 的な観点から一定の理解が示され、セランゴール州では合法化 の動きが出てきている。
- ◆ 熟練工の公的機関における養成。中小企業では自社で熟練工を 育てる余裕がない。また、少し技術を覚えると他社に動いてし まうジョブホッピングが日常化しているので自社で熟練工を育 てようという意欲がない。公的機関でニーズに合う熟練工を育 成して欲しい。

所見: SMIDEC および JACTIM 共同の JODC スキームを利用したローカルプラスチックインジェクションメーカーの改善活動の成果について本調査担当者の体験を披露した。すなわち JODC から派遣された日本人の専門家が 3 カ月間指導を行っただけで最終工程である塗装工程における埃の減少に成功し不良率が 40%から 15%に低下した。それまでオープンになっていた外界と工場との間に透明なプラスチックシートを使って仕切りを作ったこと、またこれまでほうきではいて床のほこりを舞い上げていた床の掃除のやり方をモップに代え、床の汚れが目立つように床のペンキを塗り直したというほとんどコストのかからない改善策であった。日本人の専門家が去った後もこのメーカーは改善活動を進め、更に 6 カ月後には不良率が 3 %にまで下がったと聞く。このようにマレーシアのSMI の生産性向上の余地は大きいことを説明。

Mr.Tan Teng Ek は 2008 年 2 月末で定年退職し、民間の工場に再就職することが決まっているとのことで大変興味を持った様子。

 全マレーシア中国人商工会議所 (ACCCI: The Associated Chinese Chamber of Commerce and Industry of Malaysia)

面談相手:事務局長 (Secretary General) Tan Sri Dato' Soong Siew Hoong Ms. Poh Wan Khing (Secretary)

インタビュー内容:

- ▶ 13州の中国人商工会議所のメンバー会社2万8,000社をまとめる全国レベルの商工会議所。
- ▶ 1947年に設立され長い歴史を持つ。
- ➤ 中小企業向けアドバイザー登録制度である中小企業サービス提供(SMEs Service Providers Panel: SMESP)がある。各分野のコンサルタントが登録し、メンバーが必要とするコンサルにコンタクトし、アドバイスを受ける制度。コマーシャルベースで運営されている。現在全マレーシアで53人が登録。主に政府が用意している各種振興策の存在と申請の仕方を指導し、申請を代行する。
- ▶ 中小企業情報提供カウンター(SME Resource Counter)。各省庁、政府機関の資料を集め閲覧サービスするカウンター。各州の中国人商工会議所に設けられている
- ▶ タンスリスーン氏のコメント以下の通り。
 - ◆ マレーシアは中小企業向けの振興策が充実している。特に財政 的援助が充実。これ以上の振興策は不要。
 - ◆ SMIDEC は他の省庁・政府機関の持つ各種振興策をコーディネートするためにより立場の強いエージェンシーに格上げされることになっている。
 - ◆ 最近設立された中小企業銀行(SME Bank)はこれまでのバン クペンバングナン(開発銀行)とバンクインダストリー(工業 銀行)を一つにしたもので機それほど能は変わらない。ブミプトラ向けの金融を担当。
 - ◆ 日本からは技術の移転を期待している。例えば後継者のいない 日本の中小企業の経営者にマレーシアに来てもらいその技術を

教えて欲しい。合弁会社を設立するのは企業経営に対する考え 方の違いから難しいと思うので相手のマレーシアの中小企業が その指導により利益を上げることが出来たら、利益を分配する (プロフィットシェアリング)などの仕組みがいいと思う。

◆ マレーシアマイセカンドホームプログラムの条件を緩和し、技 術移転のためにいくらかの報酬をもらう案に賛成。自分もその 案の実現をサポートする。引退者はただ年金で暮らすという生 活よりも社会の役に立つ実感を得ることにより生き生きと引退 後の生活を送っていくことができるだろう。

所見:同氏はマレーシアで「中小企業の父」とも呼ばれる人物でアジア各国においてマレーシアの中小企業の発展や政府の振興策について講演をしている。年齢80歳強。SMIDEC、FMMなどの役職も兼任。

3-(2) 中小企業振興のボトルネック、障壁とその対応策

- ・ 18 の省庁と 60 の部局にまたがる中小企業振興事業の全体像を知っている人はいないだろう、といわれるほどマレーシアの中小企業振興に携わる省庁と政府機関は多い。事業の重複も多く、非効率。
- ・ 多くの中小企業振興プログラムに多額の予算がつけられている。その実行効率 は必ずしもよくない、という関係者の指摘あり。
- ・ 補助金やソフトローンの申請にあたって認可までの政府機関の処理が遅いとい う印象を利用者から持たれている。時には数ヶ月かかるケースもあるようであ る。申請の数が急増しているにも関わらず職員の数が不足しており対応ができ ないことが処理遅延の理由の一つと言われている。
- ・ 中国系やインド系の企業からは現行の中小企業振興策はブミプトラ偏重傾向が あるというイメージをもたれている。
- ・ 特に中国系の中小企業は二重帳簿が当たり前ということが現状。主に税金対策 からことさら利益が出ないあるいは赤字に見せかけていると聞く。このような 帳簿をベースにいかに中小企業相手とはいえ、融資をする民間および政府系の 金融機関はいないであろう。中小企業に正しい会計帳簿をつけるよう指導する ことが必要。
- ・ ばらばら行政への対応策としては今年の4月1日以降のエージェンシー(CCA) 発足後のコーディネーション機能の向上に期待。こういう面での専門家が日本 にいるのであれば専門家派遣による指導も効果があろう。あるいはたとえエー ジェンシーに格上げされても他の省・部局の抵抗はあるかもしれない。日本の 専門家が外部の専門家として、アドバイスするという役割を果たすことも効果

的かもしれない。

3-(3) 日本政府への要望など

- ・ エージェンシーへの格上げに伴う日本政府の支援。特に他省庁との重複スキームの整理・一本化。このための日本人専門家派遣も検討。
- ・ 退職した日本人専門家による技術移転

退職後海外に暮らすプログラムとして今日本で人気ナンバーワンといわれるマレーシアマイセカンドホームプログラムで日本からマレーシアに移り住む人が近年増えている。現在のところこのプログラムのビザでは就労が禁止されているという制約がある。この制約を一部緩め、所得を月額家賃と交通費程度(合計10万円以下)までというように上限を設けるなどの条件を付して技術移転を目的とした就労を認めれば、さらに自分が役に立っているという生きがいを持った海外でハーフリタヤメント生活を送ることが出来よう。マレーシア中小企業にとっても安価に技術を移転してもらえるという大きなメリットがあろう。日馬連携協定(JMEPA)の協議の場などで日本側からマレーシア側に働きかけることも一法。SMIDECのSEAPは現在ローカルコンサルタントのみ登録されているが、スキルを持った外国人セカンドホームプログラム滞在者を一定の審査を経て登録すればマレーシアの中小企業へのアドバイスに幅と奥行きが出よう。

・マレーシアをイスラム圏のハラール食品市場へのスプリングボードに ハラール食品市場についての日本企業の認識はまだ低い。世界には 15 億から 16 億人のイスラム教徒が存在し、ハラール食品の市場は巨大。世界のハラール食品 市場で最も信頼されているのはマレーシアのハラールマークと言われている。こ の巨大なハラール食品市場への参入に関し、以下のステップで日本の食品会社と 以下のようなマレーシアの食品会社との Win-Win 連携が図れよう。日本政府に これらを支援するどのようなツールがあるのか不明であるが日本企業にとって も大きなビジネスチャンスと思われるので検討していただきたい。中国やタイ、 フィリピン、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、などの諸外国 はハラール市場の成長性を認識し、参入を果たそうとしている。

(ハラール製品は食品だけではない。化粧品やシャンプー・リンスなどのトイレタリー製品や歯磨きペーストなどが含まれる。)

- ・ ハラール食品市場における日本企業とマレーシア企業とのタイアップ
 - ① 日本とマレーシアの中小企業同士が技術提携する。場合によっては合弁も。
 - ② 日本品質、パッケージのハラール食品をマレーシアのコストで生産。
 - ③ マレーシアの JAKIM,SIRIM のハラール食品認定を取得
 - ④ マレーシア国内の国際的ハラール製品見本市に相手企業・合弁企業の名前で

出展し海外からのバイヤーに紹介。輸出販路開拓。

- ⑤ MATRADE が参加する中東などにおける海外見本市に出展するとともにトレードミッションに参加。MATRADE のアレンジする当該国における商談会に参加。
- ⑥ 海外販路開拓については MATRADE のマッチンググラントの対象になる。
- ⑦ ハラール食品開発製造および販売に携わるマレーシアの中小企業は SMIDEC のマッチンググラントの補助金対象となる。補助金上限は 15 万リンギ。ハラール食品の開発、機械設備の購入、販売促進、ハラール認証の取得費用などが補助対象となる。なお、ハラール認証の取得費用については支出額の 2 倍の経費控除が認められる税制上の優遇措置(二重控除)がある。
- ・ マレーシアをインド市場開拓の拠点に

マレーシアには人口の10%弱を占めるインド系の国民が存在し、インドとのつながりが深い。マレーシアからはインドは近い。日本からははるか遠くの国である。またインド商人は手ごわく日本人ビジネスマンの手に負えない面もある。しかしながら巨大市場として急速に成長しておりビジネスチャンスは大きなものがあり見逃せない市場である。日本企業がインド市場での販路の拡大さらには投資をマレーシアのインド系企業とタイアップして進めることは直接取り組むよりもリスクが少ないであろう。距離的にもインド洋でつながっているマレーシアとインドは近い。インフラの整ったマレーシアは停電や断水の心配はない。また人件費は中国の上海より安い。またインフラが整っている。このため総合的生産コスト、マーケティング費用、輸送コストが安くすむ。日本企業にインド市場攻略の一つの選択肢として検討を勧めたい。ジェトロなどが国をまたがる企業連携のサポートをすることも一法。



目 次

フィリピンの中小企業施策

第1章	中	小企業施策—総論	
1 —	(1)	中小企業の定義とその根拠	69
1 —	(2)	中小企業をとりまく環境と中小企業の実態	69
1 —	(3)	中小企業関連法	73
1 —	(4)	中小企業政策の立案と実施	73
1 —	(5)	中小企業政策における財政支出	75
1 —	(6)	中央政府と地方政府の役割分担	75
1 -	(7)	その他(特記事項)	75
第2章	中	7小企業施策—具体的施策	
2 —	(1)	金融	77
2 —	(2)	税制	78
2 —	(3)	情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他	79
2 —	(4)	既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援	79
2 -	(5)	創業・ベンチャー支援	79
2 -	(6)	中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備	80
2 —	(7)	地域中小企業政策	81
2 —	(8)	中小企業の国際化支援	82
2 -	(9)	中小企業に関する雇用・労働政策	83
2 —	(10)	中小企業組織およびネットワークへの支援	83
2 —	(11)	小規模企業対策	83
2 —	(12)	セイフティーネット	83
2 —	(13)	その他	83
第3章	フ	7ィリピンの中小企業施策の課題	
3 —	(1)	金融の課題	86
3 —	(2)	経営の課題	87
3 —	(3)	統計の課題	87
3 —	(4)	中小企業施策実施上の課題	88
3 —	(5)	その他の課題	89
to the View	to t		

・現地訪問調査および報告書作成:江橋正彦 明治学院大学国際学部教授(元ジェトロ)

・訪問先リスト

訪問機関	面談者
貿易産業省 (DTI:Department of Trade and Industry)	・Rhodora Leano(中小企業開発局 Director) ・Usec. Thomas Aquino(国内商業局) ・Usec. Carissa Cruz-Evangelista(国内商業局)
中小企業金融保証公社 (SBGFC: Small Business Guarantee and Finance Corporation)	Virgilio R. Angelo (Chairman and CEO)
フィリピン開発銀行 (DBP : Development Bank of the Philippines)	Alexander Magno (Director)
フィリピン大学小規模企業研究所 (UP-ISSI : UP Institute of Small Scale Industries)	Professor Ruperto Alonzo (Director)
フィリピン大学社会学部 (UP Sociology Dept.)	Professor Randy David
フィリピン商工会議所 (PCCI:Philippine Chamber of Commerce and Industry)	Professor Francisco R. Floro (Vice-President, SME Development)
クラーク開発公社 (Clark Development Corporation)	Levy P. Laus (President)

・現地通貨 (ペソ) 対ドルレート (出所: IMF・IFS)

2006 年平均 51.314 ペソ/米ドル 2007 年平均 46.148 ペソ/米ドル

フィリピンの中小企業施策

第1章 中小企業施策—総論

1-(1) 中小企業の定義とその根拠

フィリピンの中小企業は、資産額(土地資産を除く)および従業員数に応じて中企業、小企業、マイクロ(零細)企業の3つのタイプに分けられている。それぞれの企業の定義は表1のとおりである。フィリピンにおける中小企業の定義の特徴は、製造業、小売業、サービス業などの業種による区分が無く、企業の形態(個人、協同組合、パートナーシップ、会社など)を問わず、一律に資産額、従業員数に基づいて決められていること、および小企業のさらに下位にマイクロ(零細)企業が定義されていることである。

定義は2003年1月16日の中小企業開発審議会(SMEDC)の第1号決議により変更されたが、それ以前の定義では、マイクロ企業の資産額上限が150万ペソ、中企業の上限が6,000万ペソとなっていた。

表 1、フィリピンの中小企業の定義

	資産額	従業員数
マイクロ(零細)企業	300 万ペソ未満	1-9
小企業	300 万以上、1,500 万未満	10-99
中企業	1,500 万以上、1 億ペソ未満	100-199

出所)SMED Council Resolution No.1 Series of 2003 dated 16 January 2003.

1-(2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

最新統計(SMEs Statistical Report 2000-2004, BSMED, DTI, January 2007)によると、2004年にフィリピン全土の企業(事業所)総数は 78 万 3,923 で、うち、中小企業が99.6%(78 万 1,047)を占め、大企業(従業員 200 名以上、資産額 1 億ペソ以上)は全体の0.4%(2,876)を占めるに過ぎない。中小企業のうち、91%(71 万 3,566)がマイクロ企業、8.2%(6 万 4,501)が小企業、0.4%(2,980)が中企業となっている。2001年統計との比較は表 2 のとおり、マイクロ企業の数が 4 %減少しているため、事業所総数は減少しているが、逆に、中企業および小企業の数は増加を見ていることが注目される。

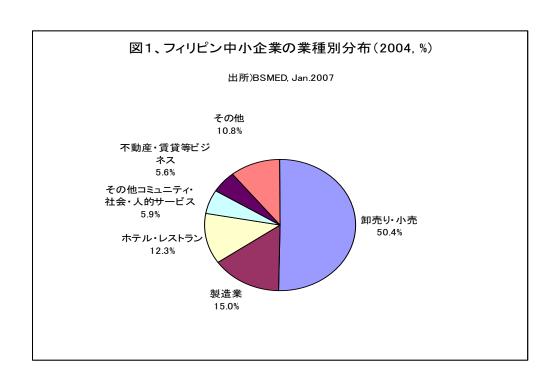
表 2、フィリピンの規模別事業所数の変化(2001,2004)

	2001年	2004年	増減	増減率(%)
大企業	2,958	2,876	-82	-2.8
中企業	2,923	2,980	57	2.0
小企業	61,762	64,501	2,739	4.4
マイクロ企業	743,949	713,566	-30,383	-4.1
総数	811,592	783,923	-27,669	-3.4

出所) SMEs Statistical Report 2000-2004, BSMED, DTI, January 2007

中小企業の分布を地方別に見ると、首都圏(NCR)が全体の 25.4%(19 万 8,140)を 占め、次いでカラバルソン(Calabarzon)が 14.6%(11 万 3,792)、中部ルソンが 10.8%(8 万 3,963)、西ビサヤが 5.8%(4 万 5,454)、中部ビサヤが 5.6%(4 万 4,098)となっており、これらトップ 5 地域で全体の 62.2%を占めている。

フィリピンの中小企業を業種別に見ると、図1のような分布になっている。卸売り・小売業が全体の約半分を占め、次いで、製造業が15%、ホテル・レストランが12%を占めている。卸・小売に従事する中小企業数は2004年に大きく減少、逆に、ホテル・レスト



ラン、不動産・賃貸に従事する企業数が増加傾向にある。

製造業に従事する中小企業は 11 万 7,007 事業所(2004 年)で、そのうち、マイクロ企業が 10 万 3,926、小企業が 1 万 2,116、中企業が 965 となっている。製造業に従事するマイクロ企業の事業所数は 2004 年に前年比 4.6%の減少を見ている。

図 2 は、製造業に従事する中小企業の業種別分布を見たものである。食品・飲料加工が全体の 46.9%を占め、次いで縫製 (13.7%)、金属組み立て製品 (11.1%)、家具修理 (6.1%)の順となっている。2004 年に食品・飲料加工に従事するマイクロ企業は4 万 8,367 から 5 万 1,040 ~ 5.5%増加したが、縫製に従事するマイクロ企業は1 万 7,328 から 1 万 4,485 に 16.4%も減少を見ている。おそらく、安い中国品との競争に勝てずに撤退を余儀なくされたものと思われる。

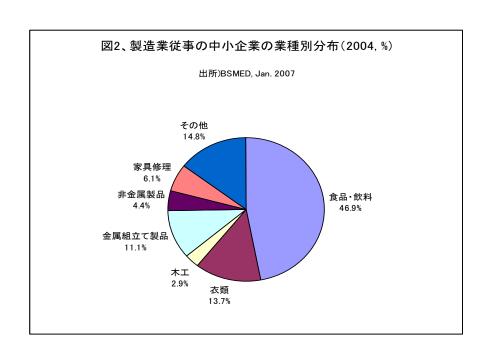
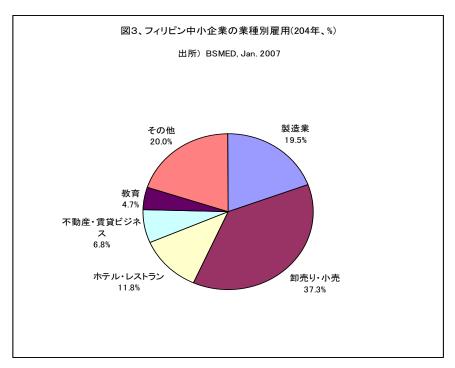


図3はフィリピン中小企業の雇用を業種別に見たものである。2004年に中小企業は約390万人に雇用を提供し、全事業所の雇用総数の69.2%を占めた。残りの30.8%が大企業によるものである。中小企業の雇用を業種別に見ると、卸売り・小売が全体の37.3%、製造業が19.5%、ホテル・レストランが11.8%、不動産・賃貸ビジネスが6.8%となっている。ちなみに、フィリピンの中小企業がフィリピン経済に占める位置(2004年)は、以下のとおりである。



- ・ 全事業所数の 99.6%
- ・ 付加価値生産額の 32%
- ・ 雇用の 69.2%
- ・ 輸出の 60%

なお、フィリピン政府は、フィリピンの経済発展に中小企業が以下の点で重要な役割を演じていると認識している。

- ① 農村工業化
- ② 農村の発展と工業の地方分散
- ③ 雇用機会の創出と所得格差の是正
- ④ 固有資源の利用
- ⑤ 外貨獲得
- ⑥ 既存産業の前方・後方連関効果の創出
- ⑦ 企業家精神の発展

アロヨ大統領は 2001 年に大統領に就任以来、農村開発、雇用拡大による貧困削減をうたい、中小企業振興を最重要視してきた。具体的には、「中小企業発展計画 2003 -2004 年:ナショナル SME アジェンダ」を打ち出し、SULONG (SME Unified Lending Opportunity for National Growth 国民成長のための中小企業統合融資機会プ

ログラム)と呼ばれる中小企業金融プログラムを 2003 年から開始した。さらに、2期目の大統領に就任してまもなくの 2004年7月、「中小企業開発計画 2004-2010年」を公表、計画期間の 2010年までに中小企業の付加価値生産額を 40%に高め、同期間の輸出の伸びを年率 16%とするという目標を掲げている。

1-(3) 中小企業関連法

中小企業基本法に相当するものとして、1991年に制定された Magna Carta for Small Enterprises (小企業憲章)(RA6977)がある。この憲章は、1997年に、RA8289として改正・改名されている。この憲章において、中小企業振興にかかわる基本的なルールや中小企業の定義、中小企業振興の制度的仕組み、中小企業開発審議会 (SMEDC: Small and Medium Enterprises Development Council)の設置、中小企業金融保証公社(SBGFC: Small Business Guarantee and Finance Corporation)の設立などが規定されている。

このほか、関連法として Barangay Micro Business Enterprise Act of 2002 (RA9178)(バランガイ零細企業法)がある。この法令のねらいは、貧困削減および農村開発にあり、インフォーマルセクターを含む零細企業への支援(一定期間のビジネス所得税免除、最低賃金規定の適用免除、政府系金融機関の融資、政府機関による技術支援など)を規定している。

1-(4) 中小企業政策の立案と実施

フィリピンの中小企業政策を立案・審議する最高機関として、中小企業開発審議会(SME Development Council)がある。委員は政府機関代表8名、民間代表4名からなる。政府代表には、NEDA(国家経済開発庁)・DTI(貿易産業省)・科学技術・農業・環境・天然資源の各省庁長官、SBGFC(中小企業金融保証公社)会長、中央銀行通貨委員会委員長が、民間代表はルソン、ビサヤ、ミンダナオのビジネス界代表および民間金融界代表からなっている。同審議会は最低月1度開催され、議長は貿易産業省長官が、同省BSMED(中小企業開発局)が事務局を務めている。

中小企業政策実施の貿易産業省 SME コアグループに、1)中小企業開発局(BSMED)(中小企業政策・プログラムの立案・調整)、2)中小企業金融保証公社(SBGFC)(金融サービス)、3) PTTC(Philippine Trade Training Center:フィリピン貿易訓練センター)(中小企業研修)、4) PDDCP(Philippine Product Development and Design Center of the Philippines:フィリピン商品開発・デザインセンター)(デザイン開発)、5) CITC(Cottage

Industry Technology Center:家内工業技術センター)(研修・設備利用)がある。このほか、中小企業を支援する貿易産業省関連部局には、①Bureau of Product Standard (製品基準局),②Bureau of Trade Regulations and Consumer Protection (商業規則・消費者保護局),③Bureau of Export Trade Promotion (輸出促進局),④Bureau of Domestic Trade(国内商業局),⑤Board of Investment(投資委員会),⑥Center for International Trade Expositions and Missions (国際貿易見本市・ミッション・センター),⑦Philippine International Trading Corporation (フィリピン国際貿易公社)がある。

中小企業振興政策の地方レベルにおける実施は、貿易産業省のリージョン(地域)(16 箇所)およびプロビンス(省)(79 箇所)の事務所において行われている。地方各省平均約 15~20 名が貿易産業省の地方事務所に張り付いているが、このうち約 3 分の 1 が中小企業振興にかかわっていると見られている。これら地方の貿易産業省の事務所は貿易産業省本部の ROG(Regional Operation Group:地域オペレーショングループ)の管轄下にある。このほか、2004 年に 101 箇所の中小企業センター (SME センター) が全国に設けられている。これら SME センターは 1996 年以降に地方各省に設立されたものである。このうち、大部分のセンターは貿易産業省の地方事務所内に設けられているが、そのほか、地方の商工会議所や地方自治体に設けられているところもある。これら SME センターの役割は、情報サービス、セミナなどのアレンジ、ビジネス相談などで、SME カウンセラーを抱えているが、予算や人材不足で機能していないところも多いといわれている。貿易産業省はこのほか、1990 年代末にセラミック、大理石、バスケット編み物、家具など7つの中小企業生産センター (SME 生産センター) を全国に設けたが、そのうち、財政困難により 3 カ

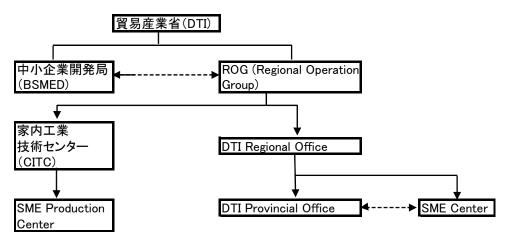


図4、中小企業振興にかかわる貿易産業省の地方レベルの組織図

所が閉鎖され、残りの4カ所も十分に機能していない模様である。(中小企業振興にかかわる貿易産業省の地方レベルの組織図は図4のとおり)。

1-(5) 中小企業政策における財政支出

中小企業政策にかかわる財政支出について、予算規模を示すまとまったデータは無い。 貿易産業省、科学技術省、労働・雇用省、農業省、環境・天然資源省のさまざまな予算項 目から中小企業振興関連の費目を洗い出し、推定する作業が必要だが、貿易産業省 BSMED も財政支出全体を把握していない。なお、貿易産業省 BSMED のスタッフは計 35 人。

1-(6) 中央政府と地方政府の役割分担

1-(4) を参照されたい。

1-(7) その他(特記事項)

貿易産業省以外の中央省庁の中小企業支援プログラムには以下がある。

- 1) 科学技術省(DOST)
 - ・中小企業技術向上プログラム(SME Technology Upgrading Program)
 - ・テクノロジー・ビジネス・インキュベーター・プログラム
- 2) 労働・雇用省(DOLE)-National Wages and Productivity Commission
 - ・中小企業経営者の訓練
 - ・SME 生産性向上プログラム
- 3) 農業省(DA)
 - アグリビジネス・マーケティング支援サービス
- 4) 環境・天然資源省(DENR)
 - 環境規制クリアランス・プログラム
- 5) 内務・地方政府省(DILG and Local Government and the LGUs)
 - ・地方の SME のビジネス環境整備、スキル訓練

その他、以下の政府機関が中小企業振興にかかわっている。

1) UP-ISSI(Institute for Small Scale Industries at the University of the Philippines、フィリピン大学中小企業研究所)

傘下の中小企業研究開発財団(Small Enterprise Research and Development Foundation)と協力して企業経営、企業家養成などの訓練プログラムを提供。

2) TLRC(Technology and Livelihood Resource Center)生計およびスキル訓練コースの提供

 $3\,)\quad DAP (Development\ Academy\ of\ the\ Philippines)$

中小企業の経営パフォーマンス改善のための経営プログラムの提供

第2章 中小企業施策—具体的施策

2-(1) 金融

(ローン)

フィリピンにおける中小企業金融は民間金融機関および政府系金融機関の双方により提供されている。小企業憲章 (Magana Carta for Small Enterprises, RA8289, 1997年)は、1997年8月12日~2007年8月9日までの10年間、フィリピンの金融機関は官民、外資を問わず、前期末のバランスシート上の総融資額の少なくとも6%を小企業向けに、2%を中企業向けに確保しなければならないとして、金融機関の中小企業への融資を義務付けている。しかしながら、相当額を中央銀行に預金するか、政府債を購入することで代替が可能なため、この規定の実効力はかなり減じられている。ちなみに、2002年3月現在、フィリピンの民間銀行セクターによる中小企業融資の80%強が商業銀行によるもので、次いで貯蓄銀行が13%、農村銀行が5%となっている。

政府系金融機関による中小企業金融は、現在、主として、フィリピン開発銀行(DBP)、フィリピン・ランドバンク(LBP)および中小企業金融保証公社(SBGFC: Small Business Guarantee and Finance Corporation)により提供されている。フィリピン開発銀行は、商業銀行に対するホールセール融資(ISSEP、IGLF などの産業金融)のほか、中小企業に対して「産業公害コントロール融資プロジェクト」「女性企業家融資プログラム」などの政策ベースのリーテール融資を行っている。他方、ランドバンクは、地方の産業のほか、農民や漁民へのマイクロクレジットを主に提供している。

中小企業金融保証公社(SBGFC)は中小企業金融を行う金融機関のリスクを削減するための産業貿易省付属のローン保証機関として 1991 年 1 月に設立された。その後、ビジネス範囲を拡大、2001 年に中小企業保証ファンド(GFSME)を合併し、現在は SBC(Small Business Corporation)と呼ばれている。SBC は、1)中小企業向けホールセール融資、2)信用保証、3)ホールセール・マイクロ・ファイナンス、4)中小企業向けリーテール融資を行っている。2006 年の実績は、ホールセール融資 6 億 5,770 万ペソ、信用保証1 億 3,440 万ペソ、マイクロファイナンス 6,730 万ペソであった。

このほか、2002年12月大統領令により誕生した中小企業融資プログラム **SULONG**(The SME Unified Lending Opportunities for National Growth: 国民成長のための中小企業統合融資機会プログラム)がある。このプログラムは、政府系金融機関(7機関)が総力を挙げて中小企業金融に力を注ぐもので、開発銀行(DBP)、ランドバンク(LBP)、SBC、

Quedan & Rural Credit Guarantee Corporation(QUEDANCOR)、 Philippine Export-Import Credit Agency(PHILEXIM)、National Livelihood Support Fund(NLSF)、Social Security Fund(SSS)がこれに参加している。これら政府系金融機関が統一した簡略化した申請様式で融資申請を受け付け、貸し出し利息もたとえば、短期9%、中期(3年未満)11.25%、長期(3~5年)12.75%(ただし、利率は2003年6月末現在)に統一しているのが特色である。SULONGプログラムはまた、プルーデンシャル規則に抵触しない範囲で、農村銀行、貯蓄銀行、商業銀行が政府金融機関のホールセール融資や保証プログラムにアクセスするシステムを自由化した。このSULONGプログラムは、2004年に融資が開始されて以来2007年までに、この期間の融資目標を7.9%超過達成した。融資額合計は1,199億ペソで、6万5,083の中小企業が受益し、190万人の雇用を支えた。

(信用保証制度)

SBC はフィリピンの 45 の金融機関(商業銀行 20 行、貯蓄銀行 15 行、農村銀行 10 行)に信用保証サービスを提供している。2002 年に 42 件のローン計 1 億 1,800 万ペソに対して信用保証を行った。しかし、この金額は年間目標のわずか 17%にすぎない。商業銀行が全体の 50%、貯蓄銀行が 35%、残りの 15%が農村銀行となっている。また、2006 年の信用保証額も 1 億 3,440 万ペソにとどまっている。宣伝不足による信用保証制度に対する中小企業経営者の無理解が低レベルの原因のひとつと言われている。

(株式発行による資本調達)

中小企業に資金を供給するためのベンチャーキャピタルや未公開株式などの株式発行による資本調達の市場は未発達である。2000年にフィリピン証券取引所に SME ボードが創設されたが、さまざまな問題から上場企業数は極めて限られている。

2-(2) 税制

中小企業に対する税のインセンティブは、Barangay Micro Business Enterprise Act of 2002 (RA9178)のもとで Barangay Micro Business Enterprises(バランガイ零細企業)として登録された企業に対する所得税の免除があるのみである。また、地方政府がバランガイ零細企業に対し地方税、手数料などを免除することを奨励している。

そのほか、輸出産業、経済特区や低開発地域への投資、投資優先計画で規定された 優先分野への投資に対する税のインセンティブがあるが、これらは中小企業に限った ものではない。

2-(3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他

1966年にオランダの技術援助で設立されたフィリピン大学小規模企業研究所(UP-ISSI) は、中小企業経営者の経営能力強化、マネージャー、スーパーバイザー、技術スタッフの訓練プログラムを実施している。同研究所は、そのほか、トレーナー、普及員、コンサルタント、銀行員などの中小企業セクターを支える政府機関や NGO のスタッフのキャパシティ・ビルディングのプログラムを行っている。同研究所は、2006年に、24の正規訓練プログラムと 59 の特定訓練プログラムを実施し、計 2,147名に訓練を施した。 APEC の場では、カナダの CIDA と APEC 全域に通用する SME カウンセラーの資格認定制度を構築している。

貿易産業省 BSMED は UP-ISSI と共同で、地方における SME センターで中小・零細企業向けの経営相談にあたる SME カウンセラーの能力開発用の教材、企業カウンセリング用マニュアルを作成するとともに、優先センターに指定されている SME センターのカウンセラーから順次研修を実施している。また、中小企業診断士制度の創設を視野において、2007年から JICA の援助を得て日本のコンサルタントが SME センターの能力強化と SME カウンセラーの育成に取り組んでいる。

労働・雇用省傘下の国家賃金生産性コミッション: National Wages and Productivity Commission (NWPC)は、最低賃金の設定のほか、中小企業の経営者・マネジャー・スーパーバイザー・労働者などに生産性向上のための訓練やコンサルティングを行っている。

2-(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援

科学技術省は中小企業の生産性と競争力強化のための技術革新を支援するため、 **SET-UP**: Small Enterprise Technology Upgrading Program(中小企業技術向上プログラム)と呼ばれるプログラムを実施している。 品質改善、人材育成、生産コスト削減、廃棄物処理など、中小企業が直面する問題を解決するための技術開発支援と技術移転がねらい。

また、PTTC (Philippine Trade Training Center)は、IT対応やISO認定取得、HACCP(食品の安全)のための研修も実施している。

2-(5) 創業・ベンチャー支援

(フランチャイズ・プログラム)

フィリピンにビジネスや投資機会を求めている人、とくにフィリピン人海外出稼ぎ労働

者にフランチャイズ(主にレストランの)の相手先を仲介し、事業立ち上げを支援するプログラムで、PITC(フィリピン国際貿易公社)が担当している。

(ベンチャーキャピタル育成)

政府は1970年代に米国の Small Business Investment Companies Program をモデルにベンチャーキャピタルのシステムを導入し、商業銀行も投資ビジネスを担うベンチャーキャピタルを立ち上げたが、これまでのところ、成功したビジネスは出ていない模様である。シードキャピタルの段階にあるベンチャーキャピタルの重要性に鑑み、「中小企業開発計画2004・2010」は、中小企業のためのベンチャーキャピタル・ファンドの創設をひとつの戦略としてたてている。政府はそのようなベンチャーキャピタル・ファンドに直接、シードマネーを供給することや税控除、ローンや保証(シード資金や損失に対する)の提供あるいは民間セクターへの資本参加などを検討している。同計画はまた、ビジネスの立ち上げを資金的に支援する政府ファンドの創設も検討している。政府はまた、引き続き、厳格で複雑なベンチャーキャピタル・ファンドの認可手続きの簡素化に取り組むとともに税の優遇措置などの検討を進めている。

(ベンチャー向け証券市場の整備)

2000 年にフィリピン証券取引所に中小企業ボードが創設されて以来、2004 年初頭までに2社が上場されただけである。中小企業の上場基準は、①授権資本 2,000 万~1億ペソ、②払込資本金は授権資本の 25%以上、③1年の営業純利益黒字の計上、④株式発行額は最低授権資本の 20%などとなっている。

1) 中小企業の多くが上場のメリット・デメリットを明確に認識していない、2) 証券取引所における中小企業ボードの存在を知られていない、3) 上場を支援するコンサルタントの不足、4) 上場した中小企業の魅力が乏しい、などが原因と見られている。

2-(6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備

政府の政策は、民間のビジネス活動に最低限の介入しかしないとの立場だが、監督官庁は民間のイニシアティブを奨励しつつ効率的なビジネス運営ができるよう、社会的責任のフレームワークの中で行政を行っている。ビジネスのレベル・プレイイングフィールド(対等な条件)を確保しつつ競争環境を創出するための法律には以下がある。

1)公正取引法は、ビジネス活動と同時に消費者の関心を保護する活動の境界領域を

規定している。

- 2) 小売取引の自由化(共和国法 RA8762 号)は、小売業活動がフィリピン人によって 100%所有された個人か企業に制限されていた共和国法 RA1180 号を撤廃した。 共和国法 RA8762 号は、一定の制約はあるものの、外国人にフィリピンの小売業 を開放したことになる。これにより、効率的で競争力のある小売業セクターの誕生が期待されている。
- 3) 共和国法 RA6977(RA8289 によって修正)の下で、登録された小企業は、政府調達の商品・サービス総額の 10%のシェアを占める権利を与えられる。共和国法 RA9285 (別名、Alternative Dispute Resolution(ADR)条例 2004 年) は、長引くのが恒例の行政訴訟の時間とお金の浪費を避けるよう、仲介、懐柔および仲裁の利用を奨励している。

2-(7) 地域中小企業政策

1) 一村一品運動

2004年6月の就任演説で、アロヨ大統領は「10項目のアジェンダ」を発表、その第一番目に、中小企業向け融資の3倍増と100万~200万へクタールの農地開発によるアグリビジネス振興で6年間に600~1,000万人の雇用を創出するとの方針を打ち出した。この方針を実現すべく、フィリピンにおいても、2004年12月から「一村一品」(OTOP:One Town One Product)運動が展開されている。1)商品開発とデザイン、2)スキルと起業家の訓練、3)マーケティング支援、4)適正技術の導入、が支援の主な内容であるが、政府は中央および地方の政府機関を総動員して、中小企業や海外出稼ぎ労働者の取り組むOTOP運動を支援している。OTOPプログラムの基本的なプロセスは、1)対象となる商品あるいはサービスの鑑定と特定、2)生産に必要な資源の供給確保、3)ローカルブランドの付与、4)選択した商品の国内販売および輸出促進という段階を踏む。

この運動にかかわる政府機関には以下のものがある。 1) 地方自治体、2) 貿易産業省の地方出先事務所、3) PTTC: Philippine Trade Training Center(フィリピン貿易訓練センター、人材育成・起業家訓練)、4) Cottage Industry Technology Center(家内工業技術センター、スキル訓練)、5) Technical Education and Skills Development Authority(技術教育・スキル開発庁、スキル訓練)、6) DTI Bureau of Export Trade Promotion (貿易産業省輸出促進局、マーケティング)、7) DTI Bureau of Domestic Trade(同省国内商業

局、マーケティング)、8) 観光省(マーケティング)、9) Product Development and Design Center of the Philippines(製品開発・デザインセンター、商品開発)、10) 科学技術省(商品開発)。

2) トレードフェアおよび国内キャラバン

地方の中小企業のために貿易産業省が中心になって国内見本市を開催している。この際、 デザインのアドバイスや中小企業経営者の訓練セミナーなどもあわせて開催されている。 国内キャラバンは中小企業の競争力向上のためのセミナープログラムであり、地方を巡回 して実施されている。

3) その他

1991年地方政府法典(Local Government Code) により、一定の政府関連業務が地方 政府に移された。産業振興もそれに含まれるが、道路、教育、医療などのインフラストラクチャーの改善が地方政府に移管された主な業務である。

2-(8) 中小企業の国際化支援

貿易産業省の輸出促進局(Bureau of Export Trade Promotion)には、1) 貿易情報支援グループ、2) 市場戦略コンサルティンググループ、3) 商品調査・戦略グループが存在し、それぞれ、海外市場や外国バイヤーの情報の提供、マーケットや市場戦略、貿易紛争に関するアドバイス、ビジネスミッションの派遣などを行っている。オンライン貿易情報システム(http://tradelinephil.dti.gov.ph) には貿易統計、輸出業者のダイレクトリー、製品や市場のプロファイルなどの情報が含まれている。輸出促進局のサービスの対象は大企業も含まれるが、実際は、中小企業が99%を占めているといわれる。

なお、PITC (Philippine International Trading Corporation)は、フィリピン商品(特に中小企業の製品)の国際競争力強化のためのコンサルティング・サービスを実施している。フィリピンの製造業者の使用する原料に関する情報提供やその輸入手続きおよび製品の輸出手続きの支援を行っている。また、PTTC (Philippine Trade Training Center)は、中小企業の輸出業者に対し、輸出マネジメント、品質・生産性向上、環境マネジメント、食品安全、e-ビジネス、e-コマースなどに関する訓練・セミナーを行うほか、海外見本市への出品者への支援などを行っている。

さらに、CTEM (Center for International Trade Expositions and Missions)は国内および国際見本市の開催と海外の見本市への参加、フィリピン産品の輸出促進ミッションの派

遣、フィリピン・ブランドやデザインの開発などを行っている。

2-(9) 中小企業に関する雇用・労働政策

Barangay Micro Business Enterprise Act of 2002 (RA9178)(バランガイ零細企業法)のもとで、バランガイ・マイクロビジネス企業に登録された企業は、最低賃金規定の適用免除を受けることができる。

2-(10) 中小企業組織およびネットワークへの支援

フィリピン商工会議所(PCCI)の中に SME 部会があり、中小企業担当副会頭のポストがある。中小企業振興に約30年かかわってきた Mr. F.R. Floro が現在このポストにおり、同時に中小企業審議会のメンバーでもある。PCCIのメンバーは、直接メンバーが約1,000社、間接メンバーが約2万社にのぼる。しかし、その大半が中小企業である。中小企業に関する PCCI の役割は、中小企業を取り巻くビジネス環境改善を政府に働きかけ、政策や法律に影響を与えることが中心である。

2-(11) 小規模企業対策

小規模企業対策としては、Barangay Micro Business Enterprise Act of 2002 (RA9178)(バランガイ零細企業法)をあげることができる。この法令のねらいは、貧困削減 および農村開発にあり、インフォーマルセクターを含む零細企業への支援 (一定期間のビジネス所得税免除、最低賃金規定の適用免除、政府系金融機関の融資、政府機関による技術支援など)を規定している。

2-(12) セイフティーネット

小企業憲章(RA6977、RA8289にて修正)の下で、中小企業開発審議会は困窮している企業の共済システムの創設を通して倒産予防策を講じることや、深刻な災害に対して保険などの対策を講じる権限を有している。また、同審議会は、オムニバス投資法やその他の法律で提供する税額控除やその他の税金インセンティブへの容易なアクセスと利用を中小企業に講じるよう政府関係機関に指示する権限を持っている。

2-(13) その他

諸外国によるフィリピンの中小企業振興に対する援助は以下のとおり。

1) 日本

- ①JBICのフィリピン開発銀行に対する中小企業向けツー・ステップ・ローンアセアン日本開発基金(AJDF)および工業・支援産業拡充事業(ISSEP)のふたつのプログラムは、同国において調達困難な低利長期固定資金を供給することにより、1)製造業を中心とする中・小規模企業の発展・育成、2)民間金融機関の中小企業向け融資技術の向上を図るものである。具体的には、フィリピン開発銀行(DBP)を仲介として、適格金融機関(Participating Financial Institutions; PFIs)を通じてエンド・ユーザーである中小企業に融資する、いわゆるツー・ステップ・ローンである。AJDFは1991年に借款契約(300.84億円)を行い、ISSEPは1994年に借款契約(225億円)を行った。
- ②JICAのフィリピン中小企業開発計画策定支援プログラム マスタープラン調査で2003年1月~2004年3月に実施。この報告書がフィリピン の中小企業開発計画2004~2010年(SME Development Plan 2004-2010)のたた き台になった。
- ③JICAのDTI-SMEカウンセラー人材育成(中小企業診断制度導入)プロジェクト 5カ所のSMEセンターのSMEカウンセラー約65名の訓練を実施。協力期間2007年 1月~2009年12月。

2) GTZ(ドイツ技術協力機関)

- ① 労働雇用省傘下のTESDA(技術職業教育訓練庁)とタイアップして、1966年 「二重教育促進プログラム」を推進、熟練労働者の訓練を実施。700万ドルで 訓練用の機械設備を購入。
- ② 民間セクター開発プログラム 2004年から500万ドルで、中小企業とビジネス開発サービス(BDS)の振興を 行っている。フィリピン商工会議所がカウンターパート。
- ③ GTZ-SMEDSEP(GTZによる持続的雇用プログラムのための中小企業開発) 中小企業への金融をさらに促進するため、UP-ISSIと連携して農村銀行および貯蓄銀行の中小企業金融の訓練を行う。2007年6月に協力協定に調印。主に、担保ベースの融資から情報ベースの融資に転換する技術を指導。

このほか、ドイツ開発銀行(KfW)がSBCに中小企業向けホールセールファンド

を提供しているほか、零細企業向けマイクロファイナンスを実施している。

CIDA(カナダ国際開発庁)

- ① Private Enterprise Accelerated Resources Linkage(PEARL)
- ② Promoting Participation in Sustainable Enterprises(PPSE) いずれも技術指導とコンサルティング・サービスが中心。CIDA はミンダナオ およびビサヤの零細企業に重点を置いている。

4) アジア開発銀行(ADB)

日本スペシアル・ファンドを利用して、2003年にフィリピンの中小企業金融を促進するための技術支援(40万ドル)がADBにより供与された。1)中小企業金融に関する中央銀行のプルーデンシャル規則、2)小企業憲章、3)中小企業の必要とするビジネス開発サービス(BDS)、4)政府金融機関の組織と運営、などの見直しが中心。2004年からのSULONGプログラムはこの技術援助の産物。

5) その他

米国:アンチ・テロリズム・キャンペーンと連動して、ミンダナオの経済開発を進めるため、USAID は地方企業開発プロジェクトをミンダナオの商工会議所をカウンターパートに実施。現在、ダバオ商工会議所が運営しているダバオ・ビジネス・センターはこの産物。

第3章 フィリピンの中小企業施策の課題

すでにみてきたように、フィリピン中小企業振興政策・制度は、貧困削減のための 雇用創出に力を入れているアロヨ大統領のもとで近年、急速に整備が進んでいる。し かし、

依然として、以下のような多くの課題を抱えている。

3-(1) 金融の課題

2003年より導入された政府系金融機関の中小企業向け融資拡大のための SULONG プログラムでは、借り入れ手続きや審査基準、金利などの一本化などの改善の試みがなされているが、融資案件評価において担保偏重主義が根強く、プロジェクトの採算性、人的担保による信用力を重視する考え方はほとんどとられていない。

政府系金融機関も含め、全国展開を行っている大手金融機関では、大半の融資を本店の審査部において決定しているため、審査機関が長期化する傾向があり、顧客が支払いや投資のタイミングを逸するなど中小企業が銀行からの借り入れをためらう要因のひとつとなっている。また、SBGFC (SB Corporation)の資本規模が小さいため、中小企業向け融資・保証制度が十分機能せず、中小企業の事業資金調達上の課題はまだ十分解消されていない。中小企業向け直接金融も未発達であり、今後、証券市場のSME ボードの活性化が不可欠である。

なお、「小企業憲章」における、民間金融機関の中小企業融資義務(ネット融資ポートフォリオの6%を小企業に、2%を中企業に融資しなければならない)は、現行実績(融資総計ベース)では、義務の比率をかなり上回っている。SBCによると、2002年3月現在、商業銀行の融資の15.3%が小企業向け、9.8%が中企業向けであった。しかし、アジア開発銀行(Technical Assistance, 2002年12月)は、「個々の金融機関のレベルではこの融資割り当て義務の有効性については疑問」と述べている。なぜならば、この義務が銀行独自のリスク評価に基づく融資決定を縛り、それら銀行の融資ポートフォリオの質を劣化させ、結果的に中小企業への円滑な資金フローを妨げることになる、と指摘している。また、小規模貯蓄銀行や農村銀行にとって、通常の顧客ではない中企業へ融資することが困難なため、融資義務を果たせないとして中央銀行にペナルティを支払い、これを営業コストの一部として処理している、として、「小企業憲章」におけるこの義務について、再検討する必要性を指摘している。

明確なビジネスプランや適切な財務諸表を欠く中小企業に対し銀行は融資に消極的である。そのような中小企業に対する融資リスクが高いほど、借り手のファイナンスコストは増加するので、中小企業の融資を受ける能力を高めることが不可欠である。また、全国のビジネス開発サービス(BDS)の入手可能性を高めることも中小企業の資金アクセス改善に大きく役に立つ。この点で、ビジネス開発サービス提供者と銀行の融資担当者の協力体制を強化することが不可欠である。それに加えて、信用情報の欠如も中小企業金融の阻害要因となっている。信用保証を行うSBCが蓄えた融資可能な中小企業の信用情報をベースに全銀行が利用できる信用情報システムを構築することも必要である。

3-(2) 経営の課題

個人や家族経営から出発し、依然として家族に経営を依存する企業が多い。また、財務諸表の作成状況などから未成熟な経営形態にとどまっているところが多くを占める。経営や技術の近代化のため、経営相談やセミナの開催が有効だが、地方においてその役割を果たしているはずの SME センターは予算および人員の制約から技術・経営指導が十分に活用されていない。現在、フィリピンに適合する中小企業診断システムの検討や SME センターのカウンセラーの訓練が日本の援助で行われているが、その成果が注目される。

3-(3) 統計の課題

中小企業施策の策定の根拠となるべき基礎情報の収集、中小企業に対するニーズ分析が不十分である。フィリピンの事業所に関する統計は NSO(国家統計局)により取りまとめられており、①5年毎のセンサスである CPBI(Census of the Philippines Business and Industry)、②6年の ASPBI(Annual Survey of the Philippine Business and Industry)、③74 半期ごとの QSPBI(Quarterly Survey of the Philippine Business and Industry)がある。最新のセンサス統計(1999年データ)は 2000年に行われた。NSOは 2006年センサス (CPBI)を 2007年5月から質問表を送って実施すると公表している。2006年センサスは、産業政策立案やマーケティング戦略策定に役立つように正確で最新の経済・ビジネス情報をカバーするほか、ほぼ同時に 2006年フィリピンビジネス投入・産出調査を実施することを明らかにしている。しかし、NSOのセンサスの結果が出るのに約5年もかかって

いるようでは、その結果を政策に反映させることが困難になる。

なお、NSO のほかに以下の機関がビジネス企業や事業所の統計を出している。

- ① SEC(証券取引委員会)データ ビジネス企業 (パートナーシップを含む)、同支店、駐在員事務所、NPO は SEC(証 券取引委員会)への登録が義務付けられているため、このデータが利用可能である。
- ② 貿易産業省 (DTI) プロビンシャル・オフィスのデータ 民間企業は貿易産業省のプロビンシャル・オフィスにビジネス・ネームを登録しな ければならないため、この登録データが利用可能である。
- ③ 地方自治体のデータ

すべてのビジネス事業所はビジネス許可を得るために地方自治体に登録が義務付け られているため、このデータも利用可能である。

これらのデータのうち、NSO の事業所統計および地方政府のビジネス許可のデータベースが中小企業の実態を知る上で、最も信頼性が高いと見られている。しかしながら、いずれのデータベースも倒産やビジネス活動の停止を反映していないことが問題と言える。貿易産業省の BSMED は貿易産業省の地方省事務所のビジネス・ネーム登録データを使用している。このデータのカバレッジはもっとも広範だが、抜本的なデータの更新が5年ごとという欠陥もある。また、BSMED は、政策立案に利用するため、独自の中小企業のデータベースを有する。2008年1月現在、1万2,000社をカバーしており、ゆくゆく8万社まで拡大する意向である。

3-(4) 中小企業施策実施上の課題

①さまざまな中小企業振興の施策や制度・組織が用意されているが、予算不足と必要なスタッフの不足と言う基本的なネックを抱えている。このため、プログラムの範囲や深さはおのずと限定され、プログラムの成果は不満足に終わることが多い。中小企業振興にかかるビジネス開発サービス(BDS)を提供する多様な政府関係が存在するものの、(1)支援資金が分散し、1件あたりの予算額が少ない。(2)支援内容の重複、(3)実施のスピードが遅いなどの問題がある。予算や人員の不足は容易に解消できないとするなら、サービスの整理統合、戦略的分野への選択と集中が不可欠である。

- ②中小企業振興にかかるスタッフやカウンセラーの適切な訓練。
- ③サポートサービスの首都圏偏重。地方への配慮が不可欠。また、地方政府の中小企業振

興への取り組みが極めて不十分。中央集権から地方分権へのシフトが望ましい。

④中小企業政策の立案、管理、実施のモニタリングを全体的にかつ専門的に担う中小企業庁のような独立した中央の政府機関を設立することが望ましい。現在は関係省庁との政策・実施の調整は SMED Council(中小企業開発審議会)が担い、産業貿易省内部の調整は SME コアグループにより行われている。しかし、両者とも事務局はあるが、独自のスタッフを抱えた恒久的な組織と言うよりもアドホックな組織といってよい。

3-(5) その他の課題

フィリピンの中小企業政策の対象にはマイクロビジネス(零細企業)が含まれており、しかも零細企業が中小企業の 91%(2004 年)を占めていることから、フィリピンの中小企業政策の重点が、マイクロファイナンスなど貧困対策(零細企業の生計費向上)というどちらかと言うと社会政策の方向に向かいがちである。中小企業政策は本来、こうした社会政策とは性格が異なる。1)起業家精神の育成と新規ビジネスの創業促進、2)国内資源を利用した輸出産業の育成・競争力向上、3)裾野産業の育成・強化、4)技術・経営革新による労働生産性の向上、5)中国などの外国製品の流入により打撃を受けた国内市場志向の産業の構造転換などの産業政策と絡めて政策や施策が打ち出される必要がある。

フィリピンの「中小企業開発計画 2004-2010」は、食品、有機農産品、水産品、衣類・履物、皮革製品、家具、建設資材、マイクロ・エレクトロニクス、IT サービス、自動車部品を政策対象の優先業種として選択しているものの、上記視点に立った具体的施策に乏しいという印象を受ける。

また、原材料や機械設備などの輸入関税がどちらかと言うと大企業よりも中小企業に不利な現状を見直すとともに、産業インフラおよびその使用に関する規制や電力料金や内海航運の料金にみられるような独占体制を是正・緩和するなど、中小企業をめぐるビジネス環境の是正が不可欠と言える。

参考資料

MAGNA CARTA FOR SMALL ENTERPRISES, REPUBLIC ACT NO. 6977
 (As Amended by RA No. 8289), SMED Council, DTI

- Guide to R.A.9178: Barangay Micro Business Enterprises (BMBEs) Act of 2002, July 2006, DTI
- 3. Program & Services for Micro, Small and Medium Enterprises, 2006 Edition, DTI
- 4. SME Development Plan 2004-2010, SMED Council, DTI
- 5. NATIONAL SME DEVELOPMENT AGENDA, PRODUCT DEVELOPMENT / /TECHNOLOGICAL INTERVENTION COMPONENT, Department of Agriculture, Department of Health, Department of Science and Technology, Department of Trade and Industry
- SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES (SMEs) Statistical Report 2000-2004,
 Bureau of Small and Medium Enterprise Development, January 2007
- 7. Final Report for Support Program for SME Development Plan in the Republic of the Philippines, UNICO International Corporation, Tokyo, Japan, March 2004
- 8. Ebb and Tide, Annual Report 2006, DTI and Small Business Corporation
- 9. Financing Programs for Micro, Small and Medium Enterprises, DTI
- SULONG Program Description, SME Unified Lending Opportunities for National Growth
- 11. Small Business Corporation, Credit Champion for SMEs
- 12. UPDATES ON THE SITUATION OF Micro, Small and Medium Enterprises (MSMEs) in the Philippines, DTI
- 13. Rhodora M. Leano, SMEs in the Philippines, CACCI Journal, Vol.1, 2006
- 14. TECHNICAL ASSISTANCE TO THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR PREPARING THE PROGRAM TO ACCELERETA SMALL AND MEDIUM ENTERPRISE FINANCING, ADB, December 2002
- 15. DTI 2005 ANNUAL REPORT、DTI
- 16. Entrepreneurial Competency Training (Instructor's Manual), UP-ISSI
- 17. Entrepreneurial Competency Handbook (Student's Workbook), UP-ISSI
- 18. Credit Manual for Small and Medium Enterprises, UP-ISSI
- 19. Introduction to Entrepreneurship, UP-ISSI
- 20. You, too, Can Start Your Own Business, UP-ISSI

(Web-site)

- APEC Center for Technology Exchange and Training for Small and Medium Enterprises, http://actetsme.info/cms
- 2. Financing Options, http://www.dti.gov.ph/SME Financing.php
- 3. UP-ISSI, http://www.upd.edu.ph/~issi/index.htm
- 4. PTTC (Philippine Trade Training Center, http://www.pttc.gov.ph
- 5. CITC (Cottage Industry Technology Center, http://citc20.tripod.com
- CITEM (Center or International Trade Expositions and Missions), http://www.citem.com.ph
- 7. PITC (Philippine International Trading Corporation), http://pitc.gov.ph
- 8. SME Agenda-OTOP, http://www.dti.gov.ph/SME_Agenda_SMEotop.php



目 次

シンガポールの中小企業施策

第1章	中	小企業施策—総論	
1 —	(1)	中小企業の定義の有無とその根拠	95
1 —	(2)	中小企業をとりまく環境と中小企業の実態	95
1 —	(3)	中小企業関連法	104
1 —	(4)	中小企業政策の立案と実施	105
1 —	(5)	中小企業政策における財政支出	106
1 —	(6)	中央政府と地方政府の役割分担	108
1 —	(7)	その他	108
第2章	中	小企業施策—具体的施策	
2 —	(1)	金融	109
2 —	(2)	税制	111
2 —	(3)	情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他	112
2 —	(4)	既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援	113
2 —	(5)	創業・ベンチャー支援	114
2 —	(6)	中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備	115
2 —	(7)	地域中小企業政策	116
2 —	(8)	中小企業の国際化支援	118
2 —	(9)	中小企業に関する雇用・労働対策	119
2 —	(10)	中小企業組織およびネットワークへの支援	119
2 —	(11)	小規模企業対策	120
2 —	(12)	セイフティーネット	121
2 —	(13)	その他	121
第3章	シ	ンガポールの中小企業振興の課題と提言	122
参考資	料なと	>	123

・現地訪問調査および報告書作成:濱田和章 国際貿易投資研究所(ITI)主任研究員

・訪問先リスト

訪問機関	面談者
規格生産性革新庁	·Wong Wai Meng
(SPRING Singapore: Standards,	(Head, International Policy Board Secretary)
Productivity and Innovation Board)	·Katerina Tan (Manager, Corporate Planning)
	·Alexandar Mathew Williams
	(Deputy Director, Planning International
	Partnership Office(Asia Pacific))
通商産業省	· Cham Dao Song
(MTI: Ministry of Trade and Industry)	(Assistant Director , Research and Enterprise
	Division)
	· Tan Yinglan
	(Assistant Director , Research and Enterprise
	Division)
FIBV V W 다	7 7 7
国際企業庁	•Lynne Loh
(IE Singapore: International Enterprise Singapore)	(Manager, North Asia & Pacific International
Enterprise Singapore)	Operations Group)
	• Seow Wei Qi
	(Senior Officer, North Asia & Pacific
	International Operations Group)
	•Rita King (Senior Manager, Enterprise Advisory Division
	Enterprise Group)
	•Leong Liduan
	(Consultant, Enterprise Advisory Division)
	(Consultant, Enterprise Advisory Division)
科学技術研究庁	· James Ling
(A*STAR: Agency for Science,	(Programme Director, Growing Enterprises with
Technology and Research)	Technology Upgrade Programme)
	• Dr Lim Ee Meng
	(Head, Growing Enterprises with Technology
	Upgrade Programme)

・現地通貨(シンガポール・ドル)対ドルレート(出所: IMF・IFS)

2006 年平均 1.589S ドル/米ドル 2007 年平均 1.507S ドル/米ドル

シンガポールの中小企業施策

第1章 中小企業施策—総論

1-(1) 中小企業の定義の有無とその根拠

規格生産性革新庁(SPRING Singapore; the Standards, Productivity and Innovation Board)によれば、シンガポールの中小企業の定義は、製造業ではシンガポール資本 30%以上、固定資産が 1,500 万シンガポール・ドル(以下, Sドル)以下である。卸売業、小売業、サービス業では、シンガポール資本 30%以上、従業員が 200 人以下である。

他方、外資系中小企業の定義は、製造業ではシンガポール資本 30%未満、固定資産が 1,500 万 S ドル以下である。卸売業、小売業、サービス業では、シンガポール資本 30%未満、従業員が 200 人以下である。(中小企業に関する公式な定義はない。この定義は規格生産性革新庁がシンガポール中小企業に対して種々の中小企業施策を行うための定義である。)

1-(2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

規格生産性革新庁(SPRING Singapore)の発表によれば、2005年における中小企業数は 14 万 9,000 社で総企業数の 99.4%を占める。中小企業の従業員数は 140 万人で総従業員数の 62.3%を占める。付加価値は 915 億 S ドルを生み出し、総付加価値額の 46.3%を占める。

現在のところ、日本の中小企業白書に相当するものはない。しかし、それに代わる資料の例として、「The SME Development Survey」が挙げられる。シンガポールの中小企業の実態に関して 2006 年版の報告書("SME Development Survey 2006")では、以下のように分析している。なお、「The SME Development Survey」は中小企業界のトレンドの変化や関心事を監視するために DP Information Group 社によって実施されている調査である。この調査は国際企業庁(IE Singapore),規格生産性革新庁(SPRING Singapore),情報通信開発庁(Infocomm Development Authority)の支援を受けている。DP Information Group 社は信用情報やビジネス情報の分野の企業で、約 30 年の経験を有しビジネス情報、特に中小企業の分野を得意としている。

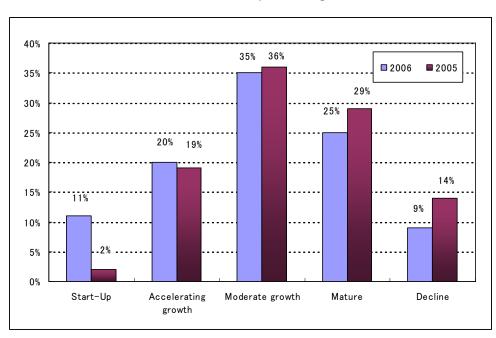
この調査結果の概要は以下のとおりである。(1,068社からの回答が反映されている)

資本規模

Paid-Up Capital	2006	2005	2004
\$2-\$50,000	18%	6%	9%
\$50,001 to \$0.5mil	53%	27%	41%
>\$0.5mil to \$1mil	6%	26%	20%
>\$1mil to \$2mil	13%	16%	14%
>\$2mil to \$5mil	5%	12%	9%
>\$5mil	5%	13%	7%
Total	100%	100%	100%

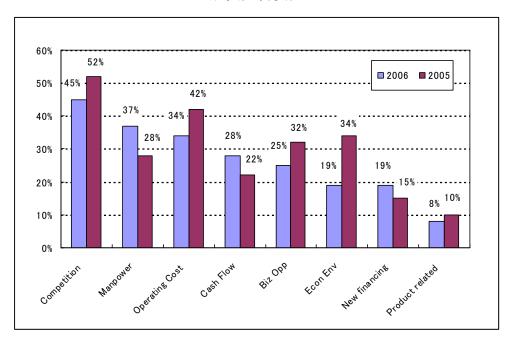
(Source) SME Development Survey 2006

発展段階(Development Stages)



2006 年でみると、創業期(Start-Up)企業 11%、加速して伸びている(Accelerating growth)企業 20%、適度な伸び率の(Moderate growth)企業 35%、成熟期(Mature)企業 25%、衰退期(Decline)企業 9%と、適度な伸び率の企業を中心に山形の分布になっている。

成長阻害要因



中小企業が直面している成長阻害要因のトップは「競争」であった。ただし、2005年の52%に比して45%と減少している。マンパワー問題が急浮上して2006年では成長阻害要因の第2位になった。中小企業にとっての人材の重要性を明らかにしている。以下、操業費、キャッシュフロー、ビジネス機会、経済環境、新規融資、製品関連と続く。

(Source) SME Development Survey 2006

発展段階別の成長阻害要因

Development Stage	Top 1 Concern	Top 2 Concern
Start-up	Cash Flow (57%)	Business Opportunity (57%)
Accelerating Growth	Manpower (56%)	Competition (50%)
Moderate Growth	Competition (49%)	Manpower (45%)
Mature	Competition (53%)	Operating Cost (34%)
Decline	Competition (47%)	Operating Cost (45%)

競争相手(国内および海外)

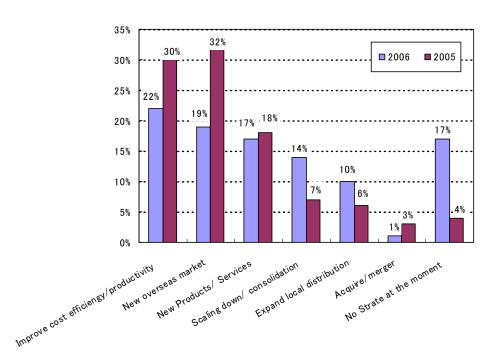
Top competition faced in Singapore	%
Local Competition	69%
Foreign Competition	37%
Do Not Face Any Competition	9%

Top competition faced in Overseas	%
With Local Competitors	17%
With Foreign Competitors from other Countries	48%

国内では同国企業、海外では当該国における外国企業が大きな競争相手になっている。

(Source) SME Development Survey 2006

今後1~2年のビジネス戦略



生産性に対する費用対効果(22%)や海外新市場の拡大(19%)は成長企業における中小企業の重要関心事となっている。以下、新製品・サービス、規模の縮小・整理統合、販路拡張、M&Aと続く。一方、今後 $1\sim 2$ 年間でのビジネスに対する戦略を見い出せないでいる中小企業が 17%もあるという事実も明らかになっている。

64% **2006** ■ 2005 **2004** 60% 50% 40% 40% 32% 30% 24% 24% 20% 15% 10% Indonesia Vietram Philippines

主要ビジネス相手国(上位 10 カ国)

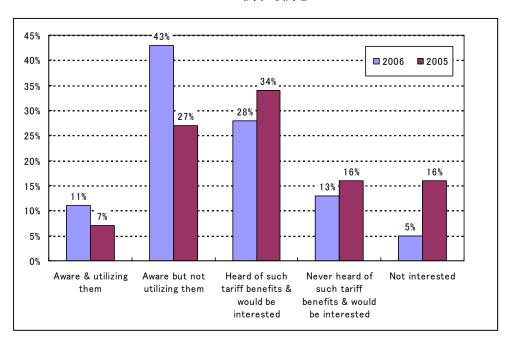
(Source) SME Development Survey 2006

海外進出先

	Top 1	Top 2	Top 3
Countries Currently Presence in	Malaysia	Indonesia	China
Countries our entry i resence in	(64%)	(51%)	(41%)
New Countries Ventured in last 2 years	Malaysia	Indonesia	China
New Countries Ventured III last 2 years	(9%)	(6%)	(6%)
New overseas markets in the next 12 months	India	Middle East	Vietnam
New overseas markets in the next 12 months	(32%)	(27%)	(25%)

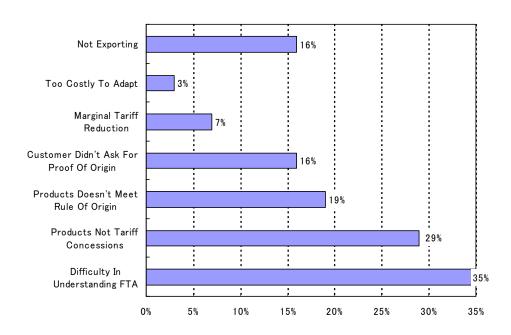
回答中小企業の間では 59%は海外市場からの収入源(revenue)を有している。今後 1 年でビジネス拡大を行うについては、インドと中東がトップ 2 の位置を占める。最近、調印されたインドとの包括的経済協力協定(CECA; Comprehensive Economic Cooperation)は政府の大きな功績であると強調している。また、中東に対する政府の経済交流拡大政策とトレード・ミッション派遣が増加している。

FTA に関する関心



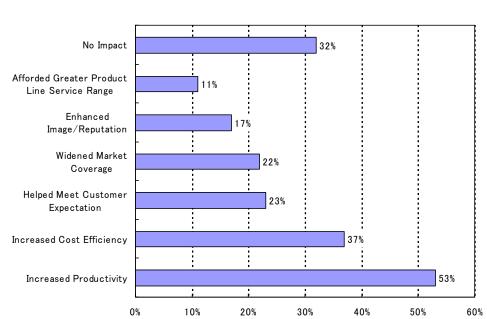
「知っている・利用している」が 11%、「知っているが利用していない」が 43%、「関税上の利益があることを聞いているし関心がある」は 28%、「知らなかったが関心がある」は 13%、「関心がない」は 5%である。

FTA に関心のない理由



FTA に関心のない理由としては、「輸出していない」16%、「適合させるのにコストがかかりすぎる」3%、「関税率減が下限に近い」7%、「消費者が原産地証明を求めない」16%、「製品が原産地規則に合致しない」19%、「製品に関税上の譲許がない」29%、「FTA が理解できない」35%となっている。

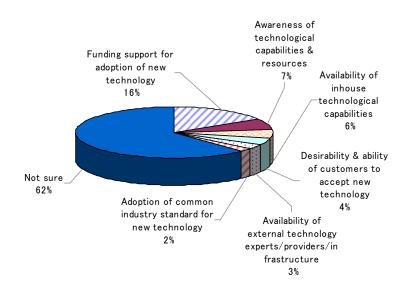
(Source) SME Development Survey 2006



技術革新に対する姿勢

新技術の応用が大企業の間で盛んに企業戦略として取り入られている一方で、32%の中小企業は、ビジネスの発展にインパクトを及ぼさないとしている。「より大きな生産ラインやサービス・レンジの提供」は11%、「イメージや評判の向上」17%、「市場拡大」22%、「消費者の期待に適合」23%、「コストの効率化」37%、「生産性の増大」53%となっている。

技術能力向上の重大要因



技術能力向上の重大要因は「不明」としている企業が 62%と圧倒的に多い。具体的な要因としては、「新技術を取り入れることに対する資金の支援」16%、「技術の将来性や力に対する理解」7%、「企業内技術の有用性」6%、「新技術受容に対する消費者の要望と能力」4%、「外部の技術者や技術提供者・インフラストラクチャーの入手可能性」3%、「新技術に対する共通的な産業基準の採用」2%となっている。

資金調達内訳

Banking/Financing Facilities Used	2006	2005	2004
Short Term Facilities			
Overdraft	40%	44%	47%
Trade Financing	32%	39%	29%
Term Loans	27%	25%	21%
Factoring	7%	6%	6%
Long Term Facilities			
Term Loans	34%	29%	26%
Hire Purchase/ Leasing	31%	33%	35%
Equity Financing			
Venture Capital	15%	5%	NA
business Angels	3%	2%	NA
Funds From Friends Or Relatives	17%	NA	NA
Government Funding Schemes			
Local Enterprise Finance Scheme	8%	4%	NA
Microloan	4%	2%	NA
SME Access Loan	2%	0%	NA

短期の資金に関して、当座借越(Overdraft)は中小企業によって利用される最もなじみの便宜形態である。しかしながら当座借越に頼る中小企業の数は年毎に減少している。船荷証券などを利用した Trade Financing も利用度は高い。Term Loans を利用し始める会社が増加している。これは金融機関が成長している SME 市場に戦略的な焦点を再び合わせてきたことによるものである。売掛債権を利用した Factoring(債権買取業)から資金調達する場合も見受けられる。

資金調達方法(SME suggestion)

SMEs' Suggestions for better access to external sources of funds	%
Non Collateral Based Financing Instruments	51%
Industry Specific Financing Schemes	48%
SME Credit Rating	37%
SME Centric Financial Institution	25%

(Source) SME Development Survey 2006

外部のファンドに、より良くアクセスするための中小企業からの提案としては、「無担保での金融手段」51%、「特定産業向け金融スキーム」48%、「SME の信用格付け」37%、「SME 中心の金融機関」25%となっている。

以上の諸表を参考にしつつ、シンガポール政府は中小企業の支援を策定、実行している。 具体的な支援例としては次のようなものが挙げられる。

- (1) マンパワーの問題に関わる分野での支援
- (2) 政府入札や見積もり (tenders and quotations) へのより良い参入を支援
- (3) 中小企業の資金供給へのアクセス支援、指導員や地域の集積された経験の活用支援
- (4) IT を活用した費用対効果分析と生産性向上の課題への取り組み支援
- (5) 中小企業の格付けによる資金のニーズに対する支援
- (注) The Development Survey の 2007 年版はとりまとめられ発行されているが、調査時点では入手不可能であったので、2006 年版をベースに本報告書をとりまとめた。

1-(3) 中小企業関連法

現在のところ、日本の中小企業基本法に相当する法律はないが、シンガポールの中小企業施策は充実している。通商産業省(MTI: Ministry of Trade and Industry)の管下には、経済開発庁(EDB: Economic Development Board)、規格生産性革新庁(SPRING: Standards, Productivity And Innovation Board)、国際企業庁(IE Singapore: International Enterprise Singapore)、科学技術研究庁(A*Star: Agency for Science, Technology and Research)、シンガポール観光局(Singapore Tourism Board)、ホテル認可庁(Hotels Licensing Board)、ジュロンタウン公社(JTC Corporation)、セントーサ開発公社(Sentosa Development Corporation)、エネルギー市場庁(Energy Market Authority)の9法定政府機関(法定機関、Statutory Boards)が設置され、役割を分担している。法定機関は、個別の法律に基づき設立された法人で、機動的に国の政策を実施する。中小企業施策に関しては、規格生産性革新庁(SPRING)が中心的な役割を担っている。

中小企業関連法には、会社法(Company Act)がある。JETRO によれば、シンガポール会社法は2000年から2004年にかけて大幅な改正作業が行われ、2003年から改正に着手し、2004年4月1日の大改正に至った。「会社登録番号」の表示などの改正点が多くある。企業と政府の連携を強化し、国際競争力を強化することを狙ったものと思われる。シンガポール会社法については英和対訳本が日本で入手可能であり、JETRO のビジネス・ライブラリーで閲覧できる。

シンガポール日本商工会議所によれば、会社法改正の背景と目的について、次のように解説している。「シンガポール経済は企業の業績如何に拠る。シンガポール企業設立、運営などの規定は会社法である。会社法改正をすることによって、企業の国際競争力が一段と増強され、国家経済力をも強力なものとしたいという目的のもとの改正である。」(シンガポール日本商工会議所 HP)

1-(4) 中小企業政策の立案と実施

通商産業省は安定的かつ持続した経済成長を通じ、国富の創造に貢献するという目的を 達成するために、①国際貿易、アジア域内貿易におけるシンガポールの利益保護、②海外 からの投資、生産性の向上、効率的な産業インフラの整備等による経済成長の促進、③国 内地場企業によるアジア域内投資の促進という3本柱を中心に各種政策を立案している。

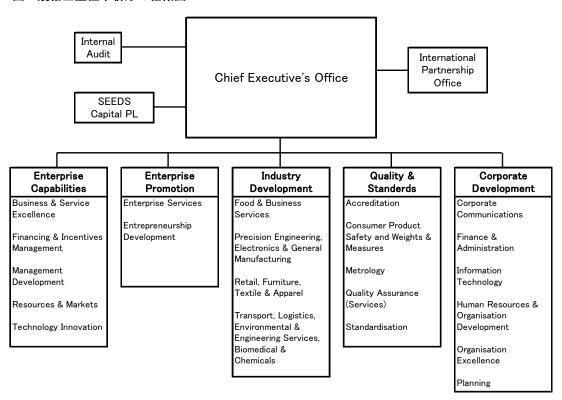
通商産業省の役割はもっぱら政策の立案・調整であり具体的なプログラムの策定や実施 は各法定機関が担当する。

①経済開発庁は1961年に創設された。具体的な政策を企画・立案する経済開発分野の中核的法定機関であり、独立後の経済発展に最も大きな役割を果たしてきた。投資の誘致及び促進、各開発機関との相互調整を基本的な業務としている。

②規格生産性革新庁は2002年に創設された。生産性を高め、競争力と経済成長力を向上させ、国民生活の質的向上を目指す。そのために、企業の生産性及び革新性の向上を目的とした支援プログラムの提供、商品の標準及び品質の測定並びに証明、国内産業各部門の変革及び中小企業の地位向上を目的とした融資並びに技術支援を実施する。中小企業施策に関して中心的な役割を担う機関である。約300人のスタッフがいる。(図1「組織図」参照)

③国際企業庁は2002年に創設された。シンガポールに立地する内外の企業の海外展開を支援するため、市場情報の提供や実務能力向上の支援、海外における共同事業者の紹介などを行っている。また、外国企業が海外進出するにあたってシンガポール国内企業と連携す

図1 規格生産性革新庁の組織図



ることを推進している。これらの業務を遂行するために、36 事務所が海外に置かれている。 なお、国際企業庁の前身は貿易開発庁(Trade Development Board)である。

④科学技術研究庁は2002年に創設された。活力ある知識ベース社会を創造するために、世界に通用する科学研究体制を構築することを目的とする。知的財産及び科学水準を向上させることがシンガポールの経済競争力を高めるとの展望の下、科学技術政策の立案、産業科学技術分野の研究機関への支援、人材の育成などを担う。

また、上記の法定機関に加えて Workforce Development Agency(WDA)なども政策実施機関の一翼を担っている。

1-(5) 中小企業政策における財政支出

シンガポール政府は同国をグローバルなビジネス拠点にするという国家戦略のもとに各種産業・中小企業政策を講じている。とくに産業の競争力の強化およびその基盤となる人材育成に力点を置いている。(表 1 「 財政の推移」参照)

規格生産性革新庁は2006年度において5,360万8ドルが運営費として交付された。

表1 財政の推移(単位:100万S\$)

	2002	2003	2004	2005	2006
一般歳入	25,401	24,643	26,346	28,116	31,072
歳出	27,121	27,198	28,418	28,782	29,875
一般歳出	19,244	19,236	19,936	20,675	23,463
開発支出	7,877	7,953	8,482	8,107	6,412
収支差	-1,720	-2,555	-2,072	-666	1,197
			·		
歳出の推移(単位:1007	1S.S.)				
成出(7)[E19(平区:100)	3 Φ γ				
	2002	2003	2004	2005	2006
一般歳出合計	19,244	19,236	19,936	20,675	23,463
国防•外交費	9,362	9,236	9,348	10,443	11,973
社会開発費	7,979	8,202	8,985	8,548	9,685
教育	4,768	4,876	5,162	4,981	5,685
保健	1,625	1,655	1,890	1,671	1,764
社会開発•Sports	526	581	808	818	898
情報・通信・芸術	221	228	272	275	320
環境	469	452	460	243	418
国家開発	371	410	393	362	599
経済開発	1,105	994	866	924	954
運輸	379	304	287	285	284
貿易·産業	535	515	382	444	459
人材	160	145	168	165	180
情報•通信技術	30	29	29	30	31
行政サービス	799	792	737	759	852
00 30 					
開発支出合計	7,877	7,953	8,482	8,107	6,412
国防・外交費	1,068	1,079	874	916	822
社会開発費	3,889	4,190	4,031	3,388	2,102
教育	1,654	1,324	1,224	994	688
保健	108	103	90	108	82
社会開発 Sports	111	109	89	120	65
情報∙通信∙芸術	137	144	109	184	110
環境	687	926	1,071	877	549
国家開発	1,193	1,583	1,448	1,105	608
経済開発	2,453	2,195	2,755	3,324	3,018
運輸	1,395	1,025	1,402	1,953	1,739
貿易∙産業	986	1,088	1,282	1,320	1,228
人材	48	62	49	39	20
情報・通信技術	24	19	23	11	31
行政サービス	24	490	821	489	470

(出所) MTI, Economic Survey of Singapore 注 会計年は4月に始まり、翌年3月までである。

2006 年において規格生産性革新庁は 5 ヵ年で 40 億 S ドルの Enterprise Development Fund(EDF)Ⅲに着手した。2006 年ファンドの 99.5%はシンガポール中小企業に行った。

1-(6) 中央政府と地方政府の役割分担

シンガポールは 2007 年央時点で人口が約 458 万人の都市国家であり、日本におけるような地方自治体は存在しない。国の各省庁やその関係機関である法定機関が直接住民などに対して、キメ細かな行政サービスを提供している。

1-(7)その他

シンガポールの中小企業が直面している問題として次の三点が挙げられる。

- ・中小企業は絶えず急騰する賃金、原材料費や中間製品および最終製品のコスト、賃借料 を管理するという実務的な懸念に直面していること。
- ・銀行による高利子に対する懸念が強まっていること。
- ・シンガポール企業と海外企業との厳しい競争に対する懸念。

第2章 中小企業施策—具体的施策

2-(1) 金融

1) 経済開発庁(Economic Development Board; EDB)

科学技術政策への関わりの有無の別なく、シンガポール政府は長年、同国を東アジアのベンチャーキャピタルのハブ化することを目指してきた。この結果、2005年末時点で、シンガポールには165のベンチャーキャピタルと175億Sドルの投資残高が存在する。

経済開発庁 (Economic Development Board; EDB) がベンチャーキャピタルの育成に力を入れ始めたのは 1985 年であり、当初は EDB ベンチャーズと呼ばれるベンチャーキャピタルが 1 億 S ドルの資金をもとに設立されている。1990 年代は国内科学技術政策との関わりが薄かったベンチャーキャピタルであるが、1999 年以降、両者の関係が緊密化した。

1999 年、経済開発庁は高度な技術を有する企業を設立するアントレプレナーを金融面から支援することを目的として、10 億 S ドルのファンドを設立した。そして同年 3 月には、ウォールデン・インターナショナル・インベストメント・グループと共同で、5,000 万 S ドルのベンチャーキャピタルを設立している。2001 年の 4 月には海外からのハイテク向けベンチャーキャピタルの誘致を目的として、ファンド・オブ・ファンズ管理会社、TIF Ventures Pte Ltd を設立し、2006 年 8 月までに 13 億 S ドルの資産残高にまで拡大させている。(TIF とは Technopreneurship Investment Fund)

経済開発庁は海外からのベンチャーキャピタル誘致を推進し、近年は経済開発庁、シンガポール・ベンチャーキャピタル協会を受け皿として、広くファンドと連携を深めている。

○EDBVM (EDBV Management Pte Ltd)

EDBVM は、経済開発庁(EDB)の 100%子会社である EDBI が設立した投資ファンドである。その投資ファンドは PLE Investments Pte Ltd.と Mobile Commerce Ventures Pte Ltd.の 2 つのファンドを保有している。前者は 1999 年に設立され、1 億 S ドルの規模であり、後者は 2000 年に設立された 2,850 万 S ドルのファンドである。もともと EDBVM は、ハイテク企業の育成を目的として設立されたファンドではなく、企業家を金融面から支援するためのスキームであった。しかし、シンガポール政府自身が科学技術政策に注力し、近年、創業される多くの企業が情報通信、バイオなどのハイテク企業であるため、結果的に EDBVM は、ハイテク企業の起業を支援するファンドとしての色彩を強めている。主な投資先には APS Investments Pte Ltd(半導体)、Distribution Management Solution Pte Ltd(流通システム開発)、New Gen Telecom Co Ltd(通信機器)などがある。2007 年7月時点における、これら代表的な投資先 12 社の名前を HP 上の"Our Portfolio"の項目で列挙している。

○Bio*One

シンガポールの新興企業の創業を支援する目的で設立された EDBIVM に対して、Bio*One はバイオ分野の研究開発企業を支援するためのファンドである。Bio*One は総額 12 億 S ドルのファンドを持ち、投資先はバイオテクノロジー、医薬品企業、医療技術関連企業が主たる出資先である。

2008年1月時点での投資先企業数は60社超である。Bio*One は、具体的にはシンガポール・バイオイノベーション・ファンド(SBI)、医薬成長ファンド(PGF)、ライフサイエンス投資ファンド(LSI)、バイオメディカル・サイエンス投資ファンド(BMSIF)の4つのファンドを通じて、投資を行っている。

SBI の設立は 1990 年で、Fund I 設定時に 4,000 万 S ドルの規模を有していた。 1998 年設定の Fund II では 7,000 万 S ドルの規模を有している。 PGF/LSI は 1998 年に設立され、 1 億 S ドル、 2001 年設立の BMSIF は 10 億 S ドルの規模を持つ。

2)規格生産性革新庁(SPRING)

規格生産性革新庁(SPRING)は国内部門の変革と SME の地位向上を促進する主導的機関である。 SPRING は現地企業融資スキーム(LEFS)および現地企業技術支援スキーム (LETAS)の運営を行っている。 LEFS では SME による拡張、新しい能力の開発を支援するための融資を提供する。 LETAS では、 SME が経営管理における能力獲得を支援するための助成金を提供する。

規格生産性革新庁(SPRING)には、研究・開発のための創業したての企業を育成、支援するためのファンド会社である SEEDS Capital Pte Ltd が subsidiary として存在する。

\bigcirc SEEDS

SEEDS(Startup Enterprise Development Scheme)も EDBVM 同様、そもそもの設立は、企業の創業を支援するためのファンドであった。しかし、近年のシンガポール政府の科学技術政策の強化により、投資対象は研究開発企業を対象とすることが明確に定められている点で、EDBVM と異なる。SEEDS の規模は凡そ 8,000 万 S ドルであり、ファンド資金の運営は、SEEDS Capital Pte Ltd に委ねられている。SEEDS のこれまでの投資パターンは、民間ベンチャーキャピタルとの間でマッチング投資が多い。すなわち、SEEDS がある程度の投資先のリスクを請け負うことで、民間ベンチャーキャピタルの投資が進みやすくなり、両者を併せた資金が対象企業に提供されることになる。

120 社程度の成功した SEEDS の応募社例 (Successful SEEDS Applicants) が EDB の HP に記載されている。

その他にも、規格生産性革新庁と国際企業庁による The Loan Insurance Scheme(LIS) あるいは国際企業庁によるノン・ハイテク企業向けの The Enterprise Fund、国際企業庁に

よる Trade Credit Insurance Scheme や The Internationalisation Finance Scheme(IF Scheme)などがある。

LIS はローン保険を用いることにより融資につなげる道を開く。Trade Credit Insurance Scheme は 2005 年にスタートし、たいへんに魅力的なプレミアム・レート (平均 0.18-0.35%) で貿易信用保険を提供する。IF Scheme は 2007 年 8 月に導入されたスキームで Participating Financial Institutions (PFIs)のネットワークを通じて国際企業庁によって管理される。利子率や担保の要求、支払い方法は PFIs によって決定される。グループ単位で最大 1,500 万 S ドルである。

2-(2) 税制

法人所得税減税など

現在、最も注目を浴びているのは、法人所得税を 20%から 18%へと 2%軽減する措置である。この措置は 2008 年以降の課税算定対象年(Year of Assessment, YA)から適用される。現行の法人所得税は、ビジネス拠点としての役割を担うシンガポールの主要競合国である香港 (17.5%) やアイルランド (12.5%) よりも高いが、この法人税軽減措置によって、グローバル市場での激しい競争の下でシンガポールの競争力が強化されることになる。

法人税軽減措置の他にも企業が期待できるものとしては、部分税額控除額(partial tax exemption, PTE)の適用基準額が $10 \, \mathrm{FS}$ ドルから $30 \, \mathrm{FS}$ ドルに引き上げられることが挙げられる。この措置によって、通常課税対象所得の最初の $30 \, \mathrm{FS}$ ドルに対して自動的に最大 $15 \, \mathrm{FZ}$ 2,500 S ドル (課税控除:最初の $1 \, \mathrm{FS}$ ドルの 75% + 次の $29 \, \mathrm{FS}$ ドルの 50% = $15 \, \mathrm{FZ}$ 2,500 S ドル)まで課税控除が適用されることになる。例えば、通常課税対象所得が $30 \, \mathrm{FS}$ ドルである企業に適用される実効税率は、8.9%になる。また、課税対象所得が $50 \, \mathrm{FS}$ ドルである企業の場合、実効税率は 12.5%程度になると推定される。これはアイルランドと同等のレベルであり、香港と比べるとかなり低いものとなる。

この法人税軽減措置に関して、KPMG の幹部は「この2%の法人税軽減によってシンガポールの経済的競争力は一挙に高まっており、ほぼ香港と肩を並べるまでになっている。そればかりでなく、新たに導入される部分税額控除額基準額の引き上げによって、シンガポールの大半の企業にとっての実効税率はさらに低くなる」と語っている。

新たにシンガポール国内で設立される企業については、設立後3年間に限り、通常課税対象所得の最初の10万Sドルに対する所得税が完全に免除されることになっている。この法人税免除と2%の法人税軽減の両方を合わせると、約30万Sドルの通常課税対象所得を得た新規設立企業に適用される実効税率は、わずか6%である。

企業向け税措置として重要なその他のものとしては、知的所有権の取得に対する減価償却控除 (writing down allowances, WDA) の適用がさらに5年間延長された。これは、2013年10月31日までに取得される知的所有権 (intellectual property, IP) に関する資本支出

に対して適用される。この措置は、知的所有権の管理業務に都合のよい環境とインフラの整備に向けてシンガポールが行う積極的な取り組みをさらに強化するものとなる。

その他

ほとんどの工場および機械に発生した設備投資費の 33.33%は、償却期間を 3 年とする特別償却引当金として計上することが認められる。コンピュータまたは他の所定の自動化機器、通常の供給が不能となった場合の電力供給を目的に設置された発電機、ロボット、効率的な汚染管理機器、公認または許可取得済みの省エネ機器の特別償却引当金は、設備投資費の 100%(一年で損金処理)が計上される。

他に二重税控除制度(DTD; Double Tax Deduction Scheme)がある。DTD の制度は国際企業庁によって運営される。企業は自社による国際取引の拡大を目指した事業に発生した、適格費用の二倍相当額を課税対象法人所得から控除することが認められる。例えば、海外での展示会参加や市場を開発するための活動などが挙げられる。

2-(3) 情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他

規格生産性革新庁(SPRING)は国内部門の変革と SME の地位向上を促進する主導的機関である。SPRING は、地位向上のための情報と支援を必要とする SME にとっての最初の連絡先である。

人口の少ないシンガポールは世界中からの移民を人材源としている。優秀な人材には容易に国籍を与えるという大胆な政策を実行している。とくに、技術、技能を有した中国人、インド人などの活用が目立つ。IT 業界が中心だが、グローバリゼーションの進展とともに金融、法律などの専門家の移民も多くなっている。シリコンバレーで創業した人、働いていた人、あるいは留学経験者など、海外で活躍している人に対し、対内直接投資や研究開発、ソフト製作分野などでの促進策を打ち出し、帰国を奨励している。

(国際貿易投資研究所『東アジア等における頭脳移動ネットワークの形成に係る調査研究』 2004年3月参照)

規格生産性革新庁は Enterprise One および Global Sourcing Hub を通して情報提供を行っている。2006年2月に創設された Enterprise One は電話のホットラインや Enterprise Development Centers(EDCs) そ し て Enterprise One Business Information Services(EBIS)のネットワークによってサポートされている Web ポータルから成る。このさまざまな庁の提唱により 30 以上の庁や商工会議所そして産業協会を巻き込んで"One Network for Enterprises"が提唱されている。

Enterprise Development Centres(EDCs)は産業協会や商工会議所によって運営されて

いる。目的はシンガポール企業や起業家の役に立つことである。EDCs は規格生産性革新庁によって支援される。各 EDC はワンストップ・センターであり、法律、金融、管理、ビジネスサービス分野の専門家がチームになっている。

また、規格生産性革新庁による人材開発・訓練制度として 2008 年 1 月、Business Leaders Initiatives(BLI)に 6,000 万 S ドルを注ぎ込んだ。2012 年までに 1,000 人の訓練された中小企業主や重役および抱負を持つ 500 人の重役を育成することが期待されている。

2-(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援

シンガポールの科学技術政策の特徴は、情報通信分野とバイオテクノロジーなどの分野に集中した研究開発政策を進めていることである。科学技術研究庁(A*STAR)が監督する公的研究機関には、情報通信分野では、マイクロエレクトロニクス研究所(IME)、情報通信研究所(I2R)、高機能電子計算研究所(IHPC)など、バイオテクノロジー関係では、バイオインフォマティクス研究所(BII)、分子・細胞バイオ研究所(IMCB)、シンガポール・ゲノム研究所(GIS)、ナノ・バイオエンジニアリング研究所(IBN)、バイオ応用技術研究所(BTI)などがある。

科学技術研究庁は応用技術商業社(ETPL; Exploit Technologies Private Ltd.)、バイオメディカル研究評議会(BMRC; Biomedical Research Council)、科学技術工学研究評議会(SERC; Science and Engineering Research Council)、科学技術研究庁 Graduate アカデミー(A*STAR Graduate Academy)、企画総務部門(Corporate Planning and Administration Division)の5つの組織などから構成される。ETPLが、知財の保護に関する法制度や商用化の企画立案機能を持つのに対し、BMRC、SERC は国の知的クラスター戦略、人材育成、各分野別の研究開発政策を企画・実施する部門である。これらの政策の下では常に、国が進める研究開発政策をいかに民間部門へ波及させるかを考慮に入れた政策・計画が進められている。また、過去に実施した研究開発パフォーマンス評価も彼ら自身が実施し、その後の政策遂行に生かされることになる。

1991年に設立された国家科学技術庁(NSTB)は2002年までの11年間、科学技術政策において、基礎研究は大学、保健省(Ministry of Health)傘下の公的研究機関、応用研究は民間セクターという役割分担が明確化されていた。

2002年の科学技術研究庁発足後の、シンガポールの科学技術政策のひとつの変化は、こうした役割分担よりも、国と企業の「つなぎ役」および「連携の仕組み」を重視した政策が進められていることにある。

例えば、国と民間セクターをつなぐ組織の事例として、科学技術研究庁では情報通信分野では SERC が、バイオ分野では BMRC が重要な役割を担っている。これらの組織は、ETPL が進める国と産業界との研究開発のつなぎ役を、さらに産業分野別の詳細な政策措置により強化するものである。それぞれの分野で、国もしくは国と民間企業が共同で開発し

た知財をビジネス・レベルへの転用に生かす方策を進めている。

また 2000 年以降のシンガポール政府の科学技術政策のもうひとつの特徴は、人材育成も強力に推進していることである。これは 1990 年代の国家科学技術庁(NSTB)による情報通信技術政策のメリット・デメリットを踏まえ、科学技術のシーズがともすれば属人的な側面を持つことに目を向け、研究開発人材を育成することで国のイノベーション力を高める政策を続けている。具体的には、それまで研究開発プロジェクトにおいて埋没しがちであった予算を、より奨学金などの人材育成に充てることで、長期的に高い研究開発生産性の向上を目指している。

EDB, SPRING, IE Singapore そして科学技術研究庁(A*STAR)が連携して中小企業などの技術水準を向上させ、企業を成長させようとする施策に GET-UP(Growing Enterprises with Technology Upgrade)がある。GET-UP は3本の柱からなる。Operational & Technology Roadmapping(OTR), Technology for Enterprise Capability Upgrading(T-Up), Technical Advisor(TA)である。

例えば T-UP においては、企業の R&D や技術向上のために科学技術研究庁から科学者や技術者を出向させ、企業は新製品や工程の開発、新しい技術部門の立ち上げ、海外からの技術移転を促進することができる。それに要する科学者や技術者の人件費は SPRING (70%、2年間) や場合によっては EDB(50%、1年間)が補助する。

2-(5) 創業・ベンチャー支援

科学技術研究庁により推進される科学技術政策は、同庁の組織改革により、イノベーションへの道のり短縮化を進めているが、金融面でこのシーズ(種子)とニーズの結合において重要な役割を担うのが経済開発庁(Economic Development Board; EDB)や規格生産性革新庁 (SPRING) である。公的ファンドとして、EDBVM(EDBV Management Pte Ltd), Bio*One Capital, TIF Ventures Pte Ltd, SEEDS (Startup Enterprise Development Scheme) の4種類のファンドを設定している。これらは公的資金を原資とするベンチャーキャピタルであり、SEEDS は主として研究開発型企業のスタートアップの原資として、EDBVM は民間部門のクラスター強化を支援するための企業向け投資資金、Bio*One Capital はバイオ専門ベンチャーキャピタル、TIF Ventures は民間ベンチャーキャピタルを育成するための公的ベンチャーキャピタルである。

上記の公的ベンチャーキャピタルは、政府組織が設定するファンドであるため、イノベーションの橋渡しをする意味で政策面で重要な任務を負っている。しかし、合わせて採算性も重視されており、EDB が直接株主となる子会社により実施される EDBVM, TIF Ventures Pte Ltd はその典型である。Bio*One Capital あるいは SEEDS は、出資対象がより研究開発企業に重点的である。

科学技術研究庁を司令塔として育まれたシーズ(種子)は、同庁によって産業界へ運び

込まれると同時に、科学技術研究庁と EDB, さらには情報通信分野であれば情報通信開発庁 (IDA) との間で省庁間連携体制が構築されている。IDA も、情報通信系ビジネス関連のベンチャー企業を対象に、金融支援制度を保有している。この制度は、特に 1990 年代のシンガポールの情報通信産業の基盤強化に寄与したとも言われており、シンガポールの研究開発を産業化する点で、多大な貢献を果たした。

このように、シンガポールのイノベーション・システムの中では、政府内の連携に加えて、各省庁に多様な種類のベンチャーキャピタルが具備されていることが特徴である。そしてそれらのベンチャーキャピタルは、研究開発企業を育成するという共通の目的のために、政府設立の子会社が出資するパターン、直接出資するケース、研究開発企業へ出資する民間ベンチャー企業に出資するケースなど、様々である。かねてより、基礎的研究分野での技術を背景に設立された企業は、その存続、発展に多くのハードルを抱えてきた。シンガポールの科学技術政策では、公的ベンチャーキャピタルが、リスクの程度に応じて多様な仕組みが準備されており、研究開発企業のみならず民間ベンチャー企業を育成するためのスキームが準備されていることが特徴である。

・ベンチャーキャピタル(VC)産業と規格生産性革新庁による促進

Section 13H(所得税法)と Pioneer Service Incentive はシンガポールにおけるローカルおよび外国 VC ファンドの成長を促し、シンガポール企業に VC ファンドの層を拡大するために導入された。 両スキームは承認されたファンドとファンド管理会社のために 10 年間まで税の免除をする。

· Overseas Enterprise Incentive(OEI)

OEI は国際企業庁によって 1993 年に始まった。承認された海外からの投資からの所得に限定し 10 年間まで税を免除する。プロジェクトはシンガポールに副次的効果をもたらさなくてはならない。

2-(6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備

裁判所は、下級法院(Subordinate Courts)及び最高法院(Supreme Court)の2つにより構成されている。下級法院は区法廷(District Courts)、治安判事法廷(Magistrate's Court)、青少年法廷(Juvenile Court)、交通法廷(Traffic Court)などの専門法廷、少額事件法廷(The Small Claims Tribunals)などから成り立っている。最高法院は、高額事件と重要犯罪の第一審及び下級法院の決定に対する控訴審を行う高等法院(High Court)と最終審である控訴院(Court of Appeal)から成り立っている。

他方で 1997 年8月、シンガポール調停センター (The Singapore Mediation Center; SMC) が設立された。設立にあたり最高法院 (Supreme Court) は、SMC は調停を専門とする独立した ADR 機関であり、裁判外の調停を促進する中心的役割を担う重要な機関であると明言した。

SMC はシンガポール法律アカデミー(the Singapore Academy of Law)によって保証された非営利機関である。SMC はシンガポールにおける調停に対する期待の高まりに先頭に立って応えた。紛争の平和的、効果的な解決に貢献している。2006 年 4 月 1 日現在、1,000件以上の紛争が SMC に持ち込まれ、約75%が解決された。事例としては銀行業務に関わる紛争、建設に関わる紛争、契約上の紛争、会社の紛争、離婚問題、雇用問題、家庭問題、情報技術に関わる紛争、保険に関わる紛争等など多種多様である。

また、SMCよりも早期に設立された国際的な仲裁センターとして、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center; SIAC)がある。SIAC は 1991年に設立された独立の非営利機関である。設立当初はシンガポール政府から資金提供を受けたが、現在は完全に財政的に自己充足している。SIAC は the Singapore Academy of Law との協力関係にあったこともあるが、その後は the Singapore Business Federation と協力関係にある。仲裁人の任命、仲裁の金銭面などの実務的な管理、仲裁のスムーズな進行の促進を手助けする。

シンガポールは、外国仲裁判断の承認・執行に関する「ニューヨーク条約」(注)の締約 国であり、他の締約国における仲裁判断がシンガポールにおいて執行可能であり、また同様にシンガポールにおける仲裁判断は、他の締約国において執行可能である。

(注)正式名は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」である。1958年6月にニューヨークで作成され、1959年に効力が発生した。1961年9月、日本で効力発生。本条約は、仲裁判断の承認及び執行が求められる国以外の国の領域内においてされ、当事者の間の紛争から生じた判断の承認及び執行について適用する。また、本条約は仲裁判断の承認及び執行が求められる国において内国判断と認められない判断についても適用する。

· Competition Commission Singapore(CCS)

CCS は 2005 年 1 月 1 日に競争法(the Competition Act)に基づき設立された法定機関である。その使命は経済原理に基づいたシンガポール経済を利する健全な競争市場を促すことである。

2-(7) 地域中小企業政策

ジュロンタウン公社(JTC Corporation; JTC)は高品質の産業施設、ビジネスパークの 開発、計画、管理における主導的機関である。1968年以来、JTCは、シンガポールの工場 群の景観形成および産業、製造業の成長に対する支援における主要な建築業者である。

JTC では、工業用地約 7,000 ヘクタール、分譲地 4,500 万平方メートルの開発を行ってきた。JTC では 38 の工業用、専門化された団地を管理。ウエハー製造パーク 3 つ、ジュロン島の化学製品ハブ、テュアスのバイオメディカルハブが含まれる。

また JTC は、研究施設、オフィス、住宅、公園、また起業家、科学者、研究者向け教育機関を有する 200 ヘクタールの新しい経済ハブであるブオナビスタのワン・ノース (One-North) の主導的開発業者でもある。

生命科学や情報通信技術の研究施設をはじめ、オフィスビル、住宅、ショッピングやアミューズメント施設を一体的に整備する。2001年から3期20年をかけて事業を行う予定である。

周辺には、サイエンスパーク(Singapore Science Park)やシンガポール国立大学など多くの教育・研究機関があり、新たな産業創出にふさわしい環境である。One-North という名は、シンガポールが北緯1度に位置することを表している。具体的には、以下のような施設を整備済または整備中である。

①バイオポリス(Biopolis)

この施設では、生物医学 (Biomedicine) の研究開発活動に必要な機能が集約されており、新薬の開発や医療機器の研究も行われている。現在オープンしている第1期整備分は7棟のビルで構成されており、政府系研究機関や製薬・生物工学 (Biotechnology) に関する企業が入居している。入居企業は共用施設や動物飼育施設などを入居者共用で使用できる。医学図書館、研究開発用機器、ラボなどが完備している。近代的な会議用施設、ビジネス・サポート施設、レストラン、銀行、ショップなどにいたるまで併設されている。

研究機関や企業との間で情報やアイデアの交換が容易に行われる環境となっていて、産業クラスター形成の条件が満たされている。

②フュージョンポリス (Fusionpolis)

世界レベルの情報通信技術の集積施設として、マルチメディア業界の産学プロジェクトの促進を目指し、大学、研究機関や企業の入居が望まれている。共用の会議室や講堂、スタジオが設けられるとともに、住居や娯楽施設も一体的に整備される。第1期で整備される中心施設の設計デザインは、日本の著名な建築家であった黒川紀章氏によるものである。

③フェイズ ゼロ(Phase Z.Ro)

オレンジ色の斬新なデザインのインキュベーション(起業支援)施設である。27 平方メートル・54 平方メートル・108 平方メートルの3 タイプの部屋が60 室あり、ブロードバンド環境やワイヤレスネットワークといった設備に加え、必要な機器の調達もジュロンタウン公社が行うため、入居企業はビジネスに集中することができる。入居申込の要件には、設立後3年以内、年間売上が100万 S ドル以下といったものがあり、情報技術やソフト開発などの企業が主に入居している。

・規格生産性革新庁と国際企業庁による Local Enterprise and Association

Development(LEAD)プログラム

種々の産業発展の努力を導くための効果的で自発的な産業協会を強くすることによって、 シンガポールの産業と企業の競争力を向上するために 2005 年 5 月に始まった 3 年で 5,000 万 S ドルのプログラムである。

2-(8) 中小企業の国際化支援

国際企業庁(IE シンガポール)は同国の中小企業の海外進出に対する支援の責任を生産性規格庁 (SPB; Singapore Productivity and Standard Board) より引き継ぐ。この一環として、米国、欧州、日本、その他の国の企業に対し、同国を拠点とするよう誘致し、SME ハブとしての同国の地位向上を促進する。

これにより SME は国際シンガポール企業と協力し、ベンチャー事業を当地域に誘致することが可能。これらの新しい役割は、貿易促進における従来のシンガポール貿易開発庁 (TDB; Trade Development Board)の役割を超えたものである。

国際企業庁を中心にシンガポール企業の国際化やシンガポールがグローバルなビジネス 拠点になるための施策が打ち出されている。

・国際企業庁による International Marketing Activities Programme

本プログラムは Trade Associations and Chambers(TACs)が同メンバーやビジネス団体のために国際貿易フェアでシンガポール・パビリオンを組織したりビジネス・ミッションを結成する機会を与える。TACs や参加企業の適格な費用の負担を援助する。

・国際企業庁による iPartners

提携の編成や発展的な市場進出段階で支援することで、海外進出するシンガポールに基盤をおく会社同士の提携の成立のための触媒になる。

・国際企業庁による Overseas Marketing Office Programme

同プログラムは新しい海外市場においてマーケティング事務所を設立するシンガポール に基盤を置く企業を支援する。

・国際企業庁による Capability Development Support

企業に対し海外拡張するために必要なブランド、デザイン、マンパワー、IP の将来性を向上するための支援をする。

• FTA Outreach Programmes

FTA に関する種々のプログラムは、競争力を高めるためのシンガポールの FTA のネット

ワークを熟知している企業を増やすためのセミナーやワークショップを開催している。

· iAdvisory Portal

同制度は 2007 年 7 月にスタートした。企業のための Web 上のプラットフォームで、資格のある国際的なアドバイザーからの直接的な支援や情報を探すことができる。

- ・地域化資金調達制度(RFS)は、現地企業が海外拠点を設立するための支援を提供することを目的に設けられた資金調達制度である。RFS は、経済開発庁によって運営されており、同国の同制度参加銀行が融資を提供する。
- ・規格生産性革新庁による Export Technical Assistance Centre(ETAC)

2006 年 10 月以来、ETAC は輸出市場における技術的規制や規格に従う企業を支援している。ETAC は食品、電気・電子機器、環境技術規制の分野におけるいろいろなイニシアティブを取り始めている。

2-(9) 中小企業に関する雇用・労働対策

技能開発基金(the Skills Development Fund; SDF)は、労働者の技能向上を目指して、the Skills Development Levy(SDL) Act の制定とともに 1979 年 10 月に設立された。この制度では、2005 年 9 月 1 日以降においては、雇用主が月給 2,000S ドル以下の労働者につき月給の 1 %の課徴金を中央準備基金に納付する。給料が 200S ドル未満でも 2 S ドルが納付される。The Singapore Workforce Development Agency(WDA)の管理の下で、SDFは、その資金に基づいて従業員の研修プログラムなどを支援する体制を提供する。

SDF に基づく主な制度は、①訓練支援制度(TAS)、②総合企業訓練計画(TCTP)制度、③ 技能証明計画(SCP)制度、④訓練資金援助制度(TVS)、⑤訓練休暇制度(TLS)、⑥IT 訓練支援制度(ITAS)、⑦中小企業管理者制度(SMS)である。

前述(2-3項)の通り、中小企業に限定しないが、優秀な人材には容易に国籍を与えるという大胆な政策を実行している。

2-(10) 中小企業組織およびネットワークへの支援

シンガポール国際商工会議所がある。同会議所はシンガポールへの外国からの投資促進を目的とした「The Investor's Guide to Singapore 2002 Edition」(英文)を出版している。 (日本アセアンセンターおよびシンガポール経済開発庁が日本語版を作成している。)

また、規格生産性革新庁には以下のような関連の深いパートナーが存在する。

• The Singapore Accreditation Council(SAC)

SAC は準拠評価団体の認可のための国立機関である。主要な役割は試験、検査、証明などの準拠評価の業務を認定する。SAC はこのような分野の国際的なフォーラムにおいて、シンガポールを代表する。

• The Action Community for Enterpreneurship(ACE)

ACE はシンガポールにおける企業環境をさらによくするため官民を巻き込んだ複合的な 庁の活動である。The BlueSky Festival は ACE と規格生産性革新庁により毎年開催される 国家イベントであり、企業家のショウケースであり、企業の思考を促し、ビジネスを創造するものである。

· Deal flow Connection

Deal Flow Connection はACE プログラムの一つで、よいビジネス・アイデアを金融に 結びつけるゲートウェイである。政府によって支援される民間セクターが主導する。この 場から企業はローンやベンチャーファンドなどによるエクイティといった金融の様々な供 給源に助力を求めることができる。

· Singapore Productivity Association(SPA)

SPA は 1973 年の設立以来、規格生産性革新庁の関連団体である。SPA の目的は生産活動において組織や個人を積極的に巻き込むことを促進することであり、生産性や技術を拡張することを促すことである。

Asian Productivity Organization(APO)

APO は地域内の政府間組織であり、その使命は生産性を高めることによってアジア太平洋地域の社会経済の発展に寄与することである。APO の一員として規格生産性革新庁は種々のAPOトレーニングに企業を参加させることによって企業の成長を拡大することができる。

· Association of Small & Medium Enterprises(ASME)

ASME は非営利組織であり、ビジネス中心の活動やサービスそして中小企業の成長と発展を促進するプログラムを幅広く取り揃えている。

・Enterprise Development Centres(EDCs) EDCs については2-(3)参照。

2-(11) 小規模企業対策

規格生産性革新庁の中小企業支援プログラムやスキームは一般的に小規模企業にも中規模企業にも適用できる。本質的に中小企業に対する四つの支援分野がある。(1)マネー、(2)マーケット、(3)マネジメント、(4)ノウハウである。

同庁の小規模企業向けの loan programme としては Micro-loan programme がある。これは従業員 10 人未満のシンガポール中小企業に 50,000S ドルまで貸し付ける制度である。借りた企業は運転資金および工場や設備の自動化や改良に使うことができる。

2-(12) セイフティーネット

規格生産性革新庁は 2005 年 9 月からビジネス継続管理 (BCM: Business Continuity Management) のための最初の国家規格に着手した。これは企業活動を混乱させるおそれのある出来事に反応し回復するための能力や迅速さを企業が持てる手助けをする。この規格は Singapore Business Federation が始め、経済開発庁と規格生産性革新庁が支援し、シンガポール企業が重要なステークホルダー、評判、ブランド、ビジネスに関する利益を保護する効果的な対応プランを開発するためのフレームワークを提供する。

規格生産性革新庁は商工会議所、産業界や Ministry of Health とともに流行性インフルエンザに対するビジネス継続指針を発展させた。

2-(13) その他

シンガポールにおける中小企業施策の特徴のひとつとして、情報通信産業やバイオ・医療医薬品産業といった先端技術産業発展のためにベンチャービジネス育成に力を入れていることが挙げられる。そのための資金的な裏付けを確保するためもあって投資ファンドの育成に力を入れている。

また、日本との関わりという視点からの特徴を言えば、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(The Japan-Singapore Economic Partnership Agreement)に「第 18 章 中小企業」が定められていることを挙げたい。この章は「第 129 条 中小企業の分野における協力」、「第 130 条 第 18 章の下での検討及び勧告」、「第 131 条 中小企業の投資の促進」、「第 132 条 中小企業に関する合同委員会」の 4 つの条文から構成されている。

両締約国は両国の中小企業間の緊密な協力に貢献し、日本の中小企業によるシンガポールへの投資や事業を展開するための努力を促進することとシンガポールの中小企業による日本への投資や事業を展開するための努力を促進することのために協力する。さらに両国の中小企業間の事業提携の促進が期待されている。

第3章 シンガポールの中小企業振興の課題と提言

標記に関する調査のために1月27日から31日にかけてシンガポールに出張し、現地調査を実施した。SPRING Singapore, JETRO Singapore, IE Singapore, シンガポール日本商工会議所,科学技術研究庁(A*STAR),通産省などを訪問し、インタビューなどを行った。SPRINGはシンガポール政府によって今や同国の中小企業施策を実行する中心的な法定政府機関(Statutory Board)として位置付けられている。

同国には、現時点では日本の中小企業基本法に相当する法律はない。また、日本の中小企業白書に相当する白書もない。しかしながら、同国の中小企業施策が未成熟であるということでは決してない。例えば人材育成施策などは、日本にとっても参考になるような施策であると思える。同国の中小企業施策は先進的である。具体的にはITやバイオ、医療分野などといったハイテク、知識集約的な産業分野の育成に重点を置いており、テクノ・ベンチャーの育成に力を注いでいる。

SPRING の現 Chairman の Philip Yeo 氏は 2007 年 3 月までは A*STAR の Chairman の地位にあり、シンガポール政府にとっても重要な人物の一人とされている。今後の SPRING の役割が期待される所以である。

IE Singapore は都市国家である同国の企業が更に飛躍するために、その飛躍の場と機会を海外進出に求めたり、あるいは外国企業との取引を増大することによって実現することを支援する法定政府機関である。

A*STAR は知識集約的な産業や先端技術産業の発展のためにテクノ・ベンチャー企業を 戦略的に育成することを目的とする頭脳集団である。

シンガポール通商産業省のもとで、これらの法定政府機関が役割分担をしつつ有機的に 連携している点に同国の中小企業施策の特徴と強みがある。

シンガポールは今回の調査対象 6 カ国の中で、明らかに他の諸国とは異なる位置にある。 同国の中小企業施策には明確な戦略性がある。ただし、今回のインタビュー時に SPRING の officer が日本の政府系金融機関(例えば、Japan Finance Corporation for Small and Medium Enterprise, National Life Finance Corporation, Shoko Chukin Bank)の役割に ついて興味を示したことが印象的であった。

別の視点から印象的であったのは、シンガポール日本商工会議所の稲継事務局長の指摘である。すなわち、「日本の中小企業がシンガポールに進出して現地法人を設立しても、シンガポールの中小企業の定義によって同国の中小企業とは認められない場合があり、中小企業としての恩典などを享受できない。商工会議所としては中小企業支援という視点ではなく、業界としてビジネスが行いにくくなった場合に一致団結し、シンガポール政府に陳情・交渉することを主たる活動にしている。」

全般的にみて、シンガポールにおいてはすでに先進的な中小企業施策が実行されている。 また、同国経済の重要なパートナー(グローバル・パートナー)は日本や ASEAN 諸国だ けに限らず、インド、中国、中東諸国など広く海外に向けられている。中国とは民族的特性もあり各界においてパイプが太い。また、最近はベトナムに対して興味を深めているようである。

シンガポールでは中小企業の育成のための政策というより、常に戦略的にグローバル企業を育成しようという政府の姿勢が強く感じられる。それがシンガポール政府の課題であると考える。日本はそのための政策への注目、協力そしてビジネスチャンスの創出ということを今後検討すべきであろう。

(参考資料など)

- · MICA 『SINGAPORE YEARBOOK 2007』
- MTI **FYEARBOOK OF STATISTICS 2007J**
- MTI FECONOMIC SURVEY OF SINGAPORE 2006
- http://app.mti.gov.sg/
- ・(財)自治体国際化協会(CLAIR) 『シンガポールの政策(2005 年版)』 2005 年
- http://www.clair.org.sg/j/newsletter/sin.pdf (第5節 経済産業政策)
- ・日本アセアンセンター http://www.asean.or.jp/invest/guide/index.html
- DP INFORMATION GROUP [SME Development Survey 2006]
- http://www.mediation.com.sg/intro.htm
- http://www.siac.org.sg/aboutus.htm
- ・日本貿易振興機構『アジア諸国の紛争処理制度』2003年
- http://www.sdf.gov.sg/
- http://www.mof.gov.sg
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/index.html
- http://www.spring.gov.sg/Content/HomePage.aspx
- http://www.edb.gov.sg/edb/sg/en_uk/index.html
- http://www.iesingapore.gov.sg/wps/portal
- http://www.a-star.edu.sg/astar/about/index.do
- http://www.jcci.org.sg/
- ・(財) 国際貿易投資研究所『東アジア等における頭脳移動ネットワークの形成に係る調査 研究』2004年3月
- ・(財) 国際貿易投資研究所 季刊国際貿易と投資 Summer 2004
- ・(財) 国際貿易投資研究所 季刊国際貿易と投資 Spring 2005
- ・(財) 国際貿易投資研究所『東アジアのベンチャービジネスとベンチャーキャピタル』 2007 年 3 月
- ・シンガポール経済開発庁『シンガポール 投資・経済・ニュース』2007年7月号

- ・(財) 世界経済情報サービス『ARC レポート シンガポール 2007』 2007年
- ・シンガポール日本商工会議所『シンガポール企業経営ガイド』2007年



目 次

タイの中小企業施策

第1章	中	可小企業政策—総論	
1 -	(1)	中小企業の定義とその根拠	127
1 -	(2)	中小企業をとりまく環境と中小企業の実態	127
1 —	(3)	中小企業関連法	133
1 —	(4)	中小企業政策の立案と実施	138
1 —	(5)	中小企業政策における財政支出	142
1 —	(6)	中央政府と地方政府の役割分担	143
1 —	(7)	その他 —中小企業振興計画—	144
第2章	4	7小企業施策—具体的施策	
2 —	(1)	金融	145
2 —	(2)	税制	147
2 —	(3)	情報提供・人材育成・相談(アドバイス)	149
2 —	(4)	既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援	150
2 —	(5)	創業・ベンチャー支援	151
2 —	(6)	中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備	152
2 —	(7)	地域中小企業政策	152
2 —	(8)	中小企業の国際化支援	153
2 —	(9)	中小企業に関する雇用・労働政策	153
2 —	(10)	中小企業組織およびネットワークへの支援	154
2 —	(11)	小規模企業対策	154
2 —	(12)	セイフティーネット	154
第3章	ゟ	イ国の中小企業の課題と提言	
3 —	(1)	施策の課題(体制問題)	156
3 —	(2)	日本との協力	156
参考文章	献		157
雑誌関係	係		157

・現地訪問調査および報告書作成:

永井恒太 国際貿易投資研究所(ITI)客員研究員(元ジェトロ) タイ工業団地 "Industrial Park 304" 投資アドバイザー

・訪問先リスト

訪問機関	面談者
中小企業振興庁 (OSMEP International : The Office of SMEs Promotion International)	Wimonkan Cosumas (Cooperation Division, Director)
產業省産業振興局裾野産業開発部 (BSID:Bureau of Supporting Industry Development, Department of Industrial Promotion, Ministry of Industry)	Panuwat Triyangkulsri
投資委員会 (BOI:The Board of Investment)	Chokedee Kaewsaeng (Investment Strategy and Policy Div. Director)
中小企業信用保証公社 (SBCG: Small Business Credit Gurantee Corporation)	Niramol and Siripon (Vice President)
中小企業開発銀行 (Small and Medium Enterprise Development Bank of Thailand)	Chudachip (Manager)
新規企業向け株式市場 (MAI:Market for Alternative Investment)	Chanitr Charnchainarong (President)
タイ商工会議所 (TCC:The Thai Chamber of Commerce)	Chatchai Bonyarat (Vice Chairman)

・現地通貨 (バーツ) 対ドルレート (出所: IMF・IFS)

2006 年平均37.882 バーツ/米ドル2007 年平均34.518 バーツ/米ドル

タイの中小企業施策

第1章 中小企業政策—総論

1-(1) 中小企業の定義とその根拠

タイの中小企業の定義は、2002年の工業省省令によって以下のように定められている。

タイの中小企業の定義

業種	小企業	中企業
製造業	雇用者 50 人以下または資産 5,000 万バー ツ以下のいずれかに該当する企業	雇用者 51-200 人、または資産 5,000 万 バーツ以上、2億バーツ以下でいずれかに 該当する企業
卸売業	雇用者 25 人以下または資産 5,000 万バー ツ以下で、いずれかに該当する企業	雇用者 26-200 人、または資産 5,000 万 バーツ以上、1億バーツ以下でいずれかに 該当する企業
小売業	雇用者 15 人以下または資産 3,000 万バー ツ以下で、いずれかに該当する企業	雇用者 16-150 人、または資産 3,000 万 バーツ以上、6000 万バーツ以下でいずれ かに該当する企業
サービス業	雇用者 50 人以下または資産 5,000 万バー ツ以下で、いずれかに該当する企業	雇用者 51-200 人、または資産 5,000 万 バーツ以上、2億バーツ以下でいずれかに 該当する企業

注:資産については、土地代を含まない。

1-(2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1-(2)-1) 中小企業をとりまく環境

現在の中小企業をとりまく環境は、厳しい環境にある。

①経済全体の成長の停滞:タイの経済成長率は、2003 年の GDP の成長率 7.1%を記録したのを最高に、2004 年 6.3%、2005 年 4.5%、2006 年 5.1%、2007 年 4.0~4.5%と停滞気味であり、2008 年の成長率も、国家経済社会開発庁(NESDB)によれば、4.0%~5.0%と見られている。②消費者物価の上昇:消費者物価指数は、2003 年は 1.8%であったものが、2005 年には 4.5%、2006 年には、4.7%と 2007 年(1月~9月)2.0%と上昇傾向が続き、内需が減少している。③バーツ高による輸出競争力の低下:1997 年の経済危機以後、タイのバーツ/米ドルは、概ねバーツ安を基調としており、これがタイの輸出競争力を高めた。この結果、タイの貿易収支は、1998 年以来黒字基調に転換した。1997 年の12 月から、2005 年の12 月までの間、30 バーツの後半から 40 バーツの前半を行き来した。2006

年に入りこの傾向が変化し、2007 年 12 月には、33.66 バーツ/米ドルまで値上がりした。この結果、タイの輸出競争力は弱まり、特に労働集約的な繊維・軽工業品などの輸出競争力が深刻な影響を受けている。④エネルギー価格の上昇などを含む原材料価格:2004 年から 2006 年にかけて、石油価格、ディーゼル、燃料油、LPG などのエネルギーの価格が上昇した。タイのエネルギー需要の 36.3%は製造業部門、37.7%は運輸部門で、使用されている。中小企業は、原材料価格の上昇により、10%の利益縮小を受けたとの報告がある。

1-(2)-2) 中小企業の実態

①中小企業の数

2006 年に 228 万 7,057 社の企業があり、このうち、大企業 4,292 社 (0.4%)、中小企業 227 万 4,525 社(99.5%)となっている。この内、中企業 9,791 (0.4%)、小企業 226 万 4,734(99.0%)となっており、タイ国の企業は、そのほとんどが小企業である。(表 1)

表 1 企業規模による企業数 (2004-2006年)

企業規模		企業数		増加率 2005 / 2004 (%)	増加率 2006 / 2005 (%)	総企業数 に対する 割 合 (2006)
	2004	2005	2006	(70)	(70)	(%)
分類不可	6,209	6,210	8,240	0.0	32.7	0.4
大企業	4,311	4,474	4,292	3.8	(4.1)	0.2
中小企業	2,199,130	2,239,069	2,274,525	1.8	1.6	99.5
中企業	10,036	10,493	9,791	4.6	(6.7)	0.4
小企業	2,189,094	2,228,576	2,264,734	1.8	1.6	99.0
合計	2,209,650	2,249,753	2,287,057	1.8	1.7	100.0

Source: Office of SMEs Promotion

②中小企業業種別状況

2006 年の総企業数 228 万 7,057 社を業種別に見ると、商業及び修理業が、91 万 1,210 社 (40%) をしめ、サービス業 67 万 8,199 社 (29.7%) 及び製造業 67 万 5,398 (29.6%) となっている。業種別に、中小企業の状況をみると以下のようである。(表 2 参照)

表2 業種別の中小企業数 (2004-2006年)

企業セクター		中小企業数		増加率	総数に対す る割合	
	2004	2005	2006	2005 / 2004	2006 / 2005	2006 (%)
製造業セクター	691,926	696,816	672,351	0.7	(3.5)	29.6
商業&修理セクタ	865,906	878,020	908,846	1.4	3.5	40.0
_						
修理	64,837	65,349	63,637	0.8	(2.6)	2.8
小売&その他	668,112	671,715	681,794	0.5	1.5	30.0
卸売	132,957	140,956	163,415	6.0	15.9	7.2
サービスセクター	621,240	644,032	675,622	3.7	4.9	29.7
分類不可	20,058	20,201	17,706	0.7	(12.4)	0.8
合計	2,199,130	2,239,069	2,274,525	1.8	1.6	100.0

Source: Office of Small and Medium Enterprises Promotion

③中小企業の地域的分布

タイの中小企業は、全中小企業数の 30.5%が、バンコックおよびその周辺に、27.3%が 東北地域にあり、この 2 地域で半数を占めている。(表 3 参照) 2004-2006 年の各々地域 の中小企業の数は、目だった変化を示していないが、中小企業白書によれば、新規中小企 業数のもっとも増加したのは、東部地域であり、2005-2006 年のあいだに、中小企業の 数は 8,666 社 (5.8%) 増加となった。次いで、中央地域であり、2006 年に 3,646 社 (3.9%) 増加した。

表3 中小企業の地域分布 (2006年)

III. LAS	分類			総中小企 業数に対	地域の全企 業数に対す			
地域不可	大企業	中企業	小企業	中小企業	合計	する割合 (%)	る中小企業 比率(%)	
バンコク	2,631	3,098	6,267	686,655	692,922	698,651	30.5	99.2
その近郊								
中央部	144	151	387	95,583	95,970	96,265	4.2	99.7
東部	274	468	1,023	156,834	157,857	158,599	6.9	99.5
東北部	831	163	564	619,905	620,469	621,463	27.3	99.8
南部	490	172	645	198,749	199,394	200,056	8.8	99.7
北部	542	159	593	396,536	397,129	397,830	17.5	99.8
西部	177	70	290	106,160	106,450	106,697	4.7	99.8
分類不可	3,151	11	22	4,312	4,334	7,496	0.2	57.8
合計	8,240	4,292	9,791	2,264,734	2,274,525	2,287,057	100.0	99.5

Source: Office of Small and Medium Enterprises Promotion

④中小企業の組織形態

中小企業白書によれば、2006 年の時点で、法人として登録された企業数は 54 万 6,319 で、同年の法人数 228 万 7,057 の 23.9%である。この内、中小企業の数は 53 万 7,360 であり、中小企業総数 227 万 4,525 の 23.6%であり、法人化されている企業は、きわめて少ない。(大企業の法人化比率は、93.9%である。) (白書の表による数字を使ったもの)

創業及び解散

2006年に、4 万 6,816(バンコク地域 1 万 9,037、地方 2 万 7,779)の企業が、新たに法人として登録された。一方、解散及び休業などした法人は、2 万 78 (バンコック・その近郊 1 万 228、地方 9,850) である。

⑤中小企業による雇用

2006年の企業による雇用者数は、約1,155万1,000人、大企業によるもの268万8,000人(23.3%)、中企業によるもの133万8,000人(11.6%)、小企業によるもの752万5,000人(65.1%)となっている。雇用の約8割が、中小企業によるものである。(表4参照)

表4 企業規模による雇用者数 (2004 - 2006年)

企業規模		雇用者数(人)	変化	(%)	企業簿別雇用
	2004	2005	2006	2005 / 2004	2006 / 2005	割合 (%)
大企業	2,614,663	2,662 ,54	2,687,938	1.8	1.0	23.3
		3				
中小企業	8,352,804	8,453,170	8,863,33 4	1.2	4.9	76.7
中企業	1,357,852	1,378 ,54	1,338,398	1.5	(2.9)	11.6
		7				
小企業	6,999,641	7,079,613	7,524,936	1.1	6.3	65.1
合計	10,972,156	11,120,703	11,551,272	1.4	3.9	100.0

Source: Office of SMEs Promotion

セクター(分野)による中小企業の雇用

中小企業のセクター別雇用割合では、製造業セクターが 39.4%と最大であり、次いでサービスセクター33.3%、商業および修理業セクターが 27.6%となっている。 2004 年

から 2006 年にかけて、製造業セクターによる雇用は、継続して拡大した。顕著な拡大はサービスセクターで、2006 年に前年比 10.8%の拡大となった。

⑥中小企業の経済的役割

GDP に占める中小企業の比率

2006 年のタイの経済成長は、5.0% (2005 年 4.5%) で、GDP 総額は、7 兆 8164 億 7400 万バーツ (2005 年に比し、7,288 億 1,400 万バーツの増加) である。この構成を見ると、農業部門 8,360 億 7,700 万バーツ (GDP 全体の 10.7%)、非農業部門 6 兆 9,803 億 9,700 万バーツ (89.3%) である。過去 5 年間、非農業部門が 80%を超えるこの構造自体に特に目立った変化はない。

中小企業による GDP は、3 兆 418 億 9,560 万バーツ (前年比 4.8%増、全体 GDP の 38%) である。この内訳は、小企業は、2 兆 434 億 6,030 万バーツ (前年比 4.5%増、全体 GDP の 26.2%)、中企業は、9,984 億 3,560 万バーツ (前年比 5.3%増、全体 GDP の 12.8%) である。中小企業は、GDP の 40%近くを担っている。

全企業の 99%を占める中小企業は、GDP への寄与においては、半分にみたないが、雇用の創出及び地域の発展においては、重要な貢献をしている。バンコックとその近郊を除く地方において、その雇用は、総雇用者の 76.7%をしめ、さらに中小企業の 70%は、地方に根拠を置いている。

⑦貿易上の中小企業の役割

企業規模別分類による輸出企業および輸入企業

2006年の数字でみると、輸出業者数は、2万5,445社であり、この内の2万2,410社(88.1%)が中小企業で、大企業は、1,805社(7.1%)である。総輸出取引件数は、124

表5 企業規模による輸入業者および輸出業者数及びその取り扱い額 (2006年)

	輸入業者数	輸入取扱	輸入額	輸出業者	輸出取扱	輸出額
	(件数)	(件数)	100 万ドル	数 (件数)	(件数)	100 万ドル
大企業(LE)	2,066	732,472	83,191.3	1,805	377,659	90,230.7
中企業(ME)	3,107	332,227	14,152.8	2,605	188,594	17,247.0
小企業 (SE)	22,962	1,145,901	28,102.1	19,805	637,767	20,926.9
分類不可	9,732	73,544	3,690.3	1,230	40,099	2,896.4

総計	37,867	2,284,144	129,136.5	25,445	1,244,119	131,301.0
----	--------	-----------	-----------	--------	-----------	-----------

Source: The Office of Small and Medium Enterprises Promotion

万 4,119 件で、中小企業が担った件数は、82 万 6,361 件(66.4%)、大企業によるもの 37 万 7,659 件(30.4%)である。輸出額は、1,313 億 100 万ドル、中小企業による輸出額 381 億 7,390 万ドル(29.1%)、大企業 902 億 3,070 万ドル(68.7%)であり、企業数では、約 7.1%に過ぎない大企業による輸出が、タイ輸出の 7割を占めている。

輸入をみると、総輸入業者の数は、3万7,867社、中小企業2万6,069社(68.8%)、大企業2,066社(5.4%)、輸入取引件数228万4,144件のうち中小企業によるもの147万8,128件(64.7%)、大企業によるもの73万2,432件(32.1%)、輸入総額1,291億3,650万ドルのうち、中小企業によるもの422億5,490万ドル(32.7%)、大企業831億9,130万ドル(64.4%)で、企業数では5.4%に過ぎない大企業が、タイの輸入の大部分を担っている。(表5参照)

中小企業による輸出の全体輸出に対する割合は 29.1%、輸入は 32.7%である。中小企業 の GDP に占める輸出比率は、47.3%である。GDP に占めるタイ国の輸出の割合が、63.3% であることを比較すると、中小企業は、国内市場向けの展開が多いと言うことができる。

⑧中小企業による投資活動

投資委員会(BOI)に申請された2億バーツ以下(小規模投資)の投資案件について状況を見ると以下のようである。

2006年に承認された 2億バーツ以下の投資案件数は、910 件、(中小企業 582 件 64.7%、 大企業 152 件、その他 177 件) である。中小企業の承認されたプロジェクト金額は、301 億 3,910 万バーツ(2億バーツ以下の投資総額 522 億 3,880 万の 57.7%)であり、小企業 によるもの 62.5%、中企業によるもの 37.5%である。

これら 2 億バーツ以下の投資うち主要な 5 つの業種は、機械および備品(25 億 180 万バーツ)、工業製品用のプラスチックパーツあるいはコンポーネント(19 億 4,210 万バーツ)、中低所得者のための住宅(17 億 8,820 万バーツ)、運輸機器のパーツ製造(16 億 2,850 万バーツ)、電気製品用の部品(15 億 9,280 万バーツ)である。

注1:中小企業の実体は、OSMEP の中小企業白書 2006 によるものである。中小企業白書の構成は、以下のようである。第1章 2006 年 タイの中小企業数、第2章 2006 年 タイの中小企業の雇用者数、第3章 2006 年 中小企業の経済上の役割、第4章 国際貿易上の中小企業の役割、5章 中小企業の

投資状況、第6章 2006 年中小企業の経済指標、第7章 主要中小企業の財務健全性の分析、第8章 2007-2008 年のタイの経済予測、第9章 2006 年の中小企業のエネルギー消費調査、第10章 主要産業における中小企業の労働生産性、第11章 2006 年の起業活動への参加と起業社会の創設、第12章 5 経済体の中小企業比較研究、第13章 第一次中小企業振興計画の成果概要、Executive Summary、付録1 2006 データベース取り扱い概要、付録2 中小企業振興の事務局とその他の中小企業支援サービス機関

1-(3) 中小企業関連法

1-(3)-1) 基本法

中小企業振興法の必要性については、長年論じられ、1997年の経済危機を契機とした経済立て直しの政策の一環として、2000年2月6日に全48条からなる中小企業基本法が成立した。現在の中小企業の振興施策はこの基本法のもとに展開されている。

この法令により、中小企業施策の責任体制(委員会の設置)及び、任務が明確にされたこと(第5条、第10条)、その実際上の責任体制(執行委員会の設置、第17条)、事業実施機関が定められ(中小企業振興事務所 The Office of SMEs Promotio =OSMEP)の設置、第15条)、具体的な責務が明確になったこと、中小企業基金の設置(第31条)、中小企業振興計画の策定(第36条)が中小企業振興の必須事項となったなど、重要な事項が定められた。

中小企業振興事業法の概要

・中小企業振興委員会の設置

第5条 中小企業委員会の構成:委員長:首相、副委員長:工業大臣、委員:大蔵大臣、農務大臣、商務大臣、労働社会福祉省事務次官、科学技術省事務次官、工業省事務次官、国家経済社会開発庁(NESDB)長官、投資委員会(BOI)長官、商工会議所代表、タイ工業連盟(FTI)、および閣議によって任命された12名以下の有識者を委員として組織、OSMEP所長を委員兼書記官とする。有識者:中小企業に関しての学識経験者の内から任命、民間団体の代表者6名を含まなくてはならない。民間団体には、少なくとも地方の中小企業者3名を含まなくてはならない。

·委員会の任務

第 10 条: ①閣議に対し中小企業振興の方針および計画を提言、②第3条の規定により、 その他の業務範囲について官報で公示するために、主務大臣に対し提言する。③「中小企 業現状報告書」を閣議に提出、その結果を最低年1回は国民に公表する。④第 36 条に基づき、中小企業振興行動計画を承認する。⑤第 36 条、第 37 条、第 38 条に基づき、「中小企業振興行動計画」を実施するに当たって、関係行政機関及び民間団体に対し勧告する。⑥事業が方針と計画に従って円滑に行われるように、金融、財政、税制、その他の政策に関して、関係行政機関に提言する。⑦関係行政機関に対し、中小企業振興に関する法律の新規制定又は改正を提案する。⑧執行委員会の運営を監督する。⑨委員会の権限として法律に定めるその他の活動を行う。

なお、この委員会の業務を助けるものとして、小委員会の設置が認められている。(第 12条)

•中小企業振興事務所(The Office of SMEs Promotionn of Thailand=OSMEP)

OSMEP の役割は、15条に規定されており、以下のようである。

第15条 法人格としての事務所設立の目的

①経済的および社会的状況を考慮して、中小企業の業種ならびに規模の範囲基準を定める。 ②振興の対象となる中小企業の業種及び規模を定め、中小企業振興策及び行動計画の勧告を合わせて行う。③中小企業振興の行動計画の調整と作成を、行政関係機関又は民間団体と協力して行う。④タイ国の中小企業振興の現状を調査し、その報告書を作成する。⑤中小企業振興策に関する新法律の制定、又は、法律改正を含めて、この法律を改善するための勧告案を委員会に提案する。⑥委員会と執行委員会の方針と決定に従い、基金の運営管理を行う。⑦委員会、執行委員会及び運営を委託されて小委員会の管理事務を行う。⑧法律によって定められた、もしくは、委員会又は執行委員会によって委託されたその他の任務を行う。

OSMEP の事業活動の内容は、以下のように定められている。

第 16 条 事務所は、第 15 条に規定する目的の範囲で、以下の事項を含む、あらゆる事業活動を実施すること。

①寄付財産としての不動産又は動産に関して、所有、賃貸、分割払い、譲渡、購入、売買、その他あらゆる運用方法を探る権利を有する。②中小企業振興の研究、開発、促進の効率化に資すると認められる場合に限り、借り入れ、または保証人や不動産担保による貸付さらに投資を行うことができる。③中小企業振興を目的として、補助金の交付または支援を行う。④中小企業振興に寄与することを目的に、個人事業または協力参加企業の株式を保

有する。⑤中小企業振興に寄与することを目的に、タイ国内および国外の関係行政機関又は民間団体と調整を図る。⑥事業所の目的の範囲内において、報酬または手数料を受け取り、また、前述の報酬や手数料の条件を定めた契約を行う。⑦事業所の目的を達成するために、あらゆる事業活動を行う。

•執行委員会

第 17 条 構成:執行委員会;委員長:工業省事務次官、委員:予算局長、大蔵省、農務省、商務省、投資委員会(BOI)の代表者、工業振興局長、および委員会によって任命された7名の有識者を委員として組織し、所長を委員兼書記官とする。有識者は、中小企業に関しての学識経験を有し、かつ、公務員以外の者をすくなくとも5名は含まなくてはならない。

執行委員会の権限

第 19 条 権限、事務所の運営、管理、指揮の方針を定め、業務を監督し、事務所の活動 を責任もって遂行するものとする。

権限に含まれる事項、① 第 15 条 1、2、3、4、5項に掲げる事務所の業務を認可するに当たり、委員会に対し諮問する。②中小企業振興に関して、委員会及び大臣に対して建議または答申する。③毎年度の事務所の行動計画、財務および予算計画を承認する。④事務所の基金運用に関する方針を定め、指揮・監督を行う。⑤ 第 33 条の規定に基づき、中小企業振興基金の割り当ての検討を行う。⑥事務所の会計及び財務に関する規定を定める。①事務所の職務分担、管理、運営に関する規定を定める。⑧人員数、職位、雇用期間、および給料、その他の職員に対する給付金の金額を定める。⑨任命、配属、給料・賃金率、昇給、辞職、規律、処罰及び嘆願、懲戒、不服申し立てなど人事管理に関する規定を定める。⑩所長の選任、職務、または所長の職務を代行する代理人に関する規約を作成する。⑪従業員の福利厚生、およびその他の補助に関する規約を作成する。⑫基金を利用した融資、出資を含む貸付、交付金や資金援助の付与、また、事業活動や株式保有に関する規定、方針、条件ならびに方法を定める。⑪第 35 条に規定する基金管理者が、基金を管理及び運営するに当たっての権限、義務、方法に関する規則を定める。⑭基金の受け取りと返済に関する要領を作成する。⑯基金の収支決算書を作成し、委員会に報告する。

第5項に掲げる基金の割り当て、および 第12、13、14項の改正条項は、委員会の承認を得てから有効とする。

•中小企業振興基金

第 31 条、中小企業振興基金、中小企業振興基金と称する基金を設立すること。

基金構成する項目、①政府からの元金配布、②政府の年度予算からの交付金、③任意拠出による寄付金又は寄付資産、④基金による利息又は(運用)収入、⑤基金運営によって得たその他の財源

第33条 基金の利用目的

①中小企業または中小企業団体に対して、事業活動の効率化及び能力向上を図る目的で、中小企業または中小企業団体の設立、改善、開発のための資金の貸付。②中小企業振興の行動計画を遂行する目的で、政府関係機関、公団、または、民間団体を支援する。③委員会の承認を得た執行委員会の規定にしたがって、あらゆる事業活動、共同事業、事業設立に関わる出資、事業拡張、総体的な効率化を目的とした中小企業振興に関する研究・開発を補助するための財政援助をする。④事務所の運営、および基金管理のための資金

•中小企業振興計画

第36条、事務所は、第10条第1項に掲げる中小企業振興のための方針及び計各を遂行する目的で、「中小企業振興行動計画」と称する行動計画を策定し、これを執行委員会及び委員会に提案する。主務大臣は、前項の中小企業振興策を目的とする行動計画が委員会によって承認されたとき、官報に公示しなくてはならない。

第 37 条 行動計画の策定において、事務所は、政府関係機関および関係国営業と調整を 図り、且つ、政府関係機関及び国営企業に従って、必要条件、経済事情及び社会的問題を 含めた研究開発を遂行し、その結果を考慮しなくてはならない。行動計画の策定にあたっ て、都心及び地方を対象とする短期、中期、長期的なもの、および、次に掲げる作業計画、 事業、業務、方針について記載しなくてはならない。

①地元の自然資源の適正利用を考慮して、地方及び地域社会を拠点とする中小企業を育成する。②中小企業の改善と育成を目的とする財政援助及び支援を行う。③中小企業のための資本市場または金融市場を確立し、それを育成する。④マーケティング、生産、開発分野における、中小企業の事業主と人材の知識及び能力を開発する。⑤生産管理、労務管理、財務、マーケティング、その他の中小企業に適用できる管理生産方法に関して、中小企業の経営管理能力を育成する。⑥製品イメージの促進、製品デザインおよび製品包装の開発

を含め、品質および規格面における中小企業育成のための製品を開発する。⑦国内及び国外におけるマーケティングおよびその市場拡大の促進、もしくは、支援を行う。⑧近代技術と既存の知識の融合を含め、中小企業に対して近代的且つ適切な技術移転の促進、研究、開発を行うこと。⑨情報テクノロジーの開発を含め、中小企業の経営に関する情報資料の提供(情報の収集)を支援する。⑩中小企業と大規模企業の間における連携の創出を促進し、その支援を行う。⑪相互扶助の提供及び共同事業の遂行を目的とした、中小企業者の組織化の推進を行う。⑫中小企業振興および支援に関する業務を行う民間部門団体の推進及び育成。⑬中小企業に対する投資及び事業を営むための構造基盤を整備する。⑭中小企業の振興または中小企業固有の弱点を改善、是正するための奨励金および特典を交付する。⑮エネルギー保存、環境保護、および公衆衛生に関する技術的支援を推進する。⑯中小企業にとって障害または過度の費用負担となる法律、規定、手続、待遇の改善及び改定を行う。⑰版権、特許、商標、その他の知的財産所有権に関する奨励及び支援を行う。⑱中小企業者の事業活動の継続、事業拡張および国内外における競争力強化に関する支援を含め、新規中小規模事業の創出を促進するためのその他の業務を行う。

その他の重要業務 統計の作成の義務(第39条、第40条) 基金の利用者

第41条 中小企業、中小企業団体、民間団体は、中小企業振興基金の援助の申請が可能。 第43条 タイ経済、および中小企業の振興と育成の円滑化に資するために、委員会は、 援助または各種得点の交付を検討すべき中小企業の業種および規模を決定する権限を有す る。

1-(3)-2) その他の関連法

中小企業の活動に関わる法規においては、純粋に中小企業のみを対象したものの他に産業の振興法自体も関連してくるので、これらの関係法令を収録してみると中小企業関連法規は、以下のように多岐にわたってくる。(OSMEP の法令担当の専門家の提供による。)

1. 仏暦 2535 年 (1992 年) 研究活動支援基金法 (ファンド法)、2. 仏暦 2522 年 (1979年) 道路運輸法、3. 仏暦 2489 年 (1946年) 米取引法、4. 仏暦 2522 年 (1979年) タイ国観光法 (旅行法) 5. 仏暦 2543 年 (2000年) 会計法、6. 仏暦 2540年 (1997年) 金融機構組織改革法、7. 仏暦 2542年 (1999年) 外国人事業法、8. 仏暦 2522年 (1979年) 証券取引および信託取引法、9. 仏暦 2535年 (1992年) 公衆衛生法、10. 仏暦 2522

年(1979年)輸出輸入(貿易)法、11.仏暦2542年(1979年)外国からの市場投資およ び物品援助への対応、12. 仏暦 2542 年(1979 年)商業及び工業用の不動産賃借法、13. 仏暦 2542 年(1979年) 取引競争法、14. 仏暦 2540年(1977年) 公務員情報法、15. 仏暦 2522 年 (1979 年) 建物(ビル)管理法、16. 仏暦 2495 年 (1952 年) 生活用品管理法、 17. 仏暦 2539 年(1996 年)公務員倫理法、18. 仏暦 2542 年(1999 年)タイ式医療知 識の保護振興法、19. 仏暦 2531 年(1988 年)医療機器法、20. 仏暦 2534 年(1991 年) 取引印章法、21. 仏暦 2535 年(1992 年)化粧品法、22. 仏暦 2514 年(1971 年)機械 登録法、23. 仏暦 2542 年(1979 年)国家事業投資法、24. 仏暦 2499 年(1956 年)商 業登録法、25. 仏暦 2545 年(2002 年)中小企業銀行法、26. 仏暦 2536 年(1993 年) タイ輸出入銀行、27. 仏暦 2534 年(2001年) 小企業工業金融公社法、28. 仏暦 2522 年 (1979年) 仏暦 2502年 (1959年) タイ工業金融公社法増補改定、29. 仏暦 2534年 (2001 年) 小規模工業金融信用保証公社 30. 仏暦 2535 年 (1992 年) 公開株式会社法、31. 仏暦 2542 年 (1999 年) 資金洗浄防 止法、32. 仏暦 2545 年(2002 年)官公庁(部局省)改正法、33. 国会の国家監察官によ る憲法形成、34. 政党による憲法運営、35. 仏暦 2530年(1997年)関税定率法 36. 仏暦 2527 年(1984 年)物品税法、37. 仏暦 2534 年(1991 年)科学及び技術開発 法、38. 仏暦 2503 年(1960 年)輸出規格法、39. 仏暦 2511 年(1968 年)工業規格法 40. 仏暦 2510 年(1967 年)薬事法、41. 仏暦 2535 年(1992 年)国家清浄保護法 42. 仏暦 2543 年(2000 年)国家公務員行動規範法、43. 仏暦 2543 年(2000 年)労働 関係法、44.仏暦 2535 年(1992 年)工場法、45.仏暦 2535 年(1992 年)危険物法 46. 仏暦 2535 年 (1992 年) 民間人を国家事業へ合同参加あるいは運営法 (民活法)、47. 仏暦 2540 年(1997 年)不公平契約に関わる法、48.国家の部局に対しての価格提示に関 連する不正に関する法、49. 国家の組織あるいは部局の担当者の不正に関する法、50. 仏 暦 2542 年(1999 年)物品あるいはサービスの価格に関する法、51. 仏暦 2509 年(1966 年) 取引団体法、52. 仏暦 2520 年(1977年) 投資奨励法、53. 仏暦 2503 年(1960年) 輸出奨励法、54.仏暦 2535 年(1992 年)国家環境の改善および保全、55.仏暦 2522 年 (1979年) 投票法、56. 仏暦 2509年 (1966年) 商工会議所法、57. 仏暦 2535年 (1992 年)証券及び証券市場法、58.仏暦 2542 年(1999 年)公団法、59.仏暦 2522 年(1979 年)食品法

1-(4) 中小企業政策の立案と実施

1-(4)-1) 政策立案機関

2002 年 2 月に中小企業振興法案が成立し、これにより、OSMEP (中小企業振興庁については、以下これを使用)の設置がなされるまで、中小企業対策は、産業振興の一部として実施されてきた。その担当機関は、工業省、商務省、投資委員会など多岐にわたる。OSMEP の設置は、中小企業という横断的な概念での政策を可能とした。タイの経済政策の基本は、NESDB による 5 カ年計画(1960 年代から作成されてきた)によるものであり、それをどの程度意識するかは置き、概略その計画にそって、省ごとに具体的な政策実行計画(実務政策)を作成するのが通例である。このような関係からか、タイの省は、純粋に政策だけでなく、具体的な実施機関として、また、具体的な実行部隊までも包含する傾向がある。OSMEP もこのような特徴を有している。政策の作成のみならず実行計画の調整、自らによる一部振興活動実施、予算の割り当てなどまでも含む。これに、最終的な決定および指示を与えるのが、執行委員会および中小企業委員会の任務である(振興計画は、閣議の了承を得るものとされている。)このような形態は、委員会の性格などにより、非常に活発になり有効な場合も、逆に沈滞する場合もある。

1-(4)-2) 政策の実施機関

どこまでを実施機関としてあげるかは、難しいところがあるが、OSMEPを政策および 実施機関としてあげるのが妥当と考えられる。

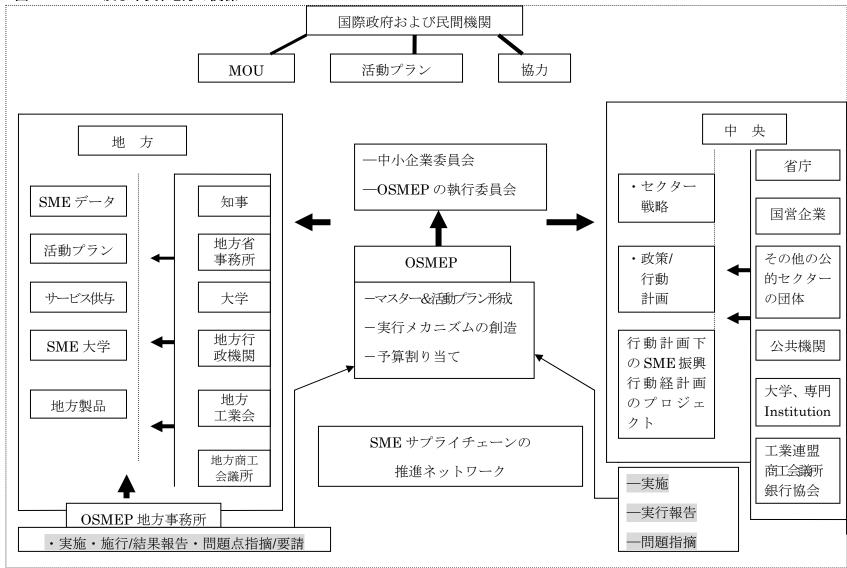
第一次計画(2003年—2006年)の間に、211のプロジェクトが行われ、多くの官民の機関が実施に参加した。この内訳は工業省が71、商務省42、OSMEP37、科学技術省21、特別政府金融機関17、労働省11、民間金融機関および財務省4、厚生省3、農林協同省1である。これらの実施機関の関係を、第2次計画の中小企業振興の連鎖メカニズムで以下の図のように整理している。これらから、政策の実施は、多くの官民の共同作業によっているといえる。(表4-1参照)

表 4-1 中小企業振興サプライチェーンのメカニズム(ネットワーク)

メカニズム		担当事項
政策メカニズム	OSMEP	戦略と方法論を作ること 目標セクターの確認 情報および適正で有用な要素を提供する。
実行メカニズム	観光・スポーツ省、科学技術省 農業協同省、労働省、商務省、 文化省、工業省、厚生省、財務省	
	工業振興局(DIP)	工業及び企業の振興
	専門インスティチュート	技術及び被雇用者の開発
	SME 発展インスティチュート FTPI	トレーニング及び労働力の開発
支援メカニズム	SME バンク 小企業保証公社	融資供与 信用保証
	OSMEP SME バンク SMEc VC ファンド	VC
	投資委員会(BOI)	中小企業投資政策の立案
	タイ工業標準協会(TISI) ISO	製品標準の作成、SME へのサービス
	公共セクター発展事務所	SME 支援の資源を発展
	工場局(Industrial Work)	環境及びコミュニティの支援および発展
	工業団地公社	中小企業のための工業団地設立
	・タイ工業連盟 (FTI)・タイ商工会議所 (TCC)・中小企業団体	中小企業支援の民間セクター

中央と地方の関係: OSMEP が、中心となり中央及び地方を調整し、実施部隊を組織し、 予算そして相談にあたることになる。 図-1 参照

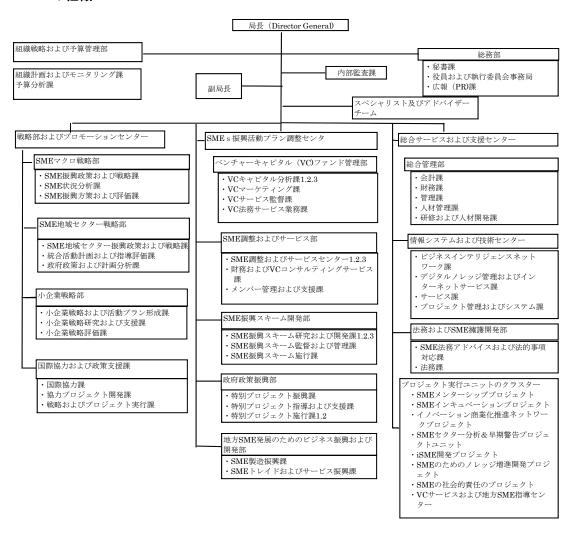
図-1 OSMP 及び中央、地方の関係



• 組織機構

OSMEP の組織機構は、次のとおりである。なお、実際のスタッフは、約 200 名(正 規職員外を入れると 400 名である。)

OSMEP の組織



出所: OSMEP

1-(5) 中小企業政策における財政支出

1-(5)-1) 中央政府による中小企業対策予算額

OSMEP の中小企業振興事業第一次計画(2002 年-2006 年)による 2006 年の実行予算額をみると以下の通りである。

・中央政府による中小企業対策予算額

実行総予算額は47億304万バーツで、内訳は、以下のとおり。

- ① 工業省 10億8,750万バーツ (総予算の23.1%)、目的、中小企業振興とコミュニティ企業活動および産業情報の提供
- ② 科学技術省 6億9,215万バーツ(14.7%)、目的、技術移転の支援、科学および技術インフラと革新の促進
- ③ 商務省 6億4,013 万バーツ (13.6%)、目的:輸出能力の増進および支援、国内 および海外における輸出マーケティングの組織化、特定地域の輸出促進
- ④ 労働省 4億8,555 万バーツ (10.3%)、目的:労働技術と可能性の改善、職場の安全および衛生の改善並びに監視、労働基準による労働者権利の保護、労働者管理の改善 ⑤中小企業振興ファンド 17億9,771 万バーツ (38.2%)

目的:一村一品プロジェクトおよび総合的な 2006 年の中小企業振興プランの 実施、OSMEP の管理

1-(5)-2) 地方政府による中小企業予算

タイの地方行政は、①県 ②郡、③タンボン(村の集合)、テーサバン(都市部の自治体)、④村落などに区分けされている。タイの地方政府の明確な形の体制整備がなされるにいたったのは、「1994年タムボン評議会及びタムボン自治体法」、1997年憲法により詳細な地方自治条項規定がなされてからである。この地方政府の組織面で整備はなされつつあるが、この基礎を支える財政面での整備は、進んでおらず、政府全体の地方自治体の歳出比率は、20%程度であり、地方自治体が独自に徴収できる税収は、自治体歳入の13%程度である。このような状態から、県予算などは、公共事業的な分野への支出がほとんどであり、中小企業予算などの産業育成などに振向けられる余裕がないのが実情である。ちなみに、タイの一村一品運動(ワンタンボン・ワンプロダクト、OTOP)に取組むタンボンの、9割近くが年間歳入300万バーツに過ぎない規模である。

タイの場合、工業省、商務省など中央行政機構は、県などにその支所をもっており地方における各種の活動も、中央で計画し、自ら地方で組織するのが一般的である。財政的基盤も中央からの支出による場合が多いといえる。その際に、地方自治体、商工会議所などの民間団体、教育機関(大学)などに参加を呼びかけている。

1-(6) 中央政府と地方政府の役割分担

中小企業振興について、その基本方針を定めている中小企業振興法では、中央政府の事業と地方政府の区分について言及していない。中央と地方の関係では、中小企業振興政策を検討する中小企業振興委員会の委員として参加する民間団体の代表者に、最低3名の地方の中小企業者を含めることが定められており、地方の意見を反映する工夫はなされている。

1-(7) その他 --中小企業振興計画--

OSMEP は、中小企業振興法により、中小企業振興マスタープランを作成することが、 義務付けられており、第2回、マスタープラン(2007-2011)を作成、2007年の10月に 閣議了承をえた。その概要は以下の通りである。

- ・マスタープランは、国の中小企業の振興ガイドラインとなるものである。その振興ビジョンは、知識および技術ベースによる中小企業の競争力およびビジネス能力を推進することにより、バランスのとれた、安定および持続的な中小企業の成長を強化することである。
- ・2007-2011 の中小企業振興の実行に際しての目的と完成指標
- ①中小企業の GDP 額の継続的な拡大、2011 年の全体 GDP 額の 42%に到達すること。② 全体の輸出成長を下回らない中小企業の輸出成長率、③中小企業の総要素生産性の年間 3%を下回らない拡大、かつ、ターゲットセクターの生産性および中小企業の労働生産性 の年間 5%を下回らない拡大。
- ・中小企業の振興の戦略(中小企業振興の達成のための、戦略ポイントと戦術)
- ①企業の創生および発展に関する戦術、②製造業セクターの中小企業の生産性および革新能力を増大するための戦術、③商業セクターの効率性およびビジネス環境の変化から生じる障壁を削減するための戦術、④サービスセクターの価値創造および付加価値増大への戦術、⑤地域における中小企業振興の戦術、⑥ビジネス活動を誘引する各種支援策

今後5年間の中小企業支援活動は、この戦略にそって展開される。

第2章 中小企業施策—具体的施策

2-(1) 金融

2-(1)-1) 融資体制と融資

中小企業振興にとって、金融は避けて通れない問題であるが、この制度の確立に年月を有した。現在の中小企業支援を目的とした金融体制は、民間銀行による中小企業支援体制と公的金融機関によるものである。民間銀行の中小企業向けサービスは拡大の傾向にある。公的な金融機関としては、中小企業開発銀行が主要なものである。

・タイ中小企業開発銀行 (Small and Medium Enterprise Development Bank of Thailand)

中小企業金融の必要性は、1964年に国家経済開発委員会によって提唱され、「小規模企業育成のための融資事務所」(後に小規模企業金融局 SIFO)が設立され、工業省工業振興局の監督の下に運営されてきた。しかし、貸付資金が予算のみに依存したことなど原因となり、円滑な運営が行われなかった。その後、「小規模企業金融公社(Small Industry Finance Corporation=SIFC)への改組(1991年「小規模企業の金融公社法令」による。これにより資本金や貸付金を国内外から集めることが可能となった。)、2002年「タイ国中小企業開発銀行法」が制定され、2002年12月に SIFC は、中小企業開発銀行に改組され、授権資本が100億バーツに増加した。この銀行の管轄省は、工業省である。

この銀行の目的は、中小企業の開発、振興、援助、企業設立・運営・事業規模拡大・改善のための資金貸貸付、保証、ベンチャーキャピタル、アドバイス・指導および中小企業開発銀行の定める様々なサービス提供を通じて、中小企業支援を目的とする事業を実施することである。現在の資本構成を含めた融資および資金源などの状況は、以下の通りである。

- ・資本構成:2006 年時点、73 億バーツ(所有比率:公的セクター98.1%、民間セクター 1.9%)
- ・組織:地方事務所8、ビジネス開発センター 99、職員1,900人
- ・融資(2006 年): 237 億 3,400 万バーツ、製造業 49.6%、サービス 42.6%、卸売 7.8%
- ・融資先:民間銀行と同様の製造業、サービス、卸売り、小売業であるが、開発銀行の特性として、地方の中小企業(融資件数の70%が地方企業)が多く、新規企業家も含む。
- ・貸付資金源: FRCD s 40%、社債 12%、政府補助金1%、ST 借り入れ 14%、ST 預金 5%、その他 LT 借り入れ 20%、LT 預金 8% (自身の預金口座はなし、すべてファンド

的な融資に頼ることになる。)

2-(1)-2) 信用保証

中小企業信用保証公社 (The Small Business Credit Guarantee Corporation=SBCG) は、中小企業信用保証公社法 (1991 年 12 月 30 日) によって設立された、中小企業保証ファンド (SICGF) の業務をすべて引き継ぐ唯一の信用保証機関である。1992 年 2 月 21日から業務を開始した。その主たる目的は、融資の非担保部分の信用保証を与えることである。その主要業務から、非営利組織 (NPO) とされている。

具体的な目標は、①小企業に対する金融機関の与信拡大、②小企業に信用供与する金融機関の信用力強化、③全国の小企業に信用拡大を供与、④国家経済開発の目標達成に向け工業発展を推進することである。

資本および株主構成: SBCG は、国有企業である。登録資本株主からの44億バーツで、株主は、財務省(93.18%)、タイ国銀行協会のメンバー(3.57%)、政府貯蓄銀行(1.44%)、工業金融公社(IFCT)(1.32%)、中小企業開発銀行(0.27)、金融機関開発基金(0.22%)である。監督機関は、財務省で、株主の代表者の役員会により監督される。

サービス:(保証のスキーム)

- 1. ノーマルスキーム: 商業銀行および SFIs からの無担保融資ローンの保証で、総額 1,000 -4,000 万バーツ。条件: ①タイで稼動しているタイ所有の中小企業、②土地の所有権あるいは3年のリース権を所有 ③賃貸の土地および建物の保証上限 1,000 万バーツ、④非担保部分の保証比率 100%、しかし、総融資の 50%を超えない。最大総保証額 1,000-4,000 万バーツ、⑤個人保証必要、⑥審査期間 22 日
- 2. リスク分散スキーム:金融機関と SBCG が、供与される融資のリスクを分かち合う。 条件:①タイで稼動しているタイ所有の中小企業、②総融資の 50%を下回らない担保価値 として使用可能な資産をもつこと。③総融資額の 50%の上限、4,000 万バーツを超えない。 ⑤審査日5日
- 3. 融資保証スキーム:1,000 万バーツを超えず、かつ、最大支払い期間7年間を超えない。条件:①3年以内の間タイで稼動しているタイ所有の中小企業で、最新年の実質株主株を有する。②貸主とともに担保として利用の資産の場所、③総長期融資総額の50%の保証で、プロジェクトあたり最大保証額1,000万バーツ、④中小企業は、稼動3年の期間があり、最新年の実質株主株を有さなくてはならない。⑤7年間を超えない長期融資、⑥個

人保証必要

• 保証ガイドライン

適格中小企業:全ての小企業およびビジネス企業が、SBCG の保証サービスの適格者である。 条件:①総資産額(土地を除いて)が、融資申請の日に2億バーツを超えない。 ②タイ国籍、かつビジネスを展開している自然人あるいは法人

- ・適格金融機関:①商業銀行、②タイの中小企業開発銀行、③政府貯蓄銀行、④タイ輸出入銀行
- ・保証費:総保証額の年当たり1.75%、金融機関が、借り手から徴収し、SBCGへ渡す。

表1 保証件数および保証金額

年	プロジェクト件数	総金額(100 万バーツ)	
2004	3,875	4,647.3	
2005	3,376	7,543.7	
2006	1,916	7,288.6	
2007	1,728	6,414.7	

出所:SBCG

2-(2) 税制

中小企業に与えられている税による優遇措置は、以下のようなものがある。事業承継については、相続税の制度により、その負担に問題となるほどでないこともあり、その観点からの問題視はなされていない。

2-(2)-1) 法人所得税の減税(対象者:払込済資本500万バーツ以下の中小企業)

会計年度末に、払込済み資本が、500 万バーツ以下の中小企業に対する法人所得税の減税制度(2002年1月26日勅令394号により開始、2005年1月21日の勅令431号により改定)がある。通常の法人所得税は、30%であるが、中小企業に対して、100万バーツ以下の所得税率15%、100万バーツ~300万バーツ以下、25%、300万バーツを超える場合30%となる。

2-(2)-2) 特別減価償却制度(設備投資)

中小企業(土地を除く固定資産が2億バーツ以下で、従業員200人以下)を対象とする。 機械設備、コンピューター、工場建物について、特別償却が可能である。(現在の制度は、2002年1月26日勅令395号によるものである。)通常の償却は、機械の場合、毎年取得額の20%以内(定額法の場合、5年間で償却可能)、建物の場合、毎年度5%以内を減価償却ができる。(20年以上で償却することになる。)定額法以外の場合、機械については、5年以上、建物については、20年以上で償却すればよいことになっている。

中小企業の特別償却の場合、以下の展開が可能である。

- 1. 機械設備、取得日に取得価格の40%、残りを毎年20%で償却を行い、3年で償却可能
- 2. 工場建物、取得日に所得価格の25%を償却、残りを毎年度5%以内で償却
- 3. 機械設備の償却方法の選択、中小企業に与えられている特別償却の方法と通例の方法 (5年以上)を組み合わせることが可能である。

2-(2)-3) 投資奨励

・ベンチャーキャピタルのための投資優遇

ベンチャーキャピタル (VC) が、中小企業 (土地を除く固定資産が2億バーツ以下で、従業員200人以下)から受け取る株式の配当金および株式譲渡による免税を受ける場合の条件:①VCは、VCの構成に関する財務省省令により、タイの法令によった法人であること。登録資本2億バーツ以下で、当初に登録資本の半分以上を払い込み、登録してから3年以内に、残額を払い込むこと。(VCは、7年以上継続して中小企業の株を保持する場合、登録資本を減額できる。)、②2002年の1月31日から3年以内に証券取引委員会に事務局に登録をしなくてはならない。③VCは、払い込み登録資本に関して、中小企業への投資割合が以下の比率を持たなくてはならない。1年目の会計年度20%、2年目40%、3年目60%、4年目80% ④最低7年間は、中小企業の株を保有しなくてはならない。当該中小企業が、株式市場に上場可能となった場合には、7年以内の中小企業の株式を譲渡できる場合を例外とするが、5年間は必要である。⑤証券取引の許可証の受理者を中小企業VCの社長としなくてはならない。

・中小企業業種に対する投資奨励策

投資委員会による投資奨励の最低金額は、100 万バーツであることから、中小企業の投資振興の役割を満たす部分もあった。2003 年の10月16日に投資委員会告示により、小規模投資のプロジェクトの振興策がすすめられた。

対象業種: 1) 農産加工品:・食品製造あるいは貯蔵事業、あるいは近代的技術による食品添加剤(調味料)(飲料、飴、アイスクリーム)、・植物、野菜、果実、花の選別、包装、保管事業、・薬用植物(漢方)製品の製造事業、2)LIFE PRODUCT および DESIGN に重点をおく支援産業:・布の製造、・衣服(含む装身具)製造業、・玩具の製造。・ 寄木細工および記念品の製造、・装飾品の製造・文房具あるいはその部品の製造・家具あるいはその部品の製造

税制恩典:①特別重要業種とする。ゾーンを問わず、機械輸入関税の免税、8年間の法 人税免除の他に投資委員会布告の原則によるその他の権利恩典を付与する。②法人税免除 の枠を規定しない。

適格者:①最低 50 万バーツ(土地および運転資金を含まない)の投資規模を持たなくてはならない。②登録資本、タイ資本最低 51%の株式を有しなくてはならない。③資本に対する負債比率は、3:1でなくてはならない。④一村一品(OTOP)の製品製造者であるとの選定を受け、かつ、共同体製品製造規準を受けた、あるいは、中小企業奨励専門委員会の同意を得た製造業者であること。⑤すでに事業を実施している部分および生産能力の増加あるいは生産効率の改善のために新たに投資する部分全部に奨励を与えるものとする。

2-(3) 情報提供・人材育成・相談(アドバイス)

タイの中小企業の振興は、第1節の中小企業政策の実施機関の項で触れたように、いく つかの省および関係機関により実施されており、それぞれの機関で、情報提供、アドバイ スなどの提供が行われているので、幾つかの事例を掲げる。

2-(3)-1) 情報提供

- ・OSMEP による情報提供:①中小企業の振興計画および中小企業発展のためのデータベースの提供構築。②中小企業者および関係局へのデータおよび情報サービス(OSMEP メンバー1万5,000 〜提供)③ウエブサイトを通しての中小企業者による質問の回答
- ・中小企業開発インスティチュート:研究サービス部門を有しており、その中に情報サービス課があり、中小企業のための情報提供サービスの開発・整備、また、中小企業に関する研究成果、資料の収集と開示を行っている。

2-(3)-2) 人材育成

職業訓練学校などもあるが、企業家育成の観点から、例を挙げると工業省の工業振興局の企業家・事業開発部、企業能力相談課、企業家・新事業創出課がある。また、タイ日経済技術振興協会(TPA)が、研修部で診断士の養成が行っている。

2-(3)-3) 相談・コンサルタント

- ・OSMEP、中小企業サービスセンター(SMEs Coordination and Service Center)が、次のような相談に応じている。①企業設立の方法、②金融および投資、③製品の設計および改良、④フランチャイズ、⑤マーケティング、⑥ビジネス法規、⑦サービス業、⑧輸出マーケティング。2005年には、1 万 4,000 の企業にサービスを提供した。同センターには、コールセンターが設立されている。
- ・中小企業開発インスティチュート、コンサルタント部門を有しており、事前アドバイス グループ、小企業のクリニックグループ、ビジネスプラングループ、ビジネス分析診断グ ループ、ビジネス養成事業から成り立っている。
- ・工業振興局、商務省などにも、相談、コンサルタントに応じている部課がある。

2-(4) 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援

2-(4)-1) 経営資源確保の計画

OSMEP は、第2次中小企業マスタープラン (2007-2011 年) を作成しており、その中の戦略6は、経営資源の支援にあたるものと言える。これは、以下からなっている。

①技術革新の利用に関して、中小企業の便宜をはかるためのシステムおよび構造の推進(中小企業を支援するためのインセンティブ、準備、金融的支援を作り出す。)、②中小企業の能力の増進(マンパワーの開発)(診断士、助言者、アドバイザーおよびサービス者の行動基準および規約をつくり、チェックするシステムを作る。中小企業の雇用者の知識の向上を助ける。③商業化を可能な知識のためのデータベース及び警告システムの近代化など、中小企業推進機関(エージェンシー)の能力増加により、中小企業のためのデータベースを運営する。④財務問題の回避(中小企業者のリスク管理技術の向上のための中小企業者支援(中小企業の登録の推進、サービス可能性の増加;新金融製品の創造の推進)⑤マーケッティングの推進(製品展示、流通および販売センター、ビジネスマッチングのセンターなどインフラの発展、新規市場の可能性創造の自由貿易システムおよび国際協定の

利用)⑥企業家のロジスティックマネジメントの効率性を推進する。(民間セクターの参加推進)⑦国内外の法令とその施行に関する法令情報の提供、および法令事項の示唆および不平を収集するためのセンターの設置など中小企業のビジネスの障害の減少および能力の増加を図る。(規約規則の改善および発展、国際協定の規則の調査、研究)⑧公的な中央および地方のユニットと民間セクターによる中小企業のビジネスを発展させるためのビジネスエリア(分野)の振興(要素の有効活用)、⑨中小企業振興活動の運営(公的および民間セクターの中小企業振興エージェンシーのネットワークの建設を含む)

2-(4)-2) すでに行われている参考事例

- ・産学官連携支援例―インキュベーションセンターの設立: OSMEP は、3大学及び国立科学・技術開発期間(NSTDA) との協力により、インキュベーションセンターを設立している。
- 下請企業振興策例
- ①OSMEP が行っているビジネスマッチングサービス
- ②投資委員会事務局が行っている BUILD (BOI Unit for Industrial Linkage Development);完成品製造業者と部品製造中小企業を結びつける活動、なお、ASEAN Supporting Industry Database (部品製造業者データベース) が構築されている。なお、これらは、販路開拓支援としてあげることも可能である。
- ・販路開拓支援:商務省の貿易振興活動など。

2-(5) 創業・ベンチャー支援

2-(5)-1) 創業支援

OSMEP、SME バンクなど、多くの中小企業の振興団体が行っている。ベンチャーキャピタルについては、税制のところで述べたような支援策がとられており、OSMEP にも、その担当部がある。

2-(5)-2) ベンチャー向け証券市場の整備

新興企業の市場として、MAI(Market for Alternative Investment)が設置されている。 ある。MAI は、証券市場法により設立され、高い可能性を持った革新的なビジネスのため新しい資本調達先を作り出すことにあった。1999年に市場が開設され、2007年の6月時

点で、上場企業数は 44 業種、市場規模 264 億 8,000 万バーツである。上場企業の 70%が 製造業である。MAI に上場された企業で、7 社が第一市場に移っている。

上場の条件: 1. 財務条件①企業は、少なくとも2年間活動していること、少なくとも1年間同一の経営チームをもつこと。上場申請を提出する前年、純利益を報告していなくてはならない。②上場企業の払込資本額(株主資本)が、少なくとも2,000万バーツなくてはならない。2. 株主の分散:300以上のマイナーな株主が、会社の普通株の20%以上を所有していること。②公開化にあたって、提供されるシェアの数は、払込済資本の15%あるいはそれ以上でなくてはならない。3. 会社のグッド・ガバナンスと透明性:①効率的で透明性の高い監査システムを有すること。②経営者、主要株主が関係する間で、現存あるいは可能性のある紛争を持っていないこと。③財務諸表の信頼性、かつSECが承認した監査人をもつこと。④SECが承認した財務アドバイザーをもつこと。

MAI が、目的とする企業は、知識集約的な企業(スマート SME)であり、有望企業を育成し、上場させる目的のファンドの設立を図っている。ターゲット分野としては、①自動車部品②食品③ソフトウエア&マイクロチップ④テキスタイル⑤観光⑥医療⑦バイオテクノロジー⑧代替エネルギーである。

2-(6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備

下請代金支払遅延等防止法、小売商調整対策、分野調整、官公需、裁判外紛争処理などの法的整備は、中小企業振興の面からの重要性は認識されているが、実際的な整備は、これかれである。小売商調整対策として、大規模店の設置に関する規制は、内務省で行われている。

2-(7) 地域中小企業政策

2-(7)-1) 伝統・地場産業に対する振興

- 1. 工業振興局の任務の一つに、家内工業および手工業産業の製造業者の振興と育成、地域産業の競争力強化、事業存続、があり、地域の住民の雇用と所得の創出のために、地域と製造業の連携とグループ化を支援することがある。これを担う部として、工業省工業振興局に家内工業・伝統工芸振興部がある。部には、地域産業開発課、製造開発課、製品開発・販売課、貸付支援スキーム課がある。
- 2. 第2次中小企業マスタープランの中の地域の中小企業の振興

戦略の5に地域の中小企業の振興があげられており、その方向性は、地域の中小企業間のネットワークと結びつきの創設をすすめること、マーケットに対応する地方 SME や農村企業の製品およびサービス品質の価値の製造、向上させるために、技術、タイの文化および知恵を用いて製造能力およびビジネスマネジメントを発展することである。

2-(8) 中小企業の国際化支援

国際的な関係のなかの中小企業の役割についての関心は、中小企業振興活動を行っている機関では高いものがある。OSMEPでは、その担当部があり、タイが推進したFTAについての中小企業向けセミナー(貿易取引に必要な原産地規則について)をタイ工業連盟(FTI)およびタイ商工会議所との共催のもとに行っている。ターゲットとされている産業は、食品産業、自動車産業、テキスタイル、皮革、宝飾品産業である。

海外投資:海外向け投資全般について、積極的な展開を図っているとは言えないが、地域との投資交流協力などの観点から、投資委員会(BOI)では、タイの近隣諸国へのミッション派遣(中小企業者も参加可能)などが行われている。今後、日本との EPA で言及されたタイレストランの海外展開などについて、中小企業による海外投資(展開)の問題の重要性が高まってくると思われる。

貿易の振興:主として、商務省貿易局が担ってきた職務であり、海外展示会の開催、参加、商品展示会場の運営などを行っている。中小企業に対象を限るわけではないが、中小企業の多い軽工業品、食品などの展示会参加が多いことから、中小企業の海外進出に寄与している。OSMEPにも国際協力の部がある。

情報提供:市場情報、貿易統計などの情報については、商務省貿易局が主たる提供者であるが、3で述べた OSMEP などでも、貿易に関する情報相談なども行っている。

2-(9) 中小企業に関する雇用・労働政策

労働問題を担当する労働省などでは、被雇用者の能力向上などの活動を行っている。労働保護法及び労働関係法の遵守規定で、小企業の履行条件が寛大な部分がある。以下のような事例である。①労働保護法 96 条では、事業所福祉委員会の設置が義務付けられているが、これが、被雇用者が 50 人以上の事業所に限定されている。②第 108 条の就業規則の用意が、被雇用者 10 人以上になった時に必要、10 人以上になった時に、15 日以内に就業規則を発表する。③第 114 条の賃金台帳の作成の義務が、被雇用者が 10 人以上になっ

た時である。④労働関係法の第 10 条で、労働協約を制定することが義務付けられているが、被雇用者が 20 人以上いる事業所の場合である。

2-(10) 中小企業組織およびネットワークへの支援

中小企業のためのネットワークは、非常に広範囲なものである。民間機関の代表的なものとしては、商工会議所、工業者連盟、銀行協会がある。タイの場合には、これらの協会は、しばしば、政策委員会の民間代表として参加が要請される。タイの場合の政策委員会は、政策原案に対する意見具申よりも、具体的な政策執行の内容に関する決定委員会の性格を持つ場合が多々ある。中小企業振興委員会においても同様であり、商工会議所は、この委員会のメンバーになっている。中小企業の団体としては、各種の業種別の団体(協同組合を含む)がある。メンバーのための技術、訓練セミナーなどが開催されている。これらを大学、公的機関などと共催して行うなどの活動は増加の傾向にある。

公的な機関による政策の浸透、全体的な産業の底上げ、競争力の向上などにおいては、 それぞれの機関が個々の企業に接触するよりも、団体などを経由するほうが効率的であり、 効果が大きな場合がある。80年代に地方の商工会議所の組織が確立して以来、この方法は、 公的な機関の方策として徐々に定着してきた。また、公の方からも、業界の組織化をはか る動きもあり、特に、この動きは、工業省の工業振興局において活用され、現在 11 の中 小企業の業界団体と関係を持ち、活動を行っている。

ネットワーク支援

日本の中小企業でネットワーク構築支援事業のように明示されてはいないが、前述した OSMEP の振興計画のなかでは、この取り組みがなされている。

・中小企業振興活動のネットワーク:政策実施機関の項を参照

2-(11) 小規模企業対策

OSMEP に小企業対策戦略部がありこれを担当している。この他に、工業省工業振興局の家内工業・伝統工芸振興部は、小規模企業対策的を意味合いが多いものである。また、公的信用保証機関は、小企業信用保証公社(Small Business Credit Guarantee Corporation)と明示している。

2-(12) セイフティーネット

セイフティーネットの重要性は、認識されつつあり、OSMEPにも、これを担当するユニットがある。倒産防止、会社更生などは、破産法などの一般法令で扱われている。災害対策については、南部の津波対策で、OSMEPのファンドが使用された事例がある。これらの対策、自然災害、争乱地域などの地域の産業振興について、投資委員会(BOI)では、地域への特別な投資奨励策を発布している。タイ的なセイフティーネット対策がとられていると言える。

第3章 タイ国の中小企業の課題と提言

3-(1) 施策の課題(体制問題)

タイ国における中小企業施策の問題点は、施策自身よりも、その体制に問題を含む面が多いと考えられる。OSMEPは、政策の立案、政策の実行計画(実行機関の調整)、実行計画の割り当て(予算割り当てを含む)までも含む幅広い職務を担っている。このような傾向は、タイの行政機関、特に経済産業関係機関、工業省、商務省、投資委員会などのひとつの特徴である。その結果、問題点を法制度などにより整理し、解決の環境をつくるよりも、問題を行動対応型で解決する(法令よりも、省の告示、委員会の告示などによる対応)によることがある。この方法は、その対象地域が小さな場合、活動する機関の能力によっては、融通が効き即応性などで効果的な面があるのも否定しがたいが、中小企業のような広い、かつ地域性のある問題においては、対応不可能な場合が生ずることも考えられる。特に、地方での問題対応においては、中央集中型による対応だけでは不十分であり、地方の振興活動能力の増強、体制作りが必要と思われる。

本調査の第2章の具体的な施策の内容に直接結びつく、日本の中小ものづくり高度化法、中小企業新事業活動推進法、地域産業集積活性法、中心市街地活性化、流通業務総合効率化法、中小小売業振興法、中小企業労働力確保法、分野調整法、小規模事業者支援促進法などのような中小企業用の特別法に直接該当する法(体系、制度)などに対応する直接的な制度の設定は、進んでいないようであるが、これらの法の意味する事項は、部分的であるかもしれないが、現場対応的には実施されているというのが実情のようである。その効果、その持続性について、この体制方法で十分なものかを検討する必要がある。

・産業育成と中小企業の関係

タイの中小企業問題は、従来、産業振興の中の問題として扱われてきたが、産業振興と 中小企業振興との役割分担を明確にすることが必要になろう。

3-(2) 日本との協力

タイの中小企業発展法などの設立に、日本は協力した。これらの法の運用体系は、前項で述べたように、タイ独自の体制のものである。これにより、どの程度中小企業の振興に成果があがり、また、上がらなかったのか、その場合の原因これらを調査する必要がある。特に、地方レベルでの問題にこれが必要である。これを日本とタイの協同で行い、その原因に対応する協力方針を作ることが有用と考えられる。

タイは、多くの診断士を誕生させている。今回の調査で、この診断士について触れたところは少なかったが、タイ商工会議所は、この制度を製造業者にのみ利用可能と誤解していたようである。診断士の活用のメリットは、現場指導にあるが、この利点は、まだ、十分に理解されていないようである。これを一例として、従来の協力事項の利用度を調査し、有効利用を促進することが必要である。

中小企業政策の実施の上で、中小企業をその基盤の脆弱性故に対象とするか、その先進性あるいは可能性故に政策の対象とするかは、極めて難解な問題である。タイの中小企業支援機関は、この問題に悩んでいる。これら問題についての対応交換が要望されている。 SME バンクでは、不良債権問題についての日本における対応の研究を望んでいた。

これらの協力を進める上で、中小企業振興を担当する関係者相互の交流と深い意見交換が必要である。

• 参考文献

- 1. 黒瀬直弘「中小企業政策」日本経済評論者 2006年
- 2. (社)中小企業診断協会編「中小企業の施策の手引き」同友館 2006 年 7 月
- 3. 中小企業庁編「中小企業施策総覧」(平成 19 年度)(財)中小企業総合研究機構 2009 年7月
- 4. 中小企業基盤整備機構「中小企業振興事務所 (OSMEP)」の実態 2005年2月
- 5. 中小基盤整備構「ASEAN 諸国及び日本における中小企業施策」平成 19 年 3 月
- 6. 松井和久,山神進編「一村一品運動と開発途上国」アジア経済研究所 2006 年 10 月
- 7. OSMEP 2006/07 White Paper
- 8. OSMEP Annual Report 2004,2005
- 9. SBCG (Small Business Credit Guarantee Corporation Annual Report 2006)
- 10. SME Bank Annual Report 2006
- 11. MAI Stock Focus

この他に、各機関が発行しているリーフレット、サイトを利用。

• 雑誌関係

1. 永井史男「タイの地方財政と財政分権」「所報」2005年10月(バンコック日本人商工会議所)



目 次

ベトナムの中小企業施策

第1章 中小企業施策—総論	
1- (1) 中小企業の定義とその根拠	161
1- (2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態	162
1 - (3)中小企業関連法	164
1-(4)中小企業政策の立案と実施	165
1-(5)中小企業政策における財政支出とドナーからの支援	170
1-(6)中央政府と地方政府の役割分担	172
1- (7) ドナーとの協力・調整	173
第2章 中小企業施策—具体的施策	
2-(1)金融	175
2- (2) 税制・投資など	178
2-(3)情報提供・人材育成・環境・相談など	180
2- (4) 既存の中小企業に対する経営資源確保の支援	184
2- (5) 創業・ベンチャー支援	189
2-(6)中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備	191
2-(7)地域中小企業政策	192
2- (8) 中小企業の国際化支援	193
2- (9) 中小企業に関する雇用・労働政策	194
2- (10) 中小企業組織およびネットワークへの支援	194
2- (11) 小規模企業対策	198
2- (12) セイフティーネット	198
第3章 中小企業施策の課題と日本の支援策	
3- (1) 施策、プログラム停滞の要因	200
3- (2) 周辺国の成果にも学ぶ	201
3-(3)日本による支援策について	
付属資料リスト	204
収集資料リスト	204

・現地訪問調査および報告書作成:井上隆一郎 桜美林大学名誉教授(元ジェトロ)

・訪問先リスト

_	訪問機関	面談者
ハ	中小企業庁	• Pham Thanh Son (Deputy Director of General)
ノ	(ASMED : Agency for SME	· Nguyen Trong Hieu (Manager)
1	Development)	・小林豊治(METI出向)ほか1名
	輸出振興庁	· Do Kim Lang
	(VIETRADE : Vietnam Trade	(Information & Market Research Dept. Director)
	Promotion Agency)	• Trieu Thanh Nam
	1 Tolliotion Tigolicy	(International Relations Dept. Deputy Director)
	計画投資省	市川匡四郎アドバイザー
		川川匡西郎ノドハイサー
	(MPI : Ministry of Planning & Investment)	
	技術支援センター	井清武弘工学博士
	(TAC=Technical Assistance Center)	
	Center) ベトナム国家銀行 (SBV)	・鶴谷学(NRIコンサルタント)
	TI / CIESTANTI (DDV)	・Takeshi Murakami(NRIコンサルタント)
	㈱エス・シー・エス国際会計事務所	斉藤雄久投資コンサルタント
	(株)エス・シー・エス国际云可事物が	月 原染を色へ1文員 コン リアンクン 「
	ベトナム商工会議所	Pham Hoang Tien (Deputy Director of SMEPC)
	(VCCI : Vietnam Chamber of	
	Commerce & Industry)	
	国際協力銀行(JBICハノイ)	生島靖久駐在員
	国際協力機構(JICA)	・東城康裕次長
		・岡村健司職員
ホ	ベトナム商工会議所(VCCI)	Nguyen Duc Binh (Director)
ーチ	サイゴン・ハイテクパークーインキュ	Pham Trong Kha(Department of Cooperation and
1	ベーション・センター	Investment)
ン	(SHTP-IC : Saigon Hi-Tech Park	
	Incubation Center)	
	ホーチミン工業・商業連合会	Hoang Nam Son (General Secretary)
	(HUAIC : Ho Chi Minh Union of	3
	Association of Industry &	
	Commerce)	
	輸出振興庁	Bui Thi Thanh An
	(VIETRADE : Vietnam Trade	
	Promotion Agency)	
	ホーチミン証券取引所	Nguyen Minh Duc (Intl Cooperation Dept.)
	(HOSE=Ho Chi Minh Stock	
	Exchange)	
	ベトナム・日本人材協力センター	・藤井孝男(Director)
	(VJCC=Vietnam-JAPAN Human	・田島久職員
	Resource Cooperation Center)	
	1	

・現地通貨 (ドン) 対ドルレート (出所: IMF・IFS)

2006年平均 15.994 ドン/米ドル

2007年平均 N.A.

ベトナムの中小企業施策

第1章 中小企業施策—総論

1-(1) 中小企業の定義とその根拠

ベトナムでは、'01年11月の法令によって中小企業の定義が明確化された。基本的には、業種を問わず資本金100億ドン(約62万米ドル)未満、従業員300人未満の企業を中小企業(SMEs)としている。政府統計局(GSO=General Statistics Office)でも、この基準を用いている。また、GSOは、この基準をベースとして、'02年以降、従業員9人以下を零細企業(Micro)、49人以下を小企業(Small)、299人以下を中企業(Medium)とする分類でのデータも発表している。

この基準による中小企業の数は、ベトナム中小企業連盟(VINASME=Vietnam SME Assoc.)の発表によれば、'06 年 6 月末現在で約 25 万社で、企業法(Enterprise Law)によって登録されている全企業数の 96%以上を占めた。分野別の内訳は、商業・観光業が約50%、製造・加工業が約30%、建設・運輸・インフラ関連などが約10%となっている。また、ベトナムの国家経済に占める SMEs の比率は、'07 年 3 月末現在(登録企業数約27万社)で、GDP の26%、労働力人口の26%、工業生産の31%、小売業収入の78%などとなっている(表1および表2)。

ただし、ベトナムでは、移行経済下での特殊事情もあって、SMEs と民営企業(あるい

表1 ベトナムのSME登録企業数

年	1年間の	との年までの	
	T mj.>	この年までの	
	録企業数	合計登録企業数	
2000年	14,457	34,699	
2002年	21,535	54,679	
2004年	37,230	83,188	
2005年	39,959	123,147	
2006年	41,232	164,379	
2007年3月(推定)	_	約270,000	
2010年(目標)	_	約500,000	

注)'00~'04については、GSOデータおよび坂田正三編著の中のクー・チー・ロイ氏作成のデータ、その他は新聞記事などから作成。

資料)「クー・チー・ロイ「ベトナムにおけるドイモイ20年の経済社会の発展」坂田正三編「2010年に向けたベトナムの発展戦略」)アジア経済研究所2006年およびVietnam Economic Times, 2006.11.01など。

は Private Sector)が類似語として、あるいはその区別があいまいなままに用いられるケースがしばしばある。 GSO のデータでも、前述の分類のほかに、資本金 300 億ドン(約 187 万ドル)未満、従業員 500 人未満のいわば「中堅企業」の分類によるデータが発表されており、それが中小企業関連の政策対象の一環に扱われているケースもある。それは、中小企業の成長・発展を反映しているとも考えられる。

なお、'07 年末以降、中小企業の定義や発展計画について見直し作業が進められているとされる。

1-(2) 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1-(2)-1) 中小企業白書等の分析

ベトナムでは、まだ「中小企業白書」または、それに相当する公的機関の報告書は刊行されていない。ただし、基本的な文書として、現時点では、「中小企業発展 5 カ年計画 2006 -2010 (The 5 Year SME Development Plan 2006-2010)」(2006 年 10 月 23 日公布)があり、そこに中小企業発展の現状、発展の目標、そのための手段、行動、ガイドラインなどが述べられている(詳細は 1-(4)-1)で後述)。

また、同計画策定の過程では、一連の政府関連機関、民間団体、援助国・機関(一括してドナーと呼ばれる)などからの支援や協力を得て、多くのレポートが作成されている。 さらに、ドナーの支援を受けて実施されてきた多くの中小企業支援プロジェクトやプログラムのそれぞれに関するレポートや、ドナーそれぞれが活動の計画・状況についてまとめた年次報告などもあり、中小企業政策に関連するレポートは多数にのぼる。

現段階('08 年 3 月)でのベトナム中小企業は、国営企業の民営化・株式化問題とも深くからんで、なお多くの課題を抱えている。それは、党・政府の指導層に、民営企業・中小企業の発展を促進しようとする気運が強まってきてはいるものの、その一方には従来からの経済・社会の基本的な体制や国営(または国有)企業の地位をできる限り維持して、政治的な安定を確保していこうとする考え方も根強く残されているためである。

その中で、一部の民営企業が急発展し、その成長力を誇示するまでになりつつあるものの、企業数で大部分を占める民営中小企業では、今も土地使用、金融、税、許認可制度、人材獲得、情報へのアクセスなど多くの面で国営企業に比べて不利な条件に甘んじている。それによって、ビジネスチャンスを狭められ、SMEの大部分が資本の蓄積を妨げられ、資金調達も難しいといった数々の不利益も蒙っているとされる。

さらに近年では、有力な国営企業の中に、その有利な条件を利用して、利益の期待できる分野への事業の多角化やコングロマリット化を進める動きが出てきたことで、民営中小企業がいっそう不利な環境に追い込まれることも懸念されている。国営企業の生き残りやグローバルな舞台への進出に期待をかける党・政府指導層にも、そうした国営企業の戦略展開を阻止しようとする強い姿勢はみられない。

そのうえ、民営中小企業には、VCCI(ベトナム商工会議所)など経済団体への加盟や新しい組織の設立を通じて徐々に存在感を強めつつあるものの、人材不足や情報不足などもあって、党や政府と正面から対話するだけの能力がまだ備わっていないとみられる。そのため、前述のような不利なビジネス環境を改善する方向での政治的な圧力も弱いままである。

これら一連の状況は、ベトナム中小企業のビジネス環境が、周辺の ASEAN 諸国と比べても、また同じ体制移行国である中国と比べても、かなり遅れたレベルにあることを示している。こうした状況を改善してより良いビジネス環境をつくっていくには、一連の改革を加速していくことが不可欠であろうが、今の段階では、改革のペースを加速していこうとするだけのエネルギーが示されてはいない。

1-(2)-2) 中小企業に関する統計データ

1-(2)-1)で述べたように、中小企業政策に関連するレポートは多数にのぼるが、中小企業を特定しての全国的な調査はまだ行われていないため、全国レベルでの統計データはまだ存在しない。部分的に活用できるものとしては、以下のデータを挙げることができる。

- 中央統計局(GSO=General Statistic Office)の'02年センサスおよび'05年のビジネス・インフォメーション・センター・レポート(Business Information Center、MPI、2005)。
- ・ 中央統計局(GOS)の統計年鑑2006年版(Statistical Yearbook 2006)、2007年発行一P.119以下に企業および個別ビジネス関連の2005年までのデータがあり、形態別、業種別、地域別、規模別などの企業数、従業員数、従業員規模別企業数、資本金規模別企業数などのデータが収録されている。同年鑑は今回調査で収集。
- ベトナム開発報告 2007 (Vietnam Development Report 2007) 外国ドナーに よる共同レポート。今回調査で収集。

- ・ 労働・社会問題研究所(Institute for Labour Studies and Social Affairs)による中 小企業調査(Survey of SMEs)
- ・ 世界銀行による「企業に関する小規模調査 (Small-scale survey of Enterprises)」

1-(3) 中小企業関連法

'86年に始まった「ドイモイ(刷新)」進行の過程で国営企業の民営化を進め、また新しく民営企業の設立を認めるために、一連の法・制度改革が進められた。例えば'90年には、民営化される国営企業の受け皿として民営企業のために法律が制定され、'98年には国内民営企業に新しいインセンティブを与えるため国内投資促進法(Law of Promotion of Domestic Investment)が改正されるなどした。なお、'92年の憲法改正では、国民経済に果たす民営企業の役割が初めて認識され、民営企業の概念も導入されている。

この間、'90 年代前半は国営企業を中心とした経済運営が順調であったが、後半には国営企業の業績悪化と民営セクターの成長が目立つようになり、国営企業の救済と民営企業育成の必要性が並行して認識されることとなる。この流れを受けて、'99 年には、国内の民営企業を取り巻く政策環境の改善を目指して新しい企業法(Enterprise Law)が制定され、翌'00 年の施行に至った。

'99 年企業法制定によって、民営企業の設立は原則的に認可制から登録制に移行し、それまで 145 の業種について規定されていたビジネス・ライセンス制度や多くの参入規制が廃止に至った。もっとも、この法律・制度改正ののちも、ベトナムには他のアジア諸国に比べれば実質的なライセンス制度や参入規制が多く残存し、土地使用権での規制、資本・信用へのアクセスの難しさなども加わって、民営企業にとっての事業の環境が十分に改善されていないとみられてきた。

それでも、'99 年企業法の成立以降、民営企業の設立件数は、それまでの年間 2,000~5,000 件から年間 1 万 3,000~2 万件以上へと急増した。'07 年 3 月時点での登録企業総数は約 27 万社 (ただし実際に活動している企業数は、'04 年末の GSO の数字では、登録数の 48.5%程度とみられていた)に達した。ともかく、'99 年企業法が、いわば「企業の設立ブーム」を引き起こしたことは確かである (表 2)。

なお、以上に述べてきた'99 年企業法は、'05 年に至って、それまで外資、国営といった 所有セクター別に制定されていた企業法と統合され、'05 年企業法となっている。それは、 '99 年企業法を基本的な枠組みとしながら、近い将来に予定されていた WTO (世界貿易機

表2 ベトナム民営企業の規模別、分野別内訳けなど

Z- 17-20-EX-1700XXX		V 7117-781
項目	分類	企業数
		または比率(%)
(1)規模別	5人未満	17,878
	5~9人	26,276
	10~49人	30,673
	50~200人	6,690
	200~299人	675
	300人以上	996
(2)分野別	商業·観光業	約50%
	製造·加工業	約30%
	運輸・建設業など	約10%
(3)国内主要経済指標に占める比率	登録企業数の	97%
	GDPの	26%
	工業生産の	31%
	小売り業収入の	78%
	労働力の	26%
	非農業部門の雇用の	49%

資料)(1)はGSOによる'04年のデータ。

(2) および(3) は、VINASMEによる'06年6月末のデータ。

関)への加盟も前提として、そのための調整や過渡的措置を定めたものである。従って、WTO 加盟が'07 年1月に実現したのちの時点では、この'05 年企業法が中小企業基本法としての役割も帯びていることになる。

その関連法として、最も重要な意味を持つのは、企業法と同様に所有セクター別の制度を採用してきた投資法である。これについても、WTO 加盟との関連で外資法、国内投資 奨励法、その他関係法制度との統合を目指した'05 年投資法 (Investment Law) が制定され、投資優遇分野・地域、投資の規制・禁止などについて定めている。

1-(4) 中小企業政策の立案と実施

1-(4)-1) 政策立案機関

'01 年 11 月の指令による中小企業の定義の明確化と同時に、首相の諮問機関として内閣に中小企業発展委員会(カウンシル=SME Development Council)が設置され、所管官庁としての計画投資省(MPI=Ministry of Planning & Investment)の大臣が議長に任命され、関係閣僚がそのメンバーとなった。その役割は、①SME を発展させるための戦略的オリエンテーション、②メカニズムの構築・改善に向けた勧告、③能力・競争力強化のためのプログラム策定、④首相の指示による関連事項、などとされた。また、同じ法令に、このカウンシルを中核として、首相のリーダーシップのもとに、関連機関の協力体制を確

保するための SME 支援機関システム(SME Support Institution System)を構築する方針も盛り込まれた(注1)。

"02年には、カウンシルの常設事務局としての機能を持つ中小企業局(Dept. of SMEs)が、MPI の内部部局として設置されている。さらに、"03年6月の法令では、その機能を拡大・強化する形で、中小企業庁(MPI-ASMED=Agency for SME Development)への昇格が決定された。その任務としては、SME 発展の促進、企業の登録、投資の奨励、国有企業改革との調整、国際協力など幅広い項目が盛り込まれ、さらに下部組織として、国内の三つの主要都市に、中小企業のための情報サービス、コンサルティング、トレーニングなどを提供する技術支援センター(TAC=Technical Assistance Center)を設置する方針も規定された。ASMED の位置付けは、MPI の外部部局として、一定の独立性を備え、行政機関であると同時に、サービス機関としての性格を併せ持つことになっている。ただし、"08年3月現在のASMED は、3カ所のTACも含めて、長官以下約70名のスタッフが、SME の新設ブームに伴う企業登録手続きや、後述する援助供与国・機関(ドナー)からの支援プログラムの調整・実施などの業務に追われており、また TAC がまだ設立途上であることなどもあって、実際には想定されている役割の一部しか果たせていない。

中小企業政策の立案については、ベトナムにとっての初めての本格的な政策になった「中小企業発展計画'06〜'10(SME Development Plan '06〜'10)」の策定について、首相の指示、カウンシル・メンバーの参加によって設置された SME タスク・グループが中心的な役割を果たし、'05 年を通じて作業を進めた。同グループは、関係各省庁から 10 人、政府関係中央機関から 2 人、地方機関から 4 人、ベトナム商工会議所(VCCI=Vietnam Chamber of Commerce & Industry)の加盟団体から 5 人の計 21 人で構成された。その下に、同グループと ASMED の合意に基づいて、ASMED、MPI、首相府、関係省庁、民間コンサルタントなどからの 100 名あまりの専門家が動員され、テーマ別の計画立案チーム(Plan Drafting Team)が編成され、それぞれの立案作業に当たった。'05 年 1 月にまとまったアジア開発銀行(ADB)による「ベトナム SME ロードマップ」も、この作業に活用された。

'05 年を通じて開催された一連のワークショップ (ドナーや地方の関係者との討議) やラウンドテーブル (公開討論会) などを経て、'06 年初めにはドラフトが提出され、10 月には首相が計画を承認した。計画の基本目標としては、'10 年までに 32 万社の新設、雇用 270 万人の創出などが掲げられたほか、SME の設立・活動の円滑化、資金・土地へのアク

首相(Prime Minister) 中小企業発展委員会 (SME Development Council) 関係省・庁・局 計画投資省(MPI) 地方行政機関 その他支援機関 中小企業庁(ASMED) (Ministries, (Provincial Authorities) (Other Support Institutions) Agencies, Departments) 中央レベル省・庁・ 技術支援センター 国家ビジネス ベトナム 局の支援機関 Technical 情報センター 商工会議所 Assistance Center (National Business, (VCCI) (Support Agencies of Ministries, (ハノイ、HCM、 Information Center) 科学•技術連盟 ダナン) Agencies, Dept.) (Union of Science & Technical Assoc.) 地方のSME協会青 年企業家協会 (Young ビジネス・クラブ 地方計画局 Businessmen (Business Clubs) (DPI) Assoc.) 地域の協会 人民委員会傘下の など (Local Assoc.) 支援機関 NGOなど (Support Agencies under Peoples Committees) 全国の中小企業(SMEs)

図1 ベトナムの中小企業支援組織(2006年)

資料) Asmedホームページから作成。

セス改善、競争力強化のための支援プログラムの実施といった基本方針も盛り込まれた(注 2)。

1-(4)-2) 政策実施機関と組織、人員

'03年6月に発足した ASMED の政策実施機関としての任務は、同7月の MPI による法令によって、およそ以下の通り規定された。

(1) SME の発展促進 — その方向付け、地域ごとのガイドライン、支援政策のフォロ

ーアップ、関連機関との調整、技術へのアクセスとトレーニングなど

- (2)企業登録 登録手続き、登録制度の管理、情報システムの整備と運営など
- (3) 国内投資の促進 投資の支援とインセンティブ、そのため手続きなど
- (4) 国営企業関連 国営企業のリストラ・改革・発展に関連する調整など
- (5) 国際協力 ドナーとの協力・調整など
- (6) スキル向上 そのためのガイドライン、トレーニングなどの提供

これらの任務を遂行するため、ASMEDには以下の課・センターが設置された。

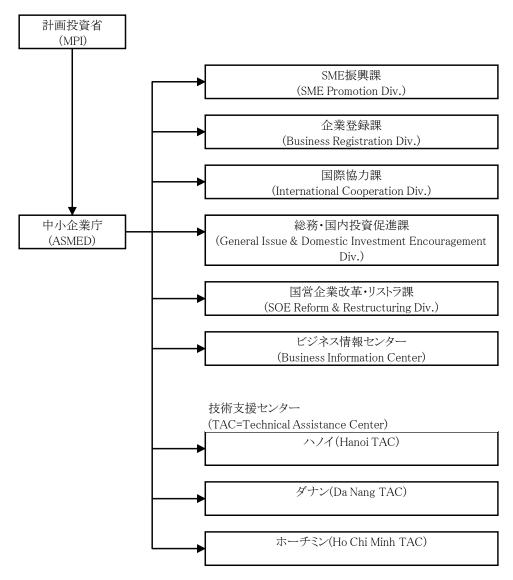
- (1) SME 振興課 関連立法・政策の立案、政策の調整、政策実施のモニター、人材 育成プログラムの実施など
- (2) 企業登録課 登録制度・関連法規の実施、地方での研修、ビジネス情報センター との協力、関連省庁との連携によるライセンス制の見直しなど
- (3) 国際協力課 ― ドナー、ドナーグループとの協力・調整など
- (4) 総務・国内投資促進課 ASMED の活動全般、中央レベルの政策、カウンシル事務局など
- (5) 国営企業改革・リストラ課 国営企業改革に関連する調整など
- (6) ビジネス情報センター ― ビジネスポータルの管理・運営、地域の登録オフィスや 国家ビジネス情報ネットワーク (NBIN) との連絡など

これらの組織はすべてハノイの ASMED 本庁に置かれている。'08 年 3 月現在の本庁の スタッフは、局長 1 名、次長 3 名を含めて約 30 名である。これに傘下の 3 カ所の TAC (後述) に配属されているスタッフ約 40 人 (内訳はハノイが約 20 人、ホーチミンとダナンが それぞれ約 10 人) を加えても、総勢約 70 人である。

ASMED の予算は、行政経費が年間約 20 億ドン (125 万ドル)、事業費が約 100 億ドン (620 万ドル) の計 120 億ドン (750 万ドル) で、スタッフ 1 人当たり 10 万ドル余りとなる。ただし、他省庁やドナーの支援による中小企業向けの支出が、合計すればそれ以上の規模に達しているとみられる。

ASMED の下部組織として、'03 年以降、ハノイ、ダナン、ホーチミンの3都市で、技術支援センター (TAC=Technical Assistance Center) の設立が進められている。各センターでは、①技術情報・アドバイスの提供、②データベースの構築と運営、③トレーニン

図2 ASMED(中小企業庁)の内部組織(2007年末現在)



資料)ASMEDホームページから作成。

グ、④大企業との協力・リンケージ、⑤新技術へのガイドといったサービスを提供することとしている。

最も先行しているのはハノイの TAC で、'03 年に設立されたのち、'06 年から日本の国際協力機構 (JICA) による支援がスタートした。日本の県立工業技術センター (公設試) を想定し、日本人専門家 2 名と現地スタッフ約 20 名の規模で、技術指導、講義、トレーニング、データベースの構築と活用などを進めている。ただし、JICA が予定していた機材供与が、ASMED 側の意思決定の遅れで実行されていないなど、計画は予定通り進まず、将来への展望も見えない状態にある。

ホーチミン、ダナンの TAC については、ハノイ TAC での経験を踏まえつつ、ベトナム側で進めるとしてきたが、ハノイの業務が停滞しているため、今のところやはり進展が見られない。

TAC の業務は、JICA の構想通りに進めば、2-(4)-5)で後述する下請産業、裾野産業の振興にもつながることが期待されるが、現状はその期待に応じる役割が果たせていない。その立て直し、もしくは別の打開策が、日本、ベトナム双方にとって緊急の課題となっている。

なお、中小企業政策の実施については、例えば ASMED による企業登録業務や「ビジネスポータル」を通じての情報提供が MPI の下部組織として地方各省に設置されている計画投資局 (DPI=Department of Planning & Investment) との連絡を通じて遂行されるとか、商工省など他省庁の地方組織も活用するなどしている。しかし、その間の協力や連絡・調整は、政府による IT 化計画の遅れなども理由になって、効果的に動いているとはいえないようである。

ASMED の組織、陣容が弱体で、人材も経験不足とされるうえに、IT 化計画の遅れなども加わり、現段階では、政策実施機関としての ASMED が、その役割を期待通り発揮しているとはいい難い。現にさまざまな批判や改善要求も受けているとされる。

中小企業への支援策には、ASMED の業務と並行して、MPI の各省の組織である地方計画投資局 (DPI) が民間組織との協力を通じて実施している部分もある。例えば、ホーチミン市の DPI は VCCI (ベトナム商工会議所) のホーチミン支部との協力で、2001 年以降、中小企業を対象とした経営スキルの研修会を 39 回開催し、約 1,500 人の参加があったと報告している。

1-(5) 中小企業政策における財政支出とドナーからの支援

ベトナムの中小企業政策のための支出は、従来も現在も、その大きな部分がドナー (開発援助の供与機関・供与国) によって拠出されている。

例えば、ASMED は、1-(4)-2)でみたように事業費を含めた年間予算が約 120億ドン $(750 \, \text{万ドル})$ 、最も重視している人材育成プログラムのための予算として、 $(04 \sim 108)$ 年の 5年間に 1,194億ドン $(約 \, 740 \, \text{万ドル})$ を計上した。また、重点業種での中小企業の輸出促進のため、Vietrade に計上されている予算は、2-(8) で後述するように年間約 60億ドン $(370 \, \text{万ドル})$ である。さらに、中小企業向けの信用保証として最も先行してい

表3 ドナーとASMEDの協力による中小企業支援プロジェクトの代表例('07年初めの時点)

ドナー	プロジェクト名	主要目的	供与額	実施期間
ADB(アジア開発銀行)と仏 AFD、独KfW	中小企業発展プログラ ム・ローン(SDPL)	中小企業へのローンについての環境 改善	8,000万ドル+5,500万 ユーロ	'05〜'08 (2フェーズ)
DANIDA (デンマーク)	民間セクター・プログラ ム・サポート(BSPS)	4つの地域でのビジネス環境改善、競 争力強化	3,500万ドル	'05~'08
EU	民間セクター・サポー ト・プログラム(VPSSP)	2大都市でのインキュベーションと9地 域での支援	900万ユーロ	'04~'09
GTZ (ドイツ)	SME発展プログラム	4地域での長期支援の継続	830万ユーロ	'05~'09
インド	事業家養成センター	事業家のトレーニング	35万ドル	'05~'07
JICA (日本)	ASMED/TAC支援プログラム	ASMEDへの専門家派遣とハノイTAC 設立支援など	_	'03から
UNIDO(国連工業開発機関) およびイタリア、フィンランド	地域SMEサポートイン フラストラクチャー	ASMEDと5地域でのリンケージ強化	381万ドル	'04〜'07 (第1フェーズ)
JBIC (日本)	SME金融プログラム	SME向けツーステップローン	8,800万ドル	'02~ (2フェーズ)
EU	BSSトレーニング アジア・インベスト	人材育成 ビジネス・サービス支援	2,000万ユーロ	'03~'07
SIDA (スウェーデン)	小企業育成による貧 困削減プロジェクト (PRISED)	6地域での家内工業など小規模企業 の育成	450万ドル	'05~'09 (2フェーズ)
USAID (米国)	競争力強化イニシア ティブ (VNCI)	SME発展の環境整備、能力構築、金融へのアクセス	564万ドル	'03~'08
SECO (スイス)	クリーン・プロダクショ ン・センター(VNCPC)	環境技術の普及	230万ドル	'04~'07

資料) Nguyen Hoa Chung "Donor Coordiation in SME Development in Vietnam" Vietnam Economic Management Review, No.2, Spring, 2007のTable2に一部データを追加して作成。

るとみられるホーチミン市投資基金(HIFU=HCM City Investment Fund for Urban Development)が'06 年に設定した基金の額は 500 億ドン(315 万ドル)であった。つまり、ベトナム側に政府から支出されている主要な事業ごとの年間支出額は、多くが数百万ドル以内の規模にとどまっている。

これに比べ、ドナーによるベトナム中小企業向け支援プログラムは、'05 年4月末現在で、複数年にまたがって実施されているものを含めると 100 件近くを数え、その大部分について数百万ドル規模の資金が供与されている。そこには、ASMED との協力によって実施されている支援案件も多く含まれている(表 3)。例えば、アジア開発銀行(ADB)による総額 1 億ドルの信用供与、日本の国際協力銀行(JBIC)による総額 8,800 万ドルの金融支援(ツーステップローン)、EU からの人材育成(BSS-training)などのための総額 2,000 万ユーロ(2,800 万ドル)の援助なども含まれる(注 3)。

ドナーからベトナムへの政府開発援助 (ODA) のコミット総額は、'05 年の約 38 億ドルから'07 年の約 44 億ドルに増え、'08 年には約 54 億ドルに達するとみられている。一連の数字からみて、そのかなりの部分が中小企業政策に向けられ、ベトナムの中小企業支援の

主要な部分を担っているのは確かであろう。

1-(6) 中央政府と地方政府の役割分担

ベトナムでは、'93 年以降、国連開発計画(UNDP)の援助を受けた包括的な行政改革の一環として、中央と地方の良好な関係の確立を狙いとする地方行政制度の改革も進められている。'07 年 10 月現在の地方行政単位は、59 の省(Province、便宜的には4~12 の省が8つの地方に分けられる)と5つの中央直轄市(ハノイ、ホーチミン、ダナン、ハイフォン、カントー)が第1レベルを構成し、その下に郡、市、特別区の第2レベル、さらに区、町村などの第3レベルが置かれている。各行政単位には、議会としての人民評議会(People's Council)と行政機関としての人民委員会(People's Committee)が設置されている。

地方行政単位には、一定の権限が与えられてはいるものの、数年前までは大部分の許認可、歳出管理、ODA 管理などの権限が中央政府に集中し、地方の権限がごく限られていた。しかし近年では、例えば'06年から ODA の管理権限の地方移管が進められているとか、'07 年からは投資法の施行による許認可権の地方への委譲が進められるなど、地方分権が進行する傾向にある。

中小企業政策との関連では、中小企業の発展を目標に数多くのプロジェクトを実施してきた ODA の管理権限の地方移管が進められていることは、大きな影響があるとみられる。 従来は、ODA の受け入れに中心的な役割を果たし、とくに資金の管理・支出を全面的に管轄してきた計画投資省(MPI)の役割が、今では、①国家規模の ODA 案件について国会または政府の承認を得る、②ODA 受け入れ希望案件のリストを作成して供与者を募る、の2点に限定されることになった。これによって、ODA を供与するドナーが、供与相手の地方行政単位と協議し協力することが容易になり、ODA の効率的利用につながるものと期待されている。

従来、ODA 案件の多くは、MPI 主導下のプロジェクト管理委員会(PMU)によって管理されてきたが、その管理の不透明性や非効率について、とくにドナー側の不満が高まっていた。そのうえ、'06 年初めには、交通運輸省傘下の PMU で大規模な汚職と浪費が発覚し、国内外から強い批判が巻き起こった。それらが ODA 管理の地方移管という改革につながったとみられる。

これとは別に、やはり MPI が管轄する企業登録業務についても、従来の手続きを簡素

化し、地方の窓口(各省の DPI)で容易に登録できるようにする「ワンストップ・ポリシー」が進められてきた。これは、登録業務のコンピュータ化に伴うものであるが、'07 年中ごろから 64 カ所の省と市で作業に入ったとされており、とくに新規企業の登録が容易になり、中小企業による投資意欲も高めることが期待されているという。現に、'08 年3月初めにホーチミン市の DPI 事務所を訪ねたところ、100人以上の申請者たちが窓口に詰めかけているという繁盛振りであった。

1-(7) ドナーとの協力・調整

既に1-(5)でも触れたように、ベトナムの中小企業政策に対しては、ドナー(開発援助の供与機関・供与国)から多大の支援が与えられている。ドナーとの協力関係を抜きにしては、政策が成り立たない状況にある。'08年には年間54億ドルに達するとみられる政府開発援助(ODA)は、合計約50のドナーから供与されている。その中には、メコン開発に関連するプロジェクトのように、受益国にベトナム以外の周辺国が含まれているものもある。

ドナーの中の最大手は、アジア開発銀行(ADB)、日本(JBIC、JICA)、世界銀行であるが、国際機関としてはIFC(国際金融公社)、国連開発計画(UNDP)、国連工業開発機関(UNIDO)、欧州連合(EU)などが、個別の国家としては多くの EU 諸国、カナダ、オーストラリア、インドなども加わっている。'90 年代以降の世界的な開発援助のすう勢の中で、多くのドナーにとって、ベトナムには援助対象として最もふさわしい条件が多く揃っており、それが多くのドナーをベトナム支援に向かわせてきたといえる。

各ドナーは、それぞれの援助方針に沿って案件を選びながら支援を供与している。ADBや日本のようにインフラ整備、情報通信、教育・医療、農村開発、制度整備などにまで幅広く支援しているドナーもあれば、EUや欧州諸国のように地域開発、農業、環境、中小企業などに対象を絞って支援しているドナーもあり、北欧諸国のように貧困、人権、民主化などの理念を重視して支援しているドナーもある。

ベトナム側は、こうした各ドナーの支援をベトナムの経済・社会の発展に効果的に組み込めるよう、ベトナム政府の担当省庁とドナーによる支援国会合(CG=Consulting Group)を定期的に開催するなどして、調整に努力してきた。しかし実際には、各ドナーの考え方やアプローチの方法には大きな違いがあるため、調整が容易でないことも明らかである。

中小企業政策に限定してみても、多くのドナーが中小企業の発展に関連する多くの案件

での支援を進めており、その間には類似のものや実質的に重複しているとみられるケースもしばしばある。とくに、'00 年ごろまでは、ドナーが中央レベルの支援案件を重視していたのが、その後、ベトナム政府の方針も受けて、地域レベルの案件にシフトしてきたという傾向があり、地域レベルでのドナーと対象地域の接触が増える中で、いくつかの地域に支援が集中したり、ドナー間、プロジェクト間の競合が生じるといったケースもみられた。さらに、援助案件のベトナム側パートナーとして、ベトナム商工会議所(VCCI)や、MPI 傘下の調査機関 CIEM(Central Institute for Economic Management)といった、案件実行能力を備えた組織が選ばれることも多くなった。これらの点から、ドナーや案件の間での調整が重要と考えられるようになってきた。

実際に、'05年からは、MPI、日本、UNIDO などのイニシアティブによって、中小企業支援についてドナーとベトナム側が参加する調整の仕組みが、前述した CG の活動と連動する形で始まった。ASMED の国際協力課が議長と幹事役を務める形で、民営企業・中小企業支援をテーマとするグループ SMEPG (SME Promotion and Private Sector Development Partnership Group) およびサブ・テーマごとのワーキング・グループが設置されており、CG 会合に先立って年2回の会合を開き、ペーパーをまとめている。また、各案件と ASMED の活動の調整を図る狙いから、案件の一部を ASMED との協力案件とし、ASMED がパートナー役を勤めるなどしている。ただし、現段階ではこうした調整がすべて効果的に機能しているとはいえない。

「中小企業発展計画'06~'10」では、政府とドナーの間の目標を連携させて、SME 発展への効果を高める必要性が強調されている。と同時に、ドナーからより多くの支援を引き出す努力も必要としており、中小企業政策の主要な部分を、引き続きドナーからの支援に依存せざるを得ない状況も認めている。

第2章 中小企業施策—具体的施策

2-(1) 金融

ベトナムでは、「ドイモイ(刷新)」開始後まもない'90 年ごろから、世銀・IMF の勧告に基づく金融改革を進め、インフレ抑制やマネーサプライの管理、為替レートの安定化などには一定の成果を収めた。しかしその一方で、銀行の独立性は阻害され、限られた資金が国家プロジェクトや国営企業へと優先的に振り分けられるという構図は、変わらないままに推移した。また、株式化などを通じての国営企業改革も、経営不振に苦しむ中小国営企業の株式化こそ進んだものの、大規模国営企業では株式化が進まず、政府への「甘え」という体質的な問題も残ってきた。銀行セクターでも、'05 年ごろまでは4大国営商業銀行が信用機関の総資産残高の約75%を占め、圧倒的な存在感を維持したままであった。

こうした状況のともで、中小企業向けの金融は強い制約を受けてきた。世銀など国際機関の'06年のレポートによれば、SME の資本の85%が自分の貯金、親戚・友人からの借金、インフォーマルな貸し手からのローンなどで調達され、その額も小さかった。北部の30省市のSME約3万2,000社を対象とした調査では、67%の企業が担保となる資産がないため銀行などからの融資が受けられないという結果が出た。また、MPIが銀行融資を申請した企業を対象に実施した'06年の調査では、融資基準を満たしたとの回答が32.4%、満たすのが難しいとした回答が35.2%、満たせなかったとした回答が32.4%であった。

この種の問題を解決する方策の一つとして、'00 年には首相府直轄・財務省管理下に、ドナーからの支援も得て、債券発行権を備えた政策金融機関としての開発支援基金 (DAF = Development Assistance Fund)を設立し、のちにはその地方業務を分担する 12 の地域支援基金 (PAF=Provincial Assistance Fund)も設立した。しかし結果的には、その融資が国営企業向けに偏り、SME 向け融資にはあまり活用されないまま推移してきたとされる。なお、DAFは'06年5月にベトナム開発銀行(VDB=Vietnam Development Bank)に改組されている。

それとは別に、商業銀行からの SME 向け融資を促すため、'02 年から日本の国際協力銀行 (JBIC) が、2フェーズにわたる総額 8,800 万ドルのツーステップローンを実施した。ベトナム国家銀行 (SBV) から商業銀行経由で SME に融資されるというスキームは、信用保証制度の整備の遅れ、商業銀行側のノウハウ不足、SME 側の担保能力欠如などのため難航を予想されたが、JBIC、日本人コンサルタントなどの努力もあって、およそ当初の期待通りの目標を達成しつつあるとされる。ただし、この資金が真に SME 発展のため役

立っているかどうかは、今後の検証も必要であろう。

このほか、アジア開発銀行(ADB)による'04 年からの1億ドルのポリシーローンや、 欧州系ドナーによる融資スキームなども、それぞれ SME 支援に一定の役割を果たしつつ あるとみられる。

この間、'06 年上半期ごろからは、多くの国営企業の経営不振から、国営商業銀行の国営企業に対する評価が低下し、それまで融資総額の 70~80%を占めてきた国営企業向け融資のシェアが低下する傾向も現れた。その中で、国営商業銀行が、中小企業を中心とする民営企業への融資に、より積極的に取り組もうとする動きや、中小の国営銀行、新興の民営銀行などに民営企業、SME への融資による発展を目指す動きが広がってきたことも伝えられる(表4)。それでも、'07 年 11 月時点での政府の調査では、SME による商業銀行への融資の申請 100 件のうちで受け入れられたのは 35~49%にとどまったという(注4)。これとは別に、ベトナム各地で様々な開発案件を展開しているドナーの支援内容に金融

これとは別に、ペトナム各地で様々な開発案件を展開しているドナーの支援内容に金融上の支援が含まれているケースも少なくない。例えば、欧州連合(EU)がベトナム財務省傘下の公的金融機関と組んで'03 年から'07 年にかけて実施した「アジア投資グラント・プログラム(Asia-Invest Grant Program)」では、総額 2,000 万ユーロ(2,800 万ドル)

表4 民営企業、中小企業への融資に力を入れる金融機関(2006年)

銀行名	特徴	支店数	資産額 (100万ドル)
Incombank * (ベトナム工商銀行)	4大国営商業銀行の一つ。民間セクターへの融資の充実を図る。'06年の同セクターへの融資は60%。	114	8,600
VBARD/Agribank (農業地方開発銀行)	4大国営商業銀行の一つ。主に農村、地方に店舗を配置。取引企業数は7,500社。SME向け融資が35~40%。	1,568	14,500
BIDV* (投資開発銀行)	4大国営商業銀行の一つ。外国為替、証券業務に 強味。三井住友銀行と提携。	200以上	12,500
Sacombank * (サイゴン・ツォンティン銀行)	'92年に4信用組合の合併で発足。銀行としてはじめて株式上場。中国などに支店。融資の60%が民営企業向け。	100以上	3,600
MHB* (メコン住宅開発銀行)	新しい国営商業銀行として急成長。国際ネットワークの構築を進める。	140	1,270
VBSP (社会政策銀行)	'03年初めに貧困者銀行から改組。小規模企業向け融資に重点。	64	1,900
VIB Bank (ベトナム・インターナショナル銀行)	96年に株式組織の銀行として設立。顧客の90%は SME	80	1,895
SHB (サイゴン・ハノイ商業銀行)	'07年にAssoc. of SMEと戦略的提携。株式上場。	n.a.	650
VPBank (民営企業銀行)	シンガポールOCBCが資本参加。	n.a.	960

注)*JBIC/SBVによるツーステップローンの融資に参加。

資料)Reuter Market News, Vietnam banks, 2007.12.17 などから作成。

の回転資金が供与された。またドイツの KfW (Kreditanstalt fur Wiederaufbau) は、中小企業への中長期ローンとして'03 年以降〜'13 年に総額 1,020 万ユーロ (1,100 万ドル) の資金を供与している。

ベトナム側でも、かねてから懸案とされてきた中小企業向け金融の整備に向けて、努力を続けている。例えば、'03 年初めには貧困者や小企業への融資を行うベトナム社会政策銀行 (VBSP=Vietnam Bank of Social Policies)が、既存の類似組織からの拡充・改組によって設立された。'07 年現在で、支店 64、従業員 7,100 人、融資残高 30 兆ドン(約 19億ドル)の規模を備える同銀行の役割は、とくに小規模企業への金融システム整備という点から期待されている。同銀行には、日本の同種機関である国民生活金融公庫(NLFC=National Life Finance Corporation)からの技術協力も実施されている。

'07年には、全国各地での設立が期待されてきた SME向けの信用保証基金の一つとして、ホーチミン都市開発投資基金(HIFU = HCM City Investment Fund for Urban Development)が設立された。ただし、同基金への市政府や地元銀行からの出資予定額 500億ドン(315 万ドル)は、強制力がないこともあって、まだ一部が拠出されていないという。

財務省は、各省市に対して、主として SME への融資を保証するために、各省の人民委員会のもとに非営利組織としての信用保証基金の設立を呼びかけ、標準的な基金への出資額 300 億ドン (188 万ドル) のうち 30%を地方政府の予算から、残りを地元の銀行や業界団体、企業などから拠出させることも期待している。しかし、今のところ基金が設立された地域は、ホーチミンを含めてまだ5カ所にとどまっている (注5)

なお、'07年7月にはシン副首相から SME への資金面での支援策について、首相指示案に基づく法令が公布され、'08年6月までには SBV から政府に新しいプログラムが提出される予定とされる。他方、'07年7月には、中小企業や外資企業にベトナムでの社債発行を認める新規定も発効しており、財務省は、それを「事業拡張を計画する中小企業にとって、銀行融資よりも利用しやすいもの」と説明している。さらに、'07年10月の時点で、国内有力企業や外国資本傘下に設立された9社のファイナンシャル・カンパニーが SBV から設立ライセンスを得ており、ほかに20社近くがライセンスを申請していると伝えられる。

SME の資金調達について環境が改善に向かっているのは確かであろう。しかし、経営 診断など中小企業の経営を評価するシステムが未整備であり、金融機関の側にも民営企業 向け金融の経験やノウハウが欠けていることなどから、その前途はなお険しいものと予想 される。

2-(2) 税制・投資など

ベトナムの中小企業は、長年にわたって、目立った投資を避け、たとえ利益を上げてもそれを表には出さないといった姿勢をとってきた。それは、「ドイモイ」が進行する中でも、民営企業やそのオーナー、経営者に対する党、政府、国有企業から一般市民までの眼が、共産主義時代の影響を引きずって批判的、警戒的な傾向を残していたためである。実際にも、目立った投資をしたり、利益の隠ぺいが明るみに出るなどして、公的な批判にさらされたり、懲罰的な課税を受けたり、さらには司法の場で裁かれ、処罰されるといったケースもしばしばあったとされる。

そうした空気の中で、中小企業の大部分は、必要な投資もできず、新しい技術も導入できないままの状態で推移してきた。そのため多くの企業が古い設備のまま、劣悪な労働環境に甘んじ、深刻な環境汚染も引き起こすといった状況の中で活動してきた。'07 年1月の資源環境省・環境保護庁(VEPA=Environment Protection Agency)による調査では、中小企業のうち設備近代化が遅れている、もしくは非常に遅れていると評価された企業が75%にのぼった。また、深刻な公害を発生させているとされた企業の80%が中小企業であった。

'01 年ごろからは、各レベルで民間中小企業の国家経済に果たす役割を評価する気運が徐々に高まり、中小企業の投資を妨げてきた一連の制約を緩和しようとする方向での動きも出てきた。'01~'05 年には、全体の投資が拡大基調をみせたが、それは民間企業の投資によるところが大きいとされる。統計データから見ても、GDPに占める民間企業の投資の比率は、'01 年の 4.6%から'05 年の 11.2%に増えていた。

この間、'00 年以降政府出資の政策金融機関として再編された DAF や PAF (2-(1)に既述)も、部分的には民営企業への融資にも着手するようになり、不十分ながら中小企業への融資の機会を広げることにつながったとみられる。'04 年ごろからは、これに2-(1)で述べた金融面からの支援を強めようとする動きも加わり、民営中小企業を取り巻く投資の環境はさらに改善されつつあるとみられる。さらに'05 年から'06 年にかけては、民営中小企業だけに限定されてはいないが、企業法に基づく投資インセンティブの実施が決定された。企業法によって登録された企業への法人税の基本税率は28%であるが、一定

条件のもとでの優遇税率として、20%、15%、10%が適用されることになった。ただし、家内工業には一括所得税(lump sum income tax)が適用される。また、付加価値税(VAT)は、輸出品、ソフトウェアの輸出、EPZ(輸出加工区)内の企業には0%、41 のグループの商品・サービスには5%、16 種の商品・サービスには10%、家内工業には一括 VAT がそれぞれ課税されることになった。

これらのインセンティブは、新材料、新エネルギー、ハイテク製品、バイオ製品、情報技術製品、機械類から伝統産業、農業製品など多くの分野が対象とされている。ハイテク・パーク、ソフトウェアパークなどの立地企業にも、10%の法人税が適用される。また全国50以上の地域を対象に、法人税、輸入関税、土地使用税、建物賃貸料などの軽減措置を通じて投資を優遇する措置もとられることになった。このほか、技術移転、トレーニング、工業区建設、インフラ建設などについても投資インセンティブが適用されることになっている。他方、'07 年以降は、日越共同イニシアティブの枠組みの一環として、投資法の施行による許認可権が地方に委譲された。

これらの措置は、その中味にまだ不明のもの、実施にまで至っていないものもあり、民営中小企業の投資にどのような影響を与えることになるのか不明の部分も多い。しかし、ベトナムの党・政府や関係筋が、中小企業の投資促進、そのための税などの軽減といった方向に動き始めているのは確かであろう。

実際にも、'06 年ごろからは、民営企業の中から、自社の事業の成長振りを、売上高、 従業員数、投資計画といったデータも含めて公開し、あるいは誇示するような企業も出て きている。例えばミン・ホアン・ガーメント (Minh Hoang Garment、アパレル)、キム ダン・ラバー (Kymdan Rubber、ゴム寝具)、キン・ドー (Kinh Do、菓子)、ダソ・グル

表5 成長力を誇示するベトナム民営企業の代表例(2006年)

会社名	本社所在地	業種	年間売上げ	従業員数
			(万ドル)	
Min Hoang Garment	ホーチミン	ガーメント	1,300	2,000
Kimdan Rubber	ホーチミン	ゴム製寝具	3,500	1,000
Kinh Do	ホーチミン	菓子、飲料	5,000	4,000
Daso Group	ホーチミン	油脂、食品、包装材料など	数億ドル	不明
Dang Khoa	ホーチミン	バッグ	不明	2,000
Cavico	ハノイ	建設、発電	5,000	3,000
FPT	ハノイ	コンピュータ・ソフト	70,000	6,000
Nam An	ロンアン	家具・小売り	2,000	3,000
Trung Ngugen Coffee	タイ・グェン	コーヒー・チェーン店	不明	6,000

資料)井上隆一郎「成長力を誇示し始めたベトナム民営企業」通商弘報2007.6.20などから作成。

一プ (Daso Group、油脂・食品など)、カヴィコ (Cavico、建設、発電)、FPT (ソフト 開発・サービス) などである (表5)。

それは、民営企業に対する周囲の批判的な空気が薄まり、懲罰的な処分を受ける危険も少なくなって、むしろ銀行融資、株式公開などによる資金調達や顧客・市場拡大やブランド強化のための広報・PR 的な行動の必要性が高まってきたためと考えられる。こうした傾向が広がれば、民間企業・中小企業の成長・発展がさらに加速していく可能性が高まるものと考えられる。

2-(3) 情報提供・人材育成・環境・相談など

2-(3)-1) 情報提供

ベトナムでは、'96~'98 年の「国家情報技術プログラム (National Program on Information Technology)」、'01~'05 年の「e - ガバーメント (プロジェクト 112)」といった国家規模での情報コンピュータ化やデータベース構築を通じて、行政改革から各種の情報提供サービスにまで活用しようとする試みが進められてきた。しかし、これまでのところこうした試みは、①目標が過大であった、②ソフトウェア開発に失敗した、③人材育成が不十分であった、④官僚の意識改革が進まなかった、といった多くの理由が重なり、実質的な成果を上げることができないまま推移している(注6)。このため、それらの成果を活用するという前提で進められてきた中小企業向けの情報サービス、例えば ASMED による「国家 ビジネス情報 ネットワーク (NBIN = National Business Information Network)」も、部分的活用にとどまり、期待した成果を上げるまでには至っていない。

しかしその一方で、ドナーの支援を得て、対象地域や対象分野を限定して進められてきた、中小企業を対象とする情報化や IT 活用のプロジェクトの中には、一定の成果を上げるケースも出てきている。そのためもあって、国家レベルの IT 化計画に関しても、従来のようなトップダウン型のアプローチから、地域や分野ごとのシステムを構築し、将来はそれらを統合していくというボトムアップ型のアプローチを重視しようとする声も強まってきた。

例えば、ドイツの開発協力機関 GTZ(Gesellschaft fur Technische Zusammenarbeit) が支援し、VCCI や ASMED が協力して'04 年から進めてきた一連のプロジェクト(2ー (4)-4)で後述)のうち、ハノイに近い紅河デルタ地方のフンイン(Hung Yen)省を対象とする地域振興プログラムでは、この地域のビジネス・投資に限定したビジネス・

表6 ドナーの支援する中小企業向け情報提供サービスの具体例(2007年現在)

No. 1. as New York of the Transfer of the Control o					
ドナー機関	支援先・協力機関	サービスの内容など			
GTZ(ドイツ)	VCCI, ASMED	フンイン省地域振興プログラムの中のビジネス・ポータル。			
UNIDO、ITC、スイス、スウェーデ、	/ Vietrade (貿易振興庁)	中小企業の輸出促進のための「e-trade bridge」システム。			
JICA(日本)	TACHanoi/HCM (技術支援センター)	SMEのためのデータベース構築、技術情報提供など。			
UNIDO	MPI/BDS	SMELINK 外資系企業や大企業も参加したSME向け情報ネットワーク。			
USAID(米国)	VCCI	VNCI(競争力強化プロジェクト)でのSME向け情報通信技術活用。			

資料)各種資料から作成。

ポータルを構築・運用して一定の成果を収めている。ASMEDでは、こうした地域ごとのシステムを統合して全国レベルに広げていく方向に転換してきたとみられる。

これとは別に、国連工業開発機構(UNIDO)、国際貿易センター(ITC)やスイス、スウェーデンなどの開発支援機関が輸出振興庁(Vietrade = Vietnam Trade Promotion Agency)を対象として進めてきた支援プログラムの一部に、中小企業の輸出促進のための「e・トレード・ブリッジ(e・trade bridge)」と呼ぶ情報サービス・システムがある。日本の支援によるハノイやホーチミンでの TAC(技術支援センター)の機能の中にも、SMEのためのデータベースの構築、技術情報の提供などが含まれている。また、UNIDO、VCCIなどの支援を受けて、外資系企業(トヨタ、ホンダなどを含む)やベトナム有力企業と SMEの間で部品調達、事業上の協力、トレーニングなどの情報交流を進めるための「SMELINK」と呼ぶシステムも構築され、活用されてきた(表 6)。

2007 年からは、一連のシステムを可能な範囲でリンクさせた形で ASMED による「Business Portal」の運用が始まった。当面は、部分的、限定的な情報サービスの提供にとどまっているが、将来的には中小企業向けの統合された情報提供システムにまで結びつくことが期待される。ただしそれには、個別のシステムの統合やソフトウェアの開発、データベースの充実などが必要であり、それにはまだかなりの時間と努力が必要であると考えられる。とくに、これまでの国家レベルの計画の失敗で、官僚の間にも企業の間にも、コンピュータ化そのものへの不信感が広がってきたという悪い流れを断ち切ることが大きな課題となっている。

2-(3)-2) 人材育成,研修

工業化を目指す開発途上国として当然のことながら、ベトナムは教育や研修による人材 育成を重視し、努力もしている。ベトナムの開発を支援する多くのドナーもそれに協力し、 人材育成のための幅広い支援を行い、中小企業を対象とする多くのプロジェクトの中にも、 人材育成のためのプログラムがしばしば盛り込まれている。

中小企業の育成に狙いを絞った人材育成のうち、ベトナム自身のイニシアティブによるものとして現時点で注目されるのは、MPI、ASMEDが主催し、財務省、教育省など関連省庁も協力して、'04~'08 年に実施されている「中小企業のための人材研修プログラム (Human Resource Training Program for SMEs)」であろう。国家予算を5年間で1,194億ドン(約740万ドル)当て、コストの一部は民間部門にも負担させて、経営、輸出振興、品質管理、サポート・サービスといった様々な分野での研修コースを連続的に実施している。対象者は中小企業の経営者、幹部、従業員から、新しく事業を興そうとしている人たちまで含め、1回5日間のコースを5年間で3,500回以上開き、合計10万7,000人以上に受講させるという。さらに研修指導者育成のための18コース、540人の研修も予定している。

もっとも、同様な狙いでの研修プログラムは、多くのドナーによる様々な支援プロジェクトの中でも実施されている。日本が JICA を中心に供与している多くのプログラムも、その重要な部分を占める。

日本は、'97年に発生した「アジア通貨危機」への対応の中で、'98年の日 ASEAN 産業協力委員会 (AMEICC) での合意などに沿ってアセアン諸国での中小企業への経営支援、そのための人材育成支援などを行い、その中で重点的な支援対象国となったベトナムに

ベトナム政府 日本政府 無償援助 教育:訓練省 JICA 技術協力 VJCC(ハノイ、ホーチミン) 日本語コース ビジネス・コース 文化交流活動 (人事管理、マーケティン (相互理解と関係の強化 (一般学生の日本語研修 とベトナム人日本語教師 グ、財務、経営戦略などの のための各種の活動) の育成) コース)

図3 VJCC(ベトナム・日本人材センター)のコンセプト

資料)VJCCウェブサイトから作成。

様々な支援を供与してきた。その過程では、'02 年からハノイとホーチミンに「ベトナム・ 日本人材協力センター (VJCC=Vietnam-JAPAN Human Resource Cooperation Center)」を設立し、活動拠点としている(注7)(図3)。

その人材育成・研修のプログラムの重点は語学の研修や IT 人材の育成に置かれているが、ほかに知的財産権、基準認証制度、環境・省エネ対策など「ビジネス・コース」での研修にも向けられ、中小企業の経営支援にも効果があるものと期待されている(注8)。

日本以外のドナーによる人材派遣・研修のプログラムも幅広く行われている。たとえば国際労働機関(ILO)は、スウェーデンの開発機関とともに VCCI を支援し、'00 年から中小企業育成のためのプログラム SIYB (The Start and Improve Your Business Programme)を実施してきた。そこでは。企業や経営改善のための様々な講義やワークショップに合計 1万5,000人の研修生が参加したほか、「マスター・トレーナー」の称号を取得した約30人の指導者を育てている。このプログラムは、5年間の支援期間を経て VCCI に移管され、'05年からは人材育成サービス事業として運営されている。このほかにも、UNIDOによる中小企業支援機関での人材育成プログラム、ドイツ GTZ による品質管理トレーニングなど、さまざまなプログラムによる幅広い支援が行われている。ドナー間でのプログラムの重複や競合もあるが、それも人材育成というテーマに関しては、決して無駄にはならないものと考えられる。

なお、中小企業に限定しない人材育成・研修の対象分野としてベトナム政府が特に重視しているのは、やはりコンピュータ・IT 関連分野である。例えば、'01~'05 年の「プロジェクト 112」では、'05 年までに 5 万人の IT 専門家を育成する目標を立て、結果的には達成できなかったが、現在も、'10 年末までに 10 万人以上という目標を維持している。

この目標に沿ったドナーによる支援プログラムは数多く、その中にも中小企業に的を絞ったプログラムがしばしば織り込まれている。例えば USAID は、'05 年から始めた VCCI との協力による VNCI (Vietnam Competitiveness Initiative) の中で、中小企業での IT 活用を支援している。日本の援助の中でも、例えば前述した VJCC の事業の中に「中小企業 IT 能力向上プロジェクト」を盛り込むなどしている。ほかに、インド、韓国、マレーシア、シンガポール、フランスなども、IT 人材の育成を中心に、さまざまな支援プログラムを行っている。

2-(3)-3) 環境対策など

ベトナム政府は、地球環境問題への国際世論の高まりや主要なドナーからの要望などを受けて、環境問題への関心を高め、対策も打ち出してきた。とくに中小企業については、'07 年初めの環境保護局の調査で、深刻な汚染発生企業の 80%が中小企業であるとの結果が明らかになったことなどから、主にドナーからの提案を受け入れる形で、その対応に取り組むようになっている。

'07年9月には、科学技術省(Ministry of Science & Technology)が UNDP(国連開発計画)の地球環境ファシリティー(GEF)の支援を得た「中小企業エネルギー使用効率向上プログラム(PECSME=Promotion of Energy Conservation in SME)」が始まった。これは、レンガ、陶磁器、縫製、紙パルプ、食品加工のエネルギー多消費型5業種を対象とし、'10年までの使用効率向上の目標を定め、その達成を目指して、一定の資金援助と融資への補償を行うものである。総事業費として2,880万ドルを計上している(注9)。

それ以前の'04 年からは、スイスの開発援助機関 SECO が、VCCI やハノイ工業大学 (Hanoi University of Technology) と協力して設立した VNCPC (Vietnam Cleaner Production Center) を通じて、中小企業の生産活動での汚染対策にコストの一部を支援するなどして取り組んできた。さらに'07 年には、GCTF (Green Credit Trust Fund) の設立に合意し、環境対策としての中小企業による「クリーンな技術」への投資に 50%の信用を供与することとして、第1段階で 500 万ドルを拠出している。

このように、ベトナムでも、ドナーからの支援を得て、中小企業の環境対策が、部分的にせよ進み始めている。地球環境問題に関心の深い欧州の支援機関が多くかかわっていることもあって、今後そうした動きは一層活発になるものと想定できる。

2-(4) 既存の中小企業に対する経営資源確保の支援

2-(4)-1) 研究開発技術支援

ベトナムでは、国際社会の中での技術レベルの遅れが強く認識されており、経済・社会の発展計画の中でも、遅れを取り戻すことが優先課題とされている。従って、先進的な技術についての研究開発は、目標に含まれてはいるが、優先度は低い。'07年に MPI が国内の1万 1,000 社を対象に調査した技術レベルに関する調査でも、「先進技術を導入している」企業は8%に過ぎず、「技術が時代遅れ」とした企業が42%にも達していた。

こうした背景もあって、中小企業政策の中でも、研究開発は今のところ優先度の高いテーマとはされていない。2-(3)-2)で述べた ASMED の人材育成プログラムや、ド

ナーの支援する数多くのプログラムでも、目標はもっぱら「既存技術の習得」に向けられ、新しい技術の研究開発がテーマになっているケースはまだ少ない。その中で、注目されるのは、2-(5)で後述するベンチャー支援にもかかわる、インキュベーション施設の開設である。すでにハノイ周辺で3カ所、ホーチミン周辺で4カ所の計画がスタートしており、とくに'06 年からホーチミン市東北部で建設されているサイゴン・ハイテクパーク(SHTP=Saigon Hi-Tech Park)の一角に設立される SHTP インキュベーション・センター (SHTP-IC) への注目度が高い。

SHTP は、ベトナムでのはじめてのハイテク・クラスターの形成を狙い、'10 年の完成を目指して、ホーチミン市、科学技術省(MOSTE=Ministry of Science & Technology)などが中心となって建設が進められており、すでに米国のインテル(半導体)や日本電産(NIDEC、電子部品)がそれぞれ 10 億ドル規模の投資計画を発表、あるいは一部に着手している。そのハイテク・パークの一角を占める SHTP-IC は、政府の支援による非営利組織で、1万5,000平方メートルのスペースのうち6,000平方メートルにインキュベーション・ビジネス70~80件の入居を想定したもので、ホーチミン地域の大学からの協力も想定されている(詳細は未定)。研究開発・起業の対象分野としては、IT機器、ソフトウェア、通信関連のほか、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーなどが挙げられている。また、台湾のインキュベーション組織との交流・協力への動きも伝えられている。

中小企業政策とのかかわりは、今のとこを明らかではないが、ASMED が開くフォーラムや中小企業関連の国際的な会合に SHTP-IC として参加するなどしている。今後その活動が本格化すれば、ベトナムの中小企業政策の中で、より重要な役割を果てしていく可能性もあろう。

なお、「ビジネス・インキュベーション」と呼ぶ事業は、ハノイ工業大学(Hanoi University of Technology) の研究施設 CRC (Center for Research & Consulting on Management) でも、外国機関の支援を得て実施されているが、今のところ人材育成の性格が強い。ほかにも何カ所かで同様な事業が進められている。

2-(4)-2) IT 対応への支援

IT 化による情報提供に関しては既に2-(3)-1)で述べたが、それとは別に、政府は'01~'05年に実施した計画を引き継いで、'06~'10年に「電子商取引発展計画(Overall Plan on Developing E-Commerce)を実施し、その浸透を進めようとしている。そこでは

とくに、①企業間電子決済の利用率を 60%まで高める、②何らかの形で電子商取引を利用する SME の比率を 80%まで高める、といった重点目標を掲げている。また、世界銀行では、その目標に向けて情報技術の普及を支援するため、'06 年 6 月に 8,700 万ドルの融資を決めた (注 10)。

'06 年末のベトナムには、既に 30 の B2B、80 の B2C、多数の C2C マーケットプレイス があり、'06 年にはデジタル・コンテンツの提供も始まった。電子商取引を利用する企業 の数は、'05 年中ごろの 300 社から'06 年中ごろには 800 社にまで増え、'07 年にはさらに 急ピッチで増えたという (注 11)。

これとは別に、ASMEDでは、かねてから準備してきた中小企業向けの情報ネットワークを、'07 年2月からは全国向けのビジネスポータルとして、部分的に供用を始めた。ドイツの GTZ の支援を受けたインターネット SMEnet によるインターネット情報サービスも、地域を限定してはいるが、運用を本格化している。

他方、VCCI では、米国のインテル、マイクロソフト、ベトナムのテクノバンク (Technobank) などの協力を得て、'02 年にベトナム企業と国際ビジネス界をつなぐ B2B マーケットの VNemart と、これを韓国、中国、アフリカにリンクさせるゲートウェイを 立ち上げている。されに小規模企業や家庭に IT を普及させるための「情報プログラム統合計画 (Integration with Information Program)」も、'07 年 10 月に開始し、それについて、一定の条件で3年以内、上限 3,000 万ドン(1,900 ドル)の担保なしローンを提供するという融資スキームも講じている。

ベトナムでは、'05 年までの国家レベルの IT 化計画で挫折するなど苦い経験を重ねては きたが、中小企業レベルで徐々に電子商取引の普及も含めた IT 化への対応が進行してい ることも確かなようである。

2-(4)-3) 産学官連携支援

ベトナムでの産学官連携としては、2-(4)-1)で述べた SHTP-IC でのインキュベーション・ビジネスに対するホーチミン地域の大学の協力が、まだ構想段階にあるものの、初めての本格的な案件となる可能性を持つ。ハイテク分野での中小企業やベンチャーの育成に向けて成果を挙げることが期待される。

それとは別に、従来からのドナーによる SME 支援の中で、国内・国外の大学・研究所から協力を得ているケースがしばしばみられる。その多くは、経済・経営系の大学・研究

所によるものであるが、中には2-(3)-3)で述べたスイスの開発援助機機関 SECO による中小企業での環境対策支援にハノイ工業大学(Hanoi University of Technology)が協力しているケースのように、技術系の大学が加わった協力案件もある。このようなドナーの支援を得た案件を通じて、今後の産学連携や産学官連携が進んでいく可能性もあろう。

2-(4)-4) 販路開拓・新分野進出・ISO 認定取得の支援、中小規模商業振興策

これらの項目に関しては、既に1-(4)-2)で述べた ASMED の下部組織 TAC(技術支援センター)の業務が、当面は停滞しているものの、今後、重要な役割を果たしていく可能性を持っている。また、2-(3)-1)で述べた情報提供、2-(3)-2)で述べた人材育成・研修、2-(4)-2)で述べた電子商取引などとも関連した支援策、振興策の中で、さまざまなサービスが提供されたり、そのための準備が進められている。他方、この種業務が、ドナーによる支援プログラムの一環として行われていることも多い。

具体例の一つは、ドイツの開発援助機関 GTZ が MPI、ASMED、VCCI などと協力して '94 年から'05 年まで実施し、4つの省(紅河デルタの Hung Yen、中南部の Quang Nam、中部高原の Dak Lak、メコンデルタの An Giang)に限定しての「VCA-GTZ SME 振興プロジェクト」である。そこでは、農産物や中小企業製品を対象として、ビジネス環境、供給、需要、マッチングの4つの要素を結びつけるとの考えのもとで、とくにバリューチェーンの形成や品質・材料検査などを重視しながら、中小企業の競争力強化を進めてきた。その中には、2-(3)-1)の情報提供の項で述べたフンイン省でのビジネスポータルの構築・運用も含まれている。

'94年から'05年4月までの4フェーズで進められたこのプロジェクトには、ドイツが740万ユーロ(約1,000万ドル)を供与した。その規模は別として、地域を限って総合的な支援で成果を上げ、そのモデルを他の地域にも活用していくというアプローチは、一定の評価を得ているようである(注12)。

なお、中小企業の販路開拓・新分野進出などに関しては、2-(5)-1)で後述する 国営企業の多角化との間の事業分野の調整が新しい課題の一つとなっている。

ISO、HACCP など国際規格の認定取得に関しては、輸出の拡大や WTO への加盟など に伴って関心が高まる中で、ドナーによる中小企業支援の中で、そのための知識の普及や

トレーニングを織り込むケースが増えている。とくに、この分野で世界をリードする欧州 のドナーによる支援プログラムの中に、この種のテーマがしばしば含まれている。

例えば、前述したドイツ GTZ による 4 つの省を対象としたプログラムの中では、その一環としての品質・材料検査に関連して、国際規格を扱うワークショップやトレーニングが行われている。また、スイスの協力機関 SECO は、2-(3)-3)で述べた環境対策とは別に、'04 年から'06 年にかけて、科学技術省の規格・品質監督局 (STAMEQ=Directorate for Standard & Quality) に協力して、国際規格に関するトレーニング・コースを実施し、100 万ドルの資金も供与した。デンマークの支援機関 Denida も、そのベトナム支援計画 BSPS (Business Sector Program Support) の一環として、支援対象としている 4 つの省で農水産物を中心に国際規格の認定取得に協力している。

ベトナム側でも、輸出の増加に伴ってその必要性に認識が高まり、例えばホーチミン市が市内の企業を対象とするセミナーで国際規格の認定取得を呼びかけるなど、その種の努力が行われるようになりつつある。

中小規模商業については、担当が商工省(Ministry of Industry & Trade)であり、これまでのところ ASMED の中小企業政策の対象とはされていない。ただし、WTO 加盟、外国企業への小売業の開放('09年1月の予定)、大規模店の増加などに対応するため、業界の組織化や政策的な議論が始まっている。商業分野での中小企業政策は、ドナーからの支援も含めて、今後のベトナムで重要なテーマとなる可能性があろう。

2-(4)-5) 下請企業振興策

'94年にはドイツ、'97年には UNIDO、'99年には日本 (JICA) などが、それぞれ中小企業としての下請企業 (subcontracting enterprise) あるいは裾野産業 (supporting industry) の育成を提案し、部分的な支援策も実施されてきた経緯がある。'00年ごろ以降になると、外資系の機械組立てメーカーの進出による生産活動が本格化し、国内での部品・材料の調達が困難で、その輸入が急増したことから、裾野産業育成の必要性が認識されるようになった。とくに'03年の「日越共同イニシアティブ」では、初めてベトナム政府がそれを確認し、'06年には JICAと MPI が裾野産業の成長支援に重点を置いた中小企業の競争力強化プロジェクトに合意した (注13)。

これらの経緯を経て、'07年にはベトナム商工省が'10年までの「裾野産業開発基本計画 (Master Plan for Developing Supporting Industries)」の策定・施行へと至る。ただし

この段階では、育成の対象が SME だけではなく、国営企業や外資系企業も含んだものになっていた。

この計画では、エレクトロニクス、自動車関連、機械、繊維製品、はきものの5部門を対象として、それぞれの目標に向けて部品・材料などの生産を促進することとし、そのために中小企業の経営・生産の近代化、原材料・部品ごとに特化した工業区の配置、長期融資の環境づくりといった方策も打ち出された。金融面では、特に日本の中小企業向け融資をモデルとする融資システムの構築を進めることとされた(注 14)。ただし、一連の計画内容は目標を設定する段階にとどまり、具体的な実現策にまでは踏み込んでいない。

これまでのところ、ベトナムの裾野産業では、日系、台湾系などの外資系企業が大きなシェアを占め、ベトナムの中小企業の果たしている役割はまだ小さいとみられる。しかし、基本計画の策定を含めた政府の支援策が本格化することで、地場の SME からも部品・材料の重要な供給企業が台頭してくるものと期待されている。日本企業の中にも、ベトナム人の勤勉さや技術面での向上心などから、こうした期待感は大きい。さらに、日本のイニシアティブで'05 年以降に開催されるようになった部品調達展示会(逆見本市)の有効性も認識されている。

なお、下請企業、裾野産業の育成に関しては、既に1-(4)-2)で述べた ASMED 傘下の技術支援センター (TAC) が、重要な役割を果たすとの期待もあるが、'08 年 3 月 時点ではその活動が停滞している。前述した裾野産業基本計画の策定と実施にも係わるだけに、早急な事業の進展が望まれる。

2-(5) 創業・ベンチャー支援

2-(5)-1) 創業支援

'99年の新企業法成立以降、認可制から登録制へと移行したことで、それまで年間 2,000~5,000件であった企業の設立が年間 1 万 3,000~2 万件へと増えた。登録企業数も'02年末の 12 万 8,000 社から'06年6月の 25 万社、'07年3月の推定 27 万社へと増えてきた。政府は'06~'10経済社会発展計画で、登録企業数を 50 万社にまで増やすことを目標としている(これらの点については、既に第 1 章の中小企業政策に関連して述べている)。

ただし、登録企業数には実体のないペーパーカンパニーや実質的に倒産した企業、休業 している企業なども多く含まれている。'04 年末の時点では、登録企業数の 48.5%が活動 企業数であったとされ、また活動企業のうち民営企業の平均事業規模は資本金 40 億ドン (25 万ドル)、従業員 31 人であった(国営企業はそれぞれ 1,340 億ドン、229 人)。

政府は、登録件数が増えるだけでなく、中小企業政策を通じて活動企業数の比率を高めていくことも目指しているとみられる。ただ、その一方で、'06 年初めごろから目立つようになった国営企業の業績不振の中で、大手国営企業の間に、高収益部門への事業の多角化、コングロマリット化への動きが強まり、中小企業のビジネスチャンスを狭めることになるとの懸念も出てきている。SBV や UNDP もその危険性を認め、「経済発展のカギとなるのは中小企業である」として、国営企業による民業圧迫を批判するコメントを出している。政府にとっても、その間の調整が新しい課題となりつつある(注 15)。

2-(5)-2) ベンチャー育成など

2-(4)-1)で述べた SHTP-IC (サイゴン・ハイテクパークのインキュベーション・センター)の例にもみられるように、ベトナム政府はベンチャー育成に向けた積極的な取組みを始めている。ドナーの支援案件の中にも、ベンチャー育成を盛り込んだプログラムがいくつかある。しかしベトナムでは、ベンチャー育成を支えるべきベンチャー・キャピタルの不足が、ベンチャーの発展を妨げていると考えられている。

科学技術省の立法局(Legislation Dept.)は、これを克服するため、'06 年7月にハイテク分野での研究開発を促進するための公的なベンチャー・ファンドの設立を提案した。これは、総額 4,500 億ドン(約 2,800 万ドル)を政府が拠出し、リスキーではあっても成功の可能性があるハイテク案件を選び、それぞれ 15 年間程度にわたって支援していこうとするものである(注 17)。もっとも、この提案の成否については、まだ明らかではない。

これとは別に、'90 年代に設立されたいくつかのベンチャー・ファンドが苦戦したのち、'01 年には有力ドナーである ADB からの働きかけを受けて、ベトナム SME を対象とするベンチャー・ファンドとして、メコン・キャピタル (Mekong Capital) が設立された。名義上は税避難地の英領ケイマン諸島に登記し、'07 年中ごろの時点ではベトナムのホーチミンとハノイのオフィスに約 50 人のスタッフを配置し、3つのファンドを運営している(注 16)。1件当たりの投資額は 400 万~1,000 万ドルで、投資先にはアパレル、電線、プラスチックのメーカーやガス、通信の企業が含まれ、合計 2 億ドル近くの資産を運用している。

その後は、ほかにもベンチャー・ファンドがいくつか設立されており、例えば'06 年 10 月からは東京で設立された日本アジア投資がベトナムの未上場ベンチャーを対象として

表7 民営企業の株式上場の例(2007年)

会社名	本社所在地	設立年	上場年	業種
Hai Au	ホーチミン	'03	'04	木製家具
Ngoc Nghia Plastic	ホーチミン	'93	'06	プラスチック・ボトル
FPT	ハノイ	'88	'06	コンピュータソフト
Pho 24	ホーチミン	'03	'06	食堂チェーン
Vuong Hong Ceramic	ホーチミン	'90	'07	陶器

資料)新聞、雑誌記事から作成。

1,200 万ドル規模での運用を開始したとされる。今後もそうしたベンチャー・ファンド設立への動きは続くものと予想されるが、それが中小企業の発展にどう結び付いていくか、 今後を見守る必要があろう。

なお、中小企業にとっての資金調達手段として期待される証券市場については、今のところ証券業界が主として中小国営企業の株式化に忙殺され、民営企業に関心を向ける余裕のない状態が続いている。'07 年 8 月時点で、ホーチミン証券取引所 (HOSE=Ho Chi Minh Stock Exchange)、ハノイ証券取引センター (HaSTC=Hanoi Securities Trading Center)の両市場で、198 銘柄、時価総額 169 億ドルの株式が上場されているが、そのほとんどは旧国営企業である(注 18)。純粋の民営上場企業はコンピュータ・ソフトの FTP 社など数社を数えるのみで、ごく例外的でしかない(表 7)。

その反面、ハノイだけでも1万社以上の企業の株式が場外市場で取引されているとされる。SME の中には、株式上場による資金調達を望んでいる企業も少なくないが、現段階では上場基準を満たしていないケースがほとんどである。SME の株式上場を促す一環として、'06年12月にはベトナム中小企業証券(SMESC)が、'07年12月には Vietnam Small & Medium Enterprises Joint Stock Co. が設立されるなどしたが、活動の詳細、成果などはまだ不明である。

2-(6) 中小企業に係わる公正な取引の推進、市場の整備

この項目に関しては、今日でもベトナムでは多くの産業分野で国家または国営企業が実質的な独占状態を維持しており、それが直接的、間接的に民営企業・中小企業の経営資源の不足、マネジメント能力の欠如、ビジネスチャンスへの制約などの原因ともなっている点が、しばしば指摘されている。また、SME の多くが、より規模の大きい企業(大部分が国営企業)からの単純な下請け作業に従事しており、付加価値を生む余地が少ないとも

されている。

行政機関や官僚の姿勢、法制度のひんぱんな変更やあいまいさなども、民営 SME のリスクを高め、経営者が能力を発揮するのを妨げているケースが多いという。一連の制度改革などを通じて、政府・官僚とビジネスの関係を、法律に即した透明性のある枠組みにしていこうとする流れはあり、徐々に効果は上がっているものの、まだ多くの課題が残ったままである。近年('06 年以降)になっても、2-(5)-1)の創業支援に関して述べたように、大手国営企業による多角化、コングロマリット化への動きが民業圧迫につながるとする論議が起きている。

2-(7) 地域中小企業政策

'06~'10 年の経済・社会発展計画では、農村地帯で SME の育成、インダストリアル・ビレッジの振興、工業クラスターの形成などを通じてビジネス活動を促進する方針が打ち出されている。

この方向に沿った試みの一つが、日本の提案で、アセアン諸国での共通テーマとなった「一村一品運動 (One village one product)」である。ベトナムでも、'06 年以降、JICA の支援による農村工業化のパイロット事業を通じて若干の動きはみられた。しかし、既に欧州系ドナーの支援による類似のプログラムが数多く進められてきたこともあり、今のところ盛り上がりにまでは至っていない。

1-(6) および1-(7) で述べたように、多くのドナーが100 年ごろから地域レベルの支援案件に力を入れるようになり、また106 年からは ODA の管理権限の地方移管が進められたこともあって、地域レベルの SME 振興にドナーの果たす役割が大きくなっている。その中には、例えば2-(4)-4)で述べたドイツ GTZ による4つの省でのプロジェクトのような目立った案件もあるが、それとは別に NGO 組織による小規模な案件も数多くある。

例えば、中北部のトゥアティエン・フエ省(Thua Thien Hue)では、'06 年までの 6 年間で NGO からの無償援助案件が 250 件、援助額が約 2,000 万ドルに達し、その約 30%が 生産開発(残りはインフラ 25%、医療・教育 20%など)に向けられた(注 19)。女性や 少数民族向けの支援なども含めて、地域レベルでは NGO が果たしている役割も無視できない。

2-(8) 中小企業の国際化支援

この項目での政府による中小企業向け支援は、'00 年に商務省(現在は商工省)の下部機関として設立された貿易振興庁(Vietrade=Vietnam Trade Promotion Agency)による輸出振興業務が中心である。同庁は、'90 年代からスイスなど一部ドナーの支援によって行われた輸出振興プロジェクトの経験などを基にして、UNIDO、ITC など国際機関を中心に他のドナーからも支援を得て設立された。その業務は、見本市の開催、海外見本市への参加など貿易関連サービスが中心で、SME の輸出振興に重点を置き、それについて経験のある VCCI(ベトナム商工会議所)から、幹部級の人材を多く受け入れたほか、その後も密接な協力関係を維持している。また、海外のベトナム大使館と国内の商工省の地方局も貿易振興業務を分担し、Vietradeとの連絡体制をとっている。

'02 年からは、ITC の支援、VCCI の協力を得て、IT を活用した、SME 向けを重点とする貿易情報システム「e-Trade Bridge」プロジェクトに着手し、コーヒーの輸出振興などを通じて情報提供、人材育成や貿易相談などにも業務を広げた。現在はこのシステムを商工省内のより広範な用途に向け統合中という。'04 年には、スイス、スウェーデンなどの支援を受けて、「輸出を通じての貧困削減計画 (Export-led Poverty Reduction Program)」を実施し、合わせて 1,200 万ドル以上の予算を支出したこともある。

'08 年時点での Vietrade は、ハノイの本庁に約 50 人、そのほかホーチミン、ダナンと海外 2 カ所 (ニューヨーク、ドバイ) の支部に約 30 人と、合計約 80 人のスタッフを持つ。年間の予算は約 60 億ドン (約 370 万ドル) で、その約 3 分の 1 はサービス収入である。海外 2 カ所の支部は、既に自己資金で運営しており、自己資金の比率が増えつつある。とはいっても、人員、予算とも不足しているうえ、スタッフの経験、トレーニングも不十分で、輸出促進の業務の質が低く、せいぜい旅行エージェントとしての機能しか果たしていないとして、同庁を利用する民営企業からの評判は良くない。また、地方の各省には商工省傘下の貿易振興センター (Trade Promotion Center)を設置し、それぞれ若干名のスタッフを配置してはいるが、外国語のできるスタッフが乏しいうえ、知識、経験のレベルも低いとされる (注 20)。'06 年の Vietrade は、155 件のプログラムを企画したが、そのうち 15%は実施されなかったともいう。

情報の収集・提供については、e-Trade Bridge を商工省のより広範なシステムに統合する作業を進め、全国的なネットワーク「V-Trade Portal」の形成も進める構想を持つ。

なお、'06年の Vietrade は、特に水産物、加工食品の輸出促進に重点を置き、11件のプ

ログラムを実施した。それらに投入された政府予算の総額は、1万2,700ドルであった。 ただし、'08 年時点では、水産物関連の業界団体がすでに十分強力であるため、Vietrade の支援対象からは外されている。

なお、SME の輸出促進に関しては、ホーチミン市人民委員会(HCMC People's Committee)が'03 年から地元企業のため独自に実施している商品のオンライン展示、市場調査などのプログラム(予算 100 万ドル)がある。さらに、'03 年から'05 年にかけて、スイス、デンマーク、オランダ、日本などのドナーや関連機関がそれぞれの目的で支援した個別のプログラムもいくつかあり、例えば、スイスの SECO は Vietrade との協力で年間 30 万ドルの予算による業者のマッチング、ミッション派遣などを実施している。

他方、輸出金融に関しては、中小企業に限定しないが、'99 年に財務省傘下に設立された輸出支援基金 (ESF=Export Support Fund) があり、また'00 年に政策金融機関となった DAF や、それが再編された VDB (いずれも2-(1) を参照のこと) も、ドナーの支援を得て、'01 年から SME 向けも含めた短期輸出振興融資を行っている。

2-(9) 中小企業に関する雇用・労働政策

ドナーの中小企業支援では、貧困の削減(poverty reduction)が重要な目標として盛り込まれていることが多く、各種レポートでも中小企業での過酷な労働条件、劣悪な仕事環境などがしばしば指摘されている。支援プログラムの中でその改善を目指す具体策を盛り込んでいるケースは少なくない。他方、政府の'06 年~'10 年中小企業発展計画では、'10 年までに雇用 270 万人の創出を盛り込んではいるが、とくに中小企業の雇用・労働条件などでの改善策は含まれていない。

なお、2-(11)-2)で後述する協同組合(Cooperative)は、小規模企業や家内工業の雇用者団体であるが、むしろ労働問題に活動の重点を向けている。ただし、中小企業政策面からの関与はあまりない。

2-(10) 中小企業組織およびネットワークへの支援

2-(10)-1) 商工会議所

ベトナムの中小企業の活動にかかわる最も重要な民間の組織がベトナム商工会議所 (VCCI=Vietnam Chamber of Commerce & Industry) である。そもそもは'63 年に貿易 振興のため設立されたが、その後の変遷を経て、'93 年の首相決定により、ビジネス界全

表8 VCCIの2007年の主要な事業実績

<u> </u>				
事業	件数	参加者または企業数		
マネジャー・トレーニング・コース	700	44,500人		
アンチダンピングなどのセミナー	10	n.a.		
海外ミッションの派遣	403	9,120人		
外国ミッションの受入れ	607	26,600人		
海外ビジネスマンとの会合	180	25,330人		
国内での見本市開催	26	2,800社		
外国での見本市参加	12	6,700社		

注)参加者・参加企業は中小企業に限定していない。

資料) VCCI News, Jan. 27. 2008

体の活動を促進するための民間の独立機関となった。本部はハノイにあり、そこに約 200 人のスタッフ、一連の委員会、中小企業振興センター(SMEPC=Small & Medium Enterprise Promotion Center)を含めた内部部局などを置いている。また主要な 9 都市にも支部を置き、本部を含めて全体で 1,000 人以上のスタッフを擁する。

会員は国内の業界団体や企業 (ベトナム側が 50%以上を出資する合弁企業を含む) で、'06 年時点では 50 以上の団体、5,000 以上の企業がメンバーであった。資金は、会費収入が 20~30%、政府からの補助金が約 20%を占めるほか、研修、市場調査、コンサルティング、見本市開催、知財権登録、原産地証明などによるサービス収入も重要な部分を占める(表8)。実際の事業の経費は、ドナーからの支援に依存している部分も多いと推察される。

その活動は、見本市の開催、海外見本市への参加、ミッションの派遣・受入れ、セミナーや研修コースの開催、情報提供、コンサルティング・サービス、知財権の代理業務など多岐にわたるが、その中には傘下の企業による営利事業として運営している部分もある。 2-(3)-2) で述べたドナーの支援による人材育成プログラム SIYB が、VICC に移管され、人材育成事業として運営されているのも、その一例である。また、'02年からは、2-(4)-2) で述べた電子商取引の一つとして、VCCI 自身が米インテル、マイクロソフトやベトナムのテクコムバンク(Techcombank)からの協力を得て「VNemart」と呼ぶ B2B ポータルを立ち上げるなど、IT への対応にも積極的に取り組んでいる。

これら一連の業務にも関連して、中小企業を対象とする案件で、しばしば ASMED との協力経験があり、ネットワークも持つ VCCI は、ASMED にとって欠かせないパートナーとなっている。同様の理由から、外国ドナーも、中小企業に関連するプログラムについて、

しばしば VCCI との協力を望み、実際に多くの案件で、ドナーからの支援を受けたり、その協力を得るなどしている。

最も大きな支部はホーチミンにあり、100人以上のスタッフを持ち、政府からの支援にあまり頼らずに活動している。ただし、SME振興を目的としたSME振興センター(SME Promotion Center)は、ハノイで決められた方針に基いて、7人のスタッフが能力向上、情報提供、経営サービスなどのプログラムを実施している。

2-(10)-2) 業界団体・協同組合

VCCI を筆頭として、ベトナムには、'01 年ごろの時点で 200 近くの業界団体が存在すると推定され、またその数が増え続けている。その中には、工業・商業連合 (UAIC=Union of Association of Industry & Commerce)、青年経営者協会 (YEA=Young Entrepreneurs Association)、女性企業家協会 (WEA=Women Entrepreneur Association)、中小企業協会 (VINASME) のような業種を限らない団体もあれば、衣類・繊維、皮革・靴、製紙、プラスチック、酒類、タバコ、電子といった全国レベルの業種別団体もあり、さらに地域別の一般経済団体(例えばホーチミン地区の UAIC である HUAIC)や業種別団体(例えばハイフォン皮革・靴協会、中部製紙協会など)もある。さらに、よりインフォーマルな組織として、さまざまなタイプの「ビジネス・クラブ」も増えつつあるという。

全国レベルの業界団体は、かつて国営企業だけの組織であったものが、民営企業やSME にも開放されたというケースが多い。近年は、メンバーに占める民営企業の比率が増えており、今日では国営企業だけの団体はなくなっている。民営企業だけの団体は、地方レベルにごく少数存在するが、地方レベルのクラブの中にはその例も少なくない。中小企業協会(VINASME)は、その機能として中小企業の能力強化、テクノロジーの活用、情報の活用などを掲げ、特に国際規格、環境などのテーマで、ドナーの支援も得ながら活動している。

これらのうち、中小企業関連の施策に関連して何らかの役割を担っていると考えられるのは、VCCI を別とすれば、全国レベルでは UAIC、YEA、WEA があり、地方レベルでは HUAIC や各地方の SME 協会、YBS、そして一部のビジネス・クラブなどである。また、業界団体とは性格を異にするが、科学技術関連の多くの組織・団体をメンバーとする科学技術連盟(VUSTA=Vietnam Union of Science and Technology Association)も、MPI の SME カウンシルのメンバーに加わるなど、科学技術面から中小企業施策に関与し

表9 中小企業政策と関連の深い業界団体(2006年)

団体名	設立·改組	構成メンバー	特徴
ベトナム商工会議所 (VCCI=Vietnam Chamber of Commerce & Industry)	1960設立 1997年改組	団体50以上 5,000社以上 9カ所に支部	各種ビジネス振興・サービス活動。 政府が予算の約20%を補助。
ベトナム協同組合連盟 (VCA=Vietnam Cooperative Alliance)	1990年代初め 北部で設立	6万7,000組合 1,250万人 各省市に支部	全国の各種協同組合の連合体。政 府が支援。外国ドナーの支援もあ る。
工業·商業連合会 (UAIC=Union of Association of Industry & Commerce)	1970年代に 南部で設立 1991年改組	多数の団体と 1,800社以上	当初は民営企業のみの業界団体 連合。のち国営企業も加盟。
ホーチミンUAIC (HUAIC)	1998年HCMで クラブ設立	HCMの多数の 団体、企業	2001年改組しUAICの地方組織と なる。
青年企業家協会 (YEA=Young Entrepreneurs Asso.)	1990年代初め ハノイで設立	27カ所に支部	当初は民営企業役員のみ。 のち国営も加盟。
女性企業家協会 (WEA=Women Entrepreneur Assoc.)	1993年設立	多くの地方に支部	カナダのNGOが支援。女性経営者 の組織。
中小企業協会 (VINASME=SME Association)	2005年設立	ハノイ、HCM、ダナン	設立後日が浅く、詳細不明。
科学技術連盟 (VUSTA=Vietnam Union of Science and Technology Association)	1983年設立	114団体 400の研究所、150の 新聞、雑誌など	VCCI、ドナーなどとの協力も含めて、科学技術面からSME振興に関 与。

資料) World Bank "Vietnam Development Report 2006" などから作成。

ている。外国ドナーとの協力関係でも、これらの団体名がしばしば登場する(表9)。

このうち UAIC は、ホーチミン市で民営企業のみの組織としてスタートし、のちに全国 組織となり、国営企業も会員に加わった。政府系機関とは一線を画し、自主独立の性格を 維持している。ただし、その中心とみられるホーチミンの支部 HUAIC も、メンバー5,000 社を持ちながらスタッフは5人と少なく、VCCI との規模の差は大きい。

これらとは別に、小規模企業や家内工業を組合員とする、より公的な性格の強い組織としての協同組合(Cooperative)や、それを地域や業種でまとめる協同組合連合(Cooperative Alliance)、さらにその全国組織としてのベトナム協同組合連盟(VCA=Vietnam Cooperative Alliance)がある。'07年6月現在では、全国に約1万7,000の組合があり、1,250万人の組合員が加盟している。その活動分野は、農業、水産業、運送業、ハンディクラフト、零細クレジットなどで、雇用者団体ではあるが、目的の中心は労働者の利益・保護に向けられている。傘下組合での外国ドナーとの協力関係は多いが、中小企業政策面への関与は目立たない。

2-(10)-3) ネットワーク支援

VCCI や各種業界団体が中小企業の育成・支援に向けて協力しているケースは少なくな

い。とくに、海外ドナーが支援プログラムを企画し、実施する際に、現地の様々な関連団体に協力を求め、しばしば協議もしていることから、結果的にそれらの間のネットワークが形成されているケースが多くなっている。それは、ベトナムでの中小企業支援にみられる特徴ともいえる。

2-(11) 小規模企業対策

「マイクロ・ビジネス (Micro-Business)」とも呼ばれる零細な小規模企業や家内工業については、定義としては従業員9人以下の分類で、中小企業に含まれ、中小企業政策の対象にもなっている。しかし、ASMED の実施する一連の政策の中で、この規模の企業を特定して支援策が講じられているケースはない。

ただし、その種企業の雇用者団体である協同組合(Cooperative)は、国家レベルの経済・社会発展計画に沿って、主として労働政策面からの施策の実施に協力するなどしている。その中には、例えば農業や水産業での技術研修とか、低所得者向けの住宅供給なども含まれている。

また、外国ドナー(NGO を含む)の支援プログラムの中には、この種企業の育成や支援を主要な目的としているケースが少なくない。そうしたプログラムの企画や実施には、地方レベルの行政、中小企業関連団体、協同組合などが協力している場合も多い。例えば、ドイツの協力機関の一つである DED(German Development Service)は、'93 年以降、PPP(Public Private Partnership)プログラムを実施し、同じドイツの協力機関 KfW やGTZ とも協力しながら、ベトナム各地での小規模企業育成を支援している。

2-(12) セイフティーネット

'04年11月には、それまで明確ではなかった国営企業も対象に含めた新しい破産法(New Bankruptcy Law) が、国会の承認を経て施行された。ただしそれには、中小企業を特定した手続きや措置は含まれていない。

'05 年9月には、企業や協同組合が裁判所での決定による破産宣告を受けた場合の、労働者に対する債務の保全に関する制度が公布された。そこでは、賃金、退職手当、医療費、事故や職務上の疾病、社会保険費用などの債務を、それぞれの該当法令などに基いて解決されるべきことが規定されている。

他方、VCCI(ベトナム商工会議所)は、SMEの持続的な発展を主な狙いとして、労働

者の安全や健康を守るための事業に取り組み、ドナーや関連機関と協力して、セミナー開催、フィルムやパンフレットの作成、ウェブでの情報提供などを実施している。また、VCA(ベトナム協同組合連合)は、ILOや他の外国ドナーからの支援も得て、小規模企業での労働者の利益・保護のための幅広い活動を行っている。

第3章 中小企業施策の課題と日本の支援策

3-(1) 施策、プログラム停滞の要因

ベトナムの中小企業施策の近年の展開をみると、重要な施策やプログラムのいくつかが、 期待通りに進展していないとか、中断や中止に追い込まれているといった状況が目立って いる。それらは、移行経済の難しさや資金不足といった構造的な問題に由来する部分もあ るが、より具体的に、ベトナムの担当官庁や関係機関での意思決定の遅れ、手続きの煩雑 さ、業務遂行意欲の欠如などが主要な理由になっていると考えられるケースも少なくない ようにみえる。

例えば、1-(4)-1)で述べた ASMED 傘下のハノイ技術支援センター(TAC Hanoi)では、ドナーである日本の JICA による支援の中で、重要な役割を果たすと思われる部分(とくに機材供与)が、ASMED 内部での意見の不一致などのために実施できず、それが同センターに期待されている機能を発揮できないという結果につながっている。TAC ハノイは、とくに機械・金属関連の裾野産業分野での SME の技術レベル向上につながる中核的な機関となり、さらにベトナム側で進める予定の TAC ホーチミン、TAC ダナンを立ち上げていくためのモデルとなることも期待されているだけに、その影響は大きい。

- 2-(1)で述べた金融に関しては、財務省が地方の各省に呼びかけて設立しようとしている SME 向け信用保証基金が、大部分の省でまだ設立にまで至っていないという問題がある。これも、おそらくは関係機関による意思決定の遅れや意見の不一致が原因になっていると思われる。それが、SME への融資の拡大という重要な課題の進展を妨げていることは確かであろう。
- 2-(3)-1)で述べた情報提供に関しては、国家規模から各省庁、関係機関、各地域などにまで至る様々な情報ネットワーク化の計画や構想が、結果としては無秩序に進められ、あるいはしばしば変更、中断されるなどして、SME にとって必要な効率的な情報システムの構築が遅れてきた。これも、各レベルでの意思決定の遅れや意見の不統一などによるところが大きかったものと推察できる。
- 2-(4)-1)で述べたサイゴン・ハイテクパーク(SHTP)のインキュベーション・センター(SHTP・IC)に関しても、当初構想されていたホーチミン科学大学(University of Natural Science of HCM City)との協力体制が、キーパーソンの辞任によって不透明な状態に陥っているという。それも、関係機関での意見の不一致などによるものと推察できる。インキュベーション施設にとって研究機関との協力体制は不可欠と考えられるだけ

に、影響は少なくないであろう。

3-(2) 周辺国の成果にも学ぶ

これら一連の状況は、ベトナム政府や関係機関での活発あるいは慎重な論議もしくは手続きを反映するものでもあり、一概に批判はできない。しかし、ベトナムの WTO 加盟やアジア各国間での経済連携への流れなどの中で、ベトナムの SME の競争力強化が緊急の課題であることからすれば、必要な対策が手遅れになり、効果が上がらなくなるといった可能性もあろう。重要な施策に関しては、可能な限り意思決定や手続きを早め、具体策の実施を急ぐことが必要と考えられる。

また、そうした意思決定や具体策の実施に関して、既に同様なテーマでの意思決定や具体策で成果を上げている周辺国でのケースに学ぶことも有効と考えられる。とくに、ASEAN 諸国の中で比較的早くから類似のテーマに取り組み、一定の成果を上げてきたタイ、マレーシアの両国には、その種の学習できる経験が豊富にある。

例えば、タイでは、1980年代後半から、主として日本の支援を得て、自動車関連の裾野産業の振興に取り組み、地場の中小企業も含めての育成に成果を上げてきた。それが、今や「東南アジアのデトロイト」とも呼ばれるタイの自動車関連産業クラスターを形成するに至っている(注 21)。マレーシアの電子関連産業も、そこに進出した外国有力企業に対する地場中小企業からの部品・材料の供給や IT 関連企業の発展で、一定の成果を上げつつある。

今日のベトナムは、外国企業の進出でも、それに対応する国内中小企業の発展でも、タイやマレーシアに比べて遅れた段階にあるのは否定できない。しかし、インテル(米国)、NIDEC(日本)、Hon Hai(台湾)といった有力外国企業の進出が活発化しつつあることからみても、SME の発展という点で新しいチャンスが広がりつつあることも確かであろう。とすれば、これまで中小企業の育成で先行してきた周辺国での中小企業育成策の成果に学ぶ余地は、決して少なくないものと考えられる。

こうした周辺国での成果の学習は、とくに SME 育成にかかわる政治家、官僚のほか、 自ら SME の経営に携わる事業家、経営者や SME の技術レベル向上を担うエンジニアな どにとっても大きな効果があろう。アジアの経済連携が進む中で、「周辺国には負けられな い」とのプライドを持つことも大切であるが、同時に「周辺国の成果にも学ぶ」という実 利的、現実的な意識を持つことも必要であろう。

3-(3) 日本による支援策について

日本がベトナムでの SME 育成を支援する方策としては、従来からの ODA、投資、技術 移転、人材育成といった中心的なテーマを継続するのが妥当であろう。しかし、それぞれ のテーマの中身や重点の置き方については、いくつかの改善点を指摘することもできる。

ODA については、3-(2)で述べたことにつながるが、周辺国のこれまでの経験、成功例などに倣うことが極めて重要であろう。ベトナムが移行国であり、周辺国の後追いに甘んじたくないとするプライドもあって、従来は多くの面で違った方式を選ぼうとしてきた経緯もあろうが、移行過程がある程度進んだ現段階では、むしろ周辺国での経験を最大限に生かすことが可能になっている。ベトナム側でも、当初あったような周辺国に対するプライドをある程度は抑制し、そこから学習することを容認する考え方に傾いてきているように思われる。

投資については、他の ASEAN 諸国に比べて少ない「外国企業との合弁 (joint-venture)」への誘導が望ましい段階になっている。とくに裾野産業分野では、日本の中小企業が、向上心のある地場中小企業との合弁を組み、低コストの生産拠点として育てながら、技術移転、人材育成を進めていくことが望まれる。

その技術移転や人材育成については、日本企業との合弁企業や地場の中小企業も含めて、日本人の専門家、エンジニア、熟練工などを多く送り込み、またベトナム人のエンジニアや技術労働者を日本国内での技術研修に受け入れるなどして、「日本的ものづくり」をベトナムに浸透させていくことが必要になっている。それには、既存の国際協力機構(JICA)、海外貿易開発協会(JODC)、海外技術者研修協会(AOTS)、日本貿易振興機構(JETRO)などによる公的スキームを最大限に動員するほか、日本企業それぞれの進める技術移転への努力を一層促したり、新しく加わったシルバー・ボランティア制度を大いに活用することなども有効であろう。

ベトナム人は、技能の潜在力、勤勉さ、向上心などからみて、周辺国の人々に決して劣らず、むしろより高い能力を秘めているともみられている。ところが、「日本的ものづくり」についての技術移転は、周辺国でのこれまでの長年にわたる実績、経験に比べて、はるかに期間が短く、件数も少なく、積み重ねが薄い。多くの日本企業にとって、ベトナムが将来の「ものづくり拠点」として大きな可能性を持っていることからすれば、より厚みのある技術移転、人材育成を進めていくことが極めて重要であろう。

今回の中小企業育成策に関する現地調査では、日本や日本企業が ASEAN の周辺諸国で

積み重ねてきた経験や実績が、ベトナムの関係機関や中小企業にはあまり知られていないことを痛感した。従って、そうした知識・情報のないベトナム人たちからも、直接の要望はほとんど聞かれなかった。しかし、ベトナム人たちが日本に対して抱いている潜在的な期待に応え、ベトナムの中小企業育成に日本人が貢献していくには、日本側、ベトナム側の双方で、ASEAN 周辺国での経験を詳しく知ったうえで、その成果を最大限に活用していくことが重要と考える。

[脚注]

- 注1) Decree of Government on Support for Development of Small and Medium Sized Enterprises, 23 November 2001(付属資料1)を参照。
- 注2) Decision, Approval of the 5 Year SME Development Plan 2006-2010, October 23.2006(付属 資料 2)を参照。
- 注3) ドナーによる SME 支援案件については、IFC (国際金融公社) が'05 年 4 月の時点で作成した詳細なマトリックスがある。(付属資料 3)
- 注4) "New investment phase in Vietnam" International Market News 30.Nov.2007
- 注5) '05 年 8 月時点では、Yen Bai、Tra Vinh、Dong Thap の 3 省で設立済み、HCM、Hanoi、Da Nang、Ba Ria Vung Tau の 4 カ所で設立準備中とのニュースが伝えられていた。
- 注6) Vietnam Economic Times, 2007.5.1 では、Kim Thai の署名入りで"Altering the approach" と 題する論評を発表し、プロジェクト 112 が何の成果も上げられなかったと評価したうえ、まった く新しいアプローチが必要になっていると論じている。
- 注7) 日本は、JICA を通じて、アジアの市場移行国であるベトナム (2都市) とラオス、ウズベキスタン、カザフスタン、モンゴルの5カ国、6カ所に同じタイプのセンターを開設している。
- 注8) '07 年下期には、生産管理、人材開発、マーケティング、経営戦略などをテーマとする $4\sim5$ 日 のコースが、1回あたり $30\sim50$ 人の参加で、11 回実施された。
- 注9) The Daily NNA ベトナム版、2007.9.18 この記事では、支援額は $1,000\sim3,000$ 万ドル、 Incombank からの借り入れについては、8,000 万 \sim 20 億ドンの範囲で、最大 75%について保証を受けることができる、などとされている。
- 注10) The Daily NNA ベトナム版、2006.9.15 による。
- 注11) "Vietnam's infant e-commerce on the move" People's Daily Online(中国大使館ウェブサイト) 2007.1.17 による。
- 注12) "Former Project—VCA・GTZ Project for the Promotion of SME" 2005(GTZ ウェブサイト)
- 注13) 大野健一「日系企業からみたベトナム裾野産業」、Nguyen Thi Xuan Thuy "Supporting Industries: A Review of Concepts and Development"。いずれも 2006 年 6 月の Vietnam Development Forum に提出された報告書。

なお、ベトナムの裾野産業に関するそれ以前の調査レポートとして、「ベトナムにおける裾野産業育成事業 F/S 調査」日本貿易振興会、2001 年 10 月(桜美林大学教授・井上隆一郎および寄高技術研究所代表取締役・寄高政史の現地調査、執筆)がある。

- 注14) 「裾野産業開発の基本計画承認」The Daily NNA ベトナム版 2007.8.17 による。
- 注15) 「国営企業の拡大は中小圧迫」The Daily NNA ベトナム版 2007.10.24 による。
- 注16) "High-tech venture capital fund proposed in Vietnam" Sci Dev. Net, 29 Dec.2007
- 注17) Mekong Capital ウェブサイト 2007 による。
- 注18) Thai Thu Hong, Margarete O.Biallas "Vietnam—Capital Market Diagnostic Review" Capital Market Review, Aug. 2007.
- 注19) The Daily NNA ベトナム版、2006.7.16 による。
- 注20) "Private companies make promotional programme proposal" Vietnam net, 12.9.2007.
- 注21) 井上隆一郎「タイにおける裾野産業の発展と日本の貢献―途上国での中小企業育成の観点から」 奈良産業大学『産業と経済』2002 年 12 月。井上隆一郎編「アジア工業化の新段階と経済協力の 課題-東南アジア周辺産業の育成に向けて」アジア経済研究所、1995 年。

[付属資料リスト]

1 , "Decree of Government on Support for Development of Small and Medium Sized Enterprises" Hanoi 23 November 2001.

(中小企業の定義および中小企業支援機関システムの構築に関する法令)

- 2、"Decision, Approval of the 5 Year SME Development Plan 2006-2010" (中小企業発展計画'06~'10 の承認に関する決定)
- 3、"Matrix of Private Sector Development Activities in Vietnam" April 29, 2005, IFC (ドナーからの中小企業発展支援案件に関する国際金融公社の 2005 年4月時点でのマトリックス)

[収集資料リスト]

- 1 General Statistics Office "Statistical Yearbook of Vietnam 2006" Statistical Publishing House, 2007
- 2 "Vietnam Development Report 2006— Business" Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, Hanoi, December 6-7, 2005.
- 3、"Vietnam Development Report 2007—Aiming High" Joint Donor Report to the Vietnam Consultative Group Meeting, Hanoi, December 14-15, 2006
- 4 Vietnam Environmental Monitor 2005—Biodiversity" Sida, 2005
- 5, Poverty Task Force "The Regional Poverty Assessement—Mekong River 2003"

- UNDP/Australian Government, March 2004.
- 6、"From Plan to Action: Achieving SEDP Targets—Vietnam Partnership Report 2006" An Informal Report Prepared for the Consultative Meeting for Vietnam, Hanoi, December 14-15,2006.
- 7 Edited by Paul Glewwe, Nisha Agrawal, David Dollar, "Economic Growth, Poverty, and Household Welfare in Vietnam" World Bank, Regional and Sectoral Studies, 2004.
- 8 Socialist Republic of Vietnam "Enhancing the Socio-Economic Reform Process to Rapidly Move Vietnam Out of Low Development Status" Government Report for the 2005 Consultative Group Meeting, Hanoi, December 6-7,2005.
- Pham Quang Minh "International and Vietnamese Studies An Approach" The Gioi 2007.
- Vietnam Trade Promotion Agency "Vietnamese Handicraft & Traditional Craft Village" 2007.
- 11、ベトナム貿易促進局「ベトナムの貿易と投資—基本的な情報とデータ」December, 2006.
- 12、ベトナム貿易促進局/日本アセアンセンター「日本向けベトナム輸出企業名簿」 Vietrade 2007.
- 13、Vietnam Trade Promotion Agency "VietBig No.1-Vietnam's Footwear Exports"
- 14、Vietnam Trade Promotion Agency "VietBig No.2-Vietnam's Fruits and Vegitables"
- 15. Vietnam Trade Promotion Agency "VietBig No.3-Vietnam Rubber and Rubber Products"
- 16. Vietnam Trade Promotion Agency "VietBig No.4-Vietnam Plastics and Plastics Products"
- 17, Nature Tourism Map "Vietnam" Fauna & Flora International/Defra, 2004.
- 18. The World Bank "The Little Data Book on Private Sector Development" 2007.

[禁無断転載]

ASEAN 6 カ国における中小企業施策

発行日 平成 20 年 3 月

編集発行 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

Tel: (03)5470-2375 Fax: (03)5470-2376

URL: http://www.smrj.go.jp